

# 野村インデックスファンド・ 内外7資産バランス・為替ヘッジ型

愛称：Funds-i 内外7資産バランス・為替ヘッジ型

追加型投信 内外 資産複合 インデックス型

## 【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2023年11月30日）

この目論見書により行なう野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2023年11月29日に関東財務局長に提出しており、2023年11月30日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	： 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	： CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	： 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	： 該当事項はありません。

**NOMURA 野村アセットマネジメント**

## 目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	3
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	11
3【投資リスク】	31
4【手数料等及び税金】	35
5【運用状況】	39
第2【管理及び運営】	61
1【申込（販売）手続等】	61
2【換金（解約）手続等】	62
3【資産管理等の概要】	63
4【受益者の権利等】	67
第3【ファンドの経理状況】	68
1【財務諸表】	71
2【ファンドの現況】	298
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	300
第三部【委託会社等の情報】	301
第1【委託会社等の概況】	301
1【委託会社等の概況】	301
2【事業の内容及び営業の概況】	303
3【委託会社等の経理状況】	304
4【利害関係人との取引制限】	340
5【その他】	340
約款	341

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型

(ファンドの愛称を「Funds-i 内外7資産バランス・為替ヘッジ型」とします。なお、「ファンド」という場合、または「野村 Funds-i 内外7資産為替ヘッジ」という場合があります。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

#### ■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

2兆円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額<sup>\*</sup>とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口あたりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

### (5)【申込手数料】

① 取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2% (税抜 2.0%) 以内<sup>\*</sup>で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額

とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

(6) 【申込単位】

1 万口以上 1 万口単位(当初元本 1 口=1 円)または 1 万円以上 1 円単位

※分配金を再投資する場合には 1 口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2023 年 11 月 30 日から 2024 年 11 月 28 日まで

\*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時~午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」(または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、「受託者」(または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時~午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

**株式会社証券保管振替機構**

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

国内および外国の各株式、国内、外国および新興国の各債券、国内および外国の各不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象<sup>※</sup>とし、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

※ ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

#### ■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。  
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ( )	
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	日経225  TOPIX
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投 信)資産配分固定 型))	その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東) エマージング			その他 (合成指数)
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型					

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

#### <商品分類表定義>

##### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### [投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…MRF 及び MMF の運営に関する規則(以下「MRF 等規則」という。)に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF 等規則に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

##### [補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の場合には当該小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分表定義>

##### [投資対象資産による属性区分]

###### 株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### 債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。



- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### [決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [特殊型]

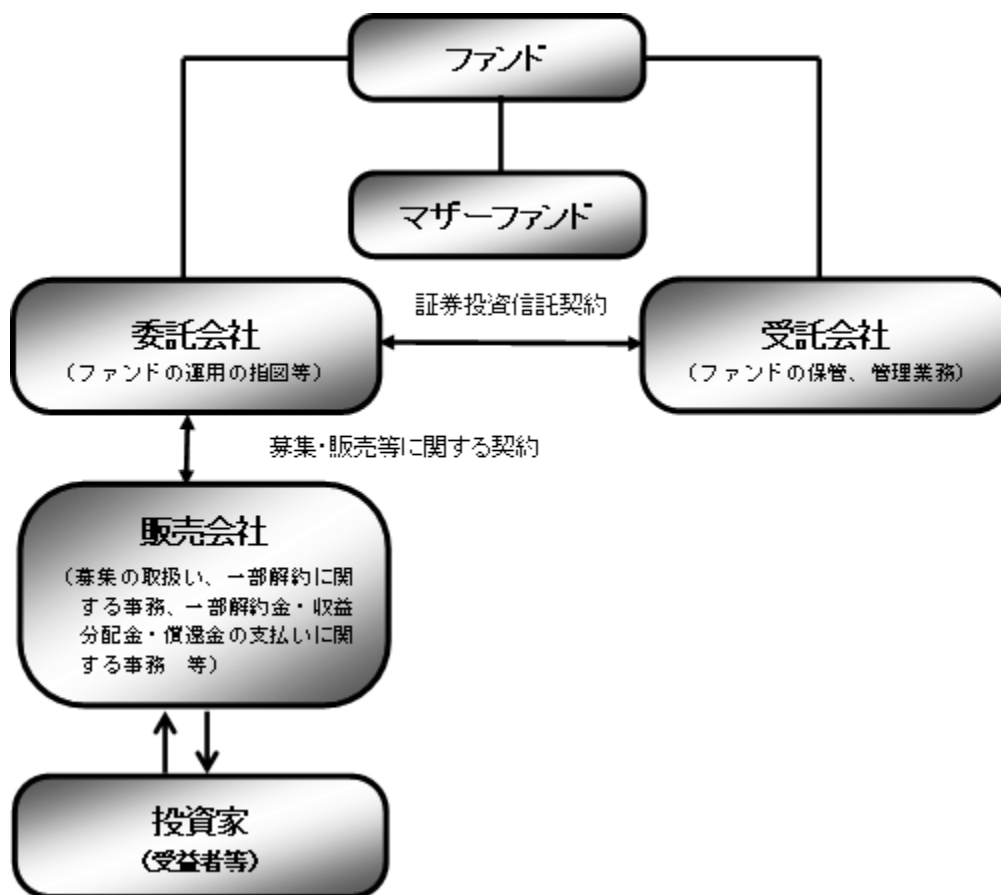
- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2013年9月12日

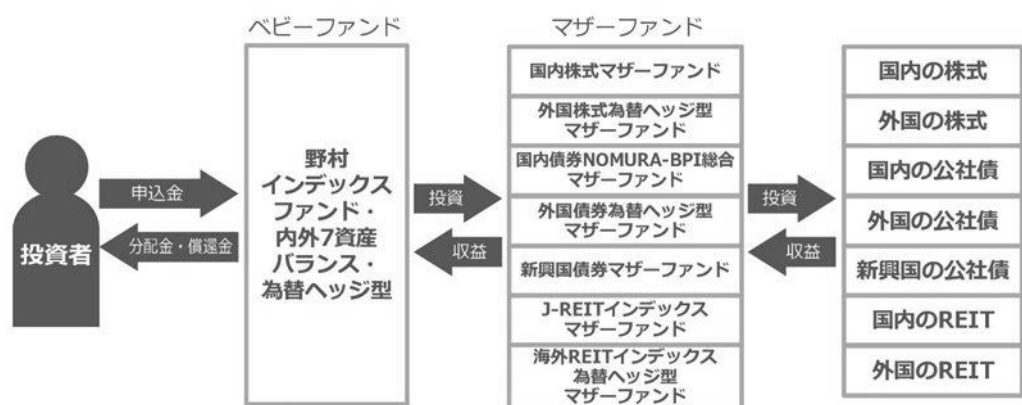
信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型
マザーファンド (親投資信託)	国内株式マザーファンド 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド 国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド 新興国債券マザーファンド J-REITインデックスマザーファンド 海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2023年10月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1] ファンドにおける各マザーファンドへの投資比率は、以下を基本（「基本投資割合」といいます。）とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

マザーファンド名	基本投資割合	主要投資対象	対象指数
①国内株式マザーファンド	1/6	わが国の株式	東証株価指数(TOPIX)
②外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	1/6	外国の株式	MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジあり)
③国内債券 NOMURA-BPI 総合マザーファンド	1/9	わが国の公社債	NOMURA-BPI 総合
④外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	1/9	外国の公社債	FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)
⑤新興国債券マザーファンド	1/9	新興国の公社債	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円ヘッジベース)*
⑥J-REIT インデックス マザーファンド	1/6	J-REIT※1	東証 REIT 指数(配当込み)
⑦海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド	1/6	日本を除く世界各国の REIT※2	S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円ヘッジ)

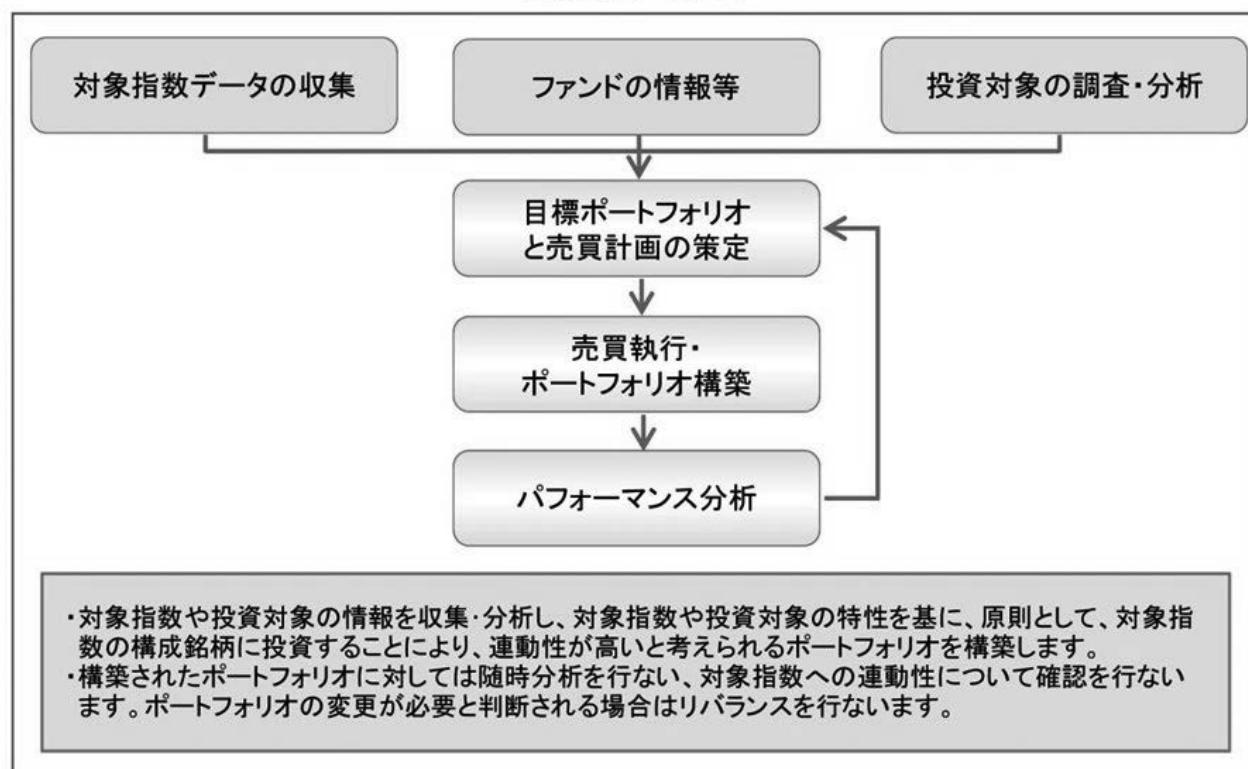
※1 わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

※2 海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

\* JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus (US ドルベース) をもとに、委託会社が為替ヘッジコストを考慮して算出したものです。

（新興国債券マザーファンドは「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）」の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないますが、ファンドにおいては、原則として基本投資割合の範囲で為替予約取引等を行ない、「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジベース）」に連動する投資成果を目指します。）

### ■ 投資プロセス ■



\* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

[2] 合成指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

[3] 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ■各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について■

### ○東証株価指数(TOPIX)

- ① 東証株価指数 (TOPIX) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数 (TOPIX) の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数 (TOPIX) に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数 (TOPIX) の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤ 本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P X は、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数 (TOPIX) の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧ 以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

### ○MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジあり)

MSCI-KOKUSAI 指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc. (MSCI)、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関

与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係は一切主張することはできません。

#### ○NOMURA-BPI 総合

NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

○FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

○JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円ヘッジベース)

本書に含まれる JP モルガンのインデックス商品 (インデックスのレベルも含まれますが、これに限られません。) (以下、「本インデックス」といいます。) に関する情報 (以下、「当情報」といいます。) は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JP モルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション (ロング若しくはショート) を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー (以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。) は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引 (以下「該当商品」といいます。) を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド (英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員) 及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、[index.research@jpmorgan.com](mailto:index.research@jpmorgan.com) 宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、[www.morganmarkets.com](http://www.morganmarkets.com) もご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

## ○東証 REIT 指数(配当込み)

- ①東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証 REIT 指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証 REIT 指数（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P X は、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証 REIT 指数（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

## ○S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円ヘッジ)

本ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。

S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしておりません。

S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。

S&P は、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あ



るいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

## (2) 【投資対象】

国内および外国の各株式、国内、外国および新興国の各債券、国内および外国の各不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「J-REIT インデックスマザーファンド」、「海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」各受益証券を主要投資対象とします。

### ■各マザーファンドの主要投資対象■

マザーファンド名	主要投資対象
国内株式マザーファンド	わが国の株式
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	外国の株式
国内債券 NOMURA-BPI 総合マザーファンド	わが国の公社債
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	外国の公社債
新興国債券マザーファンド	新興国の公社債
J-REIT インデックスマザーファンド	J-REIT
海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド	日本を除く世界各国の REIT

#### ① 投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - 有価証券
  - デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5) 投資制限④、⑤、⑧および⑩」に定めるものに限ります。）に係る権利
  - 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

#### 2 次に掲げる特定資産以外の資産

- 為替手形
- 次に掲げるものをすべてみたす資産
  - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
  - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
  - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

#### ② 有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、外国株式為替ヘッジ型マザーファンド、国内債券

NOMURA-BPI 総合 マザーファンド、外国債券為替ヘッジ型マザーファンド、新興国債券マザーファンド、J-REIT インデックス マザーファンド、および海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲等（信託約款）

委託者は、信託金を、上記「②有価証券の指図範囲等」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
  2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
  7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
  8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第13号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
  9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの
- ④ その他の投資対象
- 1 先物取引等
  - 2 スワップ取引
  - 3 金利先渡取引<sup>※1</sup>
  - 4 為替先渡取引<sup>※2</sup>
  - 5 直物為替先渡取引<sup>※3</sup>
- ※1 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ※2 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ※3 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

## (参考)各マザーファンドの概要

### (国内株式マザーファンド) 運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

- ① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第 16 条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第 17 条の範囲で行ないます。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国株式為替ヘッジ型マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。
- ③ MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債<sup>※</sup>への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、

同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド)  
運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合 (NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行ないません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国債券為替ヘッジ型マザーファンド)  
運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
  - ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。
  - ③ 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。
  - ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 株式への投資は行ないません。
  - ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
  - ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
  - ④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
  - ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
  - ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(新興国債券マザーファンド)

#### 運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

- ① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

- ③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(J-REIT インデックス マザーファンド)  
運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※(以下「J-REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2) 投資態度

① J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。



## 運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

#### (2) 投資態度

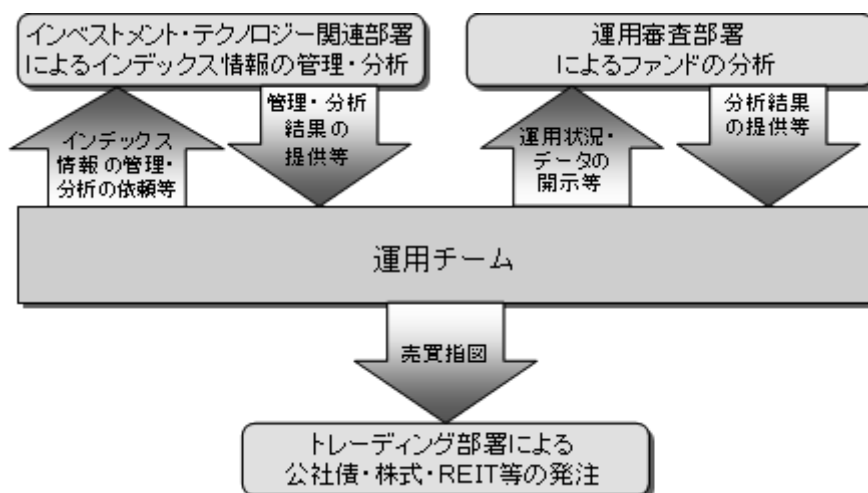
- ① 日本を除く世界各国の REIT を主要投資対象とし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。
- ③ 効率的な運用を行なうため、REIT 指数先物取引、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### (3) 【運用体制】

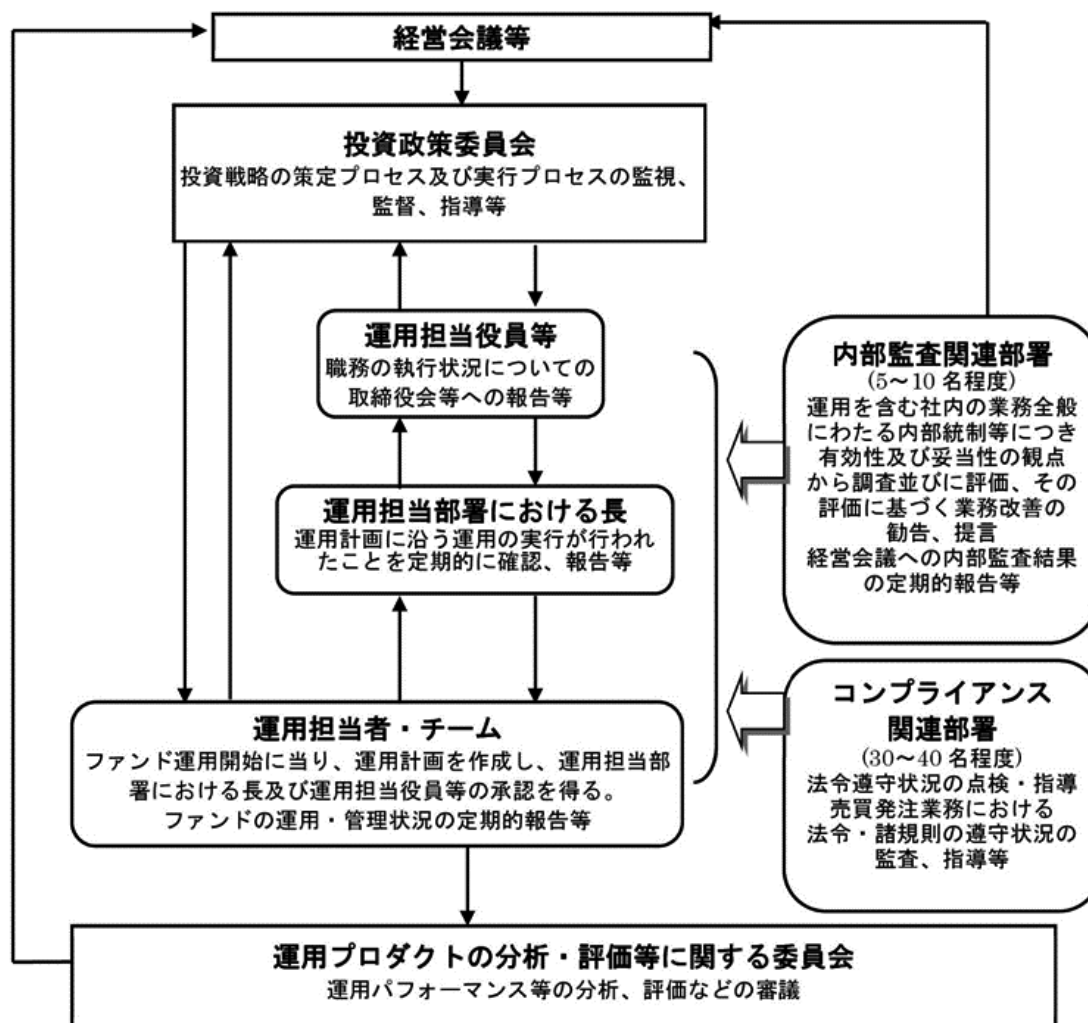
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

\*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ◆ファンドの決算日

原則として毎年9月6日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

#### (5)【投資制限】

##### ①運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

##### ②投資する株式等の範囲(信託約款)

- (i)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ii)上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

##### ③信用取引の指図範囲(信託約款)

- (i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (ii)上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### ④先物取引等の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### ⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- (ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑦公社債の借入れ(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、

当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### ⑧金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑨特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### ⑩直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑪資金の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑫同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

### 3 【投資リスク】

#### ≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

#### [REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

#### [債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

#### [為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### ≪その他の留意点≫

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象指数（合成指数）は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数に連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的な投資対象とする REIT の中には、流動性の低いものもあり、こうした REIT への投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- REIT に関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REIT の価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。



《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

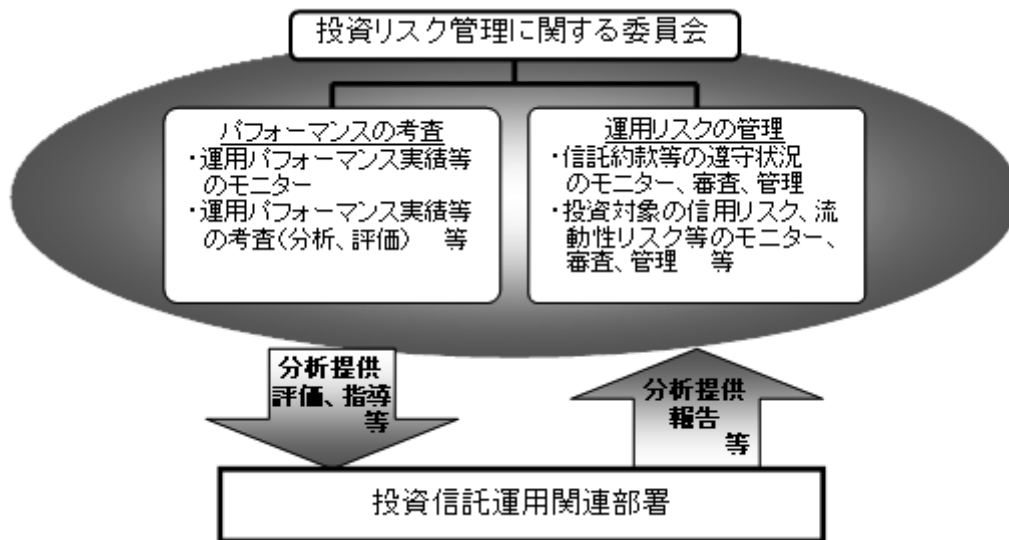
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

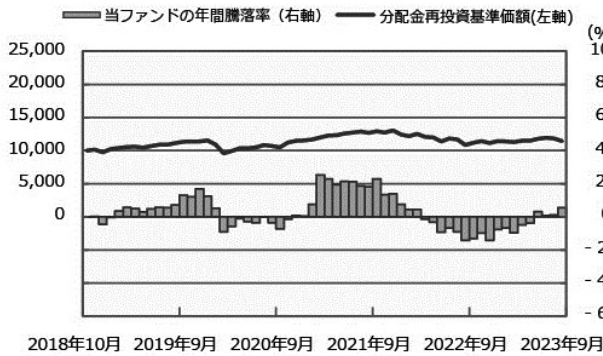
リスク管理体制図



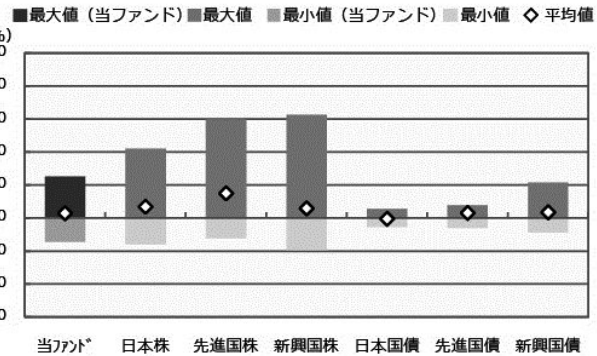
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

# リスクの定量的比較 (2018年10月末～2023年9月末：月次)

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	25.2	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 14.4	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	2.9	6.8	15.0	5.9	△ 0.6	3.0	3.5

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年10月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### <代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPXI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

- ① 取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜2.0%）以内\*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。  
※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。
- ② 収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

##### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.55%（税抜年0.50%）以内（2023年11月29日現在 年0.55%（税抜年0.50%））の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年0.23%	年0.23%	年0.04%

\*上記配分は、2023年11月29日現在の信託報酬率における配分です。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

##### ≪支払先の役務の内容≫

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

##### (4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う債権回収に要する弁護士費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支

払われます。

④ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

⑤ ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額\*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

\*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

### ■個人、法人別の課税について■

#### ◆個人の投資家に対する課税

##### <収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

##### <換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

##### 《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りません。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
・ 特定公社債 <sup>(注1)</sup> の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＊少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISA をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。（2023年9月末現在）

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税 15.315%）の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

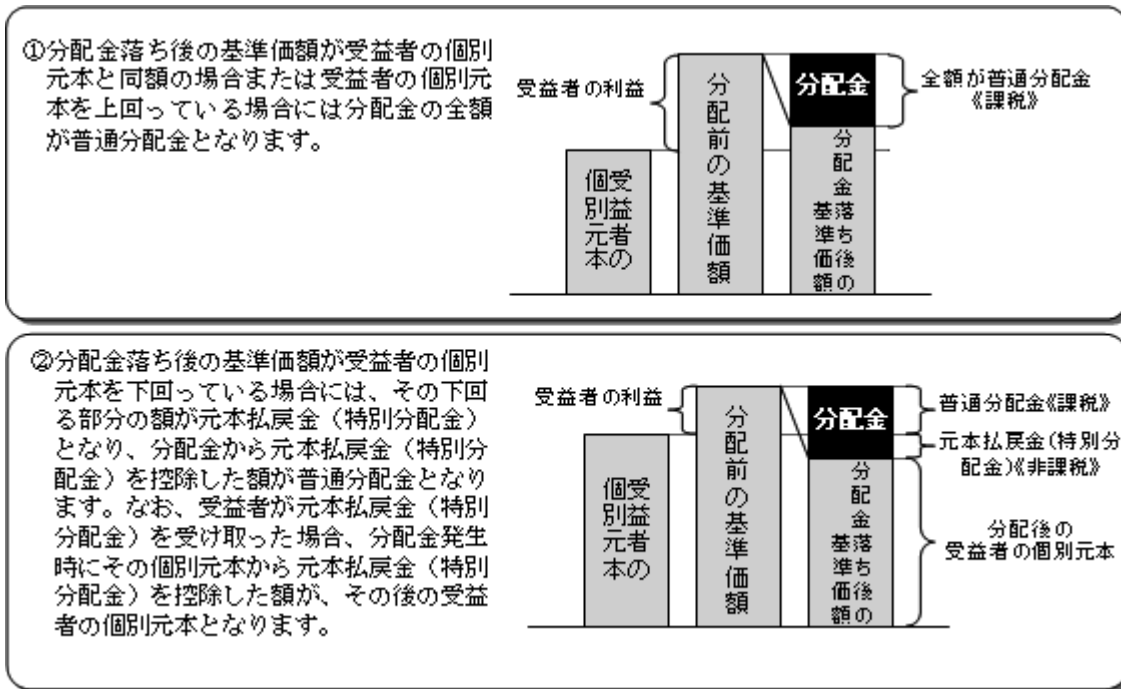
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

\*外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

\*税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2023年9月末現在）が変更になる場合があります。

## 5 【運用状況】

以下は 2023 年 9 月 29 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1) 【投資状況】

#### 野村インデックスファンド・内外 7 資産バランス・為替ヘッジ型

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	18,159,594,845	99.89
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	18,690,692	0.10
合計 (純資産総額)		18,178,285,537	100.00

#### (参考) 国内株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	570,982,209,830	97.40
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	15,187,598,309	2.59
合計 (純資産総額)		586,169,808,139	100.00

#### その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	12,523,665,000	2.13

#### (参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	68,937,173,178	72.30
	カナダ	3,222,061,129	3.37
	ドイツ	2,248,931,875	2.35
	イタリア	690,658,859	0.72
	フランス	3,174,315,188	3.32
	オランダ	1,203,219,921	1.26
	スペイン	688,847,736	0.72
	ベルギー	207,169,015	0.21
	オーストリア	53,093,988	0.05
	ルクセンブルグ	13,659,921	0.01
	フィンランド	234,154,532	0.24
	アイルランド	145,717,665	0.15
	ポルトガル	58,729,390	0.06
	スイス	24,873,387	0.02
	イギリス	4,145,960,376	4.34
	スイス	2,694,606,117	2.82

	スウェーデン	847,212,948	0.88
	ノルウェー	194,850,994	0.20
	デンマーク	892,493,600	0.93
	オーストラリア	1,868,846,166	1.96
	ニュージーランド	50,882,252	0.05
	香港	563,899,325	0.59
	シンガポール	315,953,106	0.33
	イスラエル	107,931,386	0.11
	小計	92,585,242,054	97.11
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	1,606,496,566	1.68
	カナダ	9,454,744	0.00
	フランス	37,686,602	0.03
	ベルギー	9,417,179	0.00
	イギリス	26,188,053	0.02
	オーストラリア	120,393,727	0.12
	香港	21,960,160	0.02
	シンガポール	34,494,102	0.03
	小計	1,866,091,133	1.95
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	888,355,451	0.93
合計（純資産総額）		95,339,688,638	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	2,952,054,786	3.09
	買建	カナダ	130,639,978	0.13
	買建	ドイツ	370,200,320	0.38
	買建	イギリス	181,561,677	0.19
	買建	スイス	107,422,642	0.11
	買建	オーストラリア	67,741,512	0.07

（参考）国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	756,335,208,900	81.93
地方債証券	日本	53,993,972,441	5.84
特殊債券	日本	62,408,851,611	6.76
社債券	日本	43,251,845,000	4.68
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	7,157,461,292	0.77
合計（純資産総額）		923,147,339,244	100.00



## (参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	39,700,660,614	48.70
	カナダ	1,664,869,440	2.04
	メキシコ	809,299,060	0.99
	ドイツ	5,181,866,332	6.35
	イタリア	5,901,138,834	7.23
	フランス	6,701,598,305	8.22
	オランダ	1,161,031,291	1.42
	スペイン	3,989,541,062	4.89
	ベルギー	1,468,115,747	1.80
	オーストリア	933,715,482	1.14
	フィンランド	378,531,660	0.46
	アイルランド	465,564,596	0.57
	イギリス	4,008,552,101	4.91
	スウェーデン	170,649,788	0.20
	ノルウェー	129,179,552	0.15
	デンマーク	261,608,262	0.32
	ポーランド	429,059,177	0.52
	オーストラリア	1,239,168,486	1.52
	ニュージーランド	178,497,857	0.21
	シンガポール	834,463,347	1.02
中国	5,565,351,506	6.82	
イスラエル	250,363,002	0.30	
	小計	81,422,825,501	99.88
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	93,217,566	0.11
合計 (純資産総額)		81,516,043,067	100.00

## (参考) 新興国債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	33,679,268,697	97.92
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	714,777,420	2.07
合計 (純資産総額)		34,394,046,117	100.00

## (参考) J-REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	日本	49,469,279,800	97.07
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	1,492,189,381	2.92
合計 (純資産総額)		50,961,469,181	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
REIT 指数先物取引	買建	日本	1,487,400,000	2.91

(参考) 海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	アメリカ	5,307,785,370	78.16
	カナダ	109,804,800	1.61
	ドイツ	2,791,544	0.04
	イタリア	686,826	0.01
	フランス	114,082,036	1.67
	オランダ	12,893,748	0.18
	スペイン	26,473,848	0.38
	ベルギー	69,841,972	1.02
	アイルランド	2,473,806	0.03
	シンガポール	2,787,120	0.04
	イギリス	312,986,071	4.60
	オーストラリア	446,420,694	6.57
	ニュージーランド	20,091,831	0.29
	香港	83,086,142	1.22
	シンガポール	235,358,990	3.46
	韓国	13,221,466	0.19
	イスラエル	9,268,589	0.13
	小計	6,770,054,853	99.69
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	20,770,454	0.30
合計 (純資産総額)		6,790,825,307	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	317,678,002	4.67

## (2) 【投資資産】

### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託	国内株式マザーファンド	1,206,252,544	2.6369	3,180,767,334	2.5839	3,116,835,948	17.14

		受益証券							
2	日本	親投資信託 受益証券	J-REITインデックス マザーファンド	1,152,041,726	2.7388	3,155,263,805	2.6687	3,074,453,754	16.91
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式為替ヘッジ型マザー ファンド	1,142,327,009	2.7289	3,117,299,562	2.6171	2,989,584,015	16.44
4	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス為替ヘ ッジ型マザーファンド	2,154,127,648	1.4250	3,069,815,867	1.3364	2,878,776,188	15.83
5	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-BPI総 合マザーファンド	1,650,455,244	1.2644	2,086,970,208	1.2547	2,070,826,194	11.39
6	日本	親投資信託 受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザー ファンド	2,099,181,340	0.9865	2,070,975,932	0.9667	2,029,278,601	11.16
7	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券マザーファンド	954,851,101	2.1390	2,042,426,506	2.0944	1,999,840,145	11.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.89
合計	99.89

(参考) 国内株式マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	9,523,800	1,953.55	18,605,260,824	2,677.50	25,499,974,500	4.35
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,226,900	12,547.06	15,394,000,008	12,240.00	15,017,256,000	2.56
3	日本	株式	三菱UFJフィナン シャル・グループ	銀行業	10,698,100	876.04	9,372,007,542	1,268.50	13,570,539,850	2.31
4	日本	株式	日本電信電話	情報・通 信業	55,723,900	167.17	9,315,780,720	176.60	9,840,840,740	1.67
5	日本	株式	キーエンス	電気機器	173,500	64,085.30	11,118,800,222	55,500.00	9,629,250,000	1.64
6	日本	株式	三井住友フィナン シャルグループ	銀行業	1,214,000	5,710.91	6,933,056,737	7,347.00	8,919,258,000	1.52
7	日本	株式	三菱商事	卸売業	1,118,800	5,429.96	6,075,041,442	7,128.00	7,974,806,400	1.36
8	日本	株式	日立製作所	電気機器	851,800	7,865.31	6,699,676,551	9,275.00	7,900,445,000	1.34
9	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	367,100	15,914.04	5,842,046,434	20,440.00	7,503,524,000	1.28
10	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,539,500	4,564.59	7,027,201,405	4,641.00	7,144,819,500	1.21
11	日本	株式	本田技研工業	輸送用機 器	4,229,600	1,231.22	5,207,598,140	1,682.00	7,114,187,200	1.21
12	日本	株式	三井物産	卸売業	1,283,700	4,368.05	5,607,265,785	5,423.00	6,961,505,100	1.18
13	日本	株式	任天堂	その他製 品	1,095,000	5,756.71	6,303,600,578	6,230.00	6,821,850,000	1.16
14	日本	株式	みずほフィナンシ ャルグループ	銀行業	2,470,400	2,031.28	5,018,085,516	2,541.00	6,277,286,400	1.07
15	日本	株式	信越化学工業	化学	1,444,100	4,006.12	5,785,245,276	4,343.00	6,271,726,300	1.06
16	日本	株式	第一三共	医薬品	1,515,400	4,424.88	6,705,478,035	4,106.00	6,222,232,400	1.06
17	日本	株式	KDDI	情報・通 信業	1,344,200	4,219.11	5,671,331,860	4,577.00	6,152,403,400	1.04
18	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,130,800	4,716.14	5,333,012,863	5,406.00	6,113,104,800	1.04
19	日本	株式	リクルートホールデ ィングス	サービス 業	1,320,000	3,882.95	5,125,494,784	4,609.00	6,083,880,000	1.03
20	日本	株式	東京海上ホールデ ィングス	保険業	1,688,500	2,773.31	4,682,737,994	3,465.00	5,850,652,500	0.99
21	日本	株式	HOYA	精密機器	367,500	15,024.12	5,521,366,800	15,325.00	5,631,937,500	0.96

22	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	858,100	5,270.50	4,522,623,816	6,335.00	5,436,063,500	0.92
23	日本	株式	ダイキン工業	機械	209,100	25,678.13	5,369,297,300	23,475.00	4,908,622,500	0.83
24	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	2,797,300	1,534.69	4,292,992,940	1,690.50	4,728,835,650	0.80
25	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	943,600	4,881.57	4,606,254,080	4,909.00	4,632,132,400	0.79
26	日本	株式	村田製作所	電気機器	1,578,000	2,580.97	4,072,780,175	2,734.00	4,314,252,000	0.73
27	日本	株式	SMC	機械	56,800	69,874.69	3,968,882,392	66,980.00	3,804,464,000	0.64
28	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	632,400	6,248.71	3,951,690,400	5,855.00	3,702,702,000	0.63
29	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,037,800	2,991.32	3,104,393,000	3,440.00	3,570,032,000	0.60
30	日本	株式	パナソニックホールディングス	電気機器	2,069,100	1,317.15	2,725,321,942	1,682.00	3,480,226,200	0.59

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.39
		建設業	2.09
		食料品	3.31
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.18
		化学	5.63
		医薬品	4.97
		石油・石炭製品	0.48
		ゴム製品	0.69
		ガラス・土石製品	0.66
		鉄鋼	0.98
		非鉄金属	0.64
		金属製品	0.49
		機械	5.20
		電気機器	16.18
		輸送用機器	8.62
		精密機器	2.22
		その他製品	2.19
		電気・ガス業	1.36
		陸運業	2.83
		海運業	0.65
空運業	0.46		
倉庫・運輸関連業	0.13		
情報・通信業	7.86		
卸売業	6.61		
小売業	4.21		

		銀行業	6.95
		証券、商品先物取引業	0.76
		保険業	2.37
		その他金融業	1.18
		不動産業	1.88
		サービス業	4.59
合 計			97.40

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュ ータ・周 辺機器	194,250	25,693.35	4,990,934,519	25,531.81	4,959,554,131	5.20
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウ ェア	87,240	45,921.05	4,006,153,274	46,914.27	4,092,801,019	4.29
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小 売り	114,040	15,948.21	1,818,734,963	18,844.08	2,148,979,841	2.25
4	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	30,500	42,736.50	1,303,463,305	64,452.52	1,965,802,049	2.06
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	73,370	16,057.41	1,178,132,391	19,790.92	1,452,060,519	1.52
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	65,290	16,145.66	1,054,150,481	19,913.58	1,300,157,991	1.36
7	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	35,230	25,552.75	900,223,432	36,853.52	1,298,349,524	1.36
8	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC- CLASS A	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	27,320	34,907.48	953,672,479	45,466.33	1,242,140,321	1.30
9	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガ ス・消耗 燃料	49,920	16,325.16	814,952,047	17,870.32	892,086,504	0.93
10	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケ ア・プロ バイダー/ ヘルスケ ア・サー ビス	11,498	73,351.04	843,390,262	76,300.75	877,306,115	0.92
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サー ビス	16,010	48,594.05	777,990,814	53,409.03	855,078,647	0.89
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	9,965	64,077.08	638,528,106	81,438.83	811,537,951	0.85
13	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	36,090	20,404.20	736,387,859	22,076.51	796,741,325	0.83
14	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	29,733	24,089.85	716,263,778	23,466.11	697,717,861	0.73
15	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	19,980	34,891.03	697,122,795	34,651.70	692,341,022	0.72
16	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	29,110	22,991.94	669,295,426	21,889.53	637,204,428	0.66

17	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	5,097	92,516.72	471,557,751	124,450.55	634,324,504	0.66
18	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	10,451	57,280.16	598,635,006	59,748.23	624,428,806	0.65
19	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	22,410	23,801.16	533,384,211	25,516.85	571,832,658	0.59
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	12,420	43,464.95	539,834,759	45,396.03	563,818,745	0.59
21	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	40,100	12,097.37	485,104,577	13,805.28	553,591,928	0.58
22	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	32,810	19,030.01	624,374,734	16,820.03	551,865,316	0.57
23	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	21,790	21,962.83	478,570,096	22,773.55	496,235,763	0.52
24	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	31,340	17,565.17	550,492,722	15,601.19	488,941,420	0.51
25	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	5,473	74,908.16	409,972,404	85,055.67	465,509,711	0.48
26	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	18,290	22,882.74	418,525,468	24,312.73	444,679,890	0.46
27	アメリカ	株式	PEPSICO INC	飲料	17,000	29,039.46	493,670,840	25,353.81	431,014,770	0.45
28	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	4,949	92,351.00	457,045,099	87,026.40	430,693,654	0.45
29	アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア	5,630	51,253.58	288,557,695	75,488.53	425,000,472	0.44
30	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	50,740	9,481.87	481,110,398	8,348.05	423,580,554	0.44

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.31
		メディア	0.74
		娯楽	1.08
		不動産管理・開発	0.33
		エネルギー設備・サービス	0.32
		石油・ガス・消耗燃料	5.18
		化学	1.94
		建設資材	0.29
		容器・包装	0.22
		金属・鉱業	1.47
		紙製品・林産品	0.09
		航空宇宙・防衛	1.63
		建設関連製品	0.59
		建設・土木	0.31
		電気設備	0.86
		コングロマリット	0.88
		機械	1.84
商社・流通業	0.43		

	商業サービス・用品	0.53
	航空貨物・物流サービス	0.54
	旅客航空輸送	0.05
	海上運輸	0.06
	陸上運輸	1.05
	運送インフラ	0.09
	自動車用部品	0.18
	自動車	2.01
	家庭用耐久財	0.30
	レジャー用品	0.02
	繊維・アパレル・贅沢品	1.17
	ホテル・レストラン・レジャー	2.05
	販売	0.09
	大規模小売り	2.65
	専門小売り	1.62
	生活必需品流通・小売り	1.72
	飲料	1.65
	食品	1.53
	タバコ	0.58
	家庭用品	1.08
	パーソナルケア用品	0.62
	ヘルスケア機器・用品	2.22
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.20
	バイオテクノロジー	2.00
	医薬品	5.26
	銀行	5.31
	金融サービス	3.11
	保険	3.13
	情報技術サービス	1.29
	ソフトウェア	8.05
	通信機器	0.70
	コンピュータ・周辺機器	5.44
	電子装置・機器・部品	0.51
	半導体・半導体製造装置	5.91
	各種電気通信サービス	0.93
	無線通信サービス	0.22
	電力	1.61
	ガス	0.09
	総合公益事業	0.73
	水道	0.09

		消費者金融	0.33
		資本市場	3.07
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.12
		ヘルスケア・テクノロジー	0.05
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.28
		専門サービス	1.01
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.95
合計			99.06

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第452回	28,000,000,000	99.94	27,985,900,000	99.95	27,986,560,000	0.005	2025/9/1	3.03
2	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第360回	10,500,000,000	98.79	10,373,540,000	97.14	10,200,015,000	0.1	2030/9/20	1.10
3	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第350回	10,150,000,000	100.02	10,152,436,000	99.22	10,071,642,000	0.1	2028/3/20	1.09
4	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第339回	10,000,000,000	101.03	10,103,340,000	100.66	10,066,800,000	0.4	2025/6/20	1.09
5	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第351回	9,500,000,000	99.83	9,484,420,000	99.02	9,407,280,000	0.1	2028/6/20	1.01
6	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第338回	9,000,000,000	100.96	9,086,580,000	100.59	9,053,910,000	0.4	2025/3/20	0.98
7	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第362回	9,200,000,000	98.44	9,056,817,000	96.49	8,877,724,000	0.1	2031/3/20	0.96
8	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第157回	8,000,000,000	100.54	8,043,380,000	99.66	7,973,520,000	0.2	2028/3/20	0.86
9	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第153回	8,000,000,000	99.85	7,988,000,000	99.33	7,946,800,000	0.005	2027/6/20	0.86
10	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第361回	8,000,000,000	98.58	7,886,460,000	96.80	7,744,720,000	0.1	2030/12/20	0.83
11	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第148回	7,300,000,000	100.16	7,311,680,000	99.78	7,284,159,000	0.005	2026/6/20	0.78
12	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第345回	7,000,000,000	100.37	7,025,970,000	99.90	6,993,210,000	0.1	2026/12/20	0.75
13	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第346回	7,000,000,000	100.31	7,021,700,000	99.81	6,986,700,000	0.1	2027/3/20	0.75
14	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第159回	7,000,000,000	99.67	6,977,015,000	99.02	6,931,680,000	0.1	2028/6/20	0.75



15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 52回	7,000,000,000	99.75	6,983,170,000	98.90	6,923,000,000	0.1	2028/9/20	0.74
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 69回	7,000,000,000	101.66	7,116,230,000	98.05	6,863,920,000	0.5	2032/12/20	0.74
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 70回	7,000,000,000	100.76	7,053,285,000	97.83	6,848,380,000	0.5	2033/3/20	0.74
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 48回	6,800,000,000	100.17	6,812,104,000	99.54	6,769,196,000	0.1	2027/9/20	0.73
19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 67回	7,000,000,000	99.59	6,971,580,000	95.93	6,715,240,000	0.2	2032/6/20	0.72
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 68回	7,000,000,000	98.69	6,908,600,000	95.66	6,696,200,000	0.2	2032/9/20	0.72
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 63回	6,950,000,000	98.19	6,824,205,000	96.20	6,686,317,000	0.1	2031/6/20	0.72
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 59回	6,700,000,000	99.00	6,633,119,000	97.43	6,527,944,000	0.1	2030/6/20	0.70
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 44回	6,400,000,000	100.43	6,427,712,000	99.98	6,399,040,000	0.1	2026/9/20	0.69
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 64回	6,650,000,000	98.10	6,523,750,000	95.90	6,377,749,000	0.1	2031/9/20	0.69
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 0回	6,300,000,000	100.01	6,301,134,000	99.59	6,274,737,000	0.005	2026/12/20	0.67
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 66回	6,500,000,000	98.44	6,398,938,000	96.19	6,252,805,000	0.2	2032/3/20	0.67
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 65回	6,500,000,000	97.82	6,358,720,000	95.63	6,216,275,000	0.1	2031/12/20	0.67
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第14 3回	6,070,000,000	100.37	6,092,641,100	100.16	6,079,712,000	0.1	2025/3/20	0.65
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 74回	6,970,000,000	91.35	6,367,095,000	86.34	6,018,455,600	0.4	2040/9/20	0.65
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 43回	6,000,000,000	100.46	6,027,960,000	100.04	6,002,400,000	0.1	2026/6/20	0.65

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	81.93
地方債証券	5.84
特殊債券	6.76
社債券	4.68
合計	99.22

(参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価	簿価 金額	評価 単価	評価 金額	利率 (%)	償還期限	投資 比率
----	------	----	-----	----	----------	----------	----------	----------	-----------	------	----------

					(円)	(円)	(円)	(円)			(%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,000,000	14,766.35	885,981,038	14,425.70	865,542,277	4.125	2032/11/15	1.06
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	14,646.56	732,328,423	14,435.05	721,752,668	4	2029/10/31	0.88
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	14,077.46	703,873,221	13,919.70	695,985,195	3.125	2028/11/15	0.85
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	13,984.56	699,228,014	13,897.50	694,875,012	2.625	2027/5/31	0.85
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	13,838.48	691,924,321	13,789.40	689,470,312	1.875	2026/7/31	0.84
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	13,340.08	667,004,069	13,305.60	665,280,384	0.625	2026/7/31	0.81
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,500,000	14,393.56	647,710,599	14,391.81	647,631,710	2.625	2025/3/31	0.79
8	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	31,000,000	2,048.48	635,030,126	2,044.97	633,943,473	2.28	2025/11/25	0.77
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,700,000	13,472.13	633,190,209	13,307.36	625,445,956	2.375	2029/3/31	0.76
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,300,000	14,390.64	618,797,845	14,409.92	619,626,922	2.125	2024/11/30	0.76
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	14,100.83	564,033,452	14,111.93	564,477,525	1.125	2025/2/28	0.69
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	15,983.43	559,420,390	15,691.29	549,195,221	5.375	2031/2/15	0.67
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	13,639.82	545,593,049	13,640.40	545,616,384	0.25	2025/8/31	0.66
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,700,000	11,762.47	552,836,517	11,569.66	543,774,090	0.625	2030/5/15	0.66
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	13,475.05	539,002,136	13,458.10	538,324,359	0.375	2026/1/31	0.66
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,700,000	14,395.32	532,626,911	14,385.97	532,281,007	2.75	2025/5/15	0.65
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,800,000	13,866.53	526,928,242	13,787.06	523,908,596	2.375	2027/5/15	0.64
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,700,000	14,169.78	524,281,941	14,137.64	523,092,918	2.5	2026/2/28	0.64
19	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,500,000	14,948.38	523,193,300	14,531.26	508,594,100	2.8	2029/6/15	0.62
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,200,000	10,072.98	523,795,217	9,484.89	493,214,292	2.375	2051/5/15	0.60
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,400,000	14,411.09	489,977,337	14,414.60	490,096,495	2.5	2025/1/31	0.60
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,600,000	13,903.92	500,541,397	13,567.37	488,425,417	3.375	2033/5/15	0.59
23	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	3,100,000	15,492.92	480,280,737	15,474.23	479,701,304	1.75	2024/11/25	0.58
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,300,000	14,334.55	473,040,317	14,303.58	472,018,388	2.875	2025/11/30	0.57
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,400,000	13,680.72	465,144,681	13,523.55	459,800,708	2.625	2029/2/15	0.56
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,100,000	14,336.30	444,425,552	14,316.44	443,809,668	2.75	2025/8/31	0.54
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,200,000	13,752.01	440,064,360	13,663.19	437,222,340	2.25	2027/8/15	0.53
28	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	3,000,000	14,721.34	441,640,494	14,573.18	437,195,654	1	2027/5/25	0.53

29	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	2,520,000	17,933.00	451,911,600	17,222.00	433,994,400	4.5	2041/4/25	0.53
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	14,394.73	431,842,112	14,373.70	431,211,094	3	2025/9/30	0.52

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	99.88
合計	99.88

(参考) 新興国債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	5,400,000	14,461.36	780,913,951	12,866.15	694,772,295	4.817	2049/3/14	2.02
2	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	4,100,000	15,073.05	617,995,334	14,242.22	583,931,421	4.375	2029/4/16	1.69
3	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	3,700,000	15,311.54	566,527,160	14,628.92	541,270,188	6	2029/8/1	1.57
4	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	4,000,000	13,833.19	553,327,832	12,142.90	485,716,176	4.4	2050/4/16	1.41
5	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	3,000,000	15,343.91	460,317,492	15,699.91	470,997,504	9.875	2028/1/15	1.36
6	アメリカ	国債証券	CHINA GOVT INTL BOND	3,400,000	13,699.45	465,781,613	13,590.00	462,060,039	0.55	2025/10/21	1.34
7	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	3,200,000	15,015.12	480,484,107	14,207.67	454,645,562	4	2029/3/14	1.32
8	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,400,000	13,358.98	454,205,654	13,019.84	442,674,648	3.875	2030/6/12	1.28
9	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PERU	3,600,000	12,849.53	462,583,330	12,267.47	441,628,926	2.783	2031/1/23	1.28
10	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	2,900,000	15,648.22	453,798,407	14,477.59	419,850,354	6.4	2035/2/14	1.22
11	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,800,000	14,120.50	395,374,044	14,530.50	406,854,010	6.375	2025/10/14	1.18
12	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	10,237,686	3,605.39	369,108,614	3,876.35	396,848,922	3.625	2035/7/9	1.15
13	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,800,000	10,970.46	416,877,674	10,355.06	393,492,504	4.75	2050/1/14	1.14
14	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	2,900,000	14,217.17	412,297,974	13,373.43	387,829,737	3.125	2030/4/16	1.12
15	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	2,600,000	15,462.24	402,018,328	14,683.05	381,759,482	6.25	2031/1/25	1.10
16	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ECUADOR	6,800,000	5,961.80	405,402,966	5,537.41	376,544,369	3.5	2035/7/31	1.09
17	アメリカ	国債証券	HUNGARY	2,500,000	15,571.09	389,277,463	14,639.39	365,984,865	6.25	2032/9/22	1.06
18	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	2,500,000	14,449.83	361,245,781	14,435.29	360,882,317	2.125	2024/9/30	1.04
19	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,400,000	16,169.16	388,059,941	14,914.15	357,939,794	5.5	2032/10/25	1.04
20	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,500,000	14,633.24	365,831,097	14,093.72	352,343,169	6	2033/10/20	1.02
21	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	2,900,000	12,706.04	368,475,372	11,112.89	322,274,000	3.875	2050/4/16	0.93
22	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	2,300,000	14,557.73	334,827,949	13,955.81	320,983,722	3.75	2030/4/16	0.93

23	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,200,000	15,763.94	346,806,778	14,575.90	320,670,016	6.35	2035/2/9	0.93
24	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,200,000	14,439.76	317,674,869	14,180.49	311,970,959	7.5	2034/2/2	0.90
25	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,300,000	13,970.32	321,317,375	13,067.60	300,554,983	3.25	2030/10/22	0.87
26	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	2,600,000	13,077.12	340,005,216	11,454.16	297,808,401	4.2	2050/10/15	0.86
27	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	2,300,000	13,194.58	303,475,383	12,688.15	291,827,632	4.5	2030/1/30	0.84
28	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	2,200,000	13,949.83	306,896,278	13,262.05	291,765,166	6	2033/2/22	0.84
29	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,500,000	12,610.54	315,263,633	11,620.30	290,507,544	7.3	2052/4/20	0.84
30	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,500,000	12,726.81	318,170,310	11,465.60	286,640,117	5	2051/4/27	0.83

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	97.92
合計	97.92

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	5,463	563,738	3,079,706,144	606,000	3,310,578,000	6.49
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	4,810	537,289	2,584,364,079	583,000	2,804,230,000	5.50
3	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	15,142	164,382	2,489,082,321	167,400	2,534,770,800	4.97
4	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	8,157	302,958	2,471,236,493	279,200	2,277,434,400	4.46
5	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人 投資証券	22,445	97,780	2,194,694,130	97,000	2,177,165,000	4.27
6	日本	投資証券	G L P 投資法人 投資証券	15,817	147,026	2,325,514,882	133,700	2,114,732,900	4.14
7	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	7,058	286,460	2,021,836,259	263,800	1,861,900,400	3.65
8	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	9,330	179,352	1,673,355,011	179,400	1,673,802,000	3.28
9	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	10,475	146,286	1,532,353,219	155,700	1,630,957,500	3.20
10	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	4,594	355,540	1,633,351,940	339,000	1,557,366,000	3.05
11	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	22,672	56,527	1,281,583,224	61,800	1,401,129,600	2.74
12	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	15,675	73,100	1,145,846,197	78,100	1,224,217,500	2.40
13	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	14,071	79,792	1,122,763,852	83,300	1,172,114,300	2.30
14	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	3,202	349,032	1,117,602,511	361,000	1,155,922,000	2.26
15	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	1,617	660,478	1,067,993,171	631,000	1,020,327,000	2.00
16	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投	2,457	404,146	992,987,280	412,500	1,013,512,500	1.98

			資法人 投資証券						
17	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	7,145	156,450	1,117,840,275	138,200	987,439,000	1.93
18	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	2,725	311,327	848,367,705	346,000	942,850,000	1.85
19	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	1,948	506,148	985,976,623	471,000	917,508,000	1.80
20	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	2,999	323,948	971,521,024	289,900	869,410,100	1.70
21	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人 投資証券	5,986	161,762	968,313,198	143,400	858,392,400	1.68
22	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	5,744	155,504	893,219,735	146,500	841,496,000	1.65
23	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	1,737	484,104	840,889,850	457,500	794,677,500	1.55
24	日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 投資証券	3,438	210,729	724,487,439	228,300	784,895,400	1.54
25	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	5,506	149,013	820,467,123	141,700	780,200,200	1.53
26	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	2,303	345,701	796,151,060	331,500	763,444,500	1.49
27	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人 投資証券	6,496	113,232	735,561,189	110,900	720,406,400	1.41
28	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	4,381	158,285	693,450,087	159,400	698,331,400	1.37
29	日本	投資証券	森トラストリート投資法人 投資証券	9,026	70,819	639,213,315	72,800	657,092,800	1.28
30	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	970	596,983	579,073,893	668,000	647,960,000	1.27

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	97.07
合計	97.07

(参考) 海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	35,450	18,252.46	647,049,992	16,772.40	594,581,771	8.75
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	3,592	114,943.45	412,876,889	107,842.69	387,370,952	5.70
3	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	19,920	12,111.37	241,258,493	12,035.20	239,741,320	3.53
4	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	6,057	40,564.60	245,699,784	39,531.00	239,439,282	3.52
5	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	11,620	19,536.39	227,012,929	17,731.21	206,036,697	3.03
6	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	12,520	17,192.72	215,252,919	16,278.79	203,810,468	3.00
7	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	27,220	8,257.12	224,758,825	7,422.15	202,031,184	2.97
8	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	38,830	4,610.05	179,008,459	4,408.12	171,167,401	2.52
9	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	8,090	19,101.36	154,530,051	18,072.25	146,204,548	2.15
10	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	5,430	26,891.49	146,020,804	25,621.55	139,125,061	2.04
11	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	65,600	2,218.98	145,565,482	2,072.97	135,987,147	2.00
12	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	13,190	9,543.20	125,874,861	8,790.81	115,950,871	1.70
13	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	22,020	5,066.27	111,559,367	4,750.66	104,609,551	1.54
14	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	11,190	9,465.42	105,918,077	8,955.35	100,210,418	1.47
15	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	15,480	6,319.51	97,826,039	6,312.27	97,714,033	1.43

16	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	5,960	17,406.62	103,743,482	14,854.78	88,534,547	1.30
17	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	4,480	21,228.39	95,103,204	19,286.84	86,405,067	1.27
18	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	4,770	18,072.25	86,204,660	17,708.77	84,470,863	1.24
19	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,460	35,269.46	86,762,892	31,523.98	77,549,003	1.14
20	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	10,060	7,176.84	72,199,095	6,895.63	69,370,118	1.02
21	香港	投資証券	LINK REIT	97,820	743.37	72,717,333	706.11	69,072,120	1.01
22	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	7,170	9,852.32	70,641,145	9,502.81	68,135,201	1.00
23	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	8,200	9,535.72	78,192,945	8,179.03	67,068,082	0.98
24	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	27,300	2,378.32	64,928,190	2,456.10	67,051,628	0.98
25	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	23,800	2,771.71	65,966,875	2,637.09	62,762,871	0.92
26	アメリカ	投資証券	UDR INC	11,600	5,896.44	68,398,746	5,335.51	61,892,016	0.91
27	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	12,140	5,293.46	64,262,725	5,064.77	61,486,415	0.90
28	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	46,900	1,305.08	61,208,698	1,284.64	60,249,904	0.88
29	アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	7,950	7,782.71	61,872,615	7,422.15	59,006,169	0.86
30	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	4,090	15,746.28	64,402,312	14,153.25	57,886,832	0.85

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	99.69
合計	99.69

#### ②【投資不動産物件】

野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2023年12月限)	買建	539	日本円	12,660,347,305	12,523,665,000	2.13

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地 域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴマ ーカント イル取引 所	E-mini S&P500株 価指数先物(2023 年12月限)	買建	91	米ドル	20,437,805	3,057,086,872	19,735,625	2,952,054,786	3.09
	カナダ	モントリ オール取 引所	S&P TSX60株価指 数先物(2023年12 月限)	買建	5	カナダド ル	1,207,460	133,714,121	1,179,700	130,639,978	0.13
	ドイツ	ユーレク ス・ドイ ツ金融 先物取 引所	ユーロ50株価指 数先物(2023年12 月限)	買建	56	ユーロ	2,394,290	378,297,820	2,343,040	370,200,320	0.38
	オース トラリ ア	シドニー 先物取 引所	SPI200株価指数先 物(2023年12月 限)	買建	4	豪ドル	723,875	69,535,433	705,200	67,741,512	0.07
	イギリ ス	ロンドン 国際金 融先物 オプション 取引所	FT100株価指数先 物(2023年12月 限)	買建	13	英ポンド	985,060	179,803,001	994,695	181,561,677	0.19
	スイス	ユーレク ス・チュ ーリッ ヒ取引 所	SMI株価指数先物 (2023年12月限)	買建	6	スイスフ ラン	661,020	108,050,329	657,180	107,422,642	0.11

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
REIT 指数先物 取引	大阪取引所	REIT 指数先物(2023年12月限)	買建	804	日本円	1,516,419,840	1,487,400,000	2.91

(参考) 海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地 域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリ カ	シカゴ ボ ード オプ トレード	ダウ・ジョーンズ 米国不動産指数先 物(2023年12月 限)	買建	70	米ドル	2,226,630	333,059,314	2,123,800	317,678,002	4.67

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型

2023年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2014年9月8日)	643	643	1.1364	1.1364
第2計算期間	(2015年9月7日)	1,879	1,879	1.1491	1.1491
第3計算期間	(2016年9月6日)	2,813	2,813	1.2795	1.2795
第4計算期間	(2017年9月6日)	4,900	4,900	1.3162	1.3162
第5計算期間	(2018年9月6日)	7,472	7,472	1.3695	1.3695
第6計算期間	(2019年9月6日)	10,413	10,413	1.4703	1.4703
第7計算期間	(2020年9月7日)	15,149	15,149	1.4419	1.4419
第8計算期間	(2021年9月6日)	17,564	17,564	1.7425	1.7425
第9計算期間	(2022年9月6日)	18,535	18,535	1.5432	1.5432
第10計算期間	(2023年9月6日)	18,879	18,879	1.5825	1.5825
	2022年9月末日	17,524	—	1.4528	—
	10月末日	18,181	—	1.5000	—
	11月末日	18,639	—	1.5333	—
	12月末日	18,154	—	1.4938	—
	2023年1月末日	18,707	—	1.5334	—
	2月末日	18,565	—	1.5209	—



3月末日	18,556	—	1.5109	—
4月末日	18,834	—	1.5381	—
5月末日	18,803	—	1.5383	—
6月末日	19,060	—	1.5736	—
7月末日	19,134	—	1.5948	—
8月末日	18,891	—	1.5817	—
9月末日	18,178	—	1.5316	—

## ②【分配の推移】

野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2013年9月12日～2014年9月8日	0.0000円
第2計算期間	2014年9月9日～2015年9月7日	0.0000円
第3計算期間	2015年9月8日～2016年9月6日	0.0000円
第4計算期間	2016年9月7日～2017年9月6日	0.0000円
第5計算期間	2017年9月7日～2018年9月6日	0.0000円
第6計算期間	2018年9月7日～2019年9月6日	0.0000円
第7計算期間	2019年9月7日～2020年9月7日	0.0000円
第8計算期間	2020年9月8日～2021年9月6日	0.0000円
第9計算期間	2021年9月7日～2022年9月6日	0.0000円
第10計算期間	2022年9月7日～2023年9月6日	0.0000円

## ③【収益率の推移】

野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型

	計算期間	収益率
第1計算期間	2013年9月12日～2014年9月8日	13.6%
第2計算期間	2014年9月9日～2015年9月7日	1.1%
第3計算期間	2015年9月8日～2016年9月6日	11.3%
第4計算期間	2016年9月7日～2017年9月6日	2.9%
第5計算期間	2017年9月7日～2018年9月6日	4.0%
第6計算期間	2018年9月7日～2019年9月6日	7.4%
第7計算期間	2019年9月7日～2020年9月7日	△1.9%
第8計算期間	2020年9月8日～2021年9月6日	20.8%
第9計算期間	2021年9月7日～2022年9月6日	△11.4%
第10計算期間	2022年9月7日～2023年9月6日	2.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2013年9月12日～2014年9月8日	664,849,801	98,191,649	566,658,152
第2計算期間	2014年9月9日～2015年9月7日	1,605,724,941	536,415,481	1,635,967,612
第3計算期間	2015年9月8日～2016年9月6日	1,024,082,214	461,295,091	2,198,754,735
第4計算期間	2016年9月7日～2017年9月6日	2,316,145,480	791,558,944	3,723,341,271
第5計算期間	2017年9月7日～2018年9月6日	2,702,679,152	969,694,777	5,456,325,646
第6計算期間	2018年9月7日～2019年9月6日	3,211,652,592	1,585,250,907	7,082,727,331
第7計算期間	2019年9月7日～2020年9月7日	5,953,915,625	2,530,429,290	10,506,213,666
第8計算期間	2020年9月8日～2021年9月6日	2,362,386,528	2,788,397,143	10,080,203,051
第9計算期間	2021年9月7日～2022年9月6日	3,342,478,345	1,411,716,584	12,010,964,812
第10計算期間	2022年9月7日～2023年9月6日	1,512,376,031	1,593,255,127	11,930,085,716

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



## 運用実績 (2023年9月29日現在)

### ■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



### ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2023年9月	0 円
2022年9月	0 円
2021年9月	0 円
2020年9月	0 円
2019年9月	0 円
設定来累計	0 円

### ■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

銘柄	投資比率 (%)
国内株式マザーファンド	17.1
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	16.4
国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド	11.4
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	11.2
新興国債券マザーファンド	11.0
J-REITインデックス マザーファンド	16.9
海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	15.8

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.7
2	ソニーグループ	電気機器	0.4
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	0.4
4	日本電信電話	情報・通信業	0.3
5	キーエンス	電気機器	0.3

・「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.9
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.7
3	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.4
4	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.3
5	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.2

・「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	国庫債券 利付 (2年) 第452回	国債証券	0.3
2	国庫債券 利付 (10年) 第360回	国債証券	0.1
3	国庫債券 利付 (10年) 第350回	国債証券	0.1
4	国庫債券 利付 (10年) 第339回	国債証券	0.1
5	国庫債券 利付 (10年) 第351回	国債証券	0.1

・「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.1

・「新興国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	STATE OF QATAR	国債証券	0.2
2	SAUDI INTERNATIONAL BOND	国債証券	0.2
3	OMAN GOV INTERNTL BOND	国債証券	0.2
4	STATE OF QATAR	国債証券	0.2
5	REPUBLIC OF TURKEY	国債証券	0.1

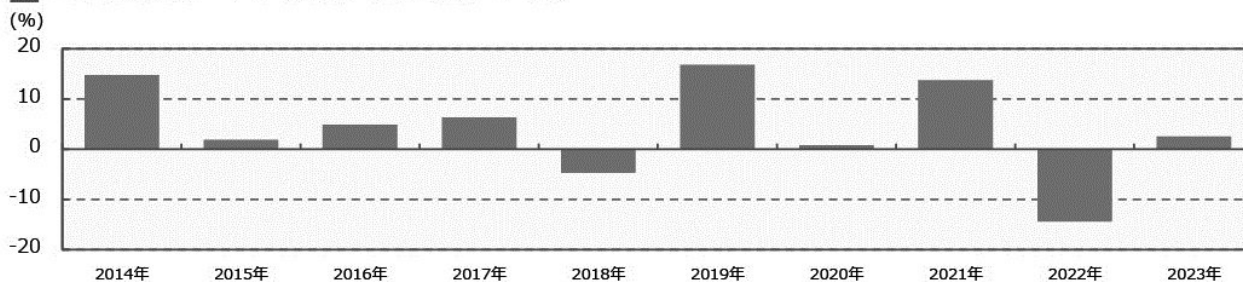
・「J-REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	投資証券	1.1
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	投資証券	0.9
3	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.8
4	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	投資証券	0.8
5	日本都市ファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.7

・「海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	PROLOGIS INC	投資証券	1.4
2	EQUINIX INC	投資証券	0.9
3	WELLTOWER INC	投資証券	0.6
4	PUBLIC STORAGE	投資証券	0.6
5	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証券	0.5

## 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

#### (2) 申込締切時間

午後 3 時まで取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

#### (3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

※申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合

- ・ ニューヨーク証券取引所
- ・ ニューヨークの銀行

#### (4) 販売単位

1 万口以上 1 万口単位（当初元本 1 口=1 円）または 1 万円以上 1 円単位（分配金を再投資する場合には 1 口単位）とします。

#### (5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

#### (6) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

#### (7) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約<sup>\*</sup>を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

#### (8) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

(9) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 2 【換金(解約)手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までには解約請求のお申込みが行われ、かつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

(4) 換金単位

1万口単位、1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5) 換金価額

解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

ただし、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(8) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

### (9) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 3 【資産管理等の概要】

### (1) 【資産の評価】

#### <基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 <sup>※1</sup> の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>※1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>※2</sup> ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日 <sup>※1</sup> の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

## (2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

無期限とします(2013年9月12日設定)。

## (4) 【計算期間】

原則として、毎年9月7日から翌年9月6日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

### (a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

### (b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行いません。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案



につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

- (v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ii) 委託者は、上記(i)の事項(上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかるとはならない他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### ① 収益分配金に対する請求権

###### ■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

###### ■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

##### ② 償還金に対する請求権

###### ■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

###### ■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

##### ③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間(2022年9月7日から2023年9月6日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年11月7日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

## EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型の2022年9月7日から2023年9月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型の2023年9月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (2022年9月6日現在)	第10期 (2023年9月6日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	95,127,319	72,927,074
親投資信託受益証券	18,516,263,772	18,850,044,403
未収入金	9,115,550	43,676,620
流動資産合計	18,620,506,641	18,966,648,097
資産合計	18,620,506,641	18,966,648,097
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	10,093,456	34,361,326
未払解約金	24,251,065	-
未払受託者報酬	4,035,984	4,176,657
未払委託者報酬	46,413,753	48,031,443
未払利息	97	136
その他未払費用	302,642	313,188
流動負債合計	85,096,997	86,882,750
負債合計	85,096,997	86,882,750
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	12,010,964,812	11,930,085,716
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	6,524,444,832	6,949,679,631
(分配準備積立金)	3,078,193,175	3,152,298,479
元本等合計	18,535,409,644	18,879,765,347
純資産合計	18,535,409,644	18,879,765,347
負債純資産合計	18,620,506,641	18,966,648,097

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期 自 2021年9月7日 至 2022年9月6日	第10期 自 2022年9月7日 至 2023年9月6日
<b>営業収益</b>		
受取利息	-	9
有価証券売買等損益	△1,553,789,250	815,769,290
為替差損益	△510,872,274	△225,494,986
営業収益合計	△2,064,661,524	590,274,313
<b>営業費用</b>		
支払利息	14,651	32,307

受託者報酬	7,861,684	8,178,839
委託者報酬	90,409,173	94,056,444
その他費用	595,447	717,497
営業費用合計	98,880,955	102,985,087
営業利益又は営業損失(△)	△2,163,542,479	487,289,226
経常利益又は経常損失(△)	△2,163,542,479	487,289,226
当期純利益又は当期純損失(△)	△2,163,542,479	487,289,226
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△106,226,134	1,107,482
期首剰余金又は期首欠損金(△)	7,484,100,447	6,524,444,832
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,129,496,696	797,118,013
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,129,496,696	797,118,013
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,031,835,966	858,064,958
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,031,835,966	858,064,958
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	6,524,444,832	6,949,679,631

### (3)【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年9月7日から2023年9月6日までとなっております。

#### (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

#### (貸借対照表に関する注記)

第9期 2022年9月6日現在	第10期 2023年9月6日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 12,010,964,812口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 11,930,085,716口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5432円 (10,000口当たり純資産額) (15,432円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5825円 (10,000口当たり純資産額) (15,825円)

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 自2021年9月7日 至2022年9月6日	第10期 自2022年9月7日 至2023年9月6日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程
項目	項目



費用控除後の配当等収益額	A	379,452,999円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	3,892,100,200円
分配準備積立金額	D	2,698,740,176円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,970,293,375円
当ファンドの期末残存口数	F	12,010,964,812口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,803円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

費用控除後の配当等収益額	A	448,541,408円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,228,201,748円
分配準備積立金額	D	2,703,757,071円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,380,500,227円
当ファンドの期末残存口数	F	11,930,085,716口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,186円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第9期 自 2021年9月7日 至 2022年9月6日	第10期 自 2022年9月7日 至 2023年9月6日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第9期 2022年9月6日現在	第10期 2023年9月6日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  
 派生商品評価勘定  
 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3  
 デリバティブ取引関係に記載しております。  
 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  
 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時  
 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお  
 ります。

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 自 2021年9月7日 至 2022年9月6日	第10期 自 2022年9月7日 至 2023年9月6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第9期 自 2021年9月7日 至 2022年9月6日	第10期 自 2022年9月7日 至 2023年9月6日
期首元本額 10,080,203,051円	期首元本額 12,010,964,812円
期中追加設定元本額 3,342,478,345円	期中追加設定元本額 1,512,376,031円
期中一部解約元本額 1,411,716,584円	期中一部解約元本額 1,593,255,127円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第9期 自 2021年9月7日 至 2022年9月6日	第10期 自 2022年9月7日 至 2023年9月6日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△1,404,200,028	770,133,621
合計	△1,404,200,028	770,133,621

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第9期(2022年9月6日現在)				第10期(2023年9月6日現在)			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年 超				うち1年 超			
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	2,067,237,359	—	2,077,330,815	△10,093,456	2,079,097,158	—	2,113,458,484	△34,361,326
米ドル	2,067,237,359	—	2,077,330,815	△10,093,456	2,079,097,158	—	2,113,458,484	△34,361,326
合計	2,067,237,359	—	2,077,330,815	△10,093,456	2,079,097,158	—	2,113,458,484	△34,361,326

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物

相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年9月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年9月6日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	1,220,093,979	3,217,631,841	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	1,654,608,122	2,092,582,891	
		J-REITインデックス マザーファンド	1,156,839,071	3,168,697,899	
		外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	1,144,888,227	3,124,857,926	
		新興国債券マザーファンド	977,300,852	2,090,935,172	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	2,104,638,394	2,077,067,631	
		海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	2,159,281,035	3,078,271,043	
	小計	銘柄数:7 組入時価比率:99.8%	10,417,649,680	18,850,044,403	100.0%
合計			18,850,044,403		

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

(参考)

当ファンドは「国内株式マザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」および「海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	30,733,986,907
株式	589,548,098,224
派生商品評価勘定	113,467,935
未収入金	1,894,973,424
未収配当金	332,655,455
未収利息	1,168,729
その他未収収益	14,210,215
差入委託証拠金	207,404,000
流動資産合計	622,845,964,889
資産合計	622,845,964,889
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,103,901,394
未払利息	57,569
有価証券貸借取引受入金	23,491,697,211
流動負債合計	24,595,656,174
負債合計	24,595,656,174
純資産の部	
元本等	
元本	226,846,567,891
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	371,403,740,824
元本等合計	598,250,308,715
純資産合計	598,250,308,715
負債純資産合計	622,845,964,889

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引におけ

る名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)  
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,6372円
(10,000口当たり純資産額)	(26,372円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	22,441,466,710円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年9月7日 至 2023年9月6日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月6日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年9月6日現在	
期首	2022年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	218,072,255,109円
同期中における追加設定元本額	37,421,774,477円
同期中における一部解約元本額	28,647,461,695円
期末元本額	226,846,567,891円

期末元本額の内訳*		
バランスセレクト30		111,766,388円
バランスセレクト50		265,156,255円
バランスセレクト70		411,795,401円
野村世界6資産分散投信(安定コース)		1,821,779,827円
野村世界6資産分散投信(分配コース)		2,462,877,850円
野村世界6資産分散投信(成長コース)		9,673,177,847円
野村資産設計ファンド2015		27,526,286円
野村資産設計ファンド2020		31,367,972円
野村資産設計ファンド2025		48,094,024円
野村資産設計ファンド2030		80,755,271円
野村資産設計ファンド2035		77,513,309円
野村資産設計ファンド2040		144,401,786円
野村日本株インデックス(野村投資一任口座向け)		19,980,571,085円
のむラップ・ファンド(保守型)		1,860,917,433円
のむラップ・ファンド(普通型)		14,862,812,085円
のむラップ・ファンド(積極型)		6,381,529,690円
野村資産設計ファンド2045		33,177,880円
野村インデックスファンド・TOPIX		1,976,564,377円
マイ・ロード		2,342,587,029円
ネクストコア		12,334,179円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型		1,220,093,979円
野村TOPIXインデックス(野村SMA・EW向け)		2,635,335,883円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)		1,253,212,357円
野村資産設計ファンド2050		36,897,752円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型		9,007,041円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型		5,755,305円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型		4,682,436円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型		4,532,484円
のむラップ・ファンド(やや保守型)		348,032,615円
のむラップ・ファンド(やや積極型)		962,891,673円
インデックス・ブレンド(タイプI)		5,579,010円
インデックス・ブレンド(タイプII)		4,064,799円
インデックス・ブレンド(タイプIII)		27,958,874円
インデックス・ブレンド(タイプIV)		10,406,643円
インデックス・ブレンド(タイプV)		36,547,964円
野村6資産均等バランス		3,944,205,220円
世界6資産分散ファンド		87,856,212円
野村資産設計ファンド2060		29,671,364円
はじめてのNISA・日本株式インデックス(TOPIX)		2,663,683円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)日本株式		3,348,543,759円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)		193,995,698円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)		114,328,542円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)		268,239,352円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)		125,533,987円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)		1,541,221円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)		4,617,923円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)		203,444円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)		1,543,407,032円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)		1,288,644円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)		15,549,988円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)		33,724,577円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)		9,137,411円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)		71,622,292円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)		133,871,407円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)		3,600,153,897円

野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	31,099,498 円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	219,680,122 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX (適格機関投資家専用)	3,907,539,062 円
野村国内外マルチアセット (6資産) ファンド (適格機関投資家専用)	35,239,412 円
野村国内外マルチアセット (6資産) オープン投信 (適格機関投資家専用)	135,934,516 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	1,897,958 円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	5,310,478 円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	26,206,506 円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	33,128,637 円
国内債券・株式バランスファンド (確定拠出年金向け)	101,206,789 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	7,642,089,084 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	23,402,752,654 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	30,002,396,159 円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX (確定拠出年金向け)	39,022,644,087 円
マイバランスDC30	3,295,565,404 円
マイバランスDC50	6,035,462,707 円
マイバランスDC70	7,111,494,766 円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	12,964,331,573 円
野村DC運用戦略ファンド	493,863,298 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	41,777,326 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	1,940,434,939 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	1,822,270,196 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	1,592,668,871 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	14,969,062 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	7,312,318 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	131,072,506 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	42,911,911 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	44,157,163 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	33,203,491 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	1,036,182,487 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	812,678,403 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	608,496,042 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	797,542,771 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	26,754,889 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	307,293,936 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	155,587,294 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	181,586,896 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	79,964,238 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年9月6日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	9,200	3,915.00	36,018,000	
		ニッスイ	243,000	764.10	185,676,300	
		マルハニチロ	36,100	2,625.50	94,780,550	

雪国まいたけ	20,700	916.00	18,961,200	貸付有価証券 2,000株(500株)
カネコ種苗	7,400	1,420.00	10,508,000	
サカタのタネ	27,700	4,270.00	118,279,000	
ホクト	21,600	1,847.00	39,895,200	
ホクリヨウ	2,300	979.00	2,251,700	
住石ホールディングス	25,200	390.00	9,828,000	貸付有価証券 13,200株
日鉄鉱業	9,700	5,530.00	53,641,000	
三井松島ホールディングス	11,000	2,910.00	32,010,000	貸付有価証券 5,100株(2,000株)
I N P E X	898,800	2,199.50	1,976,910,600	貸付有価証券 117,400株
石油資源開発	28,200	5,160.00	145,512,000	
K&Oエナジーグループ	11,000	2,453.00	26,983,000	
ショーボンドホールディングス	33,100	6,006.00	198,798,600	貸付有価証券 300株
ミライト・ワン	80,400	1,956.50	157,302,600	
タマホーム	15,300	3,625.00	55,462,500	貸付有価証券 6,200株(100株)
サンヨーホームズ	2,000	727.00	1,454,000	
日本アクア	6,800	1,022.00	6,949,600	
ファーストコーポレーション	4,200	778.00	3,267,600	
ベステラ	3,500	1,118.00	3,913,000	貸付有価証券 100株
R o b o t H o m e	47,300	215.00	10,169,500	貸付有価証券 600株
キャンディル	2,900	633.00	1,835,700	貸付有価証券 1,600株
ダイセキ環境ソリューション	3,300	1,325.00	4,372,500	
第一カッター興業	6,200	1,310.00	8,122,000	
安藤・間	140,800	1,238.00	174,310,400	
東急建設	69,200	798.00	55,221,600	
コムシスホールディングス	77,600	3,103.00	240,792,800	
ビーアールホールディングス	38,600	393.00	15,169,800	貸付有価証券 600株
高松コンストラクショングループ	15,800	2,664.00	42,091,200	
東建コーポレーション	7,000	7,810.00	54,670,000	貸付有価証券 300株



ソネック	1,800	1,003.00	1,805,400	貸付有価証券 800株
ヤマウラ	12,300	1,278.00	15,719,400	
オリエンタル白石	87,300	331.00	28,896,300	貸付有価証券 300株
大成建設	159,100	5,110.00	813,001,000	
大林組	608,000	1,359.00	826,272,000	貸付有価証券 2,100株
清水建設	482,000	1,015.50	489,471,000	
飛島建設	18,800	1,371.00	25,774,800	
長谷工コーポレーション	175,500	1,866.50	327,570,750	
松井建設	15,900	789.00	12,545,100	
銭高組	1,400	3,995.00	5,593,000	
鹿島建設	376,900	2,502.00	943,003,800	
不動テトラ	11,800	1,925.00	22,715,000	
大末建設	4,100	1,490.00	6,109,000	
鉄建建設	12,200	2,094.00	25,546,800	
西松建設	28,800	3,783.00	108,950,400	
三井住友建設	137,100	411.00	56,348,100	貸付有価証券 800株
大豊建設	7,000	4,140.00	28,980,000	貸付有価証券 1,800株(800株)
佐田建設	7,200	483.00	3,477,600	
ナカノフドー建設	8,100	399.00	3,231,900	
奥村組	27,600	4,640.00	128,064,000	
東鉄工業	23,400	2,887.00	67,555,800	
イチケン	2,500	2,090.00	5,225,000	
富士ピー・エス	5,100	467.00	2,381,700	貸付有価証券 2,300株
浅沼組	13,600	3,660.00	49,776,000	
戸田建設	209,100	818.00	171,043,800	
熊谷組	28,500	3,385.00	96,472,500	
北野建設	2,100	3,125.00	6,562,500	
植木組	3,200	1,523.00	4,873,600	
矢作建設工業	23,100	1,309.00	30,237,900	
ピーエス三菱	21,500	820.00	17,630,000	
日本ハウスホールディングス	36,300	376.00	13,648,800	貸付有価証券 1,700株
新日本建設	23,900	1,245.00	29,755,500	

東亜道路工業	6,800	5,110.00	34,748,000	貸付有価証券 200株
日本道路	3,400	9,780.00	33,252,000	
東亜建設工業	14,600	3,655.00	53,363,000	
日本国土開発	48,400	627.00	30,346,800	
若築建設	7,600	3,175.00	24,130,000	
東洋建設	55,100	1,137.00	62,648,700	貸付有価証券 5,900株
五洋建設	241,000	878.00	211,598,000	貸付有価証券 900株
世紀東急工業	21,800	1,710.00	37,278,000	
福田組	6,400	5,010.00	32,064,000	貸付有価証券 2,300株
住友林業	146,800	4,021.00	590,282,800	貸付有価証券 25,500株
日本基礎技術	6,800	505.00	3,434,000	貸付有価証券 200株
巴コーポレーション	12,700	542.00	6,883,400	
大和ハウス工業	470,000	4,097.00	1,925,590,000	
ライト工業	31,500	2,026.00	63,819,000	
積水ハウス	515,400	3,065.00	1,579,701,000	貸付有価証券 70,500株
日特建設	16,200	1,110.00	17,982,000	
北陸電気工事	11,700	994.00	11,629,800	
ユアテック	37,500	1,011.00	37,912,500	貸付有価証券 200株
日本リーテック	14,900	1,325.00	19,742,500	貸付有価証券 700株
四電工	7,100	2,854.00	20,263,400	
中電工	26,400	2,448.00	64,627,200	
関電工	93,100	1,334.00	124,195,400	貸付有価証券 800株
きんでん	119,700	2,102.50	251,669,250	
東京エネシス	16,900	1,021.00	17,254,900	
トーエネック	5,600	4,290.00	24,024,000	
住友電設	16,200	2,929.00	47,449,800	
日本電設工業	27,900	2,165.00	60,403,500	貸付有価証券 100株
エクシオグループ	78,300	3,152.00	246,801,600	貸付有価証券 1,000株
新日本空調	9,400	2,512.00	23,612,800	
九電工	41,300	4,629.00	191,177,700	貸付有価証券

				100株
三機工業	37,700	1,616.00	60,923,200	
日揮ホールディングス	168,200	2,008.00	337,745,600	貸付有価証券 5,000株(4,700株)
中外炉工業	5,600	2,114.00	11,838,400	
ヤマト	9,400	959.00	9,014,600	貸付有価証券 100株
太平電業	10,500	4,100.00	43,050,000	貸付有価証券 400株
高砂熱学工業	41,000	2,949.00	120,909,000	貸付有価証券 100株
三晃金属工業	1,400	4,290.00	6,006,000	
朝日工業社	7,100	2,423.00	17,203,300	
明星工業	29,200	1,006.00	29,375,200	
大気社	19,600	4,740.00	92,904,000	
ダイダン	11,200	3,010.00	33,712,000	
日比谷総合設備	13,900	2,320.00	32,248,000	
フィル・カンパニー	2,600	765.00	1,989,000	貸付有価証券 200株
テスホールディングス	36,600	520.00	19,032,000	貸付有価証券 7,200株(200株)
インフロニア・ホールディングス	178,200	1,532.00	273,002,400	
レイズネクスト	24,600	1,453.00	35,743,800	
ニッポン	46,000	2,109.00	97,014,000	貸付有価証券 8,500株(8,500株)
日清製粉グループ本社	157,800	1,914.50	302,108,100	貸付有価証券 900株
日東富士製粉	3,000	4,995.00	14,985,000	
昭和産業	14,900	3,070.00	45,743,000	
鳥越製粉	10,100	671.00	6,777,100	
中部飼料	23,600	1,155.00	27,258,000	貸付有価証券 200株
フィード・ワン	24,900	823.00	20,492,700	
東洋精糖	2,100	2,182.00	4,582,200	貸付有価証券 900株
日本甜菜製糖	9,900	1,932.00	19,126,800	
DM三井製糖ホールディングス	16,900	3,040.00	51,376,000	
塩水港精糖	13,600	254.00	3,454,400	貸付有価証券 900株
ウェルネオシュガー	8,800	2,173.00	19,122,400	

森永製菓	30,400	5,329.00	162,001,600	
中村屋	4,300	3,140.00	13,502,000	貸付有価証券 300株
江崎グリコ	48,800	3,890.00	189,832,000	貸付有価証券 11,000株(300株)
名糖産業	6,700	1,652.00	11,068,400	貸付有価証券 3,100株
井村屋グループ	9,300	2,359.00	21,938,700	
不二家	11,700	2,475.00	28,957,500	貸付有価証券 3,900株
山崎製パン	114,200	2,851.50	325,641,300	貸付有価証券 49,400株
第一屋製パン	2,200	406.00	893,200	
モロゾフ	5,500	3,735.00	20,542,500	貸付有価証券 2,400株
亀田製菓	10,900	4,415.00	48,123,500	貸付有価証券 100株
寿スピリッツ	18,200	11,990.00	218,218,000	
カルビー	78,100	2,894.50	226,060,450	貸付有価証券 6,200株
森永乳業	31,000	5,939.00	184,109,000	
六甲バター	12,500	1,446.00	18,075,000	貸付有価証券 100株
ヤクルト本社	122,000	7,649.00	933,178,000	貸付有価証券 300株
明治ホールディングス	209,200	3,675.00	768,810,000	
雪印メグミルク	41,300	2,364.00	97,633,200	貸付有価証券 300株
プリマハム	22,900	2,502.00	57,295,800	貸付有価証券 100株
日本ハム	66,700	4,564.00	304,418,800	
林兼産業	3,500	562.00	1,967,000	
丸大食品	17,200	1,741.00	29,945,200	貸付有価証券 8,000株
S F o o d s	18,800	3,380.00	63,544,000	
柿安本店	6,700	2,581.00	17,292,700	貸付有価証券 2,800株
伊藤ハム米久ホールディングス	130,400	814.00	106,145,600	
サッポロホールディングス	56,200	4,511.00	253,518,200	貸付有価証券 400株
アサヒグループホールディングス	394,400	5,751.00	2,268,194,400	貸付有価証券 78,900株
キリンホールディングス	710,900	2,064.50	1,467,653,050	貸付有価証券 147,200株

宝ホールディングス	116,500	1,247.00	145,275,500	貸付有価証券 100株
オエノンホールディングス	51,000	442.00	22,542,000	
養命酒製造	5,600	1,925.00	10,780,000	貸付有価証券 2,600株
コカ・コーラ ボトラーズ ジャパンホールディングス	133,700	1,942.50	259,712,250	貸付有価証券 9,200株
ライフドリンクカンパニー	3,200	4,045.00	12,944,000	
サントリー食品インターナショナル	120,200	4,763.00	572,512,600	貸付有価証券 6,000株
ダイドーグループホールディングス	9,700	5,850.00	56,745,000	
伊藤園	57,800	4,719.00	272,758,200	貸付有価証券 100株
キーコーヒー	19,100	2,086.00	39,842,600	貸付有価証券 9,000株
ユニカフェ	3,800	948.00	3,602,400	貸付有価証券 900株 (100株)
ジャパンフーズ	1,800	1,107.00	1,992,600	貸付有価証券 1,000株
日清オイリオグループ	24,000	4,225.00	101,400,000	
不二製油グループ本社	39,700	2,376.50	94,347,050	
かどや製油	1,400	3,530.00	4,942,000	
J-オイルミルズ	17,400	1,807.00	31,441,800	
キッコーマン	113,100	8,403.00	950,379,300	貸付有価証券 800株
味の素	412,100	6,100.00	2,513,810,000	貸付有価証券 1,700株 (1,700株)
ブルドックソース	9,000	2,147.00	19,323,000	
キューピー	91,700	2,458.50	225,444,450	貸付有価証券 300株
ハウス食品グループ本社	52,200	3,182.00	166,100,400	
カゴメ	73,400	3,377.00	247,871,800	貸付有価証券 12,500株 (1,400株)
焼津水産化学工業	4,500	1,258.00	5,661,000	
アリアケジャパン	14,900	5,242.00	78,105,800	
ピエトロ	1,600	1,862.00	2,979,200	
エバラ食品工業	4,600	3,010.00	13,846,000	
やまみ	1,100	1,788.00	1,966,800	
ニチレイ	78,200	3,534.00	276,358,800	
東洋水産	86,200	5,968.00	514,441,600	

イトアンドホールディングス	7,600	2,134.00	16,218,400	貸付有価証券 3,300株
大冷	1,400	2,010.00	2,814,000	貸付有価証券 600株
ヨシムラ・フード・ホールディングス	10,800	1,327.00	14,331,600	貸付有価証券 200株
日清食品ホールディングス	60,000	12,525.00	751,500,000	
永谷園ホールディングス	8,400	2,352.00	19,756,800	
一正蒲鉾	4,900	762.00	3,733,800	
フジッコ	17,500	1,960.00	34,300,000	貸付有価証券 100株
ロック・フィールド	19,100	1,598.00	30,521,800	貸付有価証券 3,100株
日本たばこ産業	1,037,100	3,211.00	3,330,128,100	貸付有価証券 54,100株
ケンコーマヨネーズ	11,700	1,464.00	17,128,800	
わらべや日洋ホールディングス	12,600	2,864.00	36,086,400	
なとり	10,700	1,998.00	21,378,600	
イフジ産業	1,900	1,870.00	3,553,000	
ファーマフーズ	24,500	1,587.00	38,881,500	貸付有価証券 1,500株 (1,400株)
ユーグレナ	106,200	848.00	90,057,600	貸付有価証券 49,900株 (5,300株)
紀文食品	13,300	1,138.00	15,135,400	貸付有価証券 6,200株
ピクルスホールディングス	10,000	1,240.00	12,400,000	
ミヨシ油脂	4,400	1,176.00	5,174,400	
理研ビタミン	14,700	2,356.00	34,633,200	貸付有価証券 100株
片倉工業	16,000	1,722.00	27,552,000	貸付有価証券 100株
グンゼ	12,300	4,555.00	56,026,500	貸付有価証券 100株
東洋紡	75,000	1,105.00	82,875,000	貸付有価証券 100株
ユニチカ	52,400	220.00	11,528,000	貸付有価証券 7,800株 (3,500株)
富士紡ホールディングス	6,800	3,635.00	24,718,000	
倉敷紡績	13,000	2,410.00	31,330,000	
シキボウ	6,400	1,059.00	6,777,600	
日本毛織	45,800	1,306.00	59,814,800	貸付有価証券 2,100株

ダイトウボウ	18,900	94.00	1,776,600	貸付有価証券 6,600株(2,500株)
トーア紡コーポレーション	4,500	455.00	2,047,500	
ダイドーリミテッド	16,700	309.00	5,160,300	貸付有価証券 2,700株(900株)
帝国繊維	19,600	2,011.00	39,415,600	
帝人	166,800	1,511.00	252,034,800	貸付有価証券 100株
東レ	1,163,300	816.60	949,950,780	
住江織物	2,400	2,237.00	5,368,800	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
日本フェルト	6,400	430.00	2,752,000	
イチカワ	1,400	1,464.00	2,049,600	
日東製網	1,200	1,457.00	1,748,400	
アツギ	6,700	446.00	2,988,200	
ダイニツク	3,000	800.00	2,400,000	
セーレン	33,500	2,426.00	81,271,000	貸付有価証券 15,700株(15,600株)
ソトー	3,700	785.00	2,904,500	
東海染工	1,100	1,086.00	1,194,600	
小松マテーレ	25,200	761.00	19,177,200	
ワコールホールディングス	31,600	3,254.00	102,826,400	
ホギメディカル	23,300	3,280.00	76,424,000	
クラウドディアホールディングス	2,600	668.00	1,736,800	貸付有価証券 1,400株(1,000株)
T S Iホールディングス	58,400	752.00	43,916,800	貸付有価証券 25,000株(1,900株)
マツオカコーポレーション	3,100	1,483.00	4,597,300	貸付有価証券 700株(700株)
ワールド	22,300	1,688.00	37,642,400	
三陽商会	4,400	1,985.00	8,734,000	貸付有価証券 900株(100株)
ナイガイ	3,800	284.00	1,079,200	貸付有価証券 1,700株
オンワードホールディングス	112,600	528.00	59,452,800	貸付有価証券 37,500株(35,600株)
ルックホールディングス	3,600	2,042.00	7,351,200	
ゴールドウイン	30,800	10,875.00	334,950,000	
デサント	29,900	3,670.00	109,733,000	貸付有価証券 2,100株

キング	5,100	659.00	3,360,900	貸付有価証券 100株
ヤマトインターナショナル	9,100	285.00	2,593,500	
特種東海製紙	7,800	3,365.00	26,247,000	貸付有価証券 1,000株
王子ホールディングス	723,300	612.50	443,021,250	貸付有価証券 43,600株 (43,500 株)
日本製紙	90,400	1,280.00	115,712,000	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
三菱製紙	13,900	489.00	6,797,100	貸付有価証券 4,700株
北越コーポレーション	109,700	939.00	103,008,300	貸付有価証券 51,400株
中越パルプ工業	4,700	1,373.00	6,453,100	貸付有価証券 200株
巴川製紙所	3,600	677.00	2,437,200	貸付有価証券 200株
大王製紙	76,700	1,257.00	96,411,900	貸付有価証券 400株
阿波製紙	2,800	540.00	1,512,000	貸付有価証券 1,700株
レンゴー	158,100	996.90	157,609,890	貸付有価証券 900株
トーモク	10,000	2,327.00	23,270,000	
ザ・パック	12,900	3,140.00	40,506,000	
北の達人コーポレーション	73,200	249.00	18,226,800	貸付有価証券 30,800株 (9,900株)
クラレ	253,000	1,682.50	425,672,500	貸付有価証券 25,100株
旭化成	1,084,300	970.30	1,052,096,290	
共和レザー	6,700	677.00	4,535,900	貸付有価証券 100株
レゾナック・ホールディングス	167,800	2,528.00	424,198,400	貸付有価証券 13,900株
住友化学	1,288,000	414.80	534,262,400	貸付有価証券 34,000株
住友精化	7,200	4,640.00	33,408,000	
日産化学	82,000	6,302.00	516,764,000	
ラサ工業	6,700	2,086.00	13,976,200	
クレハ	13,900	8,850.00	123,015,000	
多木化学	6,700	3,815.00	25,560,500	貸付有価証券 1,400株
テイカ	11,700	1,384.00	16,192,800	
石原産業	31,400	1,507.00	47,319,800	



片倉コープアグリ	2,400	1,188.00	2,851,200	貸付有価証券 1,000株
日本曹達	18,600	5,500.00	102,300,000	
東ソー	231,800	1,978.00	458,500,400	
トクヤマ	56,100	2,412.50	135,341,250	
セントラル硝子	27,900	3,040.00	84,816,000	
東亜合成	87,100	1,398.00	121,765,800	
大阪ソーダ	10,400	7,020.00	73,008,000	
関東電化工業	33,600	856.00	28,761,600	
デンカ	63,100	2,811.50	177,405,650	貸付有価証券 2,000株 (1,800株)
信越化学工業	1,443,200	4,764.00	6,875,404,800	貸付有価証券 46,900株
日本カーバイド工業	4,400	1,699.00	7,475,600	
堺化学工業	13,200	2,080.00	27,456,000	
第一稀元素化学工業	15,800	984.00	15,547,200	貸付有価証券 300株
エア・ウォーター	163,800	1,863.00	305,159,400	
日本酸素ホールディングス	168,400	3,523.00	593,273,200	貸付有価証券 1,000株
日本化学工業	5,800	1,928.00	11,182,400	
東邦アセチレン	2,500	1,578.00	3,945,000	
日本パーカライジング	86,000	1,212.00	104,232,000	貸付有価証券 200株
高压ガス工業	25,200	790.00	19,908,000	
チタン工業	1,400	1,481.00	2,073,400	
四国化成ホールディングス	22,300	1,466.00	32,691,800	貸付有価証券 200株
戸田工業	4,000	2,021.00	8,084,000	貸付有価証券 1,100株
ステラ ケミファ	10,300	3,235.00	33,320,500	貸付有価証券 1,400株
保土谷化学工業	4,900	3,360.00	16,464,000	
日本触媒	26,400	5,626.00	148,526,400	
大日精化工業	12,100	2,370.00	28,677,000	
カネカ	39,700	4,205.00	166,938,500	
三菱瓦斯化学	129,600	2,081.00	269,697,600	貸付有価証券 100株
三井化学	143,200	4,056.00	580,819,200	
J S R	162,100	4,058.00	657,801,800	
東京応化工業	27,600	10,105.00	278,898,000	貸付有価証券

				5,900株
大阪有機化学工業	14,500	2,728.00	39,556,000	貸付有価証券 100株
三菱ケミカルグループ	1,171,600	903.20	1,058,189,120	
KHネオケム	26,500	2,321.00	61,506,500	貸付有価証券 400株
ダイセル	241,800	1,289.00	311,680,200	
住友ベークライト	25,700	7,116.00	182,881,200	貸付有価証券 100株
積水化学工業	352,000	2,227.00	783,904,000	
日本ゼオン	104,100	1,627.50	169,422,750	貸付有価証券 300株
アイカ工業	43,800	3,477.00	152,292,600	貸付有価証券 1,500株
UBE	89,500	2,548.00	228,046,000	貸付有価証券 200株
積水樹脂	24,100	2,394.00	57,695,400	
タキロンシーアイ	37,900	596.00	22,588,400	貸付有価証券 100株
旭有機材	11,600	4,065.00	47,154,000	
ニチバン	10,800	1,910.00	20,628,000	貸付有価証券 600株
リケンテクノス	37,400	750.00	28,050,000	
大倉工業	8,000	2,646.00	21,168,000	
積水化成成品工業	24,400	471.00	11,492,400	
群栄化学工業	4,100	3,505.00	14,370,500	
タイガースポリマー	5,300	818.00	4,335,400	
ミライアル	3,500	1,495.00	5,232,500	貸付有価証券 1,500株 (1,400株)
ダイキアクシス	4,800	738.00	3,542,400	
ダイキョーニシカワ	38,300	835.00	31,980,500	
竹本容器	4,400	814.00	3,581,600	貸付有価証券 400株
森六ホールディングス	8,800	2,272.00	19,993,600	
恵和	12,500	1,287.00	16,087,500	貸付有価証券 100株
日本化薬	132,600	1,338.50	177,485,100	貸付有価証券 600株
カーリットホールディングス	15,600	915.00	14,274,000	
日本精化	9,900	2,571.00	25,452,900	貸付有価証券 500株
扶桑化学工業	16,100	4,340.00	69,874,000	

トリケミカル研究所	23,200	2,840.00	65,888,000	貸付有価証券 10,900株(1,100株)
ADEKA	60,500	2,862.00	173,151,000	
日油	53,700	6,736.00	361,723,200	
新日本理化	16,000	234.00	3,744,000	貸付有価証券 900株
ハリマ化成グループ	8,100	852.00	6,901,200	
花王	392,600	5,650.00	2,218,190,000	貸付有価証券 64,300株
第一工業製薬	6,200	1,714.00	10,626,800	貸付有価証券 600株
石原ケミカル	7,900	1,662.00	13,129,800	貸付有価証券 1,700株
日華化学	4,600	874.00	4,020,400	貸付有価証券 1,600株
ニイタカ	2,100	1,981.00	4,160,100	
三洋化成工業	10,700	4,180.00	44,726,000	
有機合成薬品工業	8,500	297.00	2,524,500	貸付有価証券 1,000株
大日本塗料	21,200	1,004.00	21,284,800	貸付有価証券 200株
日本ペイントホールディングス	921,900	1,201.00	1,107,201,900	貸付有価証券 26,500株
関西ペイント	139,200	2,344.50	326,354,400	
神東塗料	9,600	140.00	1,344,000	貸付有価証券 1,300株
中国塗料	28,500	1,468.00	41,838,000	貸付有価証券 100株
日本特殊塗料	7,300	1,416.00	10,336,800	
藤倉化成	23,300	483.00	11,253,900	
太陽ホールディングス	26,400	2,670.00	70,488,000	貸付有価証券 100株
DIC	67,800	2,521.50	170,957,700	貸付有価証券 28,600株
サカタインクス	38,600	1,392.00	53,731,200	貸付有価証券 3,500株
東洋インキSCホールディングス	37,800	2,290.00	86,562,000	貸付有価証券 800株
T&K TOKA	15,500	1,404.00	21,762,000	貸付有価証券 100株
富士フイルムホールディングス	333,600	8,825.00	2,944,020,000	
資生堂	363,000	5,970.00	2,167,110,000	貸付有価証券 44,700株
ライオン	227,500	1,554.50	353,648,750	貸付有価証券 48,900株

高砂香料工業	11,800	2,985.00	35,223,000	
マンダム	37,500	1,445.00	54,187,500	
ミルボン	23,600	4,612.00	108,843,200	貸付有価証券 500株
ファンケル	76,000	2,509.00	190,684,000	貸付有価証券 100株
コーセー	35,300	11,850.00	418,305,000	貸付有価証券 900株
コタ	16,000	1,646.00	26,336,000	
シーボン	1,500	1,549.00	2,323,500	
ポーラ・オルビスホールディングス	89,100	1,869.50	166,572,450	貸付有価証券 2,500株
ノエビアホールディングス	15,500	5,710.00	88,505,000	
アジュバンホールディングス	2,800	945.00	2,646,000	
新日本製薬	9,900	1,622.00	16,057,800	貸付有価証券 4,600株
アクシージア	8,800	1,204.00	10,595,200	貸付有価証券 600株
エステー	13,400	1,551.00	20,783,400	
アグロ カネショウ	7,000	1,456.00	10,192,000	
コニシ	29,000	2,623.00	76,067,000	貸付有価証券 100株
長谷川香料	33,200	3,480.00	115,536,000	
星光PMC	7,100	1,067.00	7,575,700	貸付有価証券 600株 (600株)
小林製薬	50,600	7,200.00	364,320,000	
荒川化学工業	14,700	1,053.00	15,479,100	貸付有価証券 300株
メック	14,300	4,000.00	57,200,000	
日本高純度化学	4,300	2,640.00	11,352,000	
タカラバイオ	46,800	1,421.00	66,502,800	貸付有価証券 600株
JCU	19,400	3,485.00	67,609,000	
新田ゼラチン	7,100	730.00	5,183,000	貸付有価証券 3,000株 (1,700株)
OATアグリオ	4,300	1,800.00	7,740,000	貸付有価証券 300株
デクセリアルズ	47,500	3,892.00	184,870,000	貸付有価証券 3,100株 (600株)
アース製薬	15,800	4,985.00	78,763,000	貸付有価証券 1,800株
北興化学工業	17,500	931.00	16,292,500	

大成ラミック	5,500	3,190.00	17,545,000	
クミアイ化学工業	69,100	1,161.00	80,225,100	貸付有価証券 100株
日本農薬	31,900	689.00	21,979,100	貸付有価証券 600株
アキレス	11,000	1,511.00	16,621,000	
有沢製作所	28,300	1,062.00	30,054,600	貸付有価証券 800株
日東電工	126,200	10,335.00	1,304,277,000	
レック	24,700	980.00	24,206,000	
三光合成	21,900	740.00	16,206,000	
きもと	17,000	188.00	3,196,000	
藤森工業	13,700	3,925.00	53,772,500	
前澤化成工業	11,200	1,532.00	17,158,400	貸付有価証券 2,800株
未来工業	6,200	3,340.00	20,708,000	
ウェーブロックホールディングス	3,500	670.00	2,345,000	貸付有価証券 700株 (700株)
J S P	12,200	2,035.00	24,827,000	
エフピコ	32,900	2,764.50	90,952,050	
天馬	14,200	2,621.00	37,218,200	
信越ポリマー	32,100	1,405.00	45,100,500	
東リ	26,000	349.00	9,074,000	
ニフコ	62,700	4,418.00	277,008,600	貸付有価証券 100株
バルカー	14,500	4,430.00	64,235,000	
ユニ・チャーム	362,200	5,756.00	2,084,823,200	貸付有価証券 62,800株 (7,500株)
ショーエイコーポレーション	3,400	604.00	2,053,600	
協和キリン	210,000	2,638.50	554,085,000	貸付有価証券 18,000株
武田薬品工業	1,538,500	4,524.00	6,960,174,000	貸付有価証券 49,500株
アステラス製薬	1,642,200	2,223.00	3,650,610,600	貸付有価証券 28,200株
住友ファーマ	129,000	524.10	67,608,900	貸付有価証券 45,500株 (35,300株)
塩野義製薬	219,200	6,452.00	1,414,278,400	
わかもと製薬	10,800	230.00	2,484,000	貸付有価証券 100株
日本新薬	41,000	6,476.00	265,516,000	貸付有価証券

				200株
中外製薬	544,200	4,431.00	2,411,350,200	貸付有価証券 74,000株
科研製薬	29,800	3,562.00	106,147,600	
エーザイ	211,500	9,083.00	1,921,054,500	
ロート製薬	168,400	3,809.00	641,435,600	貸付有価証券 700株
小野薬品工業	335,400	2,795.00	937,443,000	
久光製薬	38,600	5,195.00	200,527,000	貸付有価証券 10,900株
持田製薬	20,000	3,410.00	68,200,000	
参天製薬	316,700	1,381.00	437,362,700	
扶桑薬品工業	5,500	2,210.00	12,155,000	
日本ケミファ	1,200	1,910.00	2,292,000	
ツムラ	54,700	2,788.00	152,503,600	
キッセイ薬品工業	25,600	3,400.00	87,040,000	貸付有価証券 600株
生化学工業	33,100	825.00	27,307,500	貸付有価証券 300株
栄研化学	28,200	1,409.00	39,733,800	
鳥居薬品	9,300	3,755.00	34,921,500	
JCRファーマ	58,800	1,249.00	73,441,200	貸付有価証券 900株
東和薬品	26,700	2,784.00	74,332,800	貸付有価証券 100株
富士製薬工業	12,800	1,195.00	15,296,000	
ゼリア新薬工業	24,100	2,438.00	58,755,800	
そーせいグループ	56,000	1,657.00	92,792,000	貸付有価証券 18,600株 (300株)
第一三共	1,514,500	4,221.00	6,392,704,500	貸付有価証券 100株
杏林製薬	37,700	1,782.00	67,181,400	
大幸薬品	34,600	351.00	12,144,600	貸付有価証券 7,800株 (4,300株)
ダイト	13,420	2,408.00	32,315,360	
大塚ホールディングス	361,600	5,560.00	2,010,496,000	貸付有価証券 51,800株
大正製薬ホールディングス	38,600	6,184.00	238,702,400	
ペプチドリーム	84,300	1,846.50	155,659,950	貸付有価証券 14,400株
あすか製薬ホールディングス	17,800	1,672.00	29,761,600	

サワイグループホールディングス	39,800	4,381.00	174,363,800	
日本コークス工業	156,800	118.00	18,502,400	貸付有価証券 6,200株
ニチレキ	20,500	2,072.00	42,476,000	
ユシロ化学工業	9,000	1,498.00	13,482,000	貸付有価証券 100株
ビーピー・カストロール	4,500	888.00	3,996,000	
富士石油	35,500	321.00	11,395,500	貸付有価証券 200株
MORESCO	3,800	1,190.00	4,522,000	貸付有価証券 200株
出光興産	193,100	3,245.00	626,609,500	
ENEOSホールディングス	2,948,800	574.20	1,693,200,960	
コスモエネルギーホールディングス	68,700	5,520.00	379,224,000	
横浜ゴム	87,900	2,971.50	261,194,850	貸付有価証券 20,800株
TOYO TIRE	99,900	2,236.00	223,376,400	
ブリヂストン	508,900	5,726.00	2,913,961,400	貸付有価証券 66,400株
住友ゴム工業	170,500	1,588.00	270,754,000	貸付有価証券 19,200株
藤倉コンポジット	8,200	1,129.00	9,257,800	
オカモト	9,400	4,750.00	44,650,000	
フコク	9,100	1,511.00	13,750,100	
ニッタ	17,700	3,465.00	61,330,500	
住友理工	33,700	1,107.00	37,305,900	
三ツ星ベルト	25,400	4,980.00	126,492,000	貸付有価証券 200株
バンドー化学	25,800	1,599.00	41,254,200	貸付有価証券 100株
日東紡績	19,600	3,935.00	77,126,000	貸付有価証券 300株
AGC	162,200	5,235.00	849,117,000	貸付有価証券 7,900株
日本板硝子	88,700	810.00	71,847,000	貸付有価証券 16,900株
石塚硝子	1,800	2,407.00	4,332,600	
日本山村硝子	4,300	1,819.00	7,821,700	貸付有価証券 1,700株
日本電気硝子	71,000	2,638.50	187,333,500	貸付有価証券 12,100株
オハラ	8,200	1,441.00	11,816,200	貸付有価証券

				2,800株(400株)
住友大阪セメント	24,500	3,985.00	97,632,500	
太平洋セメント	110,700	2,822.00	312,395,400	
日本ヒューム	15,200	894.00	13,588,800	貸付有価証券 7,100株
日本コンクリート工業	33,700	337.00	11,356,900	貸付有価証券 100株
三谷セキサン	7,300	5,140.00	37,522,000	
アジアパイルホールディングス	27,200	684.00	18,604,800	
東海カーボン	160,400	1,188.00	190,555,200	貸付有価証券 17,000株(700株)
日本カーボン	9,200	4,480.00	41,216,000	
東洋炭素	12,200	5,900.00	71,980,000	貸付有価証券 2,000株
ノリタケカンパニーリミテド	8,700	6,250.00	54,375,000	
TOTO	114,700	4,071.00	466,943,700	貸付有価証券 3,800株
日本碍子	202,100	1,964.50	397,025,450	
日本特殊陶業	132,300	3,478.00	460,139,400	
ダントーホールディングス	7,700	910.00	7,007,000	貸付有価証券 3,900株
MARUWA	6,400	26,620.00	170,368,000	
品川リフラクトリーズ	4,900	7,550.00	36,995,000	
黒崎播磨	3,500	9,960.00	34,860,000	
ヨータイ	9,400	1,518.00	14,269,200	
東京窯業	10,600	351.00	3,720,600	
ニッカトー	5,200	638.00	3,317,600	貸付有価証券 100株
フジミインコーポレーテッド	41,500	3,375.00	140,062,500	貸付有価証券 500株
クミネ工業	3,400	1,071.00	3,641,400	
エーアンドエーマテリアル	2,100	1,180.00	2,478,000	
ニチアス	44,000	3,080.00	135,520,000	
ニチハ	21,800	3,200.00	69,760,000	
日本製鉄	800,800	3,627.00	2,904,501,600	貸付有価証券 229,000株(190,700株)
神戸製鋼所	359,700	2,028.50	729,651,450	貸付有価証券 46,600株
中山製鋼所	36,800	990.00	36,432,000	貸付有価証券



				6,300株
合同製鐵	8,900	4,790.00	42,631,000	
J F Eホールディングス	477,900	2,295.00	1,096,780,500	
東京製鐵	50,300	1,777.00	89,383,100	貸付有価証券 100株
共英製鋼	20,400	2,086.00	42,554,400	貸付有価証券 800株
大和工業	29,500	7,298.00	215,291,000	
東京鐵鋼	8,500	3,805.00	32,342,500	
大阪製鐵	8,200	1,823.00	14,948,600	
淀川製鋼所	20,300	3,580.00	72,674,000	
中部鋼板	14,700	2,242.00	32,957,400	
丸一鋼管	54,400	3,793.00	206,339,200	
モリ工業	2,700	3,685.00	9,949,500	
大同特殊鋼	22,500	6,388.00	143,730,000	貸付有価証券 200株
日本高周波鋼業	4,000	516.00	2,064,000	貸付有価証券 200株
日本冶金工業	13,100	4,920.00	64,452,000	
山陽特殊製鋼	17,700	2,970.00	52,569,000	
愛知製鋼	10,300	4,220.00	43,466,000	
日本金属	2,600	921.00	2,394,600	
大平洋金属	12,700	1,720.00	21,844,000	貸付有価証券 5,900株
新日本電工	88,900	287.00	25,514,300	貸付有価証券 14,000株
栗本鐵工所	8,500	2,890.00	24,565,000	
虹技	1,400	1,597.00	2,235,800	
日本鑄鉄管	1,200	1,137.00	1,364,400	
三菱製鋼	11,200	1,595.00	17,864,000	
日亜鋼業	12,100	310.00	3,751,000	
日本精線	2,400	4,885.00	11,724,000	
エンビプロ・ホールディングス	8,200	621.00	5,092,200	貸付有価証券 900株 (100株)
シンニッタン	12,800	250.00	3,200,000	貸付有価証券 600株
新家工業	2,600	2,870.00	7,462,000	
大紀アルミニウム工業所	25,500	1,507.00	38,428,500	貸付有価証券 1,000株 (600株)
日本軽金属ホールディングス	48,200	1,622.00	78,180,400	

三井金属鉱業	52,000	3,869.00	201,188,000	
東邦亜鉛	10,600	1,755.00	18,603,000	貸付有価証券 700株
三菱マテリアル	119,300	2,546.00	303,737,800	
住友金属鉱山	207,400	4,679.00	970,424,600	
DOWAホールディングス	40,200	4,899.00	196,939,800	貸付有価証券 2,100株(200株)
古河機械金属	26,200	1,829.00	47,919,800	貸付有価証券 100株
大阪チタニウムテクノロジーズ	26,200	3,225.00	84,495,000	貸付有価証券 5,900株
東邦チタニウム	32,300	1,994.00	64,406,200	貸付有価証券 15,200株
UACJ	25,100	3,185.00	79,943,500	
CKサンエツ	4,300	3,880.00	16,684,000	
古河電気工業	59,500	2,618.50	155,800,750	貸付有価証券 2,700株
住友電気工業	617,600	1,840.00	1,136,384,000	
フジクラ	191,800	1,247.00	239,174,600	
SWCC	20,000	2,002.00	40,040,000	
タツタ電線	36,400	704.00	25,625,600	貸付有価証券 17,100株
カナレ電気	2,100	1,440.00	3,024,000	
平河ヒューテック	10,300	1,538.00	15,841,400	貸付有価証券 4,100株
リョービ	19,000	3,090.00	58,710,000	貸付有価証券 6,000株
アーレスティ	13,200	824.00	10,876,800	貸付有価証券 1,500株(900株)
AREホールディングス	72,300	1,943.00	140,478,900	貸付有価証券 200株
稲葉製作所	9,300	1,571.00	14,610,300	貸付有価証券 4,300株
宮地エンジニアリンググループ	4,900	6,100.00	29,890,000	
トーカロ	47,600	1,468.00	69,876,800	貸付有価証券 200株
アルファCo	4,400	1,571.00	6,912,400	
SUMCO	317,800	1,998.00	634,964,400	貸付有価証券 52,900株
川田テクノロジーズ	4,200	6,220.00	26,124,000	
RS Technologies	11,900	2,753.00	32,760,700	貸付有価証券 100株
ジェイテックコーポレーション	1,600	2,714.00	4,342,400	貸付有価証券 300株

信和	6,600	790.00	5,214,000	
東洋製罐グループホールディングス	106,700	2,594.50	276,833,150	貸付有価証券 200株
ホッカンホールディングス	9,600	1,609.00	15,446,400	
コロナ	10,000	920.00	9,200,000	
横河ブリッジホールディングス	22,400	2,829.00	63,369,600	貸付有価証券 300株
駒井ハルテック	1,900	1,867.00	3,547,300	
高田機工	1,000	3,180.00	3,180,000	
三和ホールディングス	164,700	2,276.50	374,939,550	貸付有価証券 1,000株
文化シャッター	51,500	1,122.00	57,783,000	貸付有価証券 13,500株
三協立山	20,500	933.00	19,126,500	貸付有価証券 200株
アルインコ	13,600	1,100.00	14,960,000	
東洋シャッター	2,700	645.00	1,741,500	
L I X I L	260,600	1,854.00	483,152,400	
日本ファイルコン	7,800	486.00	3,790,800	
ノーリツ	29,600	1,595.00	47,212,000	貸付有価証券 8,800株
長府製作所	17,800	2,157.00	38,394,600	
リンナイ	97,300	2,858.50	278,132,050	
ダイニチ工業	5,900	740.00	4,366,000	
日東精工	25,900	571.00	14,788,900	
三洋工業	1,400	2,150.00	3,010,000	
岡部	32,000	755.00	24,160,000	貸付有価証券 900株
ジーテクト	19,900	1,853.00	36,874,700	
東プレ	31,500	1,776.00	55,944,000	貸付有価証券 300株
高周波熱錬	27,600	1,036.00	28,593,600	
東京製綱	10,500	1,416.00	14,868,000	
サンコール	10,600	511.00	5,416,600	貸付有価証券 100株
モリテック スチール	8,800	330.00	2,904,000	貸付有価証券 400株
パイオラックス	24,700	2,400.00	59,280,000	
エイチワン	18,400	811.00	14,922,400	
日本発條	158,200	1,152.00	182,246,400	貸付有価証券 4,400株

中央発條	13,200	773.00	10,203,600	
アドバネクス	1,500	1,058.00	1,587,000	貸付有価証券 400株
立川ブラインド工業	8,100	1,430.00	11,583,000	
三益半導体工業	13,800	2,888.00	39,854,400	貸付有価証券 300株
日本ドライケミカル	2,800	2,100.00	5,880,000	貸付有価証券 1,400株
日本製鋼所	48,200	3,012.00	145,178,400	
三浦工業	73,100	3,354.00	245,177,400	
タクマ	53,800	1,640.00	88,232,000	
ツガミ	38,900	1,205.00	46,874,500	
オークマ	17,500	7,020.00	122,850,000	貸付有価証券 300株 (300株)
芝浦機械	17,500	4,370.00	76,475,000	
アマダ	279,300	1,553.50	433,892,550	
アイダエンジニアリング	36,000	1,010.00	36,360,000	貸付有価証券 600株
TAKI SAWA	3,100	2,553.00	7,914,300	貸付有価証券 1,000株 (200株)
FUJI	76,100	2,481.00	188,804,100	
牧野フライス製作所	19,400	7,110.00	137,934,000	
オーエスジー	77,100	1,860.50	143,444,550	貸付有価証券 100株
ダイジェット工業	1,200	947.00	1,136,400	
旭ダイヤモンド工業	48,900	914.00	44,694,600	
DMG森精機	106,100	2,707.00	287,212,700	貸付有価証券 50,000株 (12,900 株)
ソディック	42,600	727.00	30,970,200	貸付有価証券 1,100株
ディスコ	84,300	28,680.00	2,417,724,000	貸付有価証券 900株
日東工器	8,500	2,009.00	17,076,500	
日進工具	14,600	1,195.00	17,447,000	
パンチ工業	10,500	465.00	4,882,500	貸付有価証券 1,000株
富士ダイス	5,400	677.00	3,655,800	貸付有価証券 400株 (200株)
豊和工業	6,300	821.00	5,172,300	
東洋機械金属	8,100	717.00	5,807,700	
津田駒工業	2,100	438.00	919,800	貸付有価証券 900株

エンシュウ	2,500	821.00	2,052,500	貸付有価証券 100株 (100株)
島精機製作所	27,800	1,941.00	53,959,800	貸付有価証券 2,100株
オプトラン	28,800	1,984.00	57,139,200	貸付有価証券 100株
NCホールディングス	2,400	1,821.00	4,370,400	
イワキポンプ	11,700	1,970.00	23,049,000	
フリーー	18,300	1,680.00	30,744,000	貸付有価証券 600株 (600株)
ヤマシンフィルタ	41,700	354.00	14,761,800	貸付有価証券 6,100株 (4,800株)
日阪製作所	17,000	982.00	16,694,000	
やまびこ	28,600	1,587.00	45,388,200	
野村マイクロ・サイエンス	5,900	6,230.00	36,757,000	
平田機工	8,400	7,930.00	66,612,000	貸付有価証券 600株
PEGASUS	19,300	617.00	11,908,100	貸付有価証券 8,900株 (8,500株)
マルマエ	7,600	1,852.00	14,075,200	貸付有価証券 1,700株
タツモ	10,600	2,928.00	31,036,800	貸付有価証券 1,600株
ナブテスコ	109,900	2,818.00	309,698,200	貸付有価証券 30,100株
三井海洋開発	22,200	1,788.00	39,693,600	貸付有価証券 3,200株
レオン自動機	18,400	1,401.00	25,778,400	
SMC	56,800	72,760.00	4,132,768,000	
ホソカワミクロン	11,200	4,235.00	47,432,000	
ユニオンツール	7,700	3,830.00	29,491,000	貸付有価証券 100株
瑞光	12,600	1,330.00	16,758,000	貸付有価証券 4,800株
オイレス工業	24,500	2,105.00	51,572,500	
日精エー・エス・ビー機械	7,000	4,525.00	31,675,000	
サトーホールディングス	24,900	2,075.00	51,667,500	
技研製作所	16,400	2,088.00	34,243,200	貸付有価証券 3,100株 (100株)
日本エアータック	8,200	1,268.00	10,397,600	
カワタ	3,400	1,132.00	3,848,800	
日精樹脂工業	13,000	1,083.00	14,079,000	

オカダアイヨン	3,600	2,174.00	7,826,400	
ワイエイシイホールディングス	4,900	2,826.00	13,847,400	貸付有価証券 2,300株
小松製作所	820,300	4,272.00	3,504,321,600	
住友重機械工業	103,600	3,810.00	394,716,000	貸付有価証券 23,400株
日立建機	69,700	4,716.00	328,705,200	貸付有価証券 100株
日工	25,900	681.00	17,637,900	
巴工業	6,800	3,045.00	20,706,000	貸付有価証券 1,500株
井関農機	16,400	1,221.00	20,024,400	
TOWA	17,900	4,015.00	71,868,500	貸付有価証券 2,200株
丸山製作所	2,000	2,263.00	4,526,000	
北川鉄工所	6,900	1,518.00	10,474,200	
ローゼ	9,100	12,010.00	109,291,000	貸付有価証券 3,200株
タカキタ	3,300	495.00	1,633,500	貸付有価証券 1,900株
クボタ	918,700	2,383.50	2,189,721,450	貸付有価証券 92,100株 (4,800株)
荏原実業	9,200	3,020.00	27,784,000	
三菱化工機	5,600	2,832.00	15,859,200	
月島ホールディングス	23,700	1,429.00	33,867,300	貸付有価証券 200株
帝国電機製作所	12,300	2,711.00	33,345,300	
東京機械製作所	2,700	412.00	1,112,400	貸付有価証券 400株 (400株)
新東工業	35,400	1,121.00	39,683,400	
澁谷工業	16,400	2,688.00	44,083,200	
アイチ コーポレーション	24,400	968.00	23,619,200	
小森コーポレーション	40,600	1,148.00	46,608,800	
鶴見製作所	13,400	3,065.00	41,071,000	
日本ギア工業	3,900	418.00	1,630,200	貸付有価証券 100株
酒井重工業	1,900	5,280.00	10,032,000	
荏原製作所	71,800	7,447.00	534,694,600	貸付有価証券 6,300株
石井鐵工所	1,300	3,040.00	3,952,000	貸付有価証券 600株
酉島製作所	15,100	1,935.00	29,218,500	

北越工業	17,600	2,191.00	38,561,600	
ダイキン工業	209,000	26,125.00	5,460,125,000	貸付有価証券 300株
オルガノ	24,000	4,055.00	97,320,000	
トーヨーカネツ	6,600	3,480.00	22,968,000	
栗田工業	97,900	5,706.00	558,617,400	
椿本チエイン	24,800	3,975.00	98,580,000	
大同工業	4,700	749.00	3,520,300	
木村化工機	13,400	745.00	9,983,000	貸付有価証券 500株
アネスト岩田	29,800	1,246.00	37,130,800	貸付有価証券 500株
ダイフク	270,800	2,795.50	757,021,400	貸付有価証券 33,000株 (12,700 株)
サムコ	4,700	5,210.00	24,487,000	貸付有価証券 200株
加藤製作所	5,500	1,282.00	7,051,000	貸付有価証券 100株
油研工業	1,800	2,251.00	4,051,800	
タダノ	100,700	1,234.50	124,314,150	貸付有価証券 400株
フジテック	61,400	3,789.00	232,644,600	貸付有価証券 4,700株
CKD	48,400	2,163.00	104,689,200	
平和	58,200	2,259.00	131,473,800	
理想科学工業	14,000	2,353.00	32,942,000	
SANKYO	34,400	6,361.00	218,818,400	
日本金銭機械	19,200	1,018.00	19,545,600	貸付有価証券 6,600株 (1,400株)
マースグループホールディングス	10,300	2,885.00	29,715,500	貸付有価証券 1,200株
フクシマガリレイ	12,900	5,240.00	67,596,000	
オーイズミ	4,400	431.00	1,896,400	
ダイコク電機	9,600	5,500.00	52,800,000	貸付有価証券 4,500株
竹内製作所	31,800	4,695.00	149,301,000	貸付有価証券 100株
アマノ	49,700	3,280.00	163,016,000	
JUKI	27,100	635.00	17,208,500	貸付有価証券 10,400株
ジャノメ	17,700	689.00	12,195,300	
マックス	21,600	2,802.00	60,523,200	

グローリー	42,000	3,107.00	130,494,000	
新晃工業	17,600	2,078.00	36,572,800	貸付有価証券 100株
大和冷機工業	26,800	1,476.00	39,556,800	貸付有価証券 100株
セガサミーホールディングス	140,700	2,845.00	400,291,500	
日本ピストンリング	3,900	1,710.00	6,669,000	
リケン	6,900	3,355.00	23,149,500	
T P R	20,000	1,888.00	37,760,000	
ツバキ・ナカシマ	35,100	835.00	29,308,500	貸付有価証券 19,500株 (4,500株)
ホシザキ	103,300	5,787.00	597,797,100	貸付有価証券 26,800株
大豊工業	15,100	892.00	13,469,200	
日本精工	321,600	874.20	281,142,720	
N T N	345,100	303.20	104,634,320	貸付有価証券 3,500株
ジェイテクト	155,800	1,416.00	220,612,800	
不二越	12,900	4,085.00	52,696,500	
日本トムソン	42,900	573.00	24,581,700	
T H K	101,000	2,697.50	272,447,500	貸付有価証券 27,300株
ユーシン精機	13,900	708.00	9,841,200	
前澤給装工業	12,300	1,246.00	15,325,800	
イーグル工業	19,400	1,753.00	34,008,200	
前澤工業	6,700	1,026.00	6,874,200	
日本ピラー工業	16,200	4,280.00	69,336,000	
キッツ	58,600	1,066.00	62,467,600	貸付有価証券 1,100株
マキタ	217,800	3,962.00	862,923,600	貸付有価証券 900株
三井E & S	84,600	588.00	49,744,800	貸付有価証券 22,300株
日立造船	143,400	882.00	126,478,800	貸付有価証券 2,000株
三菱重工業	306,200	8,912.00	2,728,854,400	
I H I	110,300	3,801.00	419,250,300	貸付有価証券 2,700株
サノヤスホールディングス	15,600	150.00	2,340,000	
スター精密	33,000	1,910.00	63,030,000	



日清紡ホールディングス	131,600	1,124.00	147,918,400	貸付有価証券 8,900株
イビデン	100,400	9,264.00	930,105,600	貸付有価証券 10,700株
コニカミノルタ	391,000	467.30	182,714,300	貸付有価証券 3,000株
ブラザー工業	233,900	2,466.00	576,797,400	
ミネベアミツミ	304,500	2,505.50	762,924,750	貸付有価証券 31,300株 (15,100株)
日立製作所	851,300	10,140.00	8,632,182,000	
東芝	336,900	4,602.00	1,550,413,800	貸付有価証券 19,000株
三菱電機	1,809,400	1,934.50	3,500,284,300	貸付有価証券 8,500株
富士電機	106,500	7,012.00	746,778,000	貸付有価証券 800株
東洋電機製造	3,800	1,026.00	3,898,800	
安川電機	207,400	5,876.00	1,218,682,400	貸付有価証券 24,400株 (2,200株)
シンフォニアテクノロジー	19,300	1,624.00	31,343,200	
明電舎	26,600	2,265.00	60,249,000	貸付有価証券 100株
オリジン	2,600	1,272.00	3,307,200	
山洋電気	7,600	7,270.00	55,252,000	
デンヨー	13,300	2,143.00	28,501,900	
PHCホールディングス	24,500	1,548.00	37,926,000	貸付有価証券 500株
ソシオネクスト	25,200	16,310.00	411,012,000	
東芝テック	26,100	3,585.00	93,568,500	貸付有価証券 1,500株 (1,000株)
芝浦メカトロニクス	3,000	24,460.00	73,380,000	貸付有価証券 1,400株 (600株)
マブチモーター	43,500	4,557.00	198,229,500	貸付有価証券 10,600株 (2,600株)
ニデック	426,000	7,739.00	3,296,814,000	貸付有価証券 200株
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,800	507.00	6,489,600	貸付有価証券 200株 (200株)
トレックス・セミコンダクター	8,200	2,408.00	19,745,600	貸付有価証券 3,700株 (3,700株)
東光高岳	10,600	2,286.00	24,231,600	
ダブル・スコープ	50,100	1,155.00	57,865,500	貸付有価証券 21,700株 (15,100株)

ダイヘン	15,800	5,440.00	85,952,000	
ヤーマン	30,300	1,059.00	32,087,700	貸付有価証券 14,200株(3,800株)
JVCケンウッド	159,500	682.00	108,779,000	貸付有価証券 1,200株
ミマキエンジニアリング	16,600	774.00	12,848,400	
IPEX	12,100	1,706.00	20,642,600	貸付有価証券 3,800株
大崎電気工業	41,500	655.00	27,182,500	貸付有価証券 300株
オムロン	160,400	7,101.00	1,139,000,400	
日東工業	23,600	3,900.00	92,040,000	
IDEC	25,800	3,180.00	82,044,000	貸付有価証券 100株
正興電機製作所	3,900	1,142.00	4,453,800	
不二電機工業	2,300	1,134.00	2,608,200	
ジーエス・ユアサコーポレーション	57,500	2,798.50	160,913,750	
サクサホールディングス	2,400	2,630.00	6,312,000	
メルコホールディングス	4,400	3,200.00	14,080,000	
テクノメディカ	4,300	2,172.00	9,339,600	貸付有価証券 2,000株
ダイヤモンドエレクトロニクスホールディング	5,900	856.00	5,050,400	貸付有価証券 1,000株(100株)
日本電気	247,600	8,019.00	1,985,504,400	
富士通	174,400	18,840.00	3,285,696,000	
沖電気工業	79,100	1,117.00	88,354,700	貸付有価証券 300株
岩崎通信機	5,100	832.00	4,243,200	
電気興業	7,100	2,506.00	17,792,600	
サンケン電気	16,300	11,230.00	183,049,000	
ナカヨ	1,900	1,256.00	2,386,400	
アイホン	10,600	3,010.00	31,906,000	
ルネサスエレクトロニクス	1,142,500	2,441.00	2,788,842,500	貸付有価証券 88,300株
セイコーエプソン	224,600	2,316.50	520,285,900	貸付有価証券 21,100株(10,800株)
ワコム	133,100	619.00	82,388,900	
アルバック	41,600	5,799.00	241,238,400	貸付有価証券 2,200株
アクセル	4,400	1,806.00	7,946,400	貸付有価証券 400株(400株)

E I Z O	12,800	5,250.00	67,200,000	
日本信号	39,900	975.00	38,902,500	貸付有価証券 200株
京三製作所	36,700	465.00	17,065,500	
能美防災	23,700	1,826.00	43,276,200	
ホーチキ	13,100	1,711.00	22,414,100	
星和電機	5,100	497.00	2,534,700	
エレコム	41,800	1,766.00	73,818,800	
パナソニック ホールディングス	2,067,800	1,734.00	3,585,565,200	
シャープ	210,800	940.80	198,320,640	貸付有価証券 93,400株
アンリツ	123,300	1,118.50	137,911,050	
富士通ゼネラル	49,600	2,821.50	139,946,400	
ソニーグループ	1,226,100	12,690.00	15,559,209,000	
TDK	277,200	5,476.00	1,517,947,200	貸付有価証券 1,100株
帝国通信工業	7,900	1,910.00	15,089,000	
タムラ製作所	75,100	593.00	44,534,300	貸付有価証券 7,200株
アルプスアルパイン	156,400	1,261.50	197,298,600	貸付有価証券 7,600株
池上通信機	3,700	748.00	2,767,600	
日本電波工業	21,000	1,554.00	32,634,000	貸付有価証券 100株 (100株)
鈴木	9,300	1,147.00	10,667,100	
メイコー	19,100	3,525.00	67,327,500	貸付有価証券 500株
日本トリム	3,900	3,140.00	12,246,000	
ローランド ディー. ジー.	9,600	3,560.00	34,176,000	貸付有価証券 100株
フォスター電機	16,200	900.00	14,580,000	
SMK	4,200	2,577.00	10,823,400	
ヨコオ	13,900	1,729.00	24,033,100	
ティアック	18,000	115.00	2,070,000	貸付有価証券 100株
ホシデン	40,800	1,890.00	77,112,000	
ヒロセ電機	28,200	17,850.00	503,370,000	
日本航空電子工業	35,900	3,160.00	113,444,000	貸付有価証券 300株
TOA	19,900	1,095.00	21,790,500	貸付有価証券 100株

マクセル	35,400	1,644.00	58,197,600	貸付有価証券 200株
古野電気	22,700	1,374.00	31,189,800	貸付有価証券 10,400株
スミダコーポレーション	23,400	1,677.00	39,241,800	
アイコム	6,700	3,480.00	23,316,000	
リオン	7,200	2,290.00	16,488,000	
横河電機	191,500	2,985.00	571,627,500	貸付有価証券 2,700株
新電元工業	6,700	3,215.00	21,540,500	
アズビル	121,100	4,915.00	595,206,500	
東亜ディーケーケー	5,400	894.00	4,827,600	貸付有価証券 2,500株
日本光電工業	80,100	3,936.00	315,273,600	
チノー	7,200	2,099.00	15,112,800	貸付有価証券 1,300株
共和電業	10,800	365.00	3,942,000	
日本電子材料	11,500	1,552.00	17,848,000	
堀場製作所	33,100	7,829.00	259,139,900	貸付有価証券 600株
アドバンテスト	136,600	18,490.00	2,525,734,000	貸付有価証券 700株
小野測器	4,700	468.00	2,199,600	
エスペック	13,900	2,480.00	34,472,000	
キーエンス	173,400	60,720.00	10,528,848,000	貸付有価証券 1,900株
日置電機	8,200	7,790.00	63,878,000	貸付有価証券 1,800株
シスメックス	149,600	7,815.00	1,169,124,000	
日本マイクロニクス	31,100	2,258.00	70,223,800	
メガチップス	14,200	4,280.00	60,776,000	貸付有価証券 200株
OBARA GROUP	9,500	4,140.00	39,330,000	貸付有価証券 4,000株 (4,000株)
澤藤電機	1,300	1,308.00	1,700,400	
原田工業	5,100	831.00	4,238,100	貸付有価証券 2,600株
コーセル	20,800	1,340.00	27,872,000	
イリソ電子工業	15,900	4,430.00	70,437,000	貸付有価証券 600株
オブテックグループ	31,800	1,788.00	56,858,400	貸付有価証券 100株
千代田インテグレ	6,800	2,882.00	19,597,600	

レーザーテック	79,500	22,515.00	1,789,942,500	貸付有価証券 5,200株
スタンレー電気	122,100	2,551.00	311,477,100	
ウシオ電機	88,100	1,909.50	168,226,950	貸付有価証券 700株
岡谷電機産業	8,900	319.00	2,839,100	
ヘリオス テクノ ホールディング	10,600	449.00	4,759,400	貸付有価証券 5,000株
エノモト	2,900	1,738.00	5,040,200	貸付有価証券 200株
日本セラミック	14,100	2,607.00	36,758,700	
遠藤照明	5,200	1,292.00	6,718,400	貸付有価証券 100株
古河電池	12,800	1,003.00	12,838,400	貸付有価証券 1,200株 (200株)
双信電機	4,700	346.00	1,626,200	
山一電機	14,200	1,802.00	25,588,400	貸付有価証券 100株
図研	15,100	4,410.00	66,591,000	
日本電子	43,400	4,737.00	205,585,800	
カシオ計算機	129,100	1,280.00	165,248,000	貸付有価証券 300株
ファナック	845,200	4,166.00	3,521,103,200	貸付有価証券 1,700株
日本シイエムケイ	36,800	643.00	23,662,400	
エンプラス	5,000	10,990.00	54,950,000	貸付有価証券 1,900株
大真空	21,100	815.00	17,196,500	貸付有価証券 300株
ローム	80,100	12,040.00	964,404,000	
浜松ホトニクス	139,100	6,726.00	935,586,600	
三井ハイテック	17,900	9,940.00	177,926,000	貸付有価証券 5,500株 (200株)
新光電気工業	61,300	6,045.00	370,558,500	貸付有価証券 8,600株
京セラ	269,200	7,606.00	2,047,535,200	
太陽誘電	84,400	4,390.00	370,516,000	貸付有価証券 1,900株
村田製作所	525,700	8,540.00	4,489,478,000	貸付有価証券 2,700株 (900株)
双葉電子工業	33,000	578.00	19,074,000	
北陸電気工業	4,300	1,461.00	6,282,300	
ニチコン	35,400	1,394.00	49,347,600	貸付有価証券 7,200株

日本ケミコン	17,100	1,449.00	24,777,900	
KOA	26,200	1,889.00	49,491,800	
市光工業	31,200	557.00	17,378,400	貸付有価証券 500株
小糸製作所	208,400	2,480.00	516,832,000	貸付有価証券 14,400株
ミツバ	32,500	788.00	25,610,000	
SCREENホールディングス	29,600	15,030.00	444,888,000	貸付有価証券 2,300株 (700株)
キャノン電子	19,200	1,875.00	36,000,000	貸付有価証券 300株
キャノン	864,500	3,632.00	3,139,864,000	貸付有価証券 152,900株
リコー	434,600	1,236.50	537,382,900	貸付有価証券 10,300株 (10,300株)
象印マホービン	47,100	1,894.00	89,207,400	貸付有価証券 2,200株
MUTOHホールディングス	1,600	1,991.00	3,185,600	
東京エレクトロン	366,900	22,115.00	8,113,993,500	
イノテック	11,500	1,631.00	18,756,500	
トヨタ紡織	73,000	2,823.00	206,079,000	貸付有価証券 300株
芦森工業	2,100	2,174.00	4,565,400	
ユニプレス	31,100	1,236.00	38,439,600	貸付有価証券 1,800株
豊田自動織機	126,700	10,660.00	1,350,622,000	
モリタホールディングス	30,400	1,663.00	50,555,200	
三櫻工業	26,500	1,021.00	27,056,500	貸付有価証券 300株
デンソー	357,500	10,335.00	3,694,762,500	
東海理化電機製作所	48,900	2,404.00	117,555,600	
川崎重工業	130,600	3,971.00	518,612,600	
名村造船所	29,700	1,090.00	32,373,000	貸付有価証券 12,900株 (1,100株)
日本車輛製造	6,700	2,064.00	13,828,800	
三菱ロジスネクスト	27,700	1,348.00	37,339,600	貸付有価証券 300株
近畿車輛	1,600	2,054.00	3,286,400	
日産自動車	2,462,300	645.60	1,589,660,880	貸付有価証券 537,200株
いすゞ自動車	503,900	1,938.50	976,810,150	

トヨタ自動車	9,517,800	2,651.00	25,231,687,800	貸付有価証券 227,200株
日野自動車	223,500	582.80	130,255,800	
三菱自動車工業	676,200	589.60	398,687,520	貸付有価証券 4,200株 (4,200株)
エフテック	8,000	828.00	6,624,000	貸付有価証券 600株
レシップホールディングス	4,500	546.00	2,457,000	
GMB	2,300	2,060.00	4,738,000	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
ファルテック	1,800	585.00	1,053,000	
武蔵精密工業	42,300	1,742.00	73,686,600	
日産車体	30,600	939.00	28,733,400	貸付有価証券 3,400株
新明和工業	54,400	1,438.00	78,227,200	
極東開発工業	28,600	1,905.00	54,483,000	
トピー工業	14,000	2,456.00	34,384,000	
ティラド	4,400	2,245.00	9,878,000	
タチエス	27,400	1,815.00	49,731,000	貸付有価証券 100株
NOK	67,300	2,144.00	144,291,200	貸付有価証券 500株
フタバ産業	46,500	741.00	34,456,500	
KYB	16,700	5,000.00	83,500,000	
大同メタル工業	33,900	561.00	19,017,900	
プレス工業	77,400	687.00	53,173,800	
ミクニ	13,200	495.00	6,534,000	
太平洋工業	39,700	1,489.00	59,113,300	貸付有価証券 100株
アイシン	133,700	5,014.00	670,371,800	
マツダ	573,300	1,680.00	963,144,000	
今仙電機製作所	7,300	676.00	4,934,800	貸付有価証券 2,400株 (2,400株)
本田技研工業	1,409,000	4,960.00	6,988,640,000	貸付有価証券 9,100株
スズキ	318,400	6,020.00	1,916,768,000	
SUBARU	548,400	2,942.50	1,613,667,000	
安永	5,000	849.00	4,245,000	貸付有価証券 2,400株 (2,400株)
ヤマハ発動機	249,700	3,897.00	973,080,900	貸付有価証券 35,900株

T B K	11,400	436.00	4,970,400	貸付有価証券 800株
エクセディ	28,300	2,731.00	77,287,300	
豊田合成	50,600	3,310.00	167,486,000	貸付有価証券 200株
愛三工業	28,700	1,332.00	38,228,400	
盟和産業	1,600	1,022.00	1,635,200	
日本プラスト	9,100	488.00	4,440,800	
ヨロズ	16,200	953.00	15,438,600	
エフ・シー・シー	30,700	1,975.00	60,632,500	貸付有価証券 100株
シマノ	70,400	21,990.00	1,548,096,000	貸付有価証券 20,800株 (700株)
テイ・エス テック	79,300	1,753.00	139,012,900	貸付有価証券 200株
ジャムコ	6,300	1,647.00	10,376,100	貸付有価証券 300株
テルモ	533,100	4,374.00	2,331,779,400	貸付有価証券 1,300株 (1,300株)
クリエートメディック	3,800	927.00	3,522,600	
日機装	40,400	1,014.00	40,965,600	貸付有価証券 100株
日本エム・ディ・エム	10,300	782.00	8,054,600	
島津製作所	211,100	4,335.00	915,118,500	
JMS	16,000	558.00	8,928,000	
クボテック	2,700	287.00	774,900	貸付有価証券 1,300株
長野計器	12,600	2,643.00	33,301,800	
プイ・テクノロジー	8,500	2,417.00	20,544,500	貸付有価証券 100株
東京計器	13,300	1,559.00	20,734,700	貸付有価証券 1,800株
愛知時計電機	6,700	1,719.00	11,517,300	
インターアクション	8,200	1,099.00	9,011,800	貸付有価証券 900株 (900株)
オーバル	10,200	445.00	4,539,000	貸付有価証券 900株
東京精密	38,100	8,280.00	315,468,000	
マニー	69,300	1,901.50	131,773,950	貸付有価証券 15,900株
ニコン	250,600	1,611.00	403,716,600	
トプコン	91,200	1,729.50	157,730,400	貸付有価証券 2,600株 (2,000株)



オリンパス	1,067,000	2,046.00	2,183,082,000	貸付有価証券 19,800株
理研計器	10,700	5,510.00	58,957,000	
タムロン	10,600	4,455.00	47,223,000	
HOYA	367,200	16,630.00	6,106,536,000	貸付有価証券 900株
シード	5,800	793.00	4,599,400	
ノーリツ鋼機	16,400	3,275.00	53,710,000	貸付有価証券 100株
A&Dホロンホールディングス	25,300	1,782.00	45,084,600	
朝日インテック	193,700	2,921.00	565,797,700	貸付有価証券 63,600株
シチズン時計	159,500	919.00	146,580,500	貸付有価証券 52,000株(12,100株)
リズム	3,600	1,720.00	6,192,000	
大研医器	8,700	555.00	4,828,500	
メニコン	59,600	2,097.00	124,981,200	貸付有価証券 300株(100株)
シンシア	1,300	555.00	721,500	貸付有価証券 600株(600株)
松風	7,800	2,211.00	17,245,800	
セイコーグループ	26,800	2,734.00	73,271,200	
ニプロ	144,500	1,203.50	173,905,750	貸付有価証券 3,600株
KYORITSU	17,200	187.00	3,216,400	
中本パックス	3,500	1,654.00	5,789,000	
スノーピーク	24,700	1,485.00	36,679,500	貸付有価証券 13,300株(1,300株)
パラマウントベッドホールディングス	40,000	2,398.00	95,920,000	貸付有価証券 700株
トランザクション	11,400	1,914.00	21,819,600	貸付有価証券 3,100株
粧美堂	3,100	495.00	1,534,500	貸付有価証券 2,000株
ニホンフラッシュ	16,200	917.00	14,855,400	
前田工織	14,600	3,115.00	45,479,000	貸付有価証券 6,900株(6,300株)
永大産業	12,300	223.00	2,742,900	
アートネイチャー	17,800	793.00	14,115,400	
バンダイナムコホールディングス	474,900	3,383.00	1,606,586,700	貸付有価証券 300株
アイフィスジャパン	3,200	598.00	1,913,600	貸付有価証券

				200 株
SHOEI	39,200	2,451.00	96,079,200	貸付有価証券 200 株
フランスベッドホールディングス	19,900	1,226.00	24,397,400	
パイロットコーポレーション	24,400	4,731.00	115,436,400	貸付有価証券 1,700 株
萩原工業	11,600	1,710.00	19,836,000	貸付有価証券 5,400 株
フジシールインターナショナル	35,100	1,774.00	62,267,400	
タカラトミー	78,900	2,420.00	190,938,000	
広済堂ホールディングス	7,800	2,701.00	21,067,800	貸付有価証券 1,900 株
エステールホールディングス	2,700	640.00	1,728,000	
タカノ	4,300	915.00	3,934,500	貸付有価証券 2,300 株
プロネクサス	14,400	1,121.00	16,142,400	
ホクシン	8,800	136.00	1,196,800	貸付有価証券 4,100 株 (600 株)
ウッドワン	3,800	1,070.00	4,066,000	貸付有価証券 500 株 (100 株)
大建工業	10,500	3,050.00	32,025,000	
凸版印刷	213,100	3,649.00	777,601,900	
大日本印刷	189,400	4,095.00	775,593,000	
共同印刷	4,900	3,310.00	16,219,000	
NISSHA	29,700	1,791.00	53,192,700	貸付有価証券 400 株
光村印刷	1,000	1,314.00	1,314,000	
TAKARA & COMPANY	11,100	2,444.00	27,128,400	
アシックス	147,700	5,369.00	793,001,300	
ツツミ	3,000	2,510.00	7,530,000	貸付有価証券 100 株
ローランド	12,800	3,985.00	51,008,000	
小松ウオール工業	6,400	3,015.00	19,296,000	
ヤマハ	109,300	4,550.00	497,315,000	貸付有価証券 500 株 (500 株)
河合楽器製作所	4,700	3,395.00	15,956,500	
クリナップ	19,400	726.00	14,084,400	
ピジョン	110,400	1,713.50	189,170,400	
キングジム	15,300	882.00	13,494,600	貸付有価証券 3,500 株

リンテック	34,800	2,478.00	86,234,400	
イトーキ	35,500	1,445.00	51,297,500	貸付有価証券 300株
任天堂	1,094,300	6,323.00	6,919,258,900	貸付有価証券 3,500株
三菱鉛筆	24,600	1,932.00	47,527,200	貸付有価証券 800株
タカラスタンダード	31,900	1,905.00	60,769,500	貸付有価証券 300株
コクヨ	75,100	2,400.50	180,277,550	
ナカバヤシ	18,700	551.00	10,303,700	
グローブライド	14,000	2,094.00	29,316,000	貸付有価証券 700株 (100株)
オカムラ	52,200	2,300.00	120,060,000	
美津濃	17,200	4,750.00	81,700,000	
東京電力ホールディングス	1,562,500	626.00	978,125,000	貸付有価証券 209,900株
中部電力	638,700	1,921.50	1,227,262,050	
関西電力	669,300	2,131.00	1,426,278,300	
中国電力	276,000	947.50	261,510,000	貸付有価証券 2,600株
北陸電力	163,600	828.40	135,526,240	
東北電力	423,800	1,024.50	434,183,100	
四国電力	148,000	1,040.00	153,920,000	
九州電力	399,600	968.40	386,972,640	
北海道電力	167,500	650.30	108,925,250	
沖縄電力	40,600	1,139.00	46,243,400	貸付有価証券 2,300株
電源開発	130,500	2,335.00	304,717,500	貸付有価証券 700株
エフオン	11,200	531.00	5,947,200	
イーレックス	30,800	891.00	27,442,800	貸付有価証券 13,400株 (4,900株)
レノバ	46,200	1,440.00	66,528,000	貸付有価証券 21,000株 (1,500株)
東京瓦斯	366,500	3,451.00	1,264,791,500	
大阪瓦斯	351,100	2,397.50	841,762,250	
東邦瓦斯	68,200	2,663.50	181,650,700	
北海道瓦斯	10,300	2,395.00	24,668,500	
広島ガス	36,600	396.00	14,493,600	
西部ガスホールディングス	16,300	2,054.00	33,480,200	

静岡ガス	34,600	1,039.00	35,949,400	貸付有価証券 4,600株
メタウォーター	20,800	1,959.00	40,747,200	貸付有価証券 200株
SBSホールディングス	15,400	3,035.00	46,739,000	貸付有価証券 1,500株
東武鉄道	190,400	4,021.00	765,598,400	貸付有価証券 1,200株 (1,200株)
相鉄ホールディングス	57,300	2,855.00	163,591,500	
東急	486,000	1,833.00	890,838,000	貸付有価証券 22,600株 (100株)
京浜急行電鉄	196,600	1,346.00	264,623,600	貸付有価証券 500株
小田急電鉄	262,700	2,200.50	578,071,350	貸付有価証券 1,500株
京王電鉄	91,700	5,088.00	466,569,600	貸付有価証券 1,000株
京成電鉄	111,800	5,617.00	627,980,600	貸付有価証券 100株
富士急行	21,300	5,290.00	112,677,000	貸付有価証券 9,800株
東日本旅客鉄道	294,000	8,275.00	2,432,850,000	
西日本旅客鉄道	221,400	6,411.00	1,419,395,400	
東海旅客鉄道	133,500	18,740.00	2,501,790,000	
西武ホールディングス	209,700	1,541.50	323,252,550	貸付有価証券 600株
鴻池運輸	29,500	2,071.00	61,094,500	貸付有価証券 100株
西日本鉄道	46,300	2,639.00	122,185,700	
ハマキョウレックス	13,600	4,190.00	56,984,000	
サカイ引越センター	8,200	5,430.00	44,526,000	貸付有価証券 2,500株 (500株)
近鉄グループホールディングス	173,000	4,569.00	790,437,000	貸付有価証券 4,600株
阪急阪神ホールディングス	230,800	5,380.00	1,241,704,000	貸付有価証券 500株
南海電気鉄道	82,700	3,083.00	254,964,100	
京阪ホールディングス	95,400	4,143.00	395,242,200	
神戸電鉄	4,700	3,080.00	14,476,000	貸付有価証券 2,200株
名古屋鉄道	191,300	2,376.50	454,624,450	
山陽電気鉄道	13,000	2,276.00	29,588,000	貸付有価証券 6,100株
アルプス物流	13,800	1,591.00	21,955,800	
ヤマトホールディングス	221,600	2,710.00	600,536,000	貸付有価証券

				3,300株(2,500株)
山九	44,000	5,214.00	229,416,000	
丸運	5,600	254.00	1,422,400	貸付有価証券 1,300株
丸全昭和運輸	10,700	4,015.00	42,960,500	
センコーグループホール ディングス	91,600	1,086.00	99,477,600	貸付有価証券 200株
トナミホールディングス	3,800	4,935.00	18,753,000	
ニッコンホールディング ス	55,400	3,297.00	182,653,800	
日本石油輸送	1,200	2,662.00	3,194,400	
福山通運	13,200	3,740.00	49,368,000	
セイノーホールディング ス	97,300	2,188.00	212,892,400	貸付有価証券 7,900株(1,500株)
エスライングループ本社	3,200	877.00	2,806,400	
神奈川中央交通	4,900	3,355.00	16,439,500	
AZ-COM丸和ホール ディングス	41,800	2,233.00	93,339,400	貸付有価証券 8,400株(8,200株)
C&Fロジホールディン グス	16,700	1,439.00	24,031,300	
九州旅客鉄道	122,400	3,193.00	390,823,200	貸付有価証券 1,300株
SGホールディングス	332,100	2,129.50	707,206,950	貸付有価証券 5,000株
NIPPON EXPRESSホールディ ン	58,700	7,614.00	446,941,800	貸付有価証券 24,300株
日本郵船	463,000	3,997.00	1,850,611,000	貸付有価証券 100株
商船三井	305,000	4,259.00	1,298,995,000	貸付有価証券 20,100株
川崎汽船	130,000	5,390.00	700,700,000	貸付有価証券 7,700株
NSユニテッド海運	9,300	4,195.00	39,013,500	貸付有価証券 4,300株
明治海運	11,200	799.00	8,948,800	貸付有価証券 3,000株
飯野海運	63,500	1,082.00	68,707,000	貸付有価証券 5,400株
共栄タンカー	2,100	866.00	1,818,600	貸付有価証券 100株
乾汽船	22,000	1,267.00	27,874,000	貸付有価証券 10,300株(200株)
日本航空	425,000	3,004.00	1,276,700,000	貸付有価証券 100株
ANAホールディングス	470,900	3,322.00	1,564,329,800	貸付有価証券 95,500株(4,000株)

パスコ	2,200	1,708.00	3,757,600	
トランコム	5,000	7,720.00	38,600,000	
日新	13,100	2,740.00	35,894,000	
三菱倉庫	37,200	3,930.00	146,196,000	貸付有価証券 300株
三井倉庫ホールディングス	16,200	4,175.00	67,635,000	
住友倉庫	46,700	2,548.00	118,991,600	貸付有価証券 6,500株
澁澤倉庫	6,900	3,260.00	22,494,000	
東陽倉庫	15,300	287.00	4,391,100	
日本トランスシティ	34,800	664.00	23,107,200	
ケイヒン	2,000	1,876.00	3,752,000	
中央倉庫	8,300	1,134.00	9,412,200	貸付有価証券 3,900株
川西倉庫	1,900	1,085.00	2,061,500	
安田倉庫	11,800	1,071.00	12,637,800	
ファイブホールディングス	2,100	1,185.00	2,488,500	
東洋埠頭	3,300	1,498.00	4,943,400	
上組	83,000	3,311.00	274,813,000	貸付有価証券 500株
サンリツ	2,600	740.00	1,924,000	
キムラユニティー	5,500	1,437.00	7,903,500	貸付有価証券 2,500株
キューソー流通システム	5,900	969.00	5,717,100	貸付有価証券 2,200株
東海運	6,700	288.00	1,929,600	貸付有価証券 2,000株
エーアイテイー	10,900	1,826.00	19,903,400	
内外トランスライン	6,900	2,615.00	18,043,500	
日本コンセプト	6,300	1,848.00	11,642,400	
NEC ネットズエスアイ	58,100	2,051.00	119,163,100	貸付有価証券 300株
クロスキャット	9,900	1,081.00	10,701,900	貸付有価証券 4,700株
システナ	292,300	289.00	84,474,700	
デジタルアーツ	11,000	4,920.00	54,120,000	
日鉄ソリューションズ	29,700	4,085.00	121,324,500	
キューブシステム	10,300	1,204.00	12,401,200	貸付有価証券 4,800株
コア	7,700	1,788.00	13,767,600	

手間いらず	2,900	3,405.00	9,874,500	貸付有価証券 700株
ラクーンホールディングス	14,400	799.00	11,505,600	貸付有価証券 6,800株(5,100株)
ソリトンシステムズ	9,000	1,208.00	10,872,000	
ソフトクリエイティブホールディングス	14,300	1,773.00	25,353,900	
T I S	190,100	3,450.00	655,845,000	
J N Sホールディングス	5,300	464.00	2,459,200	貸付有価証券 2,400株(1,400株)
グリーン	46,600	612.00	28,519,200	貸付有価証券 4,300株(3,100株)
GMOペパボ	2,100	1,390.00	2,919,000	
コーエーテクモホールディングス	108,900	2,281.50	248,455,350	貸付有価証券 10,800株
三菱総合研究所	8,500	5,150.00	43,775,000	
ボルテージ	3,300	294.00	970,200	貸付有価証券 100株(100株)
電算	1,400	1,585.00	2,219,000	
A G S	4,900	738.00	3,616,200	
ファインデックス	13,800	738.00	10,184,400	貸付有価証券 200株
ブレインパッド	13,000	913.00	11,869,000	貸付有価証券 6,000株(700株)
K L a b	32,000	289.00	9,248,000	貸付有価証券 12,400株(3,000株)
ポルトゥウィンホールディングス	29,700	704.00	20,908,800	貸付有価証券 2,500株(1,200株)
ネクソン	387,700	2,955.50	1,145,847,350	貸付有価証券 100,100株
アイスタイル	51,600	491.00	25,335,600	貸付有価証券 18,400株
エムアップホールディングス	21,300	1,455.00	30,991,500	貸付有価証券 3,600株
エイチーム	10,300	686.00	7,065,800	貸付有価証券 1,100株
エニグモ	22,100	394.00	8,707,400	貸付有価証券 9,900株(4,700株)
テクノスジャパン	9,500	740.00	7,030,000	
e n i s h	9,400	258.00	2,425,200	貸付有価証券 4,400株(700株)
コロプラ	67,400	653.00	44,012,200	貸付有価証券 2,000株
オルトプラス	9,800	234.00	2,293,200	貸付有価証券 300株
ブロードリーフ	82,500	533.00	43,972,500	貸付有価証券

				400株
クロス・マーケティンググループ	7,000	731.00	5,117,000	
デジタルハーツホールディングス	10,800	1,147.00	12,387,600	貸付有価証券 2,000株(100株)
システム情報	13,800	779.00	10,750,200	貸付有価証券 6,500株
メディアドゥ	6,800	1,211.00	8,234,800	貸付有価証券 1,300株
じげん	50,700	599.00	30,369,300	貸付有価証券 100株
ブイキューブ	20,800	423.00	8,798,400	貸付有価証券 9,600株
エンカレッジ・テクノロジー	2,700	516.00	1,393,200	
サイバーリンクス	4,400	727.00	3,198,800	貸付有価証券 300株
ディー・エル・イー	8,300	252.00	2,091,600	貸付有価証券 3,900株
フィックスターズ	19,600	1,243.00	24,362,800	貸付有価証券 100株
CARTA HOLDINGS	8,200	1,243.00	10,192,600	貸付有価証券 3,600株
オブティム	14,300	886.00	12,669,800	貸付有価証券 4,700株(3,100株)
セレス	7,000	999.00	6,993,000	貸付有価証券 1,800株
SHIFT	11,600	29,435.00	341,446,000	
ティーガイア	18,200	1,793.00	32,632,600	貸付有価証券 100株
セック	1,600	3,345.00	5,352,000	
テクマトリックス	31,700	1,667.00	52,843,900	貸付有価証券 100株
プロシップ	7,600	1,287.00	9,781,200	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	45,200	2,393.00	108,163,600	
GMOペイメントゲートウェイ	34,700	9,545.00	331,211,500	貸付有価証券 200株
ザッパラス	3,200	495.00	1,584,000	貸付有価証券 1,400株(800株)
システムリサーチ	5,400	2,686.00	14,504,400	貸付有価証券 2,500株
インターネットイニシアティブ	95,000	2,646.00	251,370,000	
さくらインターネット	19,500	1,392.00	27,144,000	貸付有価証券 9,200株(1,900株)
ヴィンクス	2,800	1,306.00	3,656,800	



GMOグローバルサイン・ホールディングス	5,300	3,100.00	16,430,000	貸付有価証券 900株
SRAホールディングス	8,900	3,580.00	31,862,000	貸付有価証券 100株
システムインテグレータ	3,400	428.00	1,455,200	貸付有価証券 1,200株
朝日ネット	18,700	635.00	11,874,500	
eBASE	24,500	714.00	17,493,000	
アバントグループ	22,000	1,408.00	30,976,000	
アドソル日進	7,300	1,778.00	12,979,400	
ODKソリューションズ	2,600	596.00	1,549,600	貸付有価証券 1,200株
フリービット	9,100	1,184.00	10,774,400	貸付有価証券 2,400株
コムチュア	23,000	2,500.00	57,500,000	
サイバーコム	1,900	1,321.00	2,509,900	
アステリア	13,600	820.00	11,152,000	貸付有価証券 800株
アイル	8,100	2,904.00	23,522,400	
マークライنز	9,400	3,185.00	29,939,000	
メディカル・データ・ビジョン	20,800	781.00	16,244,800	貸付有価証券 2,400株
gumi	25,600	595.00	15,232,000	貸付有価証券 12,000株 (1,100株)
ショーケース	2,700	388.00	1,047,600	
モバイルファクトリー	2,400	826.00	1,982,400	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
テラスカイ	7,500	2,147.00	16,102,500	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	10,000	1,843.00	18,430,000	
PCIホールディングス	4,400	1,092.00	4,804,800	貸付有価証券 400株 (400株)
アイビーシー	1,800	630.00	1,134,000	貸付有価証券 100株
ネオジャパン	5,800	1,139.00	6,606,200	貸付有価証券 2,600株 (100株)
PR TIMES	4,400	1,763.00	7,757,200	
ラクス	82,200	2,426.00	199,417,200	貸付有価証券 2,300株
ランドコンピュータ	2,800	1,228.00	3,438,400	
ダブルスタンダード	7,000	1,461.00	10,227,000	貸付有価証券 1,300株
オープンドア	12,200	1,088.00	13,273,600	貸付有価証券 5,700株 (500株)

マイネット	3,700	376.00	1,391,200	貸付有価証券 700株 (500株)
アカツキ	8,300	2,163.00	17,952,900	
ベネフィットジャパン	700	1,205.00	843,500	
Ubicomホールディングス	5,400	1,373.00	7,414,200	貸付有価証券 100株
カナミックネットワーク	18,700	509.00	9,518,300	
ノムラシステムコーポレーション	12,600	117.00	1,474,200	
チェンジホールディングス	42,600	2,049.00	87,287,400	貸付有価証券 11,300株 (1,000株)
シンクロ・フード	7,300	572.00	4,175,600	
オークネット	6,900	1,857.00	12,813,300	貸付有価証券 3,500株
キャピタル・アセット・プランニング	2,200	874.00	1,922,800	
セグエグループ	3,600	959.00	3,452,400	
エイトレッド	1,700	1,479.00	2,514,300	貸付有価証券 800株 (200株)
マクロミル	34,100	770.00	26,257,000	
ビーグリー	2,400	1,139.00	2,733,600	貸付有価証券 100株
オロ	6,300	2,107.00	13,274,100	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
ユーザーローカル	6,300	1,968.00	12,398,400	貸付有価証券 2,900株 (1,400株)
テモナ	2,700	298.00	804,600	
ニーズウェル	6,300	711.00	4,479,300	貸付有価証券 300株 (300株)
マネーフォワード	38,700	5,510.00	213,237,000	貸付有価証券 5,700株
サインポスト	4,500	452.00	2,034,000	貸付有価証券 400株 (400株)
Sun Asterisk	12,300	1,429.00	17,576,700	貸付有価証券 1,100株
プラスアルファ・コンサルティング	10,100	2,789.00	28,168,900	貸付有価証券 4,500株
電算システムホールディングス	7,700	3,110.00	23,947,000	
Appier Group	59,300	1,800.00	106,740,000	貸付有価証券 9,400株 (1,700株)
ソルクシーズ	9,400	429.00	4,032,600	貸付有価証券 100株
フェイス	3,200	497.00	1,590,400	
プロトコーポレーション	21,700	1,227.00	26,625,900	

ハイマックス	5,400	1,468.00	7,927,200	
野村総合研究所	346,300	4,286.00	1,484,241,800	
サイバネットシステム	12,500	771.00	9,637,500	貸付有価証券 1,800株
C Eホールディングス	6,000	601.00	3,606,000	貸付有価証券 100株
日本システム技術	4,800	2,275.00	10,920,000	
インテージホールディングス	19,700	1,898.00	37,390,600	貸付有価証券 400株
東邦システムサイエンス	4,900	1,383.00	6,776,700	貸付有価証券 300株 (300株)
ソースネクスト	88,400	185.00	16,354,000	貸付有価証券 41,500株
インフォコム	22,400	2,935.00	65,744,000	貸付有価証券 100株
シンプレクス・ホールディングス	29,800	2,945.00	87,761,000	
HEROZ	5,800	1,755.00	10,179,000	貸付有価証券 2,700株 (100株)
ラクスル	41,700	1,420.00	59,214,000	貸付有価証券 19,200株 (4,800株)
メルカリ	105,100	3,241.00	340,629,100	貸付有価証券 1,700株
I P S	5,600	2,341.00	13,109,600	貸付有価証券 2,600株 (1,900株)
F I G	13,400	303.00	4,060,200	貸付有価証券 7,900株
システムサポート	6,700	2,088.00	13,989,600	
イーソル	12,500	795.00	9,937,500	
アルテリア・ネットワークス	6,500	1,976.00	12,844,000	
東海ソフト	1,700	1,095.00	1,861,500	
ウイングアーク1st	18,000	2,608.00	46,944,000	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディング	4,600	1,399.00	6,435,400	貸付有価証券 2,100株
サーバーワークス	3,500	3,705.00	12,967,500	
東名	900	2,275.00	2,047,500	貸付有価証券 500株
ヴィッツ	1,100	1,125.00	1,237,500	貸付有価証券 400株 (400株)
トピラシステムズ	3,300	1,038.00	3,425,400	
S a n s a n	56,900	1,412.00	80,342,800	貸付有価証券 11,500株 (11,200株)
L i n k - U	2,800	928.00	2,598,400	貸付有価証券 1,300株 (400株)

ギフトィ	15,200	1,642.00	24,958,400	貸付有価証券 6,900株(200株)
メドレー	23,300	5,720.00	133,276,000	
ベース	5,900	4,535.00	26,756,500	
JMDC	28,700	4,667.00	133,942,900	貸付有価証券 5,000株
フォーカスシステムズ	12,700	1,000.00	12,700,000	貸付有価証券 200株
クレスコ	13,400	1,934.00	25,915,600	
フジ・メディア・ホールディングス	167,000	1,573.00	262,691,000	貸付有価証券 2,900株
オービック	58,100	25,515.00	1,482,421,500	
ジャストシステム	25,000	3,067.00	76,675,000	
TDCソフト	14,700	1,764.00	25,930,800	
Zホールディングス	2,474,100	444.00	1,098,500,400	貸付有価証券 501,700株
トレンドマイクロ	82,200	6,215.00	510,873,000	貸付有価証券 4,100株(500株)
IDホールディングス	11,700	1,423.00	16,649,100	
日本オラクル	33,300	10,410.00	346,653,000	
アルファシステムズ	5,500	3,235.00	17,792,500	貸付有価証券 200株
フューチャー	37,100	1,549.00	57,467,900	貸付有価証券 13,500株
CAC Holdings	9,300	1,780.00	16,554,000	
SBテクノロジー	7,400	2,428.00	17,967,200	
トーセ	3,300	739.00	2,438,700	
オービックビジネスコンサルタント	34,200	6,470.00	221,274,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	93,300	4,325.00	403,522,500	貸付有価証券 3,200株(2,200株)
アイティフォー	22,900	1,089.00	24,938,100	
東計電算	2,400	6,660.00	15,984,000	
エクスネット	1,600	1,054.00	1,686,400	
大塚商会	86,200	6,576.00	566,851,200	貸付有価証券 2,600株
サイボウズ	23,900	2,166.00	51,767,400	貸付有価証券 5,900株(300株)
電通国際情報サービス	21,100	5,930.00	125,123,000	
ACCESS	20,600	862.00	17,757,200	貸付有価証券 3,400株(1,000株)
デジタルガレージ	30,900	3,730.00	115,257,000	貸付有価証券

				4,200株
EMシステムズ	29,000	760.00	22,040,000	貸付有価証券 1,200株
ウェザーニューズ	5,400	6,420.00	34,668,000	
C I J	28,900	578.00	16,704,200	貸付有価証券 400株
ビジネスエンジニアリン グ	2,500	3,400.00	8,500,000	
日本エンタープライズ	12,000	135.00	1,620,000	貸付有価証券 100株
WOWOW	13,100	1,173.00	15,366,300	貸付有価証券 6,100株
スカラ	16,100	756.00	12,171,600	
インテリジェント ウェ イブ	6,100	915.00	5,581,500	貸付有価証券 200株
ANYCOLOR	6,100	3,785.00	23,088,500	貸付有価証券 1,500株
I M A G I C A G R O U P	14,500	611.00	8,859,500	
ネットワンシステムズ	64,800	2,862.00	185,457,600	
システムソフト	60,500	81.00	4,900,500	貸付有価証券 800株
アルゴグラフィックス	15,900	3,430.00	54,537,000	
マーベラス	28,200	695.00	19,599,000	
エイベックス	29,500	1,474.00	43,483,000	
B I P R O G Y	64,000	3,903.00	249,792,000	
都築電気	9,200	2,472.00	22,742,400	
T B S ホールディングス	89,000	2,663.50	237,051,500	貸付有価証券 300株
日本テレビホールディン グス	153,900	1,368.00	210,535,200	
朝日放送グループホール ディングス	16,300	678.00	11,051,400	貸付有価証券 7,600株
テレビ朝日ホールディン グス	42,200	1,729.00	72,963,800	
スカパー J S A T ホール ディングス	154,200	685.00	105,627,000	貸付有価証券 200株
テレビ東京ホールディン グス	12,500	3,150.00	39,375,000	貸付有価証券 4,100株
日本BS放送	4,200	907.00	3,809,400	貸付有価証券 1,000株
ビジョン	26,200	1,595.00	41,789,000	
スマートバリュー	2,800	392.00	1,097,600	貸付有価証券 300株 (100株)
U S E N - N E X T H	19,500	3,580.00	69,810,000	貸付有価証券

OLDINGS				9,100株
ワイヤレスゲート	5,000	215.00	1,075,000	貸付有価証券 500株(500株)
日本通信	160,400	226.00	36,250,400	貸付有価証券 47,500株(12,500 株)
クロップス	1,900	1,013.00	1,924,700	
日本電信電話	55,689,000	169.10	9,417,009,900	
KDDI	1,343,400	4,389.00	5,896,182,600	貸付有価証券 21,900株
ソフトバンク	2,794,500	1,694.00	4,733,883,000	貸付有価証券 299,500株
光通信	20,400	24,050.00	490,620,000	
エムティーアイ	11,900	594.00	7,068,600	
GMOインターネットグループ	64,200	2,422.50	155,524,500	貸付有価証券 6,000株
ファイバーゲート	9,300	1,531.00	14,238,300	貸付有価証券 100株
アイドママーケティング コミュニケーション	2,600	264.00	686,400	
KADOKAWA	91,900	3,327.00	305,751,300	貸付有価証券 1,600株
学研ホールディングス	28,900	871.00	25,171,900	貸付有価証券 100株
ゼンリン	29,700	918.00	27,264,600	貸付有価証券 100株
昭文社ホールディングス	4,900	308.00	1,509,200	貸付有価証券 200株
インプレスホールディング ス	10,200	189.00	1,927,800	貸付有価証券 1,100株(200株)
アイネット	10,500	1,817.00	19,078,500	
松竹	9,900	11,185.00	110,731,500	貸付有価証券 4,700株
東宝	108,800	5,600.00	609,280,000	貸付有価証券 8,000株
東映	4,800	18,470.00	88,656,000	
NTTデータグループ	545,500	1,978.00	1,078,999,000	貸付有価証券 8,900株
ピー・シー・エー	10,000	1,275.00	12,750,000	貸付有価証券 700株
ビジネスブレイン太田昭 和	7,400	2,198.00	16,265,200	
DTS	37,000	3,330.00	123,210,000	
スクウェア・エニックス ・ホールディングス	87,400	5,599.00	489,352,600	貸付有価証券 500株
シーイーシー	24,400	1,797.00	43,846,800	貸付有価証券

				1,800株
カブコン	172,700	6,248.00	1,079,029,600	
アイ・エス・ビー	8,900	1,433.00	12,753,700	
ジャステック	10,700	1,475.00	15,782,500	
S C S K	141,900	2,586.00	366,953,400	貸付有価証券 100株
N S W	6,800	2,989.00	20,325,200	
アイネス	12,200	1,712.00	20,886,400	
T K C	27,700	3,730.00	103,321,000	貸付有価証券 100株
富士ソフト	35,000	4,500.00	157,500,000	貸付有価証券 200株
N S D	62,000	2,485.00	154,070,000	貸付有価証券 3,100株
コナミグループ	74,400	8,475.00	630,540,000	貸付有価証券 800株 (100株)
福井コンピュータホールディングス	12,100	2,755.00	33,335,500	
J B C Cホールディングス	12,700	2,687.00	34,124,900	
ミロク情報サービス	15,800	1,624.00	25,659,200	貸付有価証券 3,800株
ソフトバンクグループ	857,600	6,400.00	5,488,640,000	貸付有価証券 39,600株
高千穂交易	4,400	3,280.00	14,432,000	貸付有価証券 2,500株
オルバヘルスケアホールディングス	1,800	1,755.00	3,159,000	
伊藤忠食品	4,100	6,350.00	26,035,000	
エレマテック	16,500	1,945.00	32,092,500	
あらた	14,000	5,620.00	78,680,000	
トーメンデバイス	2,600	5,120.00	13,312,000	貸付有価証券 1,100株
東京エレクトロン デバイス	6,800	10,760.00	73,168,000	
円谷フィールズホールディングス	31,500	2,433.00	76,639,500	貸付有価証券 13,800株 (2,500株)
双日	182,800	3,292.00	601,777,600	貸付有価証券 500株
アルフレッサ ホールディングス	184,100	2,498.50	459,973,850	
横浜冷凍	49,900	1,386.00	69,161,400	貸付有価証券 1,500株
神栄	1,600	1,655.00	2,648,000	貸付有価証券 100株

ラサ商事	5,600	1,589.00	8,898,400	
アルコニックス	24,100	1,416.00	34,125,600	貸付有価証券 100株
神戸物産	141,900	3,614.00	512,826,600	貸付有価証券 24,200株(9,800株)
ハイパー	2,700	360.00	972,000	
あいホールディングス	29,300	2,507.00	73,455,100	
ディーブイエックス	3,400	909.00	3,090,600	
ダイワボウホールディングス	74,900	3,002.00	224,849,800	
マクニカホールディングス	43,400	7,050.00	305,970,000	
ラクト・ジャパン	7,100	2,078.00	14,753,800	
グリムス	7,700	2,421.00	18,641,700	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	22,700	977.00	22,177,900	
八洲電機	14,800	1,335.00	19,758,000	貸付有価証券 7,000株
メディアスホールディングス	11,700	763.00	8,927,100	
レスターホールディングス	17,500	2,485.00	43,487,500	
ジュテックホールディングス	2,800	1,236.00	3,460,800	
大光	5,100	620.00	3,162,000	貸付有価証券 1,800株
OCHIホールディングス	2,800	1,427.00	3,995,600	
TOKAIホールディングス	90,500	945.00	85,522,500	貸付有価証券 1,600株
黒谷	3,300	604.00	1,993,200	貸付有価証券 1,200株(800株)
Cominix	2,400	873.00	2,095,200	
三洋貿易	20,700	1,383.00	28,628,100	
ビューティガレージ	2,900	4,660.00	13,514,000	
ウイン・パートナーズ	13,300	1,123.00	14,935,900	
ミタチ産業	3,100	1,182.00	3,664,200	貸付有価証券 1,300株(800株)
シップヘルスケアホールディングス	65,900	2,426.00	159,873,400	貸付有価証券 1,300株
明治電機工業	6,800	1,502.00	10,213,600	貸付有価証券 3,100株
デリカフーズホールディングス	4,800	672.00	3,225,600	貸付有価証券 2,500株
スターティアホールディ	2,400	1,720.00	4,128,000	貸付有価証券



ングス				400 株
コメダホールディングス	44,900	2,947.00	132,320,300	貸付有価証券 12,200 株
ピーバンドットコム	1,700	458.00	778,600	
アセンテック	6,100	637.00	3,885,700	
富士興産	2,700	1,955.00	5,278,500	
協栄産業	1,100	2,262.00	2,488,200	
フルサト・マルカホールディングス	16,600	2,917.00	48,422,200	
ヤマエグループホールディングス	10,400	3,895.00	40,508,000	
小野建	18,000	1,731.00	31,158,000	
南陽	2,300	2,212.00	5,087,600	
佐鳥電機	7,700	1,744.00	13,428,800	貸付有価証券 1,300 株
エコートレーディング	2,300	1,365.00	3,139,500	
伯東	10,500	5,450.00	57,225,000	貸付有価証券 1,700 株
コンドーテック	14,100	1,193.00	16,821,300	貸付有価証券 100 株
中山福	6,500	350.00	2,275,000	貸付有価証券 500 株
ナガイレーベン	23,200	2,259.00	52,408,800	貸付有価証券 7,400 株
三菱食品	16,900	3,970.00	67,093,000	
松田産業	14,000	2,305.00	32,270,000	貸付有価証券 200 株
第一興商	71,000	2,847.00	202,137,000	貸付有価証券 1,000 株
メディバルホールディングス	175,400	2,539.50	445,428,300	
S P K	8,100	2,084.00	16,880,400	
萩原電気ホールディングス	7,500	4,290.00	32,175,000	
アズワン	26,100	5,899.00	153,963,900	貸付有価証券 100 株
スズデン	6,400	2,295.00	14,688,000	貸付有価証券 2,100 株
尾家産業	2,900	1,850.00	5,365,000	
シモジマ	12,600	1,226.00	15,447,600	
ドウシシャ	19,400	2,462.00	47,762,800	
小津産業	2,700	1,647.00	4,446,900	貸付有価証券 900 株 (600 株)
高速	9,500	2,087.00	19,826,500	

たけびし	7,000	1,941.00	13,587,000	貸付有価証券 3,200株
リックス	2,500	3,110.00	7,775,000	
丸文	16,400	1,223.00	20,057,200	
ハビネット	15,600	2,635.00	41,106,000	
橋本総業ホールディングス	7,200	1,152.00	8,294,400	貸付有価証券 300株
日本ライフライン	53,700	1,197.00	64,278,900	
タカショー	16,000	656.00	10,496,000	貸付有価証券 3,000株
I DOM	55,400	778.00	43,101,200	貸付有価証券 25,600株
進和	11,200	2,392.00	26,790,400	貸付有価証券 1,600株
エスケイジャパン	3,000	725.00	2,175,000	
ダイトロン	7,200	3,180.00	22,896,000	
シークス	26,100	1,609.00	41,994,900	
田中商事	3,400	710.00	2,414,000	貸付有価証券 100株
オーハシテクニカ	8,900	1,788.00	15,913,200	
白銅	6,600	2,402.00	15,853,200	貸付有価証券 3,100株
ダイコー通産	1,200	1,201.00	1,441,200	
伊藤忠商事	1,130,100	5,744.00	6,491,294,400	貸付有価証券 3,300株
丸紅	1,431,100	2,476.50	3,544,119,150	貸付有価証券 8,400株
高島	1,900	3,945.00	7,495,500	
長瀬産業	84,100	2,552.50	214,665,250	
蝶理	9,800	2,944.00	28,851,200	
豊田通商	160,600	9,071.00	1,456,802,600	
三共生興	25,400	760.00	19,304,000	
兼松	71,200	2,192.00	156,070,400	
ツカモトコーポレーション	1,700	1,318.00	2,240,600	
三井物産	1,301,600	5,655.00	7,360,548,000	貸付有価証券 3,600株
日本紙パルプ商事	9,700	4,990.00	48,403,000	
カメイ	19,500	1,520.00	29,640,000	
東都水産	600	6,380.00	3,828,000	貸付有価証券 400株
OUGホールディングス	1,800	2,520.00	4,536,000	貸付有価証券

				800株
スターゼン	13,900	2,643.00	36,737,700	
山善	49,400	1,150.00	56,810,000	
椿本興業	2,900	5,250.00	15,225,000	貸付有価証券 800株
住友商事	1,109,800	3,124.00	3,467,015,200	貸付有価証券 21,200株
内田洋行	7,400	7,000.00	51,800,000	
三菱商事	1,118,100	7,602.00	8,499,796,200	貸付有価証券 60,000株
第一実業	6,500	5,580.00	36,270,000	
キャノンマーケティング ジャパン	42,500	3,900.00	165,750,000	貸付有価証券 16,600株
西華産業	7,200	2,160.00	15,552,000	
佐藤商事	12,700	1,501.00	19,062,700	
菱洋エレクトロ	15,600	3,390.00	52,884,000	貸付有価証券 1,200株
東京産業	16,700	855.00	14,278,500	
ユアサ商事	15,800	4,350.00	68,730,000	貸付有価証券 100株
神鋼商事	4,600	5,920.00	27,232,000	
トルク	6,500	253.00	1,644,500	
阪和興業	32,900	4,960.00	163,184,000	
正栄食品工業	12,200	4,605.00	56,181,000	貸付有価証券 1,000株
カナデン	12,200	1,439.00	17,555,800	
RYODEN	14,800	2,429.00	35,949,200	貸付有価証券 6,800株
岩谷産業	41,800	7,742.00	323,615,600	貸付有価証券 100株
ナイス	3,300	1,531.00	5,052,300	
ニチモウ	1,600	4,040.00	6,464,000	貸付有価証券 200株
極東貿易	10,900	1,954.00	21,298,600	
アステナホールディング ス	34,500	469.00	16,180,500	貸付有価証券 400株
三愛オブリ	48,500	1,726.00	83,711,000	
稲畑産業	36,200	3,290.00	119,098,000	貸付有価証券 300株
G S Iクレオス	10,600	2,251.00	23,860,600	貸付有価証券 5,000株
明和産業	24,400	680.00	16,592,000	貸付有価証券 800株

クワザワホールディングス	3,900	566.00	2,207,400	貸付有価証券 1,900株
ワキタ	33,700	1,420.00	47,854,000	
東邦ホールディングス	45,700	2,905.50	132,781,350	貸付有価証券 900株
サンゲツ	46,000	3,010.00	138,460,000	
ミツウロコグループホールディングス	23,400	1,379.00	32,268,600	
シナネンホールディングス	5,900	4,110.00	24,249,000	貸付有価証券 100株
伊藤忠エネクス	45,500	1,507.00	68,568,500	
サンリオ	52,000	7,663.00	398,476,000	
サンワテクノス	9,400	2,245.00	21,103,000	
リョーサン	19,400	4,445.00	86,233,000	
新光商事	24,600	1,234.00	30,356,400	
トーヨー	7,900	3,080.00	24,332,000	
三信電気	7,400	2,228.00	16,487,200	
東陽テクニカ	18,600	1,353.00	25,165,800	
モスフードサービス	27,000	3,375.00	91,125,000	貸付有価証券 12,700株
加賀電子	14,900	6,820.00	101,618,000	
ソーダニッカ	8,900	990.00	8,811,000	
立花エレテック	13,400	2,796.00	37,466,400	貸付有価証券 100株
フォーバル	7,200	1,316.00	9,475,200	貸付有価証券 3,300株
PALTAC	28,800	4,863.00	140,054,400	
三谷産業	32,000	333.00	10,656,000	貸付有価証券 200株
太平洋興発	4,200	775.00	3,255,000	貸付有価証券 200株
西本Wismettac ホールディングス	4,700	4,430.00	20,821,000	貸付有価証券 100株
ヤマシタヘルスケアホールディングス	1,000	2,000.00	2,000,000	
コア商事ホールディングス	10,300	716.00	7,374,800	
KPPグループホールディングス	42,700	680.00	29,036,000	貸付有価証券 1,000株
ヤマタネ	8,100	2,097.00	16,985,700	
丸紅建材リース	1,100	2,747.00	3,021,700	
泉州電業	9,200	3,890.00	35,788,000	貸付有価証券 4,300株

トラスコ中山	38,500	2,655.00	102,217,500	
オートバックスセブン	63,800	1,618.00	103,228,400	貸付有価証券 100株
モリト	13,100	1,278.00	16,741,800	
加藤産業	22,700	4,255.00	96,588,500	
北恵	3,100	862.00	2,672,200	
イエローハット	32,400	1,945.00	63,018,000	貸付有価証券 1,800株
J Kホールディングス	14,100	998.00	14,071,800	
日伝	10,900	2,540.00	27,686,000	貸付有価証券 400株
北沢産業	6,500	329.00	2,138,500	貸付有価証券 2,600株 (100株)
杉本商事	8,100	2,338.00	18,937,800	
因幡電機産業	47,500	3,215.00	152,712,500	
東テック	6,100	5,370.00	32,757,000	
ミスミグループ本社	276,800	2,582.50	714,836,000	
アルテック	6,500	257.00	1,670,500	貸付有価証券 500株
タキヒヨー	3,000	1,151.00	3,453,000	貸付有価証券 300株 (200株)
蔵王産業	2,000	2,635.00	5,270,000	
スズケン	53,700	4,364.00	234,346,800	
ジェコス	11,000	963.00	10,593,000	
グローセル	14,700	429.00	6,306,300	貸付有価証券 200株
ローソン	45,500	7,071.00	321,730,500	貸付有価証券 20,400株
サンエー	14,000	4,965.00	69,510,000	
カワチ薬品	14,300	2,316.00	33,118,800	貸付有価証券 300株
エービーシー・マート	80,300	2,672.50	214,601,750	貸付有価証券 37,800株
ハードオフコーポレーション	4,900	1,574.00	7,712,600	
アスクル	37,900	2,001.00	75,837,900	貸付有価証券 1,600株
ゲオホールディングス	17,900	2,579.00	46,164,100	貸付有価証券 300株
アダストリア	22,100	2,958.00	65,371,800	貸付有価証券 1,300株
ジーフット	8,300	276.00	2,290,800	貸付有価証券 4,300株

シー・ヴィ・エス・ベイ エリア	1,600	812.00	1,299,200	貸付有価証券 400株
くら寿司	21,500	3,250.00	69,875,000	貸付有価証券 1,700株
キャンドウ	6,500	2,802.00	18,213,000	貸付有価証券 3,000株(100株)
I Kホールディングス	3,900	389.00	1,517,100	
パルグループホールディ ングス	36,000	2,047.00	73,692,000	貸付有価証券 2,300株
エディオン	72,600	1,486.00	107,883,600	貸付有価証券 19,100株
サーラコーポレーション	38,500	764.00	29,414,000	
ワッツ	5,900	618.00	3,646,200	貸付有価証券 100株
ハローズ	8,300	4,215.00	34,984,500	貸付有価証券 100株
フジオフードグループ本 社	20,600	1,390.00	28,634,000	貸付有価証券 9,600株
あみやき亭	4,400	3,535.00	15,554,000	貸付有価証券 2,000株
ひらまつ	26,200	272.00	7,126,400	貸付有価証券 7,300株(5,800株)
大黒天物産	5,600	6,770.00	37,912,000	貸付有価証券 100株
ハニーズホールディン グス	14,500	1,691.00	24,519,500	
ファーマライズホール ディングス	2,700	645.00	1,741,500	
アルペン	15,100	1,928.00	29,112,800	貸付有価証券 1,200株
ハブ	4,000	920.00	3,680,000	貸付有価証券 1,000株
クオールホールディン グス	25,200	1,978.00	49,845,600	
ジンズホールディングス	10,900	3,415.00	37,223,500	貸付有価証券 4,100株
ビックカメラ	97,600	1,072.00	104,627,200	貸付有価証券 46,000株
DCMホールディングス	106,600	1,263.00	134,635,800	貸付有価証券 50,200株
M o n o t a R O	260,000	1,752.00	455,520,000	貸付有価証券 81,200株(12,500 株)
東京一番フーズ	2,800	549.00	1,537,200	貸付有価証券 1,300株
DDグループ	7,900	1,621.00	12,805,900	
きちりホールディングス	2,900	875.00	2,537,500	貸付有価証券 1,400株

J. フロント リテイリング	228,000	1,590.50	362,634,000	貸付有価証券 60,500株 (2,100株)
ドトール・日レスホールディングス	32,500	2,358.00	76,635,000	
マツキヨココカラ&カンパニー	111,200	8,680.00	965,216,000	貸付有価証券 700株
ブロンコビリー	10,800	3,125.00	33,750,000	
ZOZO	121,200	2,992.00	362,630,400	
トレジャー・ファクトリー	7,600	1,445.00	10,982,000	貸付有価証券 2,900株 (2,100株)
物語コーポレーション	30,600	4,705.00	143,973,000	
三越伊勢丹ホールディングス	308,800	1,741.00	537,620,800	
H a m e e	6,300	1,149.00	7,238,700	貸付有価証券 2,900株 (500株)
マーケットエンタープライズ	1,200	1,264.00	1,516,800	
ウエルシアホールディングス	95,100	2,717.50	258,434,250	貸付有価証券 43,600株 (1,500株)
クリエイティブSDホールディングス	30,300	3,805.00	115,291,500	
丸善CH Iホールディングス	14,400	342.00	4,924,800	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
ミサワ	2,200	624.00	1,372,800	
ティーライフ	1,700	1,428.00	2,427,600	貸付有価証券 300株 (300株)
エー・ピーホールディングス	2,500	987.00	2,467,500	貸付有価証券 1,500株
チムニー	3,800	1,554.00	5,905,200	貸付有価証券 2,000株
シュッピン	13,600	1,177.00	16,007,200	貸付有価証券 1,300株 (800株)
オイシックス・ラ・大地	24,600	1,736.00	42,705,600	貸付有価証券 11,600株 (7,100株)
ネクステージ	41,900	2,770.00	116,063,000	貸付有価証券 19,700株 (800株)
ジョイフル本田	53,300	1,748.00	93,168,400	貸付有価証券 3,600株
鳥貴族ホールディングス	6,800	3,120.00	21,216,000	
ホットランド	14,000	1,682.00	23,548,000	
すかいらくホールディングス	250,700	2,036.00	510,425,200	貸付有価証券 36,500株
SFPホールディングス	10,000	2,389.00	23,890,000	貸付有価証券 300株
綿半ホールディングス	14,200	1,374.00	19,510,800	
ヨシックスホールディング	2,400	2,873.00	6,895,200	貸付有価証券

グス				1,100株
ユナイテッド・スーパー マーケット・ホール	59,700	1,132.00	67,580,400	貸付有価証券 12,000株
ゴルフダイジェスト・オ ンライン	8,300	729.00	6,050,700	貸付有価証券 2,600株 (2,100株)
BEENOS	7,700	1,677.00	12,912,900	貸付有価証券 600株
あさひ	15,300	1,279.00	19,568,700	貸付有価証券 700株
日本調剤	12,500	1,411.00	17,637,500	貸付有価証券 5,800株 (100株)
コスモス薬品	18,100	16,915.00	306,161,500	
トーエル	5,400	768.00	4,147,200	貸付有価証券 3,200株
セブン&アイ・ホールデ ィングス	632,000	5,992.00	3,786,944,000	貸付有価証券 2,200株
クリエイト・レストラン ツ・ホールディング	137,900	1,200.00	165,480,000	貸付有価証券 61,400株 (3,100株)
ツルハホールディングス	38,500	10,700.00	411,950,000	貸付有価証券 14,500株 (1,400株)
サンマルクホールディ ィングス	14,800	1,895.00	28,046,000	
フェリシモ	2,700	1,002.00	2,705,400	貸付有価証券 300株 (200株)
トリドールホールディ ィングス	45,600	4,010.00	182,856,000	貸付有価証券 21,500株
TOKYO BASE	18,900	312.00	5,896,800	貸付有価証券 8,800株 (8,500株)
ウイルプラスホールディ ィングス	2,000	1,184.00	2,368,000	
JMホールディングス	13,800	1,927.00	26,592,600	貸付有価証券 900株
サツドラホールディ ィングス	5,500	803.00	4,416,500	貸付有価証券 1,400株 (1,400株)
アレンザホールディ ィングス	13,700	1,021.00	13,987,700	
串カツ田中ホールディ ィングス	4,900	1,609.00	7,884,100	貸付有価証券 700株 (200株)
パロックジャパンリミ テッド	11,900	842.00	10,019,800	貸付有価証券 4,200株
クスリのアオキホール ィングス	16,400	9,167.00	150,338,800	貸付有価証券 100株
力の源ホールディ ィングス	7,000	2,344.00	16,408,000	
FOOD & LIFE COMPANIE	97,800	2,889.00	282,544,200	
メディカルシステムネッ トワーク	15,900	401.00	6,375,900	
一家ホールディングス	2,800	726.00	2,032,800	



ジャパンクラフトホールディングス	7,100	224.00	1,590,400	貸付有価証券 1,000株(300株)
はるやまホールディングス	5,100	520.00	2,652,000	貸付有価証券 3,100株
ノジマ	59,800	1,303.00	77,919,400	貸付有価証券 1,600株
カップ・クリエイト	28,800	1,621.00	46,684,800	貸付有価証券 13,500株
ライトオン	9,200	546.00	5,023,200	貸付有価証券 4,300株
良品計画	200,200	1,909.00	382,181,800	貸付有価証券 44,600株
パリティホールディングス	15,300	394.00	6,028,200	貸付有価証券 200株
アドヴァングループ	17,400	1,022.00	17,782,800	貸付有価証券 100株
アルビス	6,000	2,469.00	14,814,000	貸付有価証券 2,800株
コナカ	13,300	442.00	5,878,600	貸付有価証券 2,400株
ハウスオブローゼ	1,500	1,610.00	2,415,000	
G-7ホールディングス	22,800	1,278.00	29,138,400	貸付有価証券 100株
イオン北海道	27,100	863.00	23,387,300	貸付有価証券 2,500株
コジマ	30,300	642.00	19,452,600	貸付有価証券 14,200株
ヒマラヤ	3,800	946.00	3,594,800	貸付有価証券 1,300株(300株)
コーナン商事	24,700	3,700.00	91,390,000	貸付有価証券 8,400株
エコス	6,800	2,082.00	14,157,600	貸付有価証券 3,000株
ワタミ	22,100	1,197.00	26,453,700	貸付有価証券 700株
マルシェ	4,000	303.00	1,212,000	貸付有価証券 1,800株(100株)
パン・パシフィック・インターナショナルホ	370,300	3,055.00	1,131,266,500	貸付有価証券 9,300株
西松屋チェーン	40,600	1,691.00	68,654,600	貸付有価証券 2,200株
ゼンショーホールディングス	100,400	6,941.00	696,876,400	貸付有価証券 24,000株
幸楽苑ホールディングス	12,000	1,032.00	12,384,000	貸付有価証券 600株(100株)
ハークスレイ	4,300	789.00	3,392,700	貸付有価証券 300株
サイゼリヤ	27,100	4,670.00	126,557,000	貸付有価証券 12,700株

VTホールディングス	69,600	527.00	36,679,200	
魚力	5,700	2,250.00	12,825,000	貸付有価証券 2,600株
ポプラ	3,200	223.00	713,600	貸付有価証券 1,800株
フジ・コーポレーション	9,100	2,071.00	18,846,100	貸付有価証券 100株
ユナイテッドアローズ	19,600	2,072.00	40,611,200	
ハイデイ日高	27,200	2,990.00	81,328,000	貸付有価証券 11,200株
YU-WA Creat ion Holdi	7,300	187.00	1,365,100	貸付有価証券 200株
コロワイド	84,500	2,573.00	217,418,500	貸付有価証券 39,800株 (4,300株)
ピーシーデポコーポレー ション	6,800	480.00	3,264,000	貸付有価証券 600株 (400株)
壺番屋	14,500	5,710.00	82,795,000	貸付有価証券 2,600株
トップカルチャー	3,900	189.00	737,100	
PLANT	2,800	820.00	2,296,000	貸付有価証券 300株 (300株)
スギホールディングス	36,900	6,503.00	239,960,700	貸付有価証券 3,400株
薬王堂ホールディングス	10,200	2,669.00	27,223,800	
スクロール	27,200	1,018.00	27,689,600	
ヨンドシーホールディン グス	15,800	1,870.00	29,546,000	
木曽路	27,800	2,630.00	73,114,000	貸付有価証券 13,000株
SRSホールディングス	30,200	1,088.00	32,857,600	貸付有価証券 14,200株
千趣会	33,700	410.00	13,817,000	貸付有価証券 1,000株 (600株)
タカキュー	8,600	91.00	782,600	貸付有価証券 2,000株 (2,000株)
リテールパートナーズ	27,200	1,734.00	47,164,800	貸付有価証券 12,800株
ケーヨー	29,600	873.00	25,840,800	貸付有価証券 9,100株
上新電機	16,300	2,306.00	37,587,800	貸付有価証券 800株
日本瓦斯	97,200	2,332.00	226,670,400	
ロイヤルホールディン グス	32,300	2,680.00	86,564,000	貸付有価証券 16,000株
東天紅	900	835.00	751,500	貸付有価証券 400株

いなげや	17,800	1,556.00	27,696,800	貸付有価証券 8,400株
チヨダ	17,500	975.00	17,062,500	
ライフコーポレーション	16,000	3,690.00	59,040,000	
リンガーハット	23,700	2,344.00	55,552,800	貸付有価証券 9,600株(400株)
MrMaxHD	25,700	621.00	15,959,700	貸付有価証券 100株
テンアライド	14,300	331.00	4,733,300	貸付有価証券 7,400株(1,200株)
AOKIホールディングス	33,700	1,059.00	35,688,300	
オークワ	29,300	900.00	26,370,000	貸付有価証券 700株
コメリ	28,200	3,155.00	88,971,000	貸付有価証券 900株
青山商事	39,200	1,648.00	64,601,600	
しまむら	21,500	15,155.00	325,832,500	貸付有価証券 4,400株(100株)
はせがわ	5,800	352.00	2,041,600	
高島屋	138,300	2,204.00	304,813,200	貸付有価証券 25,600株
松屋	31,100	1,125.00	34,987,500	
エイチ・ツー・オー リテイリング	89,300	1,842.00	164,490,600	貸付有価証券 200株
近鉄百貨店	7,900	2,876.00	22,720,400	
丸井グループ	135,300	2,601.00	351,915,300	
アクシアル リテイリング	12,500	3,800.00	47,500,000	
井筒屋	5,800	366.00	2,122,800	貸付有価証券 3,300株
イオン	621,700	3,043.00	1,891,833,100	貸付有価証券 113,600株(6,400 株)
イズミ	27,900	3,852.00	107,470,800	貸付有価証券 8,600株
平和堂	30,700	2,469.00	75,798,300	
フジ	28,200	1,814.00	51,154,800	貸付有価証券 700株
ヤオコー	20,700	7,909.00	163,716,300	貸付有価証券 4,400株
ゼビオホールディングス	24,800	1,042.00	25,841,600	貸付有価証券 300株
ケーズホールディングス	129,600	1,361.50	176,450,400	
Olympicグループ	4,500	536.00	2,412,000	貸付有価証券 400株

日産東京販売ホールディングス	15,500	470.00	7,285,000	
シルバーライフ	3,500	1,216.00	4,256,000	貸付有価証券 1,800株
Genky Drug Stores	8,000	5,180.00	41,440,000	貸付有価証券 200株 (200株)
ナルミヤ・インターナショナル	2,000	1,193.00	2,386,000	貸付有価証券 100株 (100株)
ブックオフグループホールディングス	8,000	1,242.00	9,936,000	貸付有価証券 2,000株 (1,700株)
ギフトホールディングス	7,800	2,762.00	21,543,600	貸付有価証券 800株
アインホールディングス	25,300	4,598.00	116,329,400	貸付有価証券 300株
元気寿司	5,200	5,160.00	26,832,000	貸付有価証券 2,400株
ヤマダホールディングス	751,900	464.80	349,483,120	貸付有価証券 162,900株 (23,400株)
アークランズ	54,937	1,652.00	90,755,924	貸付有価証券 9,000株
ニトリホールディングス	74,200	17,655.00	1,310,001,000	
グルメ杵屋	14,900	1,161.00	17,298,900	貸付有価証券 7,000株
愛眼	9,000	180.00	1,620,000	貸付有価証券 100株
ケーユーホールディングス	10,700	1,244.00	13,310,800	
吉野家ホールディングス	71,800	2,869.00	205,994,200	貸付有価証券 16,300株
松屋フーズホールディングス	8,700	4,250.00	36,975,000	
サガミホールディングス	29,500	1,426.00	42,067,000	貸付有価証券 13,700株
関西フードマーケット	16,600	1,492.00	24,767,200	
王将フードサービス	12,100	7,060.00	85,426,000	
ミニストップ	13,300	1,466.00	19,497,800	貸付有価証券 6,200株
アークス	33,600	2,707.00	90,955,200	貸付有価証券 15,800株
バローホールディングス	35,000	2,232.00	78,120,000	
ベルク	9,100	6,910.00	62,881,000	
大庄	6,600	1,175.00	7,755,000	貸付有価証券 3,400株
ファーストリテイリング	82,500	34,110.00	2,814,075,000	貸付有価証券 1,900株
サンドラッグ	69,600	4,356.00	303,177,600	

サックスパー ホールディングス	17,400	972.00	16,912,800	貸付有価証券 200株
ヤマザワ	2,200	1,264.00	2,780,800	貸付有価証券 500株 (500株)
やまや	2,500	3,110.00	7,775,000	貸付有価証券 1,100株
ベルーナ	44,100	744.00	32,810,400	貸付有価証券 1,500株
いよぎんホールディングス	203,200	1,074.50	218,338,400	貸付有価証券 5,800株
しずおかフィナンシャルグループ	379,300	1,241.50	470,900,950	貸付有価証券 200株
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	143,700	1,066.50	153,256,050	貸付有価証券 100株
楽天銀行	59,400	1,963.00	116,602,200	貸付有価証券 600株
島根銀行	3,900	530.00	2,067,000	
じもとホールディングス	10,100	422.00	4,262,200	
めぶきフィナンシャルグループ	847,100	417.80	353,918,380	貸付有価証券 400株
東京きらぼしフィナンシャルグループ	21,900	4,185.00	91,651,500	
九州フィナンシャルグループ	300,400	763.10	229,235,240	貸付有価証券 300株
ゆうちょ銀行	469,000	1,216.50	570,538,500	貸付有価証券 34,700株
富山第一銀行	54,200	944.00	51,164,800	貸付有価証券 3,700株
コンコルディア・フィナンシャルグループ	916,000	688.40	630,574,400	貸付有価証券 3,500株
西日本フィナンシャルホールディングス	106,000	1,595.00	169,070,000	
三十三フィナンシャルグループ	15,300	1,845.00	28,228,500	
第四北越フィナンシャルグループ	26,800	3,830.00	102,644,000	
ひろぎんホールディングス	222,700	938.30	208,959,410	
おきなわフィナンシャルグループ	15,700	2,436.00	38,245,200	
十六フィナンシャルグループ	22,100	3,820.00	84,422,000	
北國フィナンシャルホールディングス	18,000	5,430.00	97,740,000	
プロクレアホールディングス	20,900	2,074.00	43,346,600	
あいちフィナンシャルグループ	23,900	2,620.00	62,618,000	貸付有価証券 100株

あおぞら銀行	107,300	2,982.50	320,022,250	貸付有価証券 50,600株(3,200株)
三菱UFJフィナンシャル・グループ	10,691,400	1,230.00	13,150,422,000	
りそなホールディングス	2,143,700	824.30	1,767,051,910	貸付有価証券 400株
三井住友トラスト・ホールディングス	306,700	5,759.00	1,766,285,300	
三井住友フィナンシャルグループ	1,213,300	7,002.00	8,495,526,600	貸付有価証券 3,700株
千葉銀行	475,800	1,088.00	517,670,400	貸付有価証券 1,300株
群馬銀行	331,300	707.70	234,461,010	貸付有価証券 6,200株
武蔵野銀行	21,900	2,749.00	60,203,100	
千葉興業銀行	26,600	820.00	21,812,000	貸付有価証券 2,700株
筑波銀行	74,900	272.00	20,372,800	貸付有価証券 100株
七十七銀行	54,700	3,300.00	180,510,000	貸付有価証券 900株
秋田銀行	11,400	1,936.00	22,070,400	
山形銀行	19,000	1,160.00	22,040,000	貸付有価証券 300株
岩手銀行	11,700	2,666.00	31,192,200	
東邦銀行	135,000	285.00	38,475,000	貸付有価証券 800株
東北銀行	5,500	1,130.00	6,215,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	136,300	3,622.00	493,678,600	
スルガ銀行	150,500	634.00	95,417,000	
八十二銀行	360,600	818.70	295,223,220	貸付有価証券 8,100株
山梨中央銀行	17,500	1,622.00	28,385,000	
大垣共立銀行	32,500	2,102.00	68,315,000	貸付有価証券 300株
福井銀行	15,300	1,622.00	24,816,600	貸付有価証券 100株
清水銀行	6,800	1,607.00	10,927,600	
富山銀行	1,700	1,786.00	3,036,200	貸付有価証券 700株
滋賀銀行	28,400	3,405.00	96,702,000	貸付有価証券 100株
南都銀行	25,700	2,746.00	70,572,200	
百五銀行	160,600	527.00	84,636,200	貸付有価証券 300株

京都銀行	54,100	8,519.00	460,877,900	
紀陽銀行	61,100	1,567.00	95,743,700	貸付有価証券 300株
ほくほくフィナンシャル グループ	108,500	1,403.00	152,225,500	貸付有価証券 1,000株
山陰合同銀行	106,800	964.00	102,955,200	貸付有価証券 300株
鳥取銀行	3,600	1,322.00	4,759,200	
百十四銀行	15,600	2,339.00	36,488,400	貸付有価証券 100株
四国銀行	27,100	982.00	26,612,200	貸付有価証券 200株
阿波銀行	23,900	2,367.00	56,571,300	
大分銀行	10,300	2,609.00	26,872,700	
宮崎銀行	11,100	2,777.00	30,824,700	貸付有価証券 100株
佐賀銀行	10,000	1,946.00	19,460,000	
琉球銀行	39,100	1,105.00	43,205,500	貸付有価証券 300株
セブン銀行	611,500	318.00	194,457,000	貸付有価証券 7,400株
みずほフィナンシャルグ ループ	2,468,900	2,513.50	6,205,580,150	貸付有価証券 128,300株
高知銀行	3,900	1,037.00	4,044,300	貸付有価証券 100株
山口フィナンシャルグ ループ	167,400	1,265.50	211,844,700	
名古屋銀行	11,200	4,575.00	51,240,000	
北洋銀行	258,700	340.00	87,958,000	貸付有価証券 2,800株
大光銀行	3,400	1,310.00	4,454,000	
愛媛銀行	23,000	958.00	22,034,000	貸付有価証券 400株
トマト銀行	3,700	1,193.00	4,414,100	
京葉銀行	78,100	638.00	49,827,800	貸付有価証券 500株
栃木銀行	78,200	324.00	25,336,800	
北日本銀行	6,000	2,269.00	13,614,000	
東和銀行	31,300	603.00	18,873,900	
福島銀行	12,000	234.00	2,808,000	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
大東銀行	4,400	707.00	3,110,800	貸付有価証券 200株
トモニホールディングス	138,000	438.00	60,444,000	貸付有価証券 500株

フィデアホールディングス	17,600	1,598.00	28,124,800	
池田泉州ホールディングス	218,600	293.00	64,049,800	貸付有価証券 1,900株
F P G	57,700	1,479.00	85,338,300	
ジャパンインベストメントアドバイザー	13,900	1,868.00	25,965,200	
マーキュリアホールディングス	5,800	793.00	4,599,400	
S B I ホールディングス	247,500	3,133.00	775,417,500	貸付有価証券 10,800株 (6,200株)
日本アジア投資	9,000	280.00	2,520,000	
ジャフコ グループ	57,000	1,902.00	108,414,000	貸付有価証券 3,400株 (600株)
大和証券グループ本社	1,220,700	860.70	1,050,656,490	貸付有価証券 6,300株
野村ホールディングス	3,075,900	600.40	1,846,770,360	貸付有価証券 800株
岡三証券グループ	149,900	605.00	90,689,500	貸付有価証券 19,500株 (200株)
丸三証券	56,800	540.00	30,672,000	貸付有価証券 4,000株
東洋証券	56,600	355.00	20,093,000	貸付有価証券 21,100株 (14,800株)
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	185,800	463.00	86,025,400	
光世証券	2,600	648.00	1,684,800	貸付有価証券 400株 (100株)
水戸証券	45,800	450.00	20,610,000	
いちよし証券	31,400	720.00	22,608,000	
松井証券	100,800	837.00	84,369,600	貸付有価証券 47,500株 (1,800株)
マネックスグループ	183,900	546.00	100,409,400	
極東証券	21,200	820.00	17,384,000	
岩井コスモホールディングス	19,500	1,773.00	34,573,500	
アイザワ証券グループ	24,600	926.00	22,779,600	
マネーパートナーズグループ	11,800	284.00	3,351,200	
スパークス・グループ	19,000	1,579.00	30,001,000	貸付有価証券 100株
小林洋行	4,900	238.00	1,166,200	貸付有価証券 1,100株
かんぽ生命保険	198,700	2,458.50	488,503,950	貸付有価証券 100株



SOMPOホールディングス	293,000	6,531.00	1,913,583,000	
アニコムホールディングス	58,000	676.00	39,208,000	
MS&ADインシュアランスグループホール	347,400	5,526.00	1,919,732,400	
第一生命ホールディングス	834,000	2,923.00	2,437,782,000	
東京海上ホールディングス	1,687,400	3,340.00	5,635,916,000	貸付有価証券 11,900株
T&Dホールディングス	458,100	2,414.00	1,105,853,400	
アドバンスクリエイト	9,900	1,168.00	11,563,200	貸付有価証券 4,600株
全国保証	44,600	5,061.00	225,720,600	貸付有価証券 7,400株
あんしん保証	5,600	294.00	1,646,400	貸付有価証券 300株 (300株)
ジェイリース	3,800	2,190.00	8,322,000	貸付有価証券 1,800株 (1,600株)
イントラスト	4,300	929.00	3,994,700	
日本モーゲージサービス	6,300	577.00	3,635,100	貸付有価証券 2,700株
C a s a	4,400	876.00	3,854,400	貸付有価証券 300株
アルヒ	21,000	943.00	19,803,000	
プレミアグループ	28,800	1,637.00	47,145,600	
ネットプロテクションズ ホールディングス	56,500	400.00	22,600,000	貸付有価証券 8,700株 (5,400株)
クレディセゾン	108,200	2,365.00	255,893,000	貸付有価証券 900株
芙蓉総合リース	15,700	12,540.00	196,878,000	
みずほリース	25,400	4,925.00	125,095,000	
東京センチュリー	31,900	5,925.00	189,007,500	貸付有価証券 100株
日本証券金融	62,700	1,420.00	89,034,000	
アイフル	282,700	362.00	102,337,400	貸付有価証券 43,600株
リコーリース	16,200	4,445.00	72,009,000	貸付有価証券 700株
イオンフィナンシャルサービス	98,000	1,299.00	127,302,000	貸付有価証券 30,200株
アコム	304,600	361.80	110,204,280	貸付有価証券 6,100株
ジャックス	18,200	5,310.00	96,642,000	
オリエン特コーポレーション	44,600	1,145.00	51,067,000	貸付有価証券 1,400株

オリックス	1,120,600	2,878.00	3,225,086,800	
三菱HCキャピタル	665,600	997.40	663,869,440	
九州リースサービス	5,300	892.00	4,727,600	貸付有価証券 100株
日本取引所グループ	479,700	2,605.00	1,249,618,500	貸付有価証券 3,200株 (3,200株)
イー・ギャランティ	27,700	2,003.00	55,483,100	貸付有価証券 100株
アサックス	5,100	666.00	3,396,600	
NECキャピタルソリューション	8,400	3,275.00	27,510,000	
大東建託	62,500	16,255.00	1,015,937,500	
いちご	196,600	327.00	64,288,200	貸付有価証券 2,200株
日本駐車場開発	180,700	228.00	41,199,600	貸付有価証券 84,300株
スター・マイカ・ホールディングス	19,800	643.00	12,731,400	
SREホールディングス	8,400	3,500.00	29,400,000	貸付有価証券 3,700株 (2,400株)
ADワークスグループ	28,700	220.00	6,314,000	
ヒューリック	398,200	1,336.00	531,995,200	貸付有価証券 4,400株
三栄建築設計	8,300	2,021.00	16,774,300	貸付有価証券 3,000株 (2,700株)
野村不動産ホールディングス	106,800	3,842.00	410,325,600	
三重交通グループホールディングス	36,500	618.00	22,557,000	貸付有価証券 17,200株
サムティ	27,200	2,366.00	64,355,200	貸付有価証券 12,500株
ディア・ライフ	29,100	876.00	25,491,600	
コーセーアールイー	3,600	838.00	3,016,800	
地主	13,000	1,884.00	24,492,000	貸付有価証券 3,900株
プレサンスコーポレーション	27,100	1,980.00	53,658,000	貸付有価証券 12,700株
ハウスコム	1,800	916.00	1,648,800	
JPMC	9,900	1,150.00	11,385,000	
サンセイランディック	3,300	1,062.00	3,504,600	
エストラスト	1,400	635.00	889,000	
フージャースホールディングス	26,300	1,119.00	29,429,700	
オープンハウスグループ	62,500	5,262.00	328,875,000	

東急不動産ホールディングス	513,300	959.30	492,408,690	
飯田グループホールディングス	145,400	2,557.00	371,787,800	貸付有価証券 5,400株
イーランド	1,700	1,563.00	2,657,100	
ムゲンエステート	7,600	998.00	7,584,800	
ビーロッド	7,800	915.00	7,137,000	
ファーストブラザーズ	2,200	1,200.00	2,640,000	貸付有価証券 1,300株
And Doホールディングス	10,100	1,029.00	10,392,900	
シーアールイー	9,500	1,540.00	14,630,000	
プロパティエージェント	1,400	1,355.00	1,897,000	
ケイアイスター不動産	8,200	4,870.00	39,934,000	
アグレ都市デザイン	2,000	1,576.00	3,152,000	
グッドコムアセット	15,800	975.00	15,405,000	
ジェイ・エス・ビー	4,200	5,710.00	23,982,000	
ロードスターキャピタル	11,100	1,821.00	20,213,100	貸付有価証券 300株
テンポイノベーション	3,400	1,298.00	4,413,200	
グローバル・リンク・マネジメント	2,200	1,983.00	4,362,600	貸付有価証券 200株 (200株)
フェイスネットワーク	3,100	1,464.00	4,538,400	
パーク24	110,900	2,092.50	232,058,250	貸付有価証券 300株
パラカ	6,000	2,070.00	12,420,000	
三井不動産	728,500	3,410.00	2,484,185,000	貸付有価証券 200株
三菱地所	1,030,100	1,973.50	2,032,902,350	
平和不動産	27,700	4,055.00	112,323,500	
東京建物	149,100	2,035.50	303,493,050	貸付有価証券 800株
京阪神ビルディング	28,700	1,322.00	37,941,400	貸付有価証券 100株
住友不動産	308,600	4,075.00	1,257,545,000	貸付有価証券 2,200株
テーオーシー	30,900	654.00	20,208,600	貸付有価証券 100株
東京楽天地	2,800	4,340.00	12,152,000	貸付有価証券 1,300株
レオパレス21	192,200	353.00	67,846,600	貸付有価証券 300株
スターツコーポレーショ	24,500	3,080.00	75,460,000	

ン				
フジ住宅	23,900	756.00	18,068,400	貸付有価証券 100株
空港施設	20,600	596.00	12,277,600	
明和地所	5,500	1,103.00	6,066,500	貸付有価証券 200株
ゴールドクレスト	16,200	2,041.00	33,064,200	貸付有価証券 7,200株
エスリード	8,000	3,155.00	25,240,000	
日神グループホールディングス	27,400	532.00	14,576,800	貸付有価証券 100株
日本エスコン	31,900	917.00	29,252,300	
MIRARTHホールディングス	86,300	490.00	42,287,000	
AVANTIA	6,400	880.00	5,632,000	貸付有価証券 400株
イオンモール	88,500	1,756.00	155,406,000	貸付有価証券 41,700株
毎日コムネット	4,200	778.00	3,267,600	貸付有価証券 1,700株 (400株)
ファースト住建	4,600	1,187.00	5,460,200	貸付有価証券 2,000株
カチタス	45,900	2,392.00	109,792,800	貸付有価証券 300株
トーセイ	28,400	1,926.00	54,698,400	貸付有価証券 7,200株
穴吹興産	2,200	2,083.00	4,582,600	貸付有価証券 600株 (500株)
サンフロンティア不動産	28,400	1,521.00	43,196,400	
FJネクストホールディングス	18,000	1,078.00	19,404,000	
インテリックス	2,800	522.00	1,461,600	
ランドビジネス	4,200	299.00	1,255,800	貸付有価証券 100株 (100株)
サンネクスタグループ	3,300	973.00	3,210,900	
グランディハウス	9,600	626.00	6,009,600	
日本空港ビルデング	60,400	6,800.00	410,720,000	
明豊ファシリティワークス	6,000	757.00	4,542,000	
LIFULL	60,900	245.00	14,920,500	貸付有価証券 15,400株 (2,800株)
MIXI	40,600	2,430.00	98,658,000	
ジェイエイシーリクルートメント	16,100	2,675.00	43,067,500	貸付有価証券 100株
日本M&Aセンターホー	305,800	820.20	250,817,160	貸付有価証券

ルディングス				10,500株
メンバーズ	5,200	1,293.00	6,723,600	貸付有価証券 2,400株(500株)
中広	1,600	423.00	676,800	
UTグループ	26,200	2,466.00	64,609,200	貸付有価証券 6,300株
アイティメディア	6,800	1,183.00	8,044,400	貸付有価証券 100株(100株)
E・Jホールディングス	10,400	1,760.00	18,304,000	貸付有価証券 3,400株
オープンアップグループ	53,400	2,020.00	107,868,000	貸付有価証券 500株
コシダカホールディングス	53,300	1,390.00	74,087,000	
アルトナー	2,900	1,713.00	4,967,700	貸付有価証券 200株
パソナグループ	21,600	1,704.00	36,806,400	貸付有価証券 1,100株(900株)
CDS	3,000	1,734.00	5,202,000	貸付有価証券 100株
リンクアンドモチベーション	51,300	472.00	24,213,600	貸付有価証券 6,000株
エス・エム・エス	68,100	2,868.50	195,344,850	
サニーサイドアップグループ	3,500	770.00	2,695,000	
パーソルホールディングス	196,500	2,616.50	514,142,250	
リニカル	6,700	708.00	4,743,600	
クックパッド	48,700	167.00	8,132,900	貸付有価証券 1,300株
エスクリ	4,800	364.00	1,747,200	貸付有価証券 2,600株
アイ・ケイ・ケイホールディングス	5,800	675.00	3,915,000	貸付有価証券 3,100株
学情	9,100	1,927.00	17,535,700	貸付有価証券 2,600株
スタジオアリス	8,900	2,115.00	18,823,500	貸付有価証券 4,100株
シミックホールディングス	8,600	1,781.00	15,316,600	貸付有価証券 3,900株(200株)
エプコ	3,300	745.00	2,458,500	
NJS	3,900	3,000.00	11,700,000	
総合警備保障	330,700	941.10	311,221,770	貸付有価証券 100株
カカコム	130,800	1,756.00	229,684,800	
アイロムグループ	6,400	1,871.00	11,974,400	貸付有価証券

				3,000株
セントケア・ホールディング	11,300	835.00	9,435,500	貸付有価証券 5,300株
サイネックス	2,000	660.00	1,320,000	
ルネサンス	12,500	939.00	11,737,500	貸付有価証券 5,800株(600株)
ディップ	31,200	3,605.00	112,476,000	貸付有価証券 14,700株
デジタルホールディングス	9,300	1,088.00	10,118,400	貸付有価証券 2,500株
新日本科学	18,900	2,190.00	41,391,000	貸付有価証券 8,800株
キャリアデザインセンター	2,500	2,165.00	5,412,500	
ベネフィット・ワン	82,500	1,234.00	101,805,000	貸付有価証券 6,100株(3,900株)
エムスリー	352,100	2,970.00	1,045,737,000	貸付有価証券 4,600株
ツカダ・グローバルホールディング	7,600	489.00	3,716,400	貸付有価証券 500株
プラス	1,300	847.00	1,101,100	貸付有価証券 600株(400株)
アウトソーシング	114,400	1,208.00	138,195,200	貸付有価証券 2,100株
ウェルネット	9,100	599.00	5,450,900	貸付有価証券 2,600株(1,000株)
ワールドホールディングス	8,000	2,453.00	19,624,000	
ディー・エヌ・エー	71,300	1,536.50	109,552,450	貸付有価証券 6,000株
博報堂D Yホールディングス	227,300	1,420.50	322,879,650	貸付有価証券 2,200株
ぐるなび	32,700	340.00	11,118,000	貸付有価証券 6,100株
タカミヤ	24,200	526.00	12,729,200	貸付有価証券 100株
ジャパンベストレスキューシステム	8,800	723.00	6,362,400	
ファンコミュニケーションズ	24,900	399.00	9,935,100	
ライク	6,600	1,562.00	10,309,200	貸付有価証券 1,400株
ビジネス・ブレークスルー	4,400	399.00	1,755,600	
エスプール	51,200	511.00	26,163,200	貸付有価証券 1,700株
WDBホールディングス	9,100	2,139.00	19,464,900	
ティア	7,000	467.00	3,269,000	

CDG	1,300	1,297.00	1,686,100	貸付有価証券 600株
アドウェイズ	24,500	579.00	14,185,500	貸付有価証券 1,900株(1,300株)
バリューコマース	15,600	1,288.00	20,092,800	貸付有価証券 6,000株
インフォマート	185,000	485.00	89,725,000	貸付有価証券 12,900株
J Pホールディングス	51,200	333.00	17,049,600	貸付有価証券 7,700株
CLホールディングス	4,200	835.00	3,507,000	貸付有価証券 2,200株
プレステージ・インター ナショナル	75,000	624.00	46,800,000	貸付有価証券 2,300株
アミューズ	9,700	1,570.00	15,229,000	
ドリームインキュベータ	5,400	3,120.00	16,848,000	
クイック	13,600	2,214.00	30,110,400	
TAC	5,800	200.00	1,160,000	貸付有価証券 600株
電通グループ	175,100	4,553.00	797,230,300	貸付有価証券 12,800株
テイクアンドギヴ・ニ ーズ	4,500	1,123.00	5,053,500	
ぴあ	6,000	3,855.00	23,130,000	
イオンファンタジー	7,700	3,180.00	24,486,000	貸付有価証券 3,400株
シーティーエス	19,700	713.00	14,046,100	
ネクシィーズグループ	3,700	789.00	2,919,300	
H. U. グループホール ディングス	52,200	2,628.50	137,207,700	貸付有価証券 200株
アルプス技研	16,900	2,639.00	44,599,100	貸付有価証券 700株
日本空調サービス	19,100	793.00	15,146,300	
オリエンタルランド	943,000	5,287.00	4,985,641,000	貸付有価証券 20,600株
ダスキン	39,700	3,340.00	132,598,000	
明光ネットワークジャ パン	21,600	645.00	13,932,000	貸付有価証券 5,000株
ファルコホールディン グス	8,000	2,047.00	16,376,000	
秀英予備校	2,600	408.00	1,060,800	貸付有価証券 100株
ラウンドワン	149,000	592.00	88,208,000	貸付有価証券 1,900株
リゾートトラスト	70,300	2,346.50	164,958,950	

ビー・エム・エル	21,900	2,926.00	64,079,400	
リソー教育	81,000	255.00	20,655,000	貸付有価証券 22,400株(2,600株)
早稲田アカデミー	9,900	1,513.00	14,978,700	貸付有価証券 4,600株
ユー・エス・エス	183,200	2,555.00	468,076,000	貸付有価証券 77,700株
東京個別指導学院	21,100	488.00	10,296,800	貸付有価証券 2,100株(2,000株)
サイバーエージェント	393,700	931.00	366,534,700	貸付有価証券 59,800株(1,700株)
楽天グループ	1,525,200	585.80	893,462,160	貸付有価証券 564,900株
クリーク・アンド・リバー社	10,400	2,206.00	22,942,400	貸付有価証券 2,300株
SBIグローバルアセットマネジメント	29,100	566.00	16,470,600	
テー・オー・ダブリュー	34,900	313.00	10,923,700	
山田コンサルティンググループ	9,000	1,706.00	15,354,000	
セントラルスポーツ	6,700	2,461.00	16,488,700	貸付有価証券 3,000株
フルキャストホールディングス	17,000	2,120.00	36,040,000	貸付有価証券 200株
エン・ジャパン	32,200	2,578.00	83,011,600	貸付有価証券 1,300株
リゾルホールディングス	1,100	4,830.00	5,313,000	貸付有価証券 400株
テクノプロ・ホールディングス	105,400	3,658.00	385,553,200	貸付有価証券 13,200株
アトラグループ	3,500	255.00	892,500	貸付有価証券 1,600株(1,600株)
アイ・アールジャパンホールディングス	9,300	2,191.00	20,376,300	貸付有価証券 3,400株
Keeper 技研	11,000	6,580.00	72,380,000	貸付有価証券 600株
ファーストロジック	2,800	564.00	1,579,200	
三機サービス	1,800	1,081.00	1,945,800	
Gunosy	14,100	610.00	8,601,000	貸付有価証券 400株
デザインワン・ジャパン	3,000	169.00	507,000	貸付有価証券 900株(800株)
イー・ガーディアン	6,700	2,627.00	17,600,900	貸付有価証券 3,100株(400株)
リブセンス	5,500	330.00	1,815,000	貸付有価証券 100株
ジャパンマテリアル	54,500	2,635.00	143,607,500	貸付有価証券



				800株
ベクトル	28,000	1,328.00	37,184,000	貸付有価証券 3,200株
ウチヤマホールディングス	5,000	360.00	1,800,000	貸付有価証券 200株 (200株)
チャーム・ケア・コーポレーション	14,800	1,175.00	17,390,000	貸付有価証券 100株
キャリアリンク	6,500	2,481.00	16,126,500	貸付有価証券 500株
I B J	13,600	627.00	8,527,200	貸付有価証券 3,200株 (1,500株)
アサンテ	8,800	1,655.00	14,564,000	貸付有価証券 4,100株
バリューHR	15,600	1,288.00	20,092,800	貸付有価証券 5,500株
M&Aキャピタルパートナーズ	14,400	2,894.00	41,673,600	貸付有価証券 2,900株
ライドオンエクスプレスホールディングス	6,300	1,012.00	6,375,600	
E R Iホールディングス	3,000	2,242.00	6,726,000	
アビスト	1,900	3,545.00	6,735,500	
シグマクス・ホールディングス	27,000	1,661.00	44,847,000	
ウィルグループ	14,900	1,105.00	16,464,500	
エスクロー・エージェント・ジャパン	12,500	141.00	1,762,500	貸付有価証券 200株
メドピア	15,700	1,126.00	17,678,200	貸付有価証券 2,700株 (800株)
レアジョブ	2,300	1,053.00	2,421,900	貸付有価証券 200株 (200株)
リクルートホールディングス	1,319,200	5,339.00	7,043,208,800	貸付有価証券 2,700株
エラン	23,600	849.00	20,036,400	貸付有価証券 2,700株
土木管理総合試験所	5,500	339.00	1,864,500	
日本郵政	2,144,100	1,168.50	2,505,380,850	貸付有価証券 134,700株
ベルシステム24ホールディングス	23,900	1,605.00	38,359,500	貸付有価証券 3,400株
鎌倉新書	20,200	696.00	14,059,200	貸付有価証券 9,500株 (200株)
SMN	2,900	428.00	1,241,200	貸付有価証券 600株
一蔵	1,500	593.00	889,500	
グローバルキッズCOMPANY	2,200	683.00	1,502,600	

エアトリ	13,000	2,335.00	30,355,000	貸付有価証券 6,100株
アトラエ	10,500	1,164.00	12,222,000	貸付有価証券 1,100株
ストライク	7,500	3,325.00	24,937,500	貸付有価証券 300株
ソラスト	49,100	675.00	33,142,500	
セラク	5,400	1,325.00	7,155,000	貸付有価証券 1,600株 (1,400株)
インソース	38,700	1,105.00	42,763,500	貸付有価証券 1,900株 (1,100株)
ベイカレント・コンサル ディング	141,000	5,174.00	729,534,000	貸付有価証券 25,400株
Orchestra H oldings	3,800	1,207.00	4,586,600	貸付有価証券 300株
アイモバイル	7,900	1,273.00	10,056,700	貸付有価証券 900株
キャリアインデックス	4,100	280.00	1,148,000	貸付有価証券 100株 (100株)
MS-Japan	3,900	1,190.00	4,641,000	貸付有価証券 600株
船場	2,400	871.00	2,090,400	
ジャパンエレベーターサ ービスホールディン	63,500	2,348.00	149,098,000	貸付有価証券 1,000株
フルテック	1,700	1,143.00	1,943,100	
グリーンズ	4,000	1,676.00	6,704,000	
ツナググループ・ホール ディングス	3,300	861.00	2,841,300	貸付有価証券 1,500株
GameWith	3,600	335.00	1,206,000	
MS&Consulti ng	1,400	676.00	946,400	
ウェルビー	13,100	572.00	7,493,200	
エル・ティー・エス	2,000	4,080.00	8,160,000	
ミダックホールディング ス	10,800	1,993.00	21,524,400	貸付有価証券 1,200株
日総工産	13,400	816.00	10,934,400	
キュービーネットホール ディングス	8,500	1,617.00	13,744,500	貸付有価証券 200株
RPAホールディングス	24,100	361.00	8,700,100	貸付有価証券 100株
スプリックス	3,400	835.00	2,839,000	
マネジメントソリューシ ョンズ	7,600	3,955.00	30,058,000	貸付有価証券 500株 (300株)
プロレド・パートナーズ	4,400	508.00	2,235,200	
and factory	3,500	337.00	1,179,500	貸付有価証券

				1,600株
テノ.ホールディングス	1,500	621.00	931,500	
フロンティア・マネジメント	4,500	1,451.00	6,529,500	
ピアラ	2,200	438.00	963,600	貸付有価証券 600株
コプロ・ホールディングス	1,900	2,620.00	4,978,000	
ギークス	1,600	752.00	1,203,200	貸付有価証券 800株
アンビスホールディングス	19,100	3,015.00	57,586,500	
カーブスホールディングス	48,700	741.00	36,086,700	貸付有価証券 7,200株(400株)
フォーラムエンジニアリング	10,400	1,301.00	13,530,400	
Fast Fitness Japan	6,100	1,457.00	8,887,700	
ダイレクトマーケティングミックス	18,300	576.00	10,540,800	
ポピンズ	2,600	1,264.00	3,286,400	貸付有価証券 1,100株(1,100株)
LITALICO	13,900	2,277.00	31,650,300	
コンフィデンス・インターワークス	600	1,626.00	975,600	
アドバンテッジリスクマネジメント	5,400	480.00	2,592,000	
リログループ	99,200	1,714.50	170,078,400	貸付有価証券 6,900株
東祥	12,400	1,285.00	15,934,000	
ID&Eホールディングス	10,700	3,440.00	36,808,000	貸付有価証券 200株
ビーウィズ	4,500	2,326.00	10,467,000	貸付有価証券 100株(100株)
TREホールディングス	37,500	1,244.00	46,650,000	
人・夢・技術グループ	6,700	1,798.00	12,046,600	
大栄環境	45,300	2,295.00	103,963,500	貸付有価証券 100株
日本管財ホールディングス	18,700	2,709.00	50,658,300	
M&A総研ホールディングス	8,400	3,505.00	29,442,000	
エイチ・アイ・エス	51,800	1,967.00	101,890,600	貸付有価証券 23,300株(1,000株)
ラックランド	8,100	3,055.00	24,745,500	
共立メンテナンス	30,500	6,488.00	197,884,000	貸付有価証券

				14,400株(5,000株)
イチネンホールディングス	18,900	1,418.00	26,800,200	
建設技術研究所	9,200	4,660.00	42,872,000	
スペース	11,600	929.00	10,776,400	
燦ホールディングス	7,600	2,151.00	16,347,600	
スバル興業	700	11,500.00	8,050,000	
東京テアトル	4,400	1,142.00	5,024,800	貸付有価証券 2,000株
タナベコンサルティン グループ	4,600	1,150.00	5,290,000	
ナガワ	4,800	7,230.00	34,704,000	貸付有価証券 2,200株
東京都競馬	14,900	3,945.00	58,780,500	貸付有価証券 900株
常磐興産	4,100	1,377.00	5,645,700	貸付有価証券 2,600株
カナモト	27,600	2,652.00	73,195,200	貸付有価証券 2,100株
ニシオホールディングス	16,600	3,720.00	61,752,000	貸付有価証券 400株
トランス・コスモス	22,100	3,235.00	71,493,500	貸付有価証券 400株
乃村工藝社	77,700	852.00	66,200,400	貸付有価証券 600株
藤田観光	7,100	4,915.00	34,896,500	
KNT-CTホールディ ングス	10,600	1,477.00	15,656,200	貸付有価証券 4,400株
トーカイ	15,800	1,928.00	30,462,400	
白洋舎	1,800	2,731.00	4,915,800	
セコム	181,500	10,200.00	1,851,300,000	
セントラル警備保障	9,600	3,110.00	29,856,000	貸付有価証券 100株
丹青社	34,500	781.00	26,944,500	貸付有価証券 1,200株
メイテック	69,500	2,631.00	182,854,500	貸付有価証券 500株
応用地質	16,600	2,752.00	45,683,200	
船井総研ホールディ ングス	37,100	2,715.00	100,726,500	貸付有価証券 500株
進学会ホールディングス	3,900	291.00	1,134,900	貸付有価証券 1,500株(200株)
オオバ	7,400	900.00	6,660,000	
いであ	3,200	1,701.00	5,443,200	貸付有価証券 100株

	学究社	7,100	2,022.00	14,356,200	貸付有価証券 400株(400株)
	ベネッセホールディングス	66,500	1,884.00	125,286,000	貸付有価証券 600株(600株)
	イオンディライト	19,700	3,220.00	63,434,000	貸付有価証券 8,900株
	ナック	7,600	990.00	7,524,000	
	ダイセキ	36,400	4,550.00	165,620,000	貸付有価証券 17,100株
	ステップ	6,500	1,810.00	11,765,000	
	小計	銘柄数：2,141 組入時価比率：98.5%		589,548,098,224 100.0%	
	合計			589,548,098,224	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 備考欄の貸付有価証券の( )内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年9月6日現在)

該当事項はありません。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年9月6日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	6,698,335,000	—	6,811,945,000	113,467,935
合計	6,698,335,000	—	6,811,945,000	113,467,935

(注) 時価の算定方法

### 1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	71,550,857
コール・ローン	1,977,564,592

株式	95,324,693,549
投資証券	1,979,541,734
派生商品評価勘定	24,593,050
未収入金	4,336,948
未収配当金	156,539,135
差入委託証拠金	1,886,757,734
流動資産合計	101,425,577,599
資産合計	101,425,577,599
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,475,571,443
未払解約金	75,128,151
未払利息	3,704
その他未払費用	698,400
流動負債合計	1,551,401,698
負債合計	1,551,401,698
純資産の部	
元本等	
元本	36,591,551,177
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	63,282,624,724
元本等合計	99,874,175,901
純資産合計	99,874,175,901
負債純資産合計	101,425,577,599

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p>

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益
	約定日基準で計上しております。
	為替差損益
	約定日基準で計上しております。
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
	また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)  
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,7294円
(10,000口当たり純資産額)	(27,294円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年9月7日 至 2023年9月6日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。	
当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月6日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
新株予約権証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年9月6日現在	
期首	2022年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	40,821,115,135円
同期中における追加設定元本額	9,370,572,227円
同期中における一部解約元本額	13,600,136,185円
期末元本額	36,591,551,177円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型	2,983,222,139円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,144,888,227円
野村外国株インデックス Aコース (野村SMA・EW向け)	2,613,016,402円
インデックス・ブレンド (タイプI)	660,044円
インデックス・ブレンド (タイプII)	423,659円
インデックス・ブレンド (タイプIII)	2,643,521円
インデックス・ブレンド (タイプIV)	781,148円
インデックス・ブレンド (タイプV)	2,149,048円
野村外国株インデックス Aコース (野村投資一任口座向け)	17,270,804,400円
野村外国株 (含む新興国) インデックス Aコース (野村投資一任口座向け)	4,937,592,856円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I 指数 (為替ヘッジあり) 連動型上場投信	1,332,668,201円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国株式	375,769,272円
野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	4,345,327,623円
野村外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型VA (適格機関投資家専用)	983,194,255円
ノムラ外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型VA (適格機関投資家専用)	560,290,964円
野村国内外マルチアセット (6資産) ファンド (適格機関投資家専用)	285,340円
野村国内外マルチアセット (6資産) オープン投信 (適格機関投資家専用)	1,087,550円
先進8カ国国債入替型プラス外国株式戦略30オープン (為替ヘッジあり) (適格機関投資家専用)	36,746,528円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式(2023年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	12,500	37.07	463,375.00	
		HALLIBURTON CO	11,140	40.70	453,398.00	
		SCHLUMBERGER LTD	17,600	60.21	1,059,696.00	
		APA CORPORATION	3,955	45.32	179,240.60	
		CHENIERE ENERGY INC	3,100	166.18	515,158.00	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	1,180	88.76	104,736.80	
		CHEVRON CORP	22,410	166.46	3,730,368.60	
		CONOCOPHILLIPS	14,940	122.83	1,835,080.20	



COTERRA ENERGY INC	9,800	28.15	275,870.00
DEVON ENERGY CORP	7,530	53.50	402,855.00
DIAMONDBACK ENERGY INC	2,050	154.19	316,089.50
EOG RESOURCES INC	7,220	133.39	963,075.80
EQT CORP	4,465	43.21	192,932.65
EXXON MOBIL CORP	49,920	113.53	5,667,417.60
HESS CORP	3,520	157.83	555,561.60
HF SINCLAIR CORP	1,560	57.22	89,263.20
KINDER MORGAN INC	24,900	17.07	425,043.00
MARATHON OIL CORP	7,900	27.16	214,564.00
MARATHON PETROLEUM CORP	5,240	147.02	770,384.80
OCCIDENTAL PETE CORP	8,260	66.18	546,646.80
ONEOK INC	5,690	65.66	373,605.40
OVINTIV INC	3,090	47.39	146,435.10
PHILLIPS 66	5,670	116.74	661,915.80
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	2,800	243.03	680,484.00
TARGA RESOURCES CORP	2,730	86.85	237,100.50
TEXAS PACIFIC LAND CORP	78	1,808.00	141,024.00
VALERO ENERGY CORP	4,460	133.12	593,715.20
WILLIAMS COS	14,890	34.44	512,811.60
AIR PRODUCTS	2,740	292.70	801,998.00
ALBEMARLE CORP	1,530	200.80	307,224.00
CELANESE CORP-SERIES A	1,170	126.35	147,829.50
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	2,410	82.56	198,969.60
CORTEVA INC	9,060	50.96	461,697.60
DOW INC	9,010	54.19	488,251.90
DUPONT DE NEMOURS INC	5,840	75.39	440,277.60
EASTMAN CHEMICAL CO.	1,520	81.86	124,427.20
ECOLAB INC	3,260	182.09	593,613.40
FMC CORP	1,680	82.62	138,801.60
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	3,240	70.73	229,165.20
LINDE PLC	6,050	381.60	2,308,680.00
LYONDELLBASELL INDU-CL A	3,380	98.72	333,673.60
MOSAIC CO/THE	4,220	39.44	166,436.80
PPG INDUSTRIES	2,990	136.47	408,045.30

RPM INTERNATIONAL INC	1,640	96.86	158,850.40
SHERWIN-WILLIAMS	3,030	269.59	816,857.70
WESTLAKE CORPORATION	340	127.72	43,424.80
MARTIN MARIETTA MATERIALS	789	441.68	348,485.52
VULCAN MATERIALS CO	1,690	216.24	365,445.60
AMCOR PLC	18,900	9.48	179,172.00
AVERY DENNISON CORP	1,030	184.06	189,581.80
BALL CORP	4,000	53.69	214,760.00
CROWN HOLDINGS INC	1,300	92.05	119,665.00
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	3,640	34.32	124,924.80
PACKAGING CORP OP AMERICA	1,140	145.52	165,892.80
SEALED AIR CORP	1,250	36.24	45,300.00
WESTROCK CO	3,690	32.05	118,264.50
CLEVELAND-CLIFFS INC	5,400	15.16	81,864.00
FREEPORT-MCMORAN INC	17,210	40.80	702,168.00
NEWMONT CORP	9,810	38.84	381,020.40
NUCOR CORP	3,200	170.24	544,768.00
RELIANCE STEEL & ALUMINUM	677	270.84	183,358.68
STEEL DYNAMICS	2,140	105.58	225,941.20
AXON ENTERPRISE INC	867	212.25	184,020.75
BOEING CO	7,060	222.57	1,571,344.20
GENERAL DYNAMICS	2,790	223.33	623,090.70
HEICO CORP	570	167.03	95,207.10
HEICO CORP-CLASS A	1,040	134.59	139,973.60
HOWMET AEROSPACE INC	4,980	48.31	240,583.80
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	400	217.12	86,848.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	2,340	172.45	403,533.00
LOCKHEED MARTIN	2,815	445.19	1,253,209.85
NORTHROP GRUMMAN CORP	1,782	431.08	768,184.56
RTX CORP	18,040	85.05	1,534,302.00
TEXTRON INC	2,610	76.91	200,735.10
TRANSDIGM GROUP INC	695	889.16	617,966.20
ALLEGION PLC	1,070	111.14	118,919.80
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	1,600	136.56	218,496.00
CARLISLE COS INC	640	257.87	165,036.80

CARRIER GLOBAL CORP	10,620	56.42	599,180.40
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	1,560	66.70	104,052.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	8,440	58.35	492,474.00
LENNOX INTERNATIONAL INC	350	373.54	130,739.00
MASCO CORP	2,870	57.28	164,393.60
OWENS CORNING INC	1,090	141.81	154,572.90
SMITH (A. O.) CORP	1,540	71.94	110,787.60
TRANE TECHNOLOGIES PLC	2,720	200.54	545,468.80
AECOM	1,631	86.72	141,440.32
QUANTA SERVICES INC	1,790	208.81	373,769.90
AMETEK INC	2,930	157.12	460,361.60
EATON CORP PLC	4,920	229.57	1,129,484.40
EMERSON ELEC	6,860	97.88	671,456.80
GENERAC HOLDINGS INC	600	117.81	70,686.00
HUBBELL INC	680	313.74	213,343.20
ROCKWELL AUTOMATION INC	1,400	307.20	430,080.00
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	2,260	38.39	86,761.40
3M CORP	6,620	106.85	707,347.00
GENERAL ELECTRIC CO	13,450	112.88	1,518,236.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	8,220	185.70	1,526,454.00
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	1,900	47.36	89,984.00
CATERPILLAR INC DEL	6,360	281.63	1,791,166.80
CUMMINS INC	1,750	231.84	405,720.00
DEERE & COMPANY	3,440	414.43	1,425,639.20
DOVER CORP	1,790	143.78	257,366.20
FORTIVE CORP	4,220	77.40	326,628.00
GRACO INC	2,079	76.69	159,438.51
IDEX CORP	960	222.78	213,868.80
ILLINOIS TOOL WORKS INC	3,750	242.35	908,812.50
INGERSOLL-RAND INC	4,710	68.44	322,352.40
NORDSON CORP	570	240.60	137,142.00
OTIS WORLDWIDE CORP	5,260	84.35	443,681.00
PACCAR	6,650	81.66	543,039.00
PARKER HANNIFIN CORP	1,540	411.67	633,971.80

PENTAIR PLC	2,040	68.97	140,698.80
SNAP-ON INC	650	263.27	171,125.50
STANLEY BLACK & DECKER INC	1,950	92.64	180,648.00
TORO CO	1,089	99.89	108,780.21
WABTEC CORP	2,110	109.47	230,981.70
XYLEM INC	3,040	97.74	297,129.60
AERCAP HOLDINGS NV	2,060	60.36	124,341.60
FASTENAL CO	7,060	56.08	395,924.80
FERGUSON PLC	2,530	157.45	398,348.50
GRAINGER(W.W.) INC	575	693.01	398,480.75
UNITED RENTALS INC	849	470.62	399,556.38
WATSCO INC	400	351.44	140,576.00
CINTAS CORP	1,122	496.74	557,342.28
COPART INC	10,920	45.20	493,584.00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	2,730	145.07	396,041.10
ROLLINS INC	3,150	37.97	119,605.50
WASTE CONNECTIONS INC	3,180	139.11	442,369.80
WASTE MANAGEMENT INC	5,020	157.03	788,290.60
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1,480	88.65	131,202.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	1,960	115.56	226,497.60
FEDEX CORPORATION	2,950	256.62	757,029.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	8,950	163.97	1,467,531.50
DELTA AIR LINES INC	1,960	41.76	81,849.60
SOUTHWEST AIRLINES	2,100	30.77	64,617.00
CSX CORP	25,300	29.92	756,976.00
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	25,000	3.81	95,250.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	1,100	187.11	205,821.00
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	1,630	53.49	87,188.70
NORFOLK SOUTHERN CORP	2,720	201.09	546,964.80
OLD DOMINION FREIGHT LINE	1,260	423.44	533,534.40
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	1,350	52.98	71,523.00
UBER TECHNOLOGIES INC	22,500	46.55	1,047,375.00
UNION PAC CORP	7,530	215.71	1,624,296.30
APTIV PLC	3,550	103.16	366,218.00

BORGWARNER INC	2,520	40.55	102,186.00
LEAR CORP	810	144.45	117,004.50
FORD MOTOR COMPANY	50,000	12.09	604,500.00
GENERAL MOTORS CO	16,570	33.28	551,449.60
LUCID GROUP INC	5,770	6.30	36,351.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	7,400	23.39	173,086.00
TESLA INC	35,230	256.49	9,036,142.70
DR HORTON INC	3,930	114.28	449,120.40
GARMIN LTD	1,890	104.92	198,298.80
LENNAR CORP-A	3,230	114.73	370,577.90
MOHAWK INDUSTRIES	470	97.34	45,749.80
NVR INC	41	6,181.67	253,448.47
PULTEGROUP INC	2,940	77.89	228,996.60
WHIRLPOOL CORP	550	137.66	75,713.00
HASBRO INC	1,840	72.64	133,657.60
DECKERS OUTDOOR CORP	300	524.12	157,236.00
LULULEMON ATHLETICA INC	1,475	401.81	592,669.75
NIKE INC-B	15,220	100.32	1,526,870.40
V F CORP	4,760	19.48	92,724.80
AIRBNB INC-CLASS A	5,090	142.29	724,256.10
ARAMARK	2,980	37.36	111,332.80
BOOKING HOLDINGS INC	456	3,144.64	1,433,955.84
CAESARS ENTERTAINMENT INC	2,290	54.07	123,820.30
CARNIVAL CORP	12,700	15.37	195,199.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	330	1,951.49	643,991.70
DARDEN RESTAURANTS INC	1,550	150.70	233,585.00
DOMINOS PIZZA INC	451	389.89	175,840.39
DOORDASH INC-A	3,240	83.68	271,123.20
DRAFTKINGS INC	5,140	29.75	152,915.00
EXPEDIA GROUP INC	1,880	110.22	207,213.60
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	3,380	148.58	502,200.40
HYATT HOTELS CORP-CL A	700	111.46	78,022.00
LAS VEGAS SANDS CORP	4,370	52.61	229,905.70
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	3,180	201.03	639,275.40
MCDONALD'S CORP	9,020	279.16	2,518,023.20

MGM RESORTS INTERNATIONAL	3,790	43.22	163,803.80
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	2,920	98.96	288,963.20
STARBUCKS CORP	14,160	96.84	1,371,254.40
VAIL RESORTS INC	410	235.93	96,731.30
WYNN RESORTS LTD	1,060	97.41	103,254.60
YUM BRANDS INC	3,560	128.68	458,100.80
GENUINE PARTS CO	1,820	152.34	277,258.80
LKQ CORP	3,400	51.46	174,964.00
POOL CORP	480	358.15	171,912.00
AMAZON.COM INC	114,040	137.27	15,654,270.80
EBAY INC	6,600	44.29	292,314.00
ETSY INC	1,590	72.82	115,783.80
GLOBAL-E ONLINE LTD	1,120	39.95	44,744.00
MERCADOLIBRE INC	558	1,435.05	800,757.90
AUTOZONE	226	2,556.06	577,669.56
BATH & BODY WORKS INC	2,560	37.63	96,332.80
BEST BUY COMPANY INC	2,460	73.95	181,917.00
BURLINGTON STORES INC	910	161.63	147,083.30
CARMAX INC	2,020	82.35	166,347.00
CHEWY INC - CLASS A	1,090	24.41	26,606.90
DICK S SPORTING GOODS INC	900	112.04	100,836.00
HOME DEPOT	12,420	327.78	4,071,027.60
LOWES COS INC	7,240	230.43	1,668,313.20
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	752	945.53	711,038.56
ROSS STORES INC	4,350	120.61	524,653.50
TJX COS INC	14,190	91.62	1,300,087.80
TRACTOR SUPPLY COMPANY	1,400	218.08	305,312.00
ULTA BEAUTY INC	638	415.49	265,082.62
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	4,200	22.55	94,710.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	5,473	544.73	2,981,307.29
DOLLAR GENERAL CORP	2,790	127.22	354,943.80
DOLLAR TREE INC	2,590	116.27	301,139.30
KROGER CO	8,420	45.02	379,068.40
SYSCO CORP	6,260	68.66	429,811.60
TARGET CORP	5,540	125.19	693,552.60

WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	9,330	22.73	212,070.90
WALMART INC	18,290	160.27	2,931,338.30
BROWN-FORMAN CORP-CL B	3,940	64.99	256,060.60
COCA COLA CO	50,740	58.82	2,984,526.80
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	2,830	61.96	175,346.80
CONSTELLATION BRANDS INC-A	1,960	257.50	504,700.00
KEURIG DR PEPPER INC	11,630	33.05	384,371.50
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	2,340	62.28	145,735.20
MONSTER BEVERAGE CORP	9,990	55.96	559,040.40
PEPSICO INC	17,000	174.16	2,960,720.00
ARCHER DANIELS MIDLAND	6,480	78.88	511,142.40
BUNGE LIMITED	1,910	113.09	216,001.90
CAMPBELL SOUP CO	2,690	41.22	110,881.80
CONAGRA BRANDS INC	6,070	29.15	176,940.50
DARLING INGREDIENTS INC	1,730	60.26	104,249.80
GENERAL MILLS	7,470	66.10	493,767.00
HERSHEY CO/THE	1,820	212.10	386,022.00
HORMEL FOODS CORP	3,630	37.65	136,669.50
JM SMUCKER CO/THE-NEW	1,220	143.01	174,472.20
KELLOGG CO	3,170	59.47	188,519.90
KRAFT HEINZ CO/THE	10,150	32.55	330,382.50
LAMB WESTON HOLDINGS INC	1,850	96.86	179,191.00
MCCORMICK & CO INC.	3,190	80.49	256,763.10
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	16,820	69.56	1,169,999.20
TYSON FOODS INC-CL A	3,630	52.15	189,304.50
ALTRIA GROUP INC	22,040	44.09	971,743.60
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	19,170	94.51	1,811,756.70
CHURCH & DWIGHT CO INC	3,100	95.17	295,027.00
CLOROX CO	1,430	153.46	219,447.80
COLGATE PALMOLIVE CO.	9,730	72.78	708,149.40
KIMBERLY-CLARK CORP	4,130	127.02	524,592.60
PROCTER & GAMBLE CO	29,110	152.44	4,437,528.40
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	2,830	161.07	455,828.10
KENVUE INC	19,436	22.61	439,447.96
ABBOTT LABORATORIES	21,480	100.88	2,166,902.40

ALIGN TECHNOLOGY INC	930	368.63	342,825.90
BAXTER INTERNATIONAL INC.	6,430	38.99	250,705.70
BECTON, DICKINSON	3,510	272.88	957,808.80
BOSTON SCIENTIFIC CORP	17,760	53.30	946,608.00
DENTSPLY SIRONA INC	3,070	36.69	112,638.30
DEXCOM INC	4,930	100.33	494,626.90
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	7,710	75.97	585,728.70
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	5,282	67.66	357,380.12
HOLOGIC INC	2,870	74.06	212,552.20
IDEXX LABORATORIES INC	1,055	496.01	523,290.55
INSULET CORP	890	186.97	166,403.30
INTUITIVE SURGICAL INC	4,330	307.68	1,332,254.40
MEDTRONIC PLC	16,430	80.20	1,317,686.00
RESMED INC	1,690	153.89	260,074.10
STERIS PLC	1,280	223.64	286,259.20
STRYKER CORP	4,220	286.29	1,208,143.80
TELEFLEX INC	490	208.34	102,086.60
THE COOPER COMPANIES, INC.	580	352.21	204,281.80
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	2,410	117.81	283,922.10
CARDINAL HEALTH INC	3,050	86.91	265,075.50
CENCORA INC	2,190	172.87	378,585.30
CENTENE CORP	7,010	61.88	433,778.80
CVS HEALTH CORP	15,830	65.61	1,038,606.30
DAVITA INC	480	96.65	46,392.00
ELEVANCE HEALTH INC	2,928	450.15	1,318,039.20
HCA HEALTHCARE INC	2,550	274.25	699,337.50
HENRY SCHEIN INC	1,400	74.80	104,720.00
HUMANA INC	1,543	470.22	725,549.46
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	1,140	204.45	233,073.00
MCKESSON CORP	1,674	407.13	681,535.62
MOLINA HEALTHCARE INC	720	312.72	225,158.40
QUEST DIAGNOSTICS INC	1,270	127.24	161,594.80
THE CIGNA GROUP	3,650	278.75	1,017,437.50
UNITEDHEALTH GROUP INC	11,498	480.81	5,528,353.38
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	800	128.88	103,104.00



ABBVIE INC	21,790	146.10	3,183,519.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	1,470	200.34	294,499.80
AMGEN INC	6,600	254.01	1,676,466.00
BIOGEN INC	1,840	266.29	489,973.60
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	2,390	90.74	216,868.60
EXACT SCIENCES CORP	2,270	82.70	187,729.00
GILEAD SCIENCES INC	15,400	75.16	1,157,464.00
HORIZON THERAPEUTICS PLC	2,760	115.51	318,807.60
INCYTE CORP	2,080	63.28	131,622.40
MODERNA INC	3,830	109.36	418,848.80
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	1,020	109.93	112,128.60
REGENERON PHARMACEUTICALS	1,332	822.91	1,096,116.12
SEAGEN INC	1,790	207.18	370,852.20
UNITED THERAPEUTICS CORP	649	225.23	146,174.27
VERTEX PHARMACEUTICALS	3,180	348.26	1,107,466.80
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	25,950	60.64	1,573,608.00
CATALENT INC	1,820	50.07	91,127.40
ELI LILLY & CO.	9,965	558.19	5,562,363.35
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	640	138.94	88,921.60
JOHNSON & JOHNSON	29,733	160.68	4,777,498.44
MERCK & CO INC	31,340	107.51	3,369,363.40
PFIZER INC	69,720	35.38	2,466,693.60
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	4,120	29.50	121,540.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	11,600	9.56	110,896.00
VIATRIS INC	13,200	10.62	140,184.00
ZOETIS INC	5,710	190.43	1,087,355.30
BANK OF AMERICA CORP	88,580	28.65	2,537,817.00
CITIGROUP	24,040	41.36	994,294.40
CITIZENS FINANCIAL GROUP	6,160	28.38	174,820.80
FIFTH THIRD BANCORP	8,630	27.07	233,614.10
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	137	1,339.15	183,463.55
FIRST HORIZON CORP	6,600	12.49	82,434.00
HUNTINGTON BANCSHARES INC	18,400	11.16	205,344.00
JPMORGAN CHASE & CO	36,090	145.20	5,240,268.00
KEYCORP	10,100	11.47	115,847.00

M & T BANK CORP	2,050	123.81	253,810.50
PNC FINANCIAL	4,760	120.49	573,532.40
REGIONS FINANCIAL CORP	11,900	18.42	219,198.00
TRUIST FINANCIAL CORP	16,890	30.44	514,131.60
US BANCORP	18,380	36.52	671,237.60
WEBSTER FINANCIAL CORP	1,690	42.89	72,484.10
WELLS FARGO CO	45,300	41.54	1,881,762.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	4,910	88.77	435,860.70
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	16,010	360.47	5,771,124.70
BLOCK INC	6,630	58.74	389,446.20
EQUITABLE HOLDINGS INC	4,600	28.54	131,284.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	7,540	55.64	419,525.60
FISERV INC	7,620	121.81	928,192.20
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	800	273.18	218,544.00
GLOBAL PAYMENTS INC	3,170	126.50	401,005.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	800	156.11	124,888.00
MASTERCARD INC	10,451	411.50	4,300,586.50
PAYPAL HOLDINGS INC	13,090	63.74	834,356.60
TOAST INC-CLASS A	4,100	21.67	88,847.00
VISA INC-CLASS A SHARES	19,980	245.34	4,901,893.20
AFLAC INC	7,090	74.20	526,078.00
ALLSTATE CORP	3,160	107.22	338,815.20
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	1,030	113.75	117,162.50
AMERICAN INTL GROUP	8,940	58.60	523,884.00
AON PLC	2,520	329.45	830,214.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	4,740	75.86	359,576.40
ARTHUR J GALLAGHER & CO	2,630	226.80	596,484.00
ASSURANT INC	670	138.32	92,674.40
BROWN & BROWN INC	2,710	72.50	196,475.00
CHUBB LTD	5,110	200.06	1,022,306.60
CINCINNATI FINANCIAL CORP	1,750	105.06	183,855.00
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	230	276.16	63,516.80
EVEREST GROUP LTD	490	361.66	177,213.40
FNF GROUP	2,750	42.18	115,995.00
GLOBE LIFE INC	1,170	108.90	127,413.00

HARTFORD FINANCIAL SERVICES	3,830	71.82	275,070.60
LOEWS CORP	2,500	61.73	154,325.00
MARKEL GROUP INC	162	1,457.78	236,160.36
MARSH & MCLENNAN COS	6,110	192.96	1,178,985.60
METLIFE INC	7,720	63.77	492,304.40
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	3,090	77.07	238,146.30
PROGRESSIVE CO	7,230	133.52	965,349.60
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	4,510	94.45	425,969.50
TRAVELERS COS INC/THE	2,940	160.39	471,546.60
WILLIS TOWERS WATSON PLC	1,310	204.12	267,397.20
WR BERKLEY CORP	2,680	61.75	165,490.00
ACCENTURE PLC-CL A	7,790	326.16	2,540,786.40
AKAMAI TECHNOLOGIES	1,690	104.55	176,689.50
CLOUDFLARE INC - CLASS A	3,160	65.31	206,379.60
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	6,480	70.97	459,885.60
EPAM SYSTEMS INC	771	259.92	200,398.32
GARTNER INC	920	350.35	322,322.00
GODADDY INC - CLASS A	1,580	72.95	115,261.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	11,210	148.13	1,660,537.30
MONGODB INC	890	394.13	350,775.70
OKTA INC	1,640	87.17	142,958.80
SNOWFLAKE INC-CLASS A	3,310	159.38	527,547.80
TWILIO INC - A	2,120	65.69	139,262.80
VERISIGN INC	1,160	206.25	239,250.00
WIX.COM LTD	590	95.23	56,185.70
ADOBE INC	5,630	564.88	3,180,274.40
ANSYS INC	1,070	317.46	339,682.20
ASPEN TECHNOLOGY INC	260	190.96	49,649.60
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	1,909	205.91	393,082.19
AUTODESK INC.	2,550	219.46	559,623.00
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	2,610	49.73	129,795.30
BILL HOLDINGS INC	1,220	118.20	144,204.00
BLACK KNIGHT INC	1,670	75.76	126,519.20
CADENCE DESIGN SYS INC	3,370	245.51	827,368.70
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES	1,170	133.85	156,604.50

LTD.				
CONFLUENT INC-CLASS A	2,020	33.74	68,154.80	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	2,840	165.43	469,821.20	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	630	168.96	106,444.80	
DATADOG INC - CLASS A	3,180	98.00	311,640.00	
DOCUSIGN INC	2,750	52.27	143,742.50	
DROPBOX INC-CLASS A	2,600	27.62	71,812.00	
DYNATRACE INC	2,680	47.82	128,157.60	
FAIR ISAAC CORP	322	892.71	287,452.62	
FORTINET INC	8,480	61.91	524,996.80	
GEN DIGITAL INC	7,300	20.61	150,453.00	
HUBSPOT INC	600	550.45	330,270.00	
INTUIT INC	3,459	550.58	1,904,456.22	
MANHATTAN ASSOCIATES, INC.	770	199.87	153,899.90	
MICROSOFT CORP	87,240	333.55	29,098,902.00	
MONDAY.COM LTD	300	174.24	52,272.00	
ORACLE CORPORATION	20,110	123.98	2,493,237.80	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	22,900	15.21	348,309.00	
PALO ALTO NETWORKS INC	3,850	245.07	943,519.50	
PTC INC	1,470	146.11	214,781.70	
ROPER TECHNOLOGIES INC	1,351	493.39	666,569.89	
SALESFORCE INC	12,030	218.69	2,630,840.70	
SERVICENOW INC	2,516	597.16	1,502,454.56	
SPLUNK INC	2,000	124.21	248,420.00	
SYNOPSYS INC	1,880	466.85	877,678.00	
TYLER TECHNOLOGIES INC	560	392.13	219,592.80	
UIPATH INC - CLASS A	5,200	16.18	84,136.00	
UNITY SOFTWARE INC	2,540	38.58	97,993.20	
VMWARE INC - CLASS A	3,000	163.91	491,730.00	
WORKDAY INC-CLASS A	2,510	247.21	620,497.10	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	2,700	73.28	197,856.00	
ZSCALER INC	1,190	162.74	193,660.60	
ARISTA NETWORKS INC	3,310	197.46	653,592.60	
CISCO SYSTEMS	50,330	57.26	2,881,895.80	
F5 INC	630	164.59	103,691.70	

JUNIPER NETWORKS INC	3,300	29.01	95,733.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	2,060	281.07	579,004.20
APPLE INC	194,250	189.70	36,849,225.00
DELL TECHNOLOGIES-C	3,290	68.10	224,049.00
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	15,300	17.81	272,493.00
HP INC	11,300	30.14	340,582.00
NETAPP INC	2,450	79.49	194,750.50
SEAGATE TECHNOLOGY	2,360	70.89	167,300.40
SUPER MICRO COMPUTER INC	580	280.28	162,562.40
WESTERN DIGITAL CORP	3,570	45.79	163,470.30
AMPHENOL CORP-CL A	7,130	87.97	627,226.10
ARROW ELECTRS INC	670	129.87	87,012.90
CDW CORPORATION	1,720	212.64	365,740.80
COGNEX CORP	2,460	45.47	111,856.20
CORNING INC	10,200	32.20	328,440.00
JABIL INC	1,620	112.76	182,671.20
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	2,050	134.56	275,848.00
TE CONNECTIVITY LTD	3,740	131.01	489,977.40
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	598	412.90	246,914.20
TRIMBLE INC	3,170	53.47	169,499.90
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	655	273.25	178,978.75
ADVANCED MICRO DEVICES	19,890	110.78	2,203,414.20
ANALOG DEVICES INC	6,190	181.54	1,123,732.60
APPLIED MATERIALS	10,370	153.61	1,592,935.70
BROADCOM INC	5,097	872.17	4,445,450.49
ENPHASE ENERGY INC	1,740	127.77	222,319.80
ENTEGRIS INC	1,650	100.95	166,567.50
FIRST SOLAR INC	1,290	186.48	240,559.20
INTEL CORP	51,500	36.71	1,890,565.00
KLA CORP	1,694	512.55	868,259.70
LAM RESEARCH	1,659	700.77	1,162,577.43
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	1,700	95.64	162,588.00
MARVELL TECHNOLOGY INC	10,900	57.89	631,001.00
MICROCHIP TECHNOLOGY	6,480	81.56	528,508.80
MICRON TECHNOLOGY	13,530	70.29	951,023.70

MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	583	528.72	308,243.76
NVIDIA CORP	30,500	485.48	14,807,140.00
NXP SEMICONDUCTORS NV	3,110	207.57	645,542.70
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	5,290	99.31	525,349.90
QORVO INC	1,080	107.17	115,743.60
QUALCOMM INC	13,760	116.55	1,603,728.00
SKYWORKS SOLUTIONS INC	1,840	109.13	200,799.20
SOLAREEDGE TECHNOLOGIES INC	740	161.67	119,635.80
TERADYNE INC	1,980	106.62	211,107.60
TEXAS INSTRUMENTS INC	11,210	169.74	1,902,785.40
WOLFSPEED INC	1,260	45.45	57,267.00
AT & T INC	88,300	14.48	1,278,584.00
LIBERTY GLOBAL PLC-C	2,300	19.05	43,815.00
VERIZON COMMUNICATIONS	51,920	34.30	1,780,856.00
T-MOBILE US INC	6,670	136.89	913,056.30
ALLIANT ENERGY CORP	2,800	49.23	137,844.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	6,300	76.00	478,800.00
CONSTELLATION ENERGY	4,010	106.05	425,260.50
DUKE ENERGY CORP	9,520	86.65	824,908.00
EDISON INTERNATIONAL	4,450	67.23	299,173.50
ENTERGY CORP	2,700	92.67	250,209.00
EVERGY INC	3,040	52.73	160,299.20
EVERSOURCE ENERGY	4,440	61.38	272,527.20
EXELON CORPORATION	12,650	39.51	499,801.50
FIRSTENERGY CORP	6,920	34.96	241,923.20
NEXTERA ENERGY INC	24,990	66.20	1,654,338.00
NRG ENERGY INC	2,400	37.97	91,128.00
PG&E CORP	22,800	16.26	370,728.00
PPL CORPORATION	9,400	24.29	228,326.00
SOUTHERN CO.	13,470	66.30	893,061.00
XCEL ENERGY INC	6,800	55.59	378,012.00
ATMOS ENERGY CORP	1,780	112.22	199,751.60
AMEREN CORPORATION	3,340	77.28	258,115.20
CENTERPOINT ENERGY INC	7,300	27.33	199,509.00
CMS ENERGY CORP	3,370	54.84	184,810.80

CONSOLIDATED EDISON INC	4,410	86.51	381,509.10
DOMINION ENERGY INC	10,230	46.79	478,661.70
DTE ENERGY COMPANY	2,550	100.75	256,912.50
NISOURCE INC	4,400	26.19	115,236.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	6,340	58.88	373,299.20
SEMPRA	7,720	69.20	534,224.00
WEC ENERGY GROUP INC	4,010	82.02	328,900.20
AMERICAN WATER WORKS CO INC	2,480	136.38	338,222.40
ESSENTIAL UTILITIES INC	3,190	35.97	114,744.30
ALLY FINANCIAL INC	2,600	28.44	73,944.00
AMERICAN EXPRESS CO	7,800	160.00	1,248,000.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	4,860	101.74	494,456.40
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	3,140	91.81	288,283.40
SYNCHRONY FINANCIAL	5,310	31.80	168,858.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	1,230	340.33	418,605.90
ARES MANAGEMENT CORP - A	2,020	103.33	208,726.60
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	9,620	45.20	434,824.00
BLACKROCK INC	1,850	695.93	1,287,470.50
BLACKSTONE INC	8,720	108.24	943,852.80
CARLYLE GROUP INC/THE	2,100	32.70	68,670.00
CBOE GLOBAL MARKETS INC	1,190	149.00	177,310.00
CME GROUP INC	4,440	202.53	899,233.20
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	1,970	77.50	152,675.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	509	432.52	220,152.68
FRANKLIN RESOURCES INC	4,200	26.13	109,746.00
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	490	62.72	30,732.80
GOLDMAN SACHS GROUP	4,106	323.75	1,329,317.50
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	6,910	114.64	792,162.40
INVESCO LTD	4,600	15.69	72,174.00
KKR & CO INC-A	7,670	61.98	475,386.60
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	1,000	233.37	233,370.00
MARKETAXESS HOLDINGS INC	480	242.02	116,169.60
MOODYS CORP	1,980	338.30	669,834.00
MORGAN STANLEY	15,470	84.84	1,312,474.80
MSCI INC	1,018	541.16	550,900.88

NASDAQ INC	4,350	50.71	220,588.50
NORTHERN TRUST CORP	2,390	76.43	182,667.70
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	2,600	106.28	276,328.00
ROBINHOOD MARKETS INC -A	5,270	10.82	57,021.40
S&P GLOBAL INC	4,051	393.55	1,594,271.05
SCHWAB (CHARLES) CORP	18,570	59.68	1,108,257.60
SEI INVESTMENTS COMPANY	1,120	61.33	68,689.60
STATE STREET CORP	4,130	70.08	289,430.40
T ROWE PRICE GROUP INC	2,920	111.81	326,485.20
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	1,550	85.29	132,199.50
AES CORP	8,900	17.44	155,216.00
VISTRA CORP	3,600	32.50	117,000.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	1,850	219.85	406,722.50
AGILENT TECHNOLOGIES INC	3,760	118.73	446,424.80
AVANTOR INC	8,600	21.05	181,030.00
BIO TECHNE CORP	2,040	77.26	157,610.40
BIO-RAD LABORATORIES-A	310	382.24	118,494.40
CHARLES RIVER LABORATORIES	630	204.29	128,702.70
DANAHER CORP	8,660	260.85	2,258,961.00
ILLUMINA INC	1,830	159.43	291,756.90
IQVIA HOLDINGS INC	2,370	220.89	523,509.30
METTLER-TOLEDO INTL	272	1,215.89	330,722.08
REPLIGEN CORP	550	169.41	93,175.50
REVVITY INC	1,610	113.27	182,364.70
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	4,764	542.01	2,582,135.64
WATERS CORP	750	276.35	207,262.50
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	940	403.67	379,449.80
AUTOMATIC DATA PROCESS	5,100	252.85	1,289,535.00
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	1,510	114.74	173,257.40
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	1,370	187.69	257,135.30
CERIDIAN HCM HOLDING INC	1,870	72.76	136,061.20
CLARIVATE PLC	4,700	7.37	34,639.00
EQUIFAX INC	1,510	204.06	308,130.60
JACOBS SOLUTIONS INC	1,610	132.64	213,550.40



LEIDOS HOLDINGS INC	1,610	97.46	156,910.60
PAYCHEX INC	3,960	121.37	480,625.20
PAYCOM SOFTWARE INC	690	294.12	202,942.80
PAYLOCITY HOLDING CORP	440	202.66	89,170.40
ROBERT HALF INC	1,090	73.65	80,278.50
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	2,500	56.22	140,550.00
TRUNSONION	2,460	80.18	197,242.80
VERISK ANALYTICS INC	1,840	240.61	442,722.40
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	1,163	408.99	475,655.37
COMCAST CORP-CL A	51,370	44.56	2,289,047.20
FOX CORP-CLASS A	3,780	31.43	118,805.40
FOX CORP-CLASS B	1,900	29.05	55,195.00
INTERPUBRIC GROUP	4,300	32.18	138,374.00
LIBERTY BROADBAND CORP-C	1,290	88.78	114,526.20
LIBERTY MEDIA CORP-LIBER-NEW	2,328	23.63	55,010.64
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	5,400	21.19	114,426.00
OMNICOM GROUP	2,560	79.67	203,955.20
PARAMOUNT GLOBAL	5,700	13.65	77,805.00
SIRIUS XM HOLDINGS INC	9,500	4.28	40,660.00
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	5,650	81.42	460,023.00
ACTIVISION BLIZZARD INC	9,480	92.03	872,444.40
DISNEY (WALT) CO	22,570	81.19	1,832,458.30
ELECTRONIC ARTS	3,190	121.50	387,585.00
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	2,600	66.85	173,810.00
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	2,090	82.86	173,177.40
NETFLIX INC	5,490	448.68	2,463,253.20
ROBLOX CORP -CLASS A	4,800	29.13	139,824.00
ROKU INC	1,630	83.73	136,479.90
SEA LTD-ADR	4,680	37.31	174,610.80
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	2,150	141.18	303,537.00
WARNER BROS DISCOVERY INC	28,600	11.64	332,904.00
ALPHABET INC-CL A	73,370	135.77	9,961,444.90
ALPHABET INC-CL C	65,290	136.71	8,925,795.90
MATCH GROUP INC	3,440	45.98	158,171.20
META PLATFORMS INC-CLASS A	27,320	300.15	8,200,098.00

	PINTEREST INC- CLASS A	7,800	28.78	224,484.00	
	SNAP INC-A	10,800	10.46	112,968.00	
	ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	2,800	18.11	50,708.00	
	CBRE GROUP INC	3,700	85.87	317,719.00	
	COSTAR GROUP INC	5,170	83.08	429,523.60	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	18,400	3.54	65,136.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	1,900	52.38	99,522.00	
小計	銘柄数 : 606			481,597,901.29	
				(71,209,065,684)	
	組入時価比率 : 71.3%			74.7%	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	7,500	21.14	158,550.00	
	CAMECO CORP	5,900	50.64	298,776.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	13,740	89.12	1,224,508.80	
	CENOVUS ENERGY INC	17,100	27.54	470,934.00	
	ENBRIDGE INC	25,190	48.16	1,213,150.40	
	IMPERIAL OIL	2,890	78.79	227,703.10	
	KEYERA CORP	3,200	34.00	108,800.00	
	PARKLAND CORP	2,100	36.72	77,112.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	6,160	42.43	261,368.80	
	SUNCOR ENERGY INC	16,300	46.84	763,492.00	
	TC ENERGY CORP	12,360	49.57	612,685.20	
	TOURMALINE OIL CORP	4,250	70.93	301,452.50	
	NUTRIEN LTD	6,050	87.50	529,375.00	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	2,260	60.22	136,097.20	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	5,860	64.47	377,794.20	
	BARRICK GOLD	20,500	21.72	445,260.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	8,100	34.91	282,771.00	
	FRANCO-NEVADA CORP	2,500	192.52	481,300.00	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	9,400	12.13	114,022.00	
	KINROSS GOLD CORP	18,000	6.64	119,520.00	
	LUNDIN MINING CORP	9,600	10.76	103,296.00	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	4,100	21.08	86,428.00	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	5,320	57.06	303,559.20	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	5,280	57.07	301,329.60	
	WEST FRASER TIMBER	770	100.18	77,138.60	

CAE INC	4,100	33.22	136,202.00
STANTEC INC	1,400	91.74	128,436.00
WSP GLOBAL INC	1,400	191.47	268,058.00
TOROMONT INDUSTRIES LTD	1,200	112.53	135,036.00
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	3,400	44.42	151,028.00
RB GLOBAL INC	1,980	87.87	173,982.60
AIR CANADA	2,000	22.57	45,140.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	7,050	151.91	1,070,965.50
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	11,590	108.26	1,254,733.40
TFI INTERNATIONAL INC	830	184.96	153,516.80
MAGNA INTERNATIONAL INC	3,130	80.02	250,462.60
BRP INC/CA- SUB VOTING	310	104.56	32,413.60
GILDAN ACTIVEWEAR INC	2,700	39.92	107,784.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	3,820	93.62	357,628.40
CANADIAN TIRE CORP LTD A	820	156.16	128,051.20
DOLLARAMA INC	3,310	88.81	293,961.10
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	9,270	71.93	666,791.10
EMPIRE CO LTD A	2,100	35.24	74,004.00
LOBLAW COMPANIES	1,810	119.14	215,643.40
METRO INC	3,260	71.37	232,666.20
WESTON(GEORGE)LTD	730	153.67	112,179.10
SAPUTO INC	2,200	28.90	63,580.00
BANK OF MONTREAL	8,800	116.32	1,023,616.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	14,740	64.51	950,877.40
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	11,050	54.13	598,136.50
NATIONAL BANK OF CANADA	4,390	94.24	413,713.60
ROYAL BANK OF CANADA	16,900	122.02	2,062,138.00
TORONTO DOMINION BANK	22,850	82.73	1,890,380.50
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	3,500	20.94	73,290.00
NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	850	25.20	21,420.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	284	1,118.64	317,693.76
GREAT-WEST LIFE CO INC	3,600	39.52	142,272.00
IA FINANCIAL CORP INC	1,500	85.52	128,280.00
INTACT FINANCIAL CORP	2,290	194.06	444,397.40

MANULIFE FINANCIAL CORP	21,600	25.30	546,480.00	
POWER CORPORATION OF CANADA	6,400	37.24	238,336.00	
SUN LIFE FINANCIAL INC	6,840	66.54	455,133.60	
CGI INC	2,730	140.05	382,336.50	
SHOPIFY INC - CLASS A	14,920	89.75	1,339,070.00	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	246	2,830.21	696,231.66	
CONSTELLATION SOFTWARE-RIGHTS	246	0.25	61.50	
DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	790	102.61	81,061.90	
OPEN TEXT CORP	3,000	54.63	163,890.00	
BCE INC	1,020	56.00	57,120.00	
TELUS CORP	5,200	23.47	122,044.00	
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	4,030	54.99	221,609.70	
EMERA INC	2,930	50.55	148,111.50	
FORTIS INC	6,210	52.90	328,509.00	
HYDRO ONE LTD	3,300	35.76	118,008.00	
ALTAGAS LTD	2,500	27.25	68,125.00	
ALGONQUIN POWER & UTILITIES	10,300	10.17	104,751.00	
CANADIAN UTILITIES LTD A	2,000	32.00	64,000.00	
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	4,000	46.92	187,680.00	
BROOKFIELD CORP	17,330	46.15	799,779.50	
IGM FINANCIAL INC	1,400	38.45	53,830.00	
ONEX CORPORATION	1,200	85.58	102,696.00	
TMX GROUP LTD	2,880	29.62	85,305.60	
BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	1,800	37.29	67,122.00	
NORTHLAND POWER INC	2,200	25.25	55,550.00	
THOMSON REUTERS CORP	1,900	174.16	330,904.00	
QUEBECOR INC-CL B	2,500	30.41	76,025.00	
FIRSTSERVICE CORP	580	206.21	119,601.80	
小計	銘柄数 : 87		30,208,275.02	
			(3,273,066,598)	
	組入時価比率 : 3.3%		3.4%	
ユーロ	TENARIS SA	4,600	15.07	69,322.00
	ENI SPA	28,200	14.83	418,318.80
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	5,500	13.35	73,425.00
	NESTE OYJ	4,810	33.67	161,952.70

OMV AG	1,910	44.67	85,319.70
REPSOL SA	14,500	14.71	213,367.50
TOTALENERGIES SE	27,450	59.90	1,644,255.00
AIR LIQUIDE SA	6,540	163.78	1,071,121.20
AKZO NOBEL	2,090	73.72	154,074.80
ARKEMA	820	95.04	77,932.80
BASF SE	10,980	45.88	503,817.30
COVESTRO AG	2,340	48.21	112,811.40
DSM-FIRMENICH AG	2,030	82.08	166,622.40
EVONIK INDUSTRIES AG	2,700	17.76	47,965.50
OCI	2,060	24.40	50,264.00
SOLVAY SA	1,030	108.70	111,961.00
SYMRISE AG	1,500	95.22	142,830.00
UMICORE	2,720	23.93	65,089.60
WACKER CHEMIE AG	300	132.25	39,675.00
CRH PLC	9,070	51.82	470,007.40
HEIDELBERG MATERIALS AG	1,540	71.66	110,356.40
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	3,570	38.04	135,802.80
ARCELORMITTAL	7,000	24.96	174,755.00
VOESTALPINE AG	1,680	27.84	46,771.20
STORA ENSO OYJ-R	5,700	11.71	66,775.50
UPM-KYMMENE OYJ	6,150	31.25	192,187.50
AIRBUS SE	7,400	134.10	992,340.00
DASSAULT AVIATION SA	180	180.80	32,544.00
MTU AERO ENGINES AG	740	212.50	157,250.00
RHEINMETALL AG	550	248.90	136,895.00
SAFRAN SA	4,220	145.70	614,854.00
THALES SA	1,200	137.15	164,580.00
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	5,410	57.59	311,561.90
KINGSPAN GROUP PLC	1,700	75.86	128,962.00
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	2,940	32.26	94,844.40
BOUYGUES	2,700	31.23	84,321.00
EIFFAGE SA	730	90.90	66,357.00
FERROVIAL SE	5,700	29.10	165,870.00
VINCI	6,580	102.10	671,818.00

LEGRAND SA	3,180	90.26	287,026.80
PRYSMIAN SPA	3,700	37.48	138,676.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	6,780	156.72	1,062,561.60
SIEMENS ENERGY AG	6,800	12.56	85,408.00
SIEMENS AG	9,250	137.96	1,276,130.00
ALSTOM	2,800	24.67	69,076.00
CNH INDUSTRIAL NV	13,500	13.08	176,647.50
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	5,700	31.92	181,944.00
GEA GROUP AG	2,180	35.82	78,087.60
KNORR-BREMSE AG	1,030	61.98	63,839.40
KONE OYJ	3,910	41.90	163,829.00
METSO CORPORATION	8,903	10.90	97,042.70
RATIONAL AG	73	683.50	49,895.50
WARTSILA OYJ	6,600	12.00	79,200.00
BRENTAG SE	1,690	74.94	126,648.60
IMCD NV	850	124.75	106,037.50
DHL GROUP	12,390	41.16	510,034.35
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	9,000	8.26	74,367.00
ADP	460	121.10	55,706.00
AENA SME SA	820	144.85	118,777.00
GETLINK	3,200	15.34	49,104.00
CONTINENTAL AG	1,610	68.68	110,574.80
MICHELIN (CGDE)	8,000	29.78	238,240.00
VALEO SA	3,300	17.75	58,575.00
BAYER MOTOREN WERK	3,530	96.53	340,750.90
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	670	88.45	59,261.50
DR ING HC F PORSCHE AG	1,590	100.85	160,351.50
FERRARI NV	1,490	285.20	424,948.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	9,640	66.91	645,012.40
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	2,060	49.01	100,960.60
RENAULT SA	2,700	35.33	95,404.50
STELLANTIS NV	27,600	16.90	466,605.60
VOLKSWAGEN AG	463	125.75	58,222.25
VOLKSWAGEN AG-PREF	2,390	108.48	259,267.20
SEB SA	440	96.65	42,526.00

ADIDAS AG	1,900	182.88	347,472.00
HERMES INTERNATIONAL	393	1,868.20	734,202.60
KERING SA	883	479.80	423,663.40
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	3,387	759.10	2,571,071.70
MONCLER SPA	2,260	61.58	139,170.80
PUMA SE	1,510	61.30	92,563.00
ACCOR SA	2,250	33.66	75,735.00
AMADEUS IT GROUP SA	5,440	62.80	341,632.00
DELIVERY HERO SE	1,740	33.42	58,159.50
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	2,070	164.80	341,136.00
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	2,000	32.82	65,640.00
SODEXO	910	99.52	90,563.20
D' IETEREN GROUP	220	154.30	33,946.00
PROSUS NV	8,370	65.00	544,050.00
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	13,300	35.42	471,086.00
ZALANDO SE	3,000	27.61	82,830.00
CARREFOUR SUPERMARCHE	8,700	16.76	145,812.00
HELLOFRESH SE	2,380	30.89	73,518.20
JERONIMO MARTINS	3,100	22.04	68,324.00
KESKO OYJ-B SHS	3,900	17.95	70,005.00
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	11,800	28.52	336,595.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	10,680	51.85	553,758.00
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	7,800	12.12	94,536.00
HEINEKEN HOLDING NV	1,580	73.10	115,498.00
HEINEKEN NV	3,080	88.28	271,902.40
PERNOD RICARD SA	2,530	179.10	453,123.00
REMY COINTREAU	280	142.70	39,956.00
DANONE	7,820	52.79	412,817.80
JDE PEET'S BV	1,700	25.14	42,738.00
KERRY GROUP PLC-A	2,250	83.98	188,955.00
LOTUS BAKERIES	10	7,170.00	71,700.00
HENKEL AG & CO KGAA	1,480	63.58	94,098.40
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	1,830	70.24	128,539.20
BEIERSDORF AG	1,400	121.40	169,960.00

LOREAL-ORD	3,018	403.85	1,218,819.30
BIOMERIEUX	610	93.94	57,303.40
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	560	90.04	50,422.40
DIASORIN ITALIA SPA	330	95.00	31,350.00
ESSILORLUXOTTICA	3,600	174.20	627,120.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	11,900	20.30	241,629.50
SIEMENS HEALTHINEERS AG	3,230	45.28	146,254.40
AMPLIFON SPA	1,800	29.53	53,154.00
FRESENIUS MEDICAL CARE	2,100	42.60	89,460.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	4,700	28.73	135,031.00
ARGENX SE	666	479.30	319,213.80
GRIFOLS SA	4,200	12.59	52,899.00
BAYER AG-REG	12,140	50.65	614,891.00
IPSEN	520	114.70	59,644.00
MERCK KGAA	1,520	169.80	258,096.00
ORION OYJ	1,750	37.41	65,467.50
RECORDATI SPA	1,620	45.26	73,321.20
SANOFI	14,240	99.03	1,410,187.20
UCB SA	1,340	81.04	108,593.60
ABN AMRO BANK NV-CVA	6,100	13.48	82,228.00
AIB GROUP PLC	18,000	4.16	74,988.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	74,100	7.15	530,259.60
BANCO SANTANDER SA	204,000	3.50	714,612.00
BANK OF IRELAND GROUP PLC	12,500	8.90	111,250.00
BNP PARIBAS	12,650	59.39	751,283.50
CAIXABANK	54,400	3.64	198,179.20
COMMERZBANK AG	14,700	9.60	141,208.20
CREDIT AGRICOLE SA	13,400	11.35	152,197.20
ERSTE GROUP BANK AG	3,800	33.43	127,034.00
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	6,400	12.78	81,792.00
ING GROEP NV	44,600	12.99	579,621.60
INTESA SANPAOLO	198,000	2.44	484,407.00
KBC GROEP NV	3,160	60.00	189,600.00
MEDIOBANCA S. P. A.	5,300	12.17	64,501.00



SOCIETE GENERALE	9,700	25.68	249,096.00	
UNICREDIT SPA	22,600	22.03	497,991.00	
ADYEN NV	289	781.30	225,795.70	
EDENRED	2,850	58.58	166,953.00	
EURAZEO SE	620	55.85	34,627.00	
EXOR NV	1,120	81.56	91,347.20	
GROUPE BRUXELLES LAM	1,010	74.78	75,527.80	
NEXI SPA	6,200	6.52	40,436.40	
SOFINA SA	220	209.60	46,112.00	
WENDEL	420	83.50	35,070.00	
WORLDLINE SA	3,020	28.67	86,583.40	
AEGON NV	17,600	4.66	82,139.20	
AGEAS	1,560	36.21	56,487.60	
ALLIANZ SE-REG	5,040	221.95	1,118,628.00	
ASR NEDERLAND NV	1,980	40.32	79,833.60	
ASSICURAZIONI GENERALI	13,000	18.91	245,830.00	
AXA SA	22,700	27.83	631,854.50	
HANNOVER RUECK SE	790	197.20	155,788.00	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,730	357.10	617,783.00	
NN GROUP NV	3,520	35.30	124,256.00	
POSTE ITALIANE SPA	7,400	10.16	75,184.00	
SAMPO OYJ-A SHS	5,900	40.60	239,540.00	
TALANX AG	900	62.45	56,205.00	
BECHTLE AG	1,200	45.28	54,336.00	
CAPGEMINI SA	2,170	172.35	373,999.50	
DASSAULT SYSTEMES SE	8,000	36.66	293,280.00	
NEMETSCHKE SE	890	63.50	56,515.00	
SAP SE	12,750	128.26	1,635,315.00	
NOKIA OYJ	69,100	3.75	259,159.55	
ASM INTERNATIONAL NV	550	453.30	249,315.00	
ASML HOLDING NV	4,949	619.40	3,065,410.60	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	950	108.15	102,742.50	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	16,100	32.85	528,885.00	
STMICROELECTRONICS NV	8,020	43.49	348,789.80	
CELLNEX TELECOM SA	7,300	35.57	259,661.00	

DEUTSCHE TELEKOM-REG	40,300	19.86	800,680.40
ELISA OYJ	1,410	44.96	63,393.60
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	5,000	11.50	57,500.00
KONINKLIJKE KPN NV	34,000	3.21	109,412.00
ORANGE SA	21,200	10.37	220,013.60
TELECOM ITALIA SPA	157,000	0.30	47,837.90
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING AG	15,000	1.74	26,160.00
TELEFONICA SA	61,200	3.75	229,561.20
ACCIONA S. A.	210	126.35	26,533.50
ELIA GROUP SA/NV	250	102.40	25,600.00
ENDESA S. A.	4,600	18.77	86,365.00
ENEL SPA	100,400	6.13	615,753.20
ENERGIAS DE PORTUGAL	43,500	4.09	178,132.50
FORTUM OYJ	6,600	12.16	80,256.00
IBERDROLA SA	74,400	10.64	791,616.00
REDEIA CORP SA	3,800	14.83	56,373.00
TERNA SPA	15,400	7.59	116,978.40
VERBUND AG	1,060	74.00	78,440.00
ENAGAS SA	3,700	15.63	57,831.00
NATURGY ENERGY GROUP SA	1,700	25.96	44,132.00
SNAM SPA	21,700	4.77	103,660.90
E. ON SE	26,100	11.23	293,233.50
ENGIE	22,000	14.58	320,760.00
VEOLIA ENVIRONNEMENT	7,800	27.87	217,386.00
AMUNDI SA	910	54.45	49,549.50
DEUTSCHE BANK AG-REG	22,800	9.76	222,528.00
DEUTSCHE BOERSE AG	2,310	162.55	375,490.50
EURONEXT NV	1,300	66.25	86,125.00
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVABLES S A	1,290	25.88	33,385.20
EDP RENOVAVEIS SA	3,850	16.50	63,525.00
RWE AG	8,280	36.56	302,716.80
EUROFINS SCIENTIFIC SE	1,630	55.32	90,171.60
QIAGEN N. V.	2,390	40.33	96,388.70
SARTORIUS AG-VORZUG	370	364.30	134,791.00

	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	320	259.50	83,040.00	
	BUREAU VERITAS SA	4,200	24.66	103,572.00	
	RANDSTAD NV	1,710	53.70	91,827.00	
	TELEPERFORMANCE	610	129.00	78,690.00	
	WOLTERS KLUWER	3,110	112.00	348,320.00	
	PUBLICIS GROUPE	2,650	72.66	192,549.00	
	VIVENDI SE	6,200	8.37	51,943.60	
	BOLLORE SE	13,000	5.28	68,705.00	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	11,300	22.68	256,284.00	
	SCOUT24 SE	650	63.76	41,444.00	
	LEG IMMOBILIEN SE	980	66.20	64,876.00	
	VONOVIA SE	8,200	22.05	180,810.00	
小計	銘柄数：223			57,505,312.35	
				(9,112,291,794)	
	組入時価比率：9.1%			9.6%	
英ボンド	BP PLC	211,100	5.11	1,079,776.50	
	SHELL PLC-NEW	82,100	24.69	2,027,049.00	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	2,080	52.84	109,907.20	
	JOHNSON MATTHEY PLC	2,600	17.18	44,681.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	14,940	21.01	313,964.10	
	ANTOFAGASTA PLC	4,300	14.78	63,554.00	
	ENDEAVOUR MINING PLC	2,700	15.78	42,606.00	
	GLENCORE PLC	132,300	4.32	571,800.60	
	RIO TINTO PLC-REG	14,000	49.75	696,500.00	
	MONDI PLC	7,200	12.98	93,492.00	
	BAE SYSTEMS PLC	37,100	10.10	374,710.00	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	16,710	5.05	84,452.34	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	98,000	2.19	214,816.00	
	DCC PLC	1,370	42.65	58,430.50	
	SMITHS GROUP PLC	3,400	16.35	55,607.00	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	930	99.02	92,088.60	
	ASHTAD GROUP PLC	5,290	53.10	280,899.00	
	BUNZLE	3,730	27.66	103,171.80	
	RENTOKIL INTIAL PLC	32,100	5.85	188,041.80	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	14,500	4.43	64,278.50	

PERSIMMON PLC	4,690	10.43	48,940.15
TAYLOR WIMPEY PLC	55,000	1.13	62,370.00
THE BERKELEY GRP HOLDINGS	1,662	40.09	66,629.58
BURBERRY GROUP PLC	4,100	21.88	89,708.00
COMPASS GROUP PLC	21,400	20.13	430,782.00
ENTAIN PLC	8,600	11.67	100,362.00
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	1,920	60.68	116,505.60
WHITBREAD PLC	2,900	35.65	103,385.00
NEXT PLC	1,320	70.42	92,954.40
JD SPORTS FASHION PLC	38,000	1.40	53,561.00
KINGFISHER PLC	30,100	2.27	68,507.60
OCADO GROUP PLC	5,600	8.57	48,036.80
SAINSBURY	25,000	2.65	66,350.00
TESCO PLC	95,000	2.56	243,485.00
COCA-COLA HBC AG-DI	2,800	22.10	61,880.00
DIAGEO PLC	28,200	31.47	887,595.00
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	4,700	19.94	93,718.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	26,390	25.86	682,577.35
IMPERIAL BRANDS PLC	10,300	17.60	181,331.50
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	8,830	56.96	502,956.80
HALEON PLC	59,700	3.14	187,487.85
UNILEVER PLC	30,680	39.94	1,225,512.60
SMITH & NEPHEW PLC	11,500	10.36	119,197.50
NMC HEALTH PLC	800	0.00	0.00
ASTRAZENECA PLC	19,000	107.36	2,039,840.00
GSK PLC	50,900	13.81	703,132.60
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	2,800	21.19	59,332.00
BARCLAYS PLC	187,000	1.49	279,826.80
HSBC HOLDINGS PLC	241,500	5.87	1,418,812.50
LLOYDS BANKING GROUP PLC	806,000	0.41	336,585.60
NATWEST GROUP PLC	66,000	2.30	151,800.00
STANDARD CHARTERED PLC	27,100	7.03	190,675.60
M&G PLC	39,000	1.91	74,490.00
WISE PLC - A	9,000	6.50	58,554.00
ADMIRAL GROUP PLC	2,850	23.94	68,229.00

AVIVA PLC	29,700	3.71	110,335.50	
LEGAL & GENERAL	69,000	2.16	149,040.00	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	10,400	5.13	53,393.60	
PRUDENTIAL PLC	33,500	9.54	319,858.00	
SAGE GROUP PLC (THE)	11,300	9.73	109,949.00	
HALMA PLC	4,800	21.51	103,248.00	
BT GROUP PLC	66,000	1.14	75,372.00	
VODAFONE GROUP PLC	312,000	0.73	229,164.00	
SSE PLC	14,200	15.82	224,644.00	
CENTRICA PLC	83,000	1.56	129,480.00	
NATIONAL GRID PLC	45,200	9.69	437,988.00	
SEVERN TRENT PLC	3,100	23.63	73,253.00	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	6,800	9.27	63,090.40	
3I GROUP PLC	11,600	19.83	230,086.00	
ABRDN PLC	34,000	1.61	54,757.00	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	4,600	7.54	34,702.40	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	4,740	81.58	386,689.20	
SCHRODERS PLC	11,705	4.11	48,142.66	
ST JAMES S PLACE PLC	7,700	8.74	67,298.00	
PEARSON	6,100	8.52	51,984.20	
EXPERIAN PLC	10,800	27.57	297,756.00	
INTERTEK GROUP PLC	1,930	41.65	80,384.50	
RELX PLC	23,600	26.05	614,780.00	
INFORMA PLC	19,600	7.37	144,608.80	
WPP PLC	11,200	7.66	85,881.60	
AUTO TRADER GROUP PLC	14,800	5.96	88,267.20	
小計	銘柄数：81		21,739,090.83	
			(4,035,862,212)	
	組入時価比率：4.0%		4.2%	
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	3,200	14.49	46,368.00
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	91	664.00	60,424.00
	GIVAUDAN-REG	122	2,894.00	353,068.00
	SIKA AG-REG	1,790	241.80	432,822.00
	HOLCIM LTD	6,140	56.92	349,488.80
	SIG GROUP AG	3,700	23.00	85,100.00

GEBERIT AG-REG	397	450.40	178,808.80
ABB LTD	19,500	33.02	643,890.00
SCHINDLER HOLDING AG-REG	290	180.00	52,200.00
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	550	190.10	104,555.00
VAT GROUP AG	401	358.60	143,798.60
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	620	255.70	158,534.00
CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	6,510	123.45	803,659.50
THE SWATCH GROUP AG-B	410	253.90	104,099.00
THE SWATCH GROUP AG-REG	550	48.20	26,510.00
DUFREY AG-REG	1,440	38.59	55,569.60
BARRY CALLEBAUT AG	52	1,511.00	78,572.00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	11	10,350.00	113,850.00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	1	103,000.00	103,000.00
NESTLE SA-REG	32,810	103.74	3,403,709.40
ALCON INC	6,110	72.74	444,441.40
SONOVA HOLDING AG-REG	590	228.60	134,874.00
STRAUMANN HOLDING AG-REG	1,290	134.70	173,763.00
NOVARTIS AG-REG	25,120	87.79	2,205,284.80
ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	8,610	253.90	2,186,079.00
ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	421	274.40	115,522.40
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	530	95.30	50,509.00
BALOISE HOLDING AG	440	140.20	61,688.00
HELVETIA HOLDING AG-REG	540	135.10	72,954.00
SWISS LIFE HOLDING AG	333	553.80	184,415.40
SWISS RE LTD	3,640	85.80	312,312.00
ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,871	413.50	773,658.50
TEMENOS AG-REG	960	66.90	64,224.00
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	1,800	63.06	113,508.00
SWISSCOM AG-REG	367	529.20	194,216.40
BKW AG	380	150.60	57,228.00
JULIUS BAER GROUP LTD	2,250	61.04	137,340.00
PARTNERS GROUP HOLDING AG	292	1,028.00	300,176.00
UBS GROUP AG	40,900	23.67	968,103.00
BACHEM HOLDING AG-REG B	495	79.30	39,253.50
LONZA AG-REG	911	494.40	450,398.40

	ADECCO GROUP AG-REG	2,210	37.39	82,631.90	
	SGS SA-REG	1,939	80.94	156,942.66	
	SWISS PRIME SITE-REG	1,060	83.80	88,828.00	
小計	銘柄数 : 44			16,666,378.06	
	組入時価比率 : 2.8%			(2,769,118,714)	
				2.9%	
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	3,280	297.95	977,276.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	1,677	414.90	695,787.30	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	7,300	146.05	1,066,165.00	
	SAAB AB-B	1,200	587.60	705,120.00	
	ASSA ABLOY AB-B	13,000	249.30	3,240,900.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	16,900	82.70	1,397,630.00	
	SKANSKA AB-B SHS	4,700	164.60	773,620.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	2,400	202.70	486,480.00	
	LIFCO AB-B SHS	3,600	207.40	746,640.00	
	ALFA LAVAL AB	3,900	390.10	1,521,390.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	32,700	147.65	4,828,155.00	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	18,200	130.15	2,368,730.00	
	EPIROC AB - A	8,600	217.00	1,866,200.00	
	EPIROC AB - B	5,900	186.30	1,099,170.00	
	HUSQVARNA AB-B SHS	5,700	88.46	504,222.00	
	INDUTRADE AB	2,500	211.70	529,250.00	
	SANDVIK AB	12,500	210.70	2,633,750.00	
	SKF AB-B SHARES	3,000	180.65	541,950.00	
	VOLVO AB-A SHS	2,800	222.20	622,160.00	
	VOLVO AB-B SHS	17,700	220.45	3,901,965.00	
	BEIJER REF AB	4,900	127.30	623,770.00	
	SECURITAS AB-B SHS	6,757	89.56	605,156.92	
	VOLVO CAR AB-B	10,640	39.69	422,301.60	
	EVOLUTION AB	2,160	1,194.60	2,580,336.00	
	HENNES&MAURITZ AB-B	7,800	166.88	1,301,664.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	8,300	251.70	2,089,110.00	
	GETINGE AB-B SHS	3,460	191.85	663,801.00	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	2,900	218.40	633,360.00	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB-RTS	2,900	11.05	32,045.00	

	NORDEA BANK ABP	38,000	121.58	4,620,040.00	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	20,400	128.95	2,630,580.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	16,200	94.08	1,524,096.00	
	SWEDBANK AB	9,700	195.20	1,893,440.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	1,930	292.50	564,525.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	2,000	291.50	583,000.00	
	INVESTOR AB-B SHS	21,000	212.45	4,461,450.00	
	LUNDBERGS AB-B SHS	1,100	451.30	496,430.00	
	ERICSSON LM-B	36,500	57.73	2,107,145.00	
	HEXAGON AB-B SHS	24,200	98.58	2,385,636.00	
	TELIA CO AB	22,000	21.98	483,560.00	
	TELE 2 AB-B SHS	4,600	77.20	355,120.00	
	EQT AB	4,800	226.80	1,088,640.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	8,400	51.24	430,416.00	
	SAGAX AB-B	2,500	225.00	562,500.00	
小計	銘柄数 : 44			63,644,682.82	
				(847,747,175)	
				0.9%	
	組入時価比率 : 0.8%				
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	3,270	297.80	973,806.00	
	EQUINOR ASA	11,430	341.45	3,902,773.50	
	YARA INTERNATIONAL ASA	2,250	410.90	924,525.00	
	NORSK HYDRO	18,200	62.32	1,134,224.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	760	480.00	364,800.00	
	MOWI ASA	6,200	192.40	1,192,880.00	
	ORKLA ASA	6,700	79.10	529,970.00	
	SALMAR ASA	1,080	522.40	564,192.00	
	DNB BANK ASA	11,700	211.20	2,471,040.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	2,900	164.00	475,600.00	
	TELENOR ASA	7,500	113.65	852,375.00	
	ADEVINTA ASA	3,500	74.15	259,525.00	
小計	銘柄数 : 12			13,645,710.50	
				(187,901,433)	
				0.2%	
	組入時価比率 : 0.2%				
デンマーククローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	1,380	462.60	638,388.00	



	NOVOZYMES A/S-B SHARES	3,220	305.60	984,032.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	130	1,735.00	225,550.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	12,100	157.16	1,901,636.00	
	DSV A/S	2,260	1,288.50	2,912,010.00	
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	45	12,300.00	553,500.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	54	12,480.00	673,920.00	
	PANDORA A/S	850	727.40	618,290.00	
	CARLSBERG B	1,410	980.40	1,382,364.00	
	COLOPLAST-B	1,470	788.60	1,159,242.00	
	DEMANT A/S	1,360	284.20	386,512.00	
	GENMAB A/S	857	2,660.00	2,279,620.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	20,050	1,323.60	26,538,180.00	
	DANSKE BANK AS	7,900	156.20	1,233,980.00	
	TRYG A/S	4,300	132.35	569,105.00	
	ORSTED A/S	2,400	395.70	949,680.00	
小計	銘柄数 : 16			43,006,009.00	
				(914,307,751)	
	組入時価比率 : 0.9%			1.0%	
豪ドル	AMPOL LTD	3,200	34.53	110,496.00	
	SANTOS LTD.	38,100	7.88	300,228.00	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	23,300	38.02	885,866.00	
	ORICA LTD	7,400	15.45	114,330.00	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	6,000	46.84	281,040.00	
	BHP GROUP LIMITED	61,900	46.10	2,853,590.00	
	BLUESCOPE STEEL LTD	4,400	21.78	95,832.00	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	22,000	20.05	441,100.00	
	IGO LTD	6,100	14.61	89,121.00	
	MINERAL RESOURCES LTD	2,310	73.45	169,669.50	
	NEWCREST MINING	11,200	25.81	289,072.00	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	14,600	11.25	164,250.00	
	PILBARA MINERALS LTD	27,000	4.70	126,900.00	
	RIO TINTO LTD	4,310	117.32	505,649.20	
	SOUTH32 LTD	54,000	3.48	187,920.00	
	REECE LTD	2,000	20.26	40,520.00	
	BRAMBLES LTD	15,500	15.17	235,135.00	

QANTAS AIRWAYS LIMITED	15,100	5.64	85,164.00	
AURIZON HOLDINGS LTD	27,000	3.64	98,280.00	
TRANSURBAN GROUP	37,000	13.33	493,210.00	
ARISTOCRAT LEISURE LTD	6,700	41.85	280,395.00	
LOTTERY CORP LTD/THE	22,000	5.01	110,220.00	
WESFARMERS LIMITED	13,800	53.86	743,268.00	
COLES GROUP LTD	16,800	15.94	267,792.00	
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	18,300	5.45	99,735.00	
WOOLWORTHS GROUP LTD	14,700	38.07	559,629.00	
TREASURY WINE ESTATES LTD	6,300	11.54	72,702.00	
COCHLEAR LTD	890	270.12	240,406.80	
RAMSAY HEALTH CARE LTD	2,750	50.26	138,215.00	
SONIC HEALTHCARE LTD	6,200	32.39	200,818.00	
CSL LIMITED	6,020	270.84	1,630,456.80	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	37,000	25.20	932,400.00	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	20,400	102.22	2,085,288.00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	38,800	29.01	1,125,588.00	
WESTPAC BANKING CORP	43,200	21.53	930,096.00	
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	3,400	33.44	113,696.00	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	33,000	5.76	190,080.00	
MEDIBANK PRIVATE LTD	40,000	3.58	143,200.00	
QBE INSURANCE	18,600	15.00	279,000.00	
SUNCORP GROUP LTD	13,400	13.65	182,910.00	
WISETECH GLOBAL LTD	2,200	70.10	154,220.00	
XERO LIMITED	1,930	124.27	239,841.10	
TELSTRA GROUP LTD	52,000	4.03	209,560.00	
ORIGIN ENERGY LTD	18,200	8.38	152,516.00	
APA GROUP	17,700	8.80	155,760.00	
ASX LTD	1,860	56.97	105,964.20	
MACQUARIE GROUP LIMITED	4,490	176.92	794,370.80	
IDP EDUCATION LTD	3,300	25.08	82,764.00	
COMPUTERSHARE LTD	5,900	25.46	150,214.00	
REA GROUP LTD	770	162.86	125,402.20	
SEEK LTD	4,900	22.84	111,916.00	
小計	銘柄数 : 51		20,175,796.60	

				(1,898,744,218)	
	組入時価比率：1.9%			2.0%	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	14,700	8.10	119,070.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	6,000	22.45	134,700.00	
	EBOS GROUP LTD	1,978	36.79	72,770.62	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	27,000	4.99	134,730.00	
	MERCURY NZ LTD	10,700	6.16	65,912.00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	13,000	5.34	69,420.00	
	小計	銘柄数：6			596,602.62
	組入時価比率：0.1%			0.1%	
香港ドル	XINYI GLASS HOLDINGS CO LTD	26,000	11.88	308,880.00	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	36,416	41.60	1,514,905.60	
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	17,000	79.05	1,343,850.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	21,000	14.64	307,440.00	
	MTR CORP	15,000	32.10	481,500.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	27,000	50.70	1,368,900.00	
	SANDS CHINA LTD	32,400	26.40	855,360.00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	25,000	16.84	421,000.00	
	WH GROUP LIMITED	131,524	4.05	532,672.20	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	40,000	22.15	886,000.00	
	HANG SENG BANK	10,600	98.90	1,048,340.00	
	AIA GROUP LTD	140,400	69.40	9,743,760.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD	52,120	8.25	429,990.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	8,000	38.70	309,600.00	
	CLP HLDGS	17,500	59.75	1,045,625.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	13,000	38.40	499,200.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	117,983	5.75	678,402.25	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	14,800	312.20	4,620,560.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	21,416	42.35	906,967.60	
	ESR GROUP LTD	30,000	11.92	357,600.00	
HANG LUNG PROPERTIES LTD	27,000	10.54	284,580.00		
HENDERSON LAND	21,845	21.05	459,837.25		
NEW WORLD DEVELOPMENT	22,333	16.94	378,321.02		

	SINO LAND CO. LTD	39,000	9.14	356,460.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	17,000	88.65	1,507,050.00	
	SWIRE PACIFIC-A	7,500	55.30	414,750.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	17,000	16.80	285,600.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	20,200	32.30	652,460.00	
小計	銘柄数 : 28			31,999,610.92	
				(603,192,665)	
	組入時価比率 : 0.6%			0.6%	
シンガポール	SINGAPORE TECH ENGINEERING	25,000	3.85	96,250.00	
ド	JARDINE CYCLE&CARRIAGE LTD	1,800	33.37	60,066.00	
ル	KEPPEL CORP.	14,700	6.85	100,695.00	
	SEATRUM LTD	480,081	0.14	69,131.66	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	20,100	6.90	138,690.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	72,000	0.89	64,080.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	28,000	3.66	102,480.00	
	DBS GROUP HLDGS	22,200	33.33	739,926.00	
	OCBC-ORD	39,650	12.57	498,400.50	
	UNITED OVERSEAS BANK	16,500	28.53	470,745.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	95,000	2.35	223,250.00	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	11,000	5.22	57,420.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	12,500	9.64	120,500.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	25,000	3.16	79,000.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	5,400	6.76	36,504.00	
	UOL GROUP LIMITED	5,700	6.50	37,050.00	
小計	銘柄数 : 16			2,894,188.16	
				(314,222,008)	
	組入時価比率 : 0.3%			0.3%	
新シケル	ICL GROUP LTD	11,500	22.78	261,970.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	320	764.90	244,768.00	
	BANK HAPOALIM BM	13,800	31.50	434,700.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	17,000	29.38	499,460.00	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	15,600	19.09	297,804.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	1,930	125.80	242,794.00	
	NICE LTD	890	738.70	657,443.00	

	AZRIELI GROUP	600	202.40	121,440.00	
小計	銘柄数：8			2,760,379.00	
				(107,376,258)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%	
合計				95,324,693,549	
				(95,324,693,549)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2023年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	246.00	0.00	
	小計	銘柄数：1	246.00	0.00	
		組入時価比率：0.0%		(0)	
	合計			0.0%	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	2,090	243,213.30	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	4,100	145,140.00	
		AMERICAN TOWER CORP	5,760	1,039,219.20	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	5,100	102,459.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,830	328,997.40	
		BOSTON PROPERTIES	1,840	123,096.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	1,450	152,641.50	
		CROWN CASTLE INC	5,320	531,946.80	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	3,600	470,520.00	
		EQUINIX INC	1,155	887,686.80	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	2,290	150,636.20	
		EQUITY RESIDENTIAL	4,580	292,204.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	790	186,274.10	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	2,540	324,358.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	3,380	162,172.40	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	5,600	95,704.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	7,000	142,800.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	9,100	144,690.00	

		INVITATION HOMES INC	7,200	243,864.00	
		IRON MOUNTAIN INC	3,370	213,253.60	
		KIMCO REALTY CORP	7,900	146,387.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,480	210,041.60	
		PROLOGIS INC	11,400	1,391,370.00	
		PUBLIC STORAGE	1,940	526,108.60	
		REALTY INCOME CORP	8,400	464,100.00	
		REGENCY CENTERS CORP	2,160	134,956.80	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	1,380	306,139.20	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	3,990	458,610.60	
		SUN COMMUNITIES INC	1,580	190,895.60	
		UDR INC	3,980	156,891.60	
		VENTAS INC	4,660	196,885.00	
		VICI PROPERTIES INC	12,770	393,571.40	
		WELLTOWER INC	6,310	510,226.60	
		WEYERHAEUSER CO	9,500	303,240.00	
		WP CAREY INC	2,640	168,300.00	
	小計	銘柄数：35	158,185	11,538,600.30	
				(1,706,097,440)	
		組入時価比率：1.7%		86.1%	
	カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	1,100	54,109.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	1,986	38,429.10	
	小計	銘柄数：2	3,086	92,538.10	
				(10,026,503)	
		組入時価比率：0.0%		0.5%	
	ユーロ	COVIVIO	780	34,195.20	
		GECINA SA	560	54,628.00	
		KLEPIERRE	3,000	72,570.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	1,890	92,572.20	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	2,605	65,229.20	
	小計	銘柄数：5	8,835	319,194.60	
				(50,579,576)	
		組入時価比率：0.1%		2.6%	
	英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	9,900	56,925.00	
		SEGRO PLC	12,300	87,945.00	

	小計	銘柄数：2	22,200	144,870.00 (26,895,115)	1.4%	
		組入時価比率：0.0%				
	豪ドル	DEXUS/AU		15,700	121,361.00	
		GOODMAN GROUP		21,900	505,890.00	
		GPT GROUP		26,000	109,200.00	
		LENDLEASE GROUP		9,800	77,616.00	
		MIRVAC GROUP		60,000	145,200.00	
		SCENTRE GROUP		53,000	145,220.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP		33,000	137,610.00	
		VICINITY CENTRES		61,000	114,070.00	
	小計	銘柄数：8	280,400	1,356,167.00 (127,628,876)	6.4%	
		組入時価比率：0.1%				
	香港ドル	LINK REIT	31,100	1,209,790.00		
	小計	銘柄数：1	31,100	1,209,790.00 (22,804,541)	1.2%	
		組入時価比率：0.0%				
シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	33,006	92,086.74			
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	54,004	103,147.64			
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	47,710	80,152.80			
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	34,000	51,680.00			
	小計	銘柄数：4	168,720	327,067.18 (35,509,683)	1.8%	
	組入時価比率：0.0%					
合計			1,979,541,734 (1,979,541,734)			
合計			1,979,541,734 (1,979,541,734)			

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年9月6日現在		
	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)

		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	3,869,349,214	—	3,835,388,294	△33,960,920
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	97,533,759,548	—	98,950,777,021	△1,417,017,473
米ドル	72,690,407,010	—	73,966,558,146	△1,276,151,136
カナダドル	3,300,188,508	—	3,320,731,080	△20,542,572
ユーロ	9,457,720,897	—	9,504,125,094	△46,404,197
英ポンド	4,165,204,764	—	4,197,012,390	△31,807,626
スイスフラン	2,807,598,444	—	2,833,218,444	△25,620,000
スウェーデンクローナ	832,256,479	—	833,993,628	△1,737,149
ノルウェークローネ	181,440,589	—	182,506,720	△1,066,131
デンマーククローネ	895,152,913	—	899,613,135	△4,460,222
豪ドル	2,073,845,497	—	2,067,877,665	5,967,832
ニュージーランドドル	51,891,900	—	51,854,220	37,680
香港ドル	624,791,523	—	635,357,520	△10,565,997
シンガポールドル	346,541,855	—	349,432,059	△2,890,204
新シエケル	106,719,169	—	108,496,920	△1,777,751
合計	—	—	—	△1,450,978,393

(注) 時価の算定方法

#### 1 先物取引

##### 外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

#### 2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)



(2023年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,507,195,993
国債証券	763,643,363,600
地方債証券	54,176,574,964
特殊債券	61,875,579,572
社債券	42,942,526,000
未収入金	649,314,000
未収利息	2,256,953,470
前払費用	167,742,336
流動資産合計	931,219,249,935
資産合計	931,219,249,935
負債の部	
流動負債	
未払金	2,198,519,000
未払解約金	292,448,952
未払利息	10,315
流動負債合計	2,490,978,267
負債合計	2,490,978,267
純資産の部	
元本等	
元本	734,349,861,957
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	194,378,409,711
元本等合計	928,728,271,668
純資産合計	928,728,271,668
負債純資産合計	931,219,249,935

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

### (貸借対照表に関する注記)

2023年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2647円
(10,000口当たり純資産額)	(12,647円)

### (金融商品に関する注記)

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022 年 9 月 7 日  
至 2023 年 9 月 6 日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023 年 9 月 6 日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023 年 9 月 6 日現在

期首	2022 年 9 月 7 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	687,623,299,522 円
同期中における追加設定元本額	154,904,946,720 円
同期中における一部解約元本額	108,178,384,285 円
期末元本額	734,349,861,957 円
期末元本額の内訳*	
野村国内債券インデックスファンド	375,174,655 円
野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)	44,470,285,715 円
野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)	20,039,021,892 円
野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)	5,622,035,276 円
野村資産設計ファンド 2015	335,963,243 円
野村資産設計ファンド 2020	382,851,430 円
野村資産設計ファンド 2025	440,246,788 円
野村資産設計ファンド 2030	396,144,694 円
野村資産設計ファンド 2035	232,759,659 円
野村資産設計ファンド 2040	287,491,616 円
野村日本債券インデックスファンド	651,502,015 円
野村日本債券インデックス (野村投資一任口座向け)	137,036,657,068 円
のむらっぴ・ファンド (保守型)	21,525,947,952 円
のむらっぴ・ファンド (普通型)	50,627,775,693 円
のむらっぴ・ファンド (積極型)	5,386,032,230 円
野村日本債券インデックス (野村 SMA 向け)	9,874,406,591 円
野村資産設計ファンド 2045	44,993,123 円
野村円債投資インデックスファンド	579,908,363 円

野村インデックスファンド・国内債券	2,323,735,934円
マイ・ロード	38,884,956,349円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,654,608,122円
野村日本債券インデックス（野村SMA・EW向け）	19,750,283,747円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	2,103,019,669円
野村資産設計ファンド2050	33,896,716円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	36,644,082円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	13,413,479円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	6,044,688円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	4,448,778円
のむらップ・ファンド（やや保守型）	2,297,886,362円
のむらップ・ファンド（やや積極型）	1,149,315,352円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	52,650,698円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	22,965,366円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	113,542,090円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	29,635,172円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	22,734,355円
野村6資産均等バランス	8,023,285,003円
世界6資産分散ファンド	178,708,863円
野村資産設計ファンド2060	17,244,904円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	49,877,671,747円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	31,032,961,904円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	473,554,730円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	93,026,361円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	1,364,125,203円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	383,040,165円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	11,495,503円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	8,349,983円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	165,537円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	3,139,270,228円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	2,097,077円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	21,087,750円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	37,174,461円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	388,515,576円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	272,294,613円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,046,191,258円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	126,518,865円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	1,623,399,476円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	413,343,505円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	15,443,222円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	42,999,475,319円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	63,618,316,182円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	27,188,491,604円
野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合（確定拠出年金向け）	52,427,442,004円
マイバランスDC30	18,528,526,647円
マイバランスDC50	16,421,142,856円
マイバランスDC70	6,441,547,682円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合	13,588,084,175円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	2,711,227,977円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	8,577,294,377円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	3,564,765,856円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	365,399,965円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	59,498,736円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	76,179,179円

野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	210,505,025円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	87,911,822円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	30,503,014円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	3,232,959,052円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	1,447,645,683円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	653,441,167円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	721,048,260円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	15,549,614円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	277,819,575円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	659,365,753円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	4,925,112,988円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	162,662,549円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年9月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年9月6日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付（2年）第442回	3,000,000,000	3,002,910,000	
		国庫債券 利付（2年）第443回	2,500,000,000	2,502,300,000	
		国庫債券 利付（2年）第444回	2,000,000,000	2,001,700,000	
		国庫債券 利付（2年）第446回	5,500,000,000	5,503,630,000	
		国庫債券 利付（2年）第447回	3,000,000,000	3,001,620,000	
		国庫債券 利付（2年）第448回	1,000,000,000	1,000,410,000	
		国庫債券 利付（2年）第449回	3,500,000,000	3,500,875,000	
		国庫債券 利付（2年）第451回	8,500,000,000	8,500,765,000	
		国庫債券 利付（5年）第142回	1,200,000,000	1,202,460,000	
		国庫債券 利付（5年）第143回	6,070,000,000	6,082,504,200	
		国庫債券 利付（5年）第144回	4,400,000,000	4,408,624,000	
		国庫債券 利付（5年）第145回	3,900,000,000	3,907,527,000	
		国庫債券 利付（5年）第146回	5,100,000,000	5,108,721,000	
		国庫債券 利付（5年）第147回	5,600,000,000	5,595,744,000	
		国庫債券 利付（5年）第148回	7,300,000,000	7,290,802,000	
		国庫債券 利付（5年）第149回	4,100,000,000	4,093,153,000	
		国庫債券 利付（5年）第150回	6,300,000,000	6,285,510,000	
		国庫債券 利付（5年）第151回	5,500,000,000	5,482,565,000	
		国庫債券 利付（5年）第152回	4,000,000,000	4,000,680,000	

国庫債券	利付（５年）第１５３回	8,000,000,000	7,965,280,000	
国庫債券	利付（５年）第１５４回	5,500,000,000	5,491,145,000	
国庫債券	利付（５年）第１５５回	1,500,000,000	1,508,925,000	
国庫債券	利付（５年）第１５６回	5,000,000,000	5,008,500,000	
国庫債券	利付（５年）第１５７回	8,000,000,000	8,003,520,000	
国庫債券	利付（５年）第１５８回	5,000,000,000	4,979,750,000	
国庫債券	利付（５年）第１５９回	7,000,000,000	6,961,850,000	
国庫債券	利付（５年）第１６０回	3,500,000,000	3,495,835,000	
国庫債券	利付（４０年）第１回	1,860,000,000	2,213,772,000	
国庫債券	利付（４０年）第２回	2,700,000,000	3,094,605,000	
国庫債券	利付（４０年）第３回	900,000,000	1,029,330,000	
国庫債券	利付（４０年）第４回	1,630,000,000	1,863,204,100	
国庫債券	利付（４０年）第５回	1,300,000,000	1,428,440,000	
国庫債券	利付（４０年）第６回	2,300,000,000	2,478,135,000	
国庫債券	利付（４０年）第７回	1,500,000,000	1,543,425,000	
国庫債券	利付（４０年）第８回	1,500,000,000	1,429,635,000	
国庫債券	利付（４０年）第９回	4,850,000,000	3,380,547,000	
国庫債券	利付（４０年）第１０回	2,110,000,000	1,723,701,200	
国庫債券	利付（４０年）第１１回	1,750,000,000	1,372,945,000	
国庫債券	利付（４０年）第１２回	2,070,000,000	1,441,527,300	
国庫債券	利付（４０年）第１３回	4,070,000,000	2,799,020,400	
国庫債券	利付（４０年）第１４回	2,960,000,000	2,174,652,800	
国庫債券	利付（４０年）第１５回	4,000,000,000	3,227,880,000	
国庫債券	利付（４０年）第１６回	2,000,000,000	1,764,940,000	
国庫債券	利付（１０年）第３３６回	1,750,000,000	1,762,600,000	
国庫債券	利付（１０年）第３３７回	3,000,000,000	3,013,860,000	
国庫債券	利付（１０年）第３３８回	9,000,000,000	9,059,940,000	
国庫債券	利付（１０年）第３３９回	10,000,000,000	10,073,100,000	
国庫債券	利付（１０年）第３４０回	4,200,000,000	4,233,726,000	
国庫債券	利付（１０年）第３４１回	2,600,000,000	2,616,302,000	
国庫債券	利付（１０年）第３４２回	4,550,000,000	4,557,462,000	
国庫債券	利付（１０年）第３４３回	6,000,000,000	6,008,280,000	

	回			
	国庫債券 利付（10年）第344回	6,400,000,000	6,407,744,000	
	国庫債券 利付（10年）第345回	7,000,000,000	7,005,670,000	
	国庫債券 利付（10年）第346回	7,000,000,000	7,001,190,000	
	国庫債券 利付（10年）第347回	6,000,000,000	5,995,440,000	
	国庫債券 利付（10年）第348回	6,800,000,000	6,789,052,000	
	国庫債券 利付（10年）第349回	4,800,000,000	4,787,712,000	
	国庫債券 利付（10年）第350回	10,150,000,000	10,108,892,500	
	国庫債券 利付（10年）第351回	9,500,000,000	9,448,225,000	
	国庫債券 利付（10年）第352回	7,000,000,000	6,952,960,000	
	国庫債券 利付（10年）第353回	5,000,000,000	4,959,550,000	
	国庫債券 利付（10年）第354回	3,350,000,000	3,318,945,500	
	国庫債券 利付（10年）第355回	4,000,000,000	3,956,760,000	
	国庫債券 利付（10年）第356回	4,000,000,000	3,950,200,000	
	国庫債券 利付（10年）第357回	4,500,000,000	4,434,885,000	
	国庫債券 利付（10年）第358回	5,570,000,000	5,479,320,400	
	国庫債券 利付（10年）第359回	6,700,000,000	6,578,060,000	
	国庫債券 利付（10年）第360回	10,500,000,000	10,280,865,000	
	国庫債券 利付（10年）第361回	8,000,000,000	7,810,720,000	
	国庫債券 利付（10年）第362回	9,200,000,000	8,955,648,000	
	国庫債券 利付（10年）第363回	6,950,000,000	6,746,712,500	
	国庫債券 利付（10年）第364回	6,650,000,000	6,439,527,500	
	国庫債券 利付（10年）第365回	6,500,000,000	6,278,155,000	
	国庫債券 利付（10年）第366回	6,500,000,000	6,317,155,000	
	国庫債券 利付（10年）第367回	7,000,000,000	6,786,150,000	

国庫債券 利付（10年）第368回	7,000,000,000	6,768,650,000
国庫債券 利付（10年）第369回	7,000,000,000	6,938,400,000
国庫債券 利付（10年）第370回	7,000,000,000	6,921,250,000
国庫債券 利付（10年）第371回	5,000,000,000	4,885,000,000
国庫債券 利付（30年）第1回	2,000,000,000	2,297,760,000
国庫債券 利付（30年）第2回	500,000,000	565,410,000
国庫債券 利付（30年）第3回	160,000,000	180,420,800
国庫債券 利付（30年）第4回	1,400,000,000	1,646,764,000
国庫債券 利付（30年）第5回	150,000,000	169,531,500
国庫債券 利付（30年）第6回	900,000,000	1,035,963,000
国庫債券 利付（30年）第7回	600,000,000	688,878,000
国庫債券 利付（30年）第8回	100,000,000	110,809,000
国庫債券 利付（30年）第9回	265,000,000	284,143,600
国庫債券 利付（30年）第10回	250,000,000	261,032,500
国庫債券 利付（30年）第11回	660,000,000	726,079,200
国庫債券 利付（30年）第12回	720,000,000	820,281,600
国庫債券 利付（30年）第13回	1,090,000,000	1,232,452,100
国庫債券 利付（30年）第14回	800,000,000	937,528,000
国庫債券 利付（30年）第15回	1,000,000,000	1,183,440,000
国庫債券 利付（30年）第16回	1,415,000,000	1,676,775,000
国庫債券 利付（30年）第17回	1,500,000,000	1,763,925,000
国庫債券 利付（30年）第18回	2,200,000,000	2,565,992,000
国庫債券 利付（30年）第19回	1,550,000,000	1,810,105,500
国庫債券 利付（30年）第20回	770,000,000	917,231,700
国庫債券 利付（30年）第21回	300,000,000	350,727,000
国庫債券 利付（30年）第22回	600,000,000	716,172,000
国庫債券 利付（30年）第23回	840,000,000	1,003,858,800
国庫債券 利付（30年）第24回	700,000,000	837,011,000
国庫債券 利付（30年）第25回	500,000,000	585,840,000
国庫債券 利付（30年）第26回	850,000,000	1,007,437,000
国庫債券 利付（30年）第27回	1,450,000,000	1,739,101,000
国庫債券 利付（30年）第28回	1,500,000,000	1,800,315,000
国庫債券 利付（30年）第29回	2,000,000,000	2,375,280,000

国庫債券	利付（30年）第30回	2,500,000,000	2,931,000,000
国庫債券	利付（30年）第31回	1,700,000,000	1,966,968,000
国庫債券	利付（30年）第32回	4,000,000,000	4,684,520,000
国庫債券	利付（30年）第33回	2,400,000,000	2,698,272,000
国庫債券	利付（30年）第34回	4,500,000,000	5,193,135,000
国庫債券	利付（30年）第35回	2,300,000,000	2,576,621,000
国庫債券	利付（30年）第36回	3,500,000,000	3,921,505,000
国庫債券	利付（30年）第37回	2,300,000,000	2,531,817,000
国庫債券	利付（30年）第38回	1,600,000,000	1,730,000,000
国庫債券	利付（30年）第39回	1,400,000,000	1,535,800,000
国庫債券	利付（30年）第40回	1,300,000,000	1,402,193,000
国庫債券	利付（30年）第41回	1,500,000,000	1,589,925,000
国庫債券	利付（30年）第42回	1,600,000,000	1,694,096,000
国庫債券	利付（30年）第43回	1,300,000,000	1,376,076,000
国庫債券	利付（30年）第44回	1,400,000,000	1,480,276,000
国庫債券	利付（30年）第45回	1,700,000,000	1,733,558,000
国庫債券	利付（30年）第46回	1,800,000,000	1,834,326,000
国庫債券	利付（30年）第47回	1,700,000,000	1,762,628,000
国庫債券	利付（30年）第48回	1,900,000,000	1,896,789,000
国庫債券	利付（30年）第49回	2,900,000,000	2,892,605,000
国庫債券	利付（30年）第50回	2,400,000,000	2,113,512,000
国庫債券	利付（30年）第51回	4,150,000,000	3,241,067,000
国庫債券	利付（30年）第52回	2,200,000,000	1,797,202,000
国庫債券	利付（30年）第53回	1,700,000,000	1,417,613,000
国庫債券	利付（30年）第54回	1,700,000,000	1,481,431,000
国庫債券	利付（30年）第55回	1,500,000,000	1,303,365,000
国庫債券	利付（30年）第56回	1,700,000,000	1,472,846,000
国庫債券	利付（30年）第57回	2,000,000,000	1,727,720,000
国庫債券	利付（30年）第58回	3,000,000,000	2,584,020,000
国庫債券	利付（30年）第59回	1,600,000,000	1,342,064,000
国庫債券	利付（30年）第60回	1,650,000,000	1,447,413,000
国庫債券	利付（30年）第61回	2,000,000,000	1,663,980,000
国庫債券	利付（30年）第62回	3,000,000,000	2,361,150,000
国庫債券	利付（30年）第63回	4,000,000,000	3,048,680,000
国庫債券	利付（30年）第64回	3,300,000,000	2,503,149,000



国庫債券	利付（30年）第65回	3,800,000,000	2,873,826,000
国庫債券	利付（30年）第66回	4,500,000,000	3,386,970,000
国庫債券	利付（30年）第67回	3,500,000,000	2,773,575,000
国庫債券	利付（30年）第68回	3,450,000,000	2,724,327,000
国庫債券	利付（30年）第69回	2,700,000,000	2,186,541,000
国庫債券	利付（30年）第70回	2,610,000,000	2,108,645,100
国庫債券	利付（30年）第71回	2,700,000,000	2,176,119,000
国庫債券	利付（30年）第72回	2,200,000,000	1,770,516,000
国庫債券	利付（30年）第73回	2,000,000,000	1,605,720,000
国庫債券	利付（30年）第74回	2,000,000,000	1,739,360,000
国庫債券	利付（30年）第75回	2,000,000,000	1,874,360,000
国庫債券	利付（30年）第76回	2,000,000,000	1,920,680,000
国庫債券	利付（30年）第77回	1,500,000,000	1,510,530,000
国庫債券	利付（30年）第78回	1,500,000,000	1,439,820,000
国庫債券	利付（30年）第79回	500,000,000	455,975,000
国庫債券	利付（20年）第73回	1,200,000,000	1,231,788,000
国庫債券	利付（20年）第74回	800,000,000	822,216,000
国庫債券	利付（20年）第75回	600,000,000	619,626,000
国庫債券	利付（20年）第76回	910,000,000	936,981,500
国庫債券	利付（20年）第77回	700,000,000	721,826,000
国庫債券	利付（20年）第78回	800,000,000	827,256,000
国庫債券	利付（20年）第79回	860,000,000	890,831,000
国庫債券	利付（20年）第80回	1,400,000,000	1,452,682,000
国庫債券	利付（20年）第81回	360,000,000	374,616,000
国庫債券	利付（20年）第82回	820,000,000	854,964,800
国庫債券	利付（20年）第83回	1,370,000,000	1,434,910,600
国庫債券	利付（20年）第84回	1,200,000,000	1,254,120,000
国庫債券	利付（20年）第85回	400,000,000	420,888,000
国庫債券	利付（20年）第86回	1,700,000,000	1,797,376,000
国庫債券	利付（20年）第87回	500,000,000	527,375,000
国庫債券	利付（20年）第88回	1,100,000,000	1,168,794,000
国庫債券	利付（20年）第89回	470,000,000	498,087,200
国庫債券	利付（20年）第90回	1,500,000,000	1,597,260,000
国庫債券	利付（20年）第91回	250,000,000	266,967,500
国庫債券	利付（20年）第92回	650,000,000	693,127,500

国庫債券	利付（20年）第93回	2,300,000,000	2,454,629,000
国庫債券	利付（20年）第94回	3,700,000,000	3,961,775,000
国庫債券	利付（20年）第95回	2,500,000,000	2,705,775,000
国庫債券	利付（20年）第96回	1,500,000,000	1,612,155,000
国庫債券	利付（20年）第97回	2,300,000,000	2,490,624,000
国庫債券	利付（20年）第98回	1,300,000,000	1,402,531,000
国庫債券	利付（20年）第99回	1,100,000,000	1,191,069,000
国庫債券	利付（20年）第100回	820,000,000	894,251,000
国庫債券	利付（20年）第101回	750,000,000	824,647,500
国庫債券	利付（20年）第102回	1,500,000,000	1,655,955,000
国庫債券	利付（20年）第103回	600,000,000	659,544,000
国庫債券	利付（20年）第104回	400,000,000	435,904,000
国庫債券	利付（20年）第105回	1,900,000,000	2,077,384,000
国庫債券	利付（20年）第106回	400,000,000	439,332,000
国庫債券	利付（20年）第107回	800,000,000	877,424,000
国庫債券	利付（20年）第108回	1,600,000,000	1,738,144,000
国庫債券	利付（20年）第109回	900,000,000	980,487,000
国庫債券	利付（20年）第110回	2,600,000,000	2,860,858,000
国庫債券	利付（20年）第111回	800,000,000	887,672,000
国庫債券	利付（20年）第112回	1,800,000,000	1,987,002,000
国庫債券	利付（20年）第113回	2,000,000,000	2,214,060,000
国庫債券	利付（20年）第115回	1,000,000,000	1,116,170,000
国庫債券	利付（20年）第116回	1,100,000,000	1,231,120,000
国庫債券	利付（20年）第117回	1,400,000,000	1,557,934,000
国庫債券	利付（20年）第118回	500,000,000	554,480,000
国庫債券	利付（20年）第119回	800,000,000	876,568,000
国庫債券	利付（20年）第120回	800,000,000	865,688,000

	回			
	国庫債券 利付（20年）第121 回	1,200,000,000	1,324,524,000	
	国庫債券 利付（20年）第122 回	900,000,000	987,228,000	
	国庫債券 利付（20年）第123 回	2,000,000,000	2,239,080,000	
	国庫債券 利付（20年）第124 回	1,000,000,000	1,112,470,000	
	国庫債券 利付（20年）第125 回	1,400,000,000	1,580,194,000	
	国庫債券 利付（20年）第126 回	1,200,000,000	1,336,464,000	
	国庫債券 利付（20年）第127 回	1,000,000,000	1,106,430,000	
	国庫債券 利付（20年）第128 回	2,800,000,000	3,102,960,000	
	国庫債券 利付（20年）第129 回	1,300,000,000	1,430,897,000	
	国庫債券 利付（20年）第130 回	2,200,000,000	2,424,686,000	
	国庫債券 利付（20年）第131 回	800,000,000	875,512,000	
	国庫債券 利付（20年）第132 回	1,300,000,000	1,424,098,000	
	国庫債券 利付（20年）第133 回	1,900,000,000	2,096,479,000	
	国庫債券 利付（20年）第134 回	1,900,000,000	2,099,519,000	
	国庫債券 利付（20年）第135 回	700,000,000	767,788,000	
	国庫債券 利付（20年）第136 回	700,000,000	761,754,000	
	国庫債券 利付（20年）第137 回	1,000,000,000	1,097,730,000	
	国庫債券 利付（20年）第138 回	800,000,000	864,400,000	
	国庫債券 利付（20年）第139 回	1,000,000,000	1,089,340,000	
	国庫債券 利付（20年）第140 回	3,000,000,000	3,296,970,000	
	国庫債券 利付（20年）第141 回	2,600,000,000	2,857,816,000	
	国庫債券 利付（20年）第142 回	950,000,000	1,053,037,000	
	国庫債券 利付（20年）第143 回	2,300,000,000	2,508,495,000	
	国庫債券 利付（20年）第144 回	1,300,000,000	1,405,482,000	

国庫債券 回	利付（20年）第145	3,300,000,000	3,630,396,000
国庫債券 回	利付（20年）第146	4,500,000,000	4,952,115,000
国庫債券 回	利付（20年）第147	5,000,000,000	5,455,250,000
国庫債券 回	利付（20年）第148	4,800,000,000	5,186,784,000
国庫債券 回	利付（20年）第149	4,350,000,000	4,698,913,500
国庫債券 回	利付（20年）第150	4,030,000,000	4,307,949,100
国庫債券 回	利付（20年）第151	4,000,000,000	4,187,240,000
国庫債券 回	利付（20年）第152	3,150,000,000	3,293,451,000
国庫債券 回	利付（20年）第153	2,500,000,000	2,638,850,000
国庫債券 回	利付（20年）第154	2,820,000,000	2,940,583,200
国庫債券 回	利付（20年）第155	3,850,000,000	3,918,568,500
国庫債券 回	利付（20年）第156	5,150,000,000	4,865,462,500
国庫債券 回	利付（20年）第157	4,540,000,000	4,166,085,600
国庫債券 回	利付（20年）第158	3,470,000,000	3,298,443,200
国庫債券 回	利付（20年）第159	3,010,000,000	2,889,118,400
国庫債券 回	利付（20年）第160	2,500,000,000	2,423,600,000
国庫債券 回	利付（20年）第161	2,100,000,000	2,003,085,000
国庫債券 回	利付（20年）第162	2,000,000,000	1,901,520,000
国庫債券 回	利付（20年）第163	2,500,000,000	2,369,075,000
国庫債券 回	利付（20年）第164	3,600,000,000	3,350,340,000
国庫債券 回	利付（20年）第165	3,500,000,000	3,245,340,000
国庫債券 回	利付（20年）第166	2,300,000,000	2,188,358,000
国庫債券 回	利付（20年）第167	2,600,000,000	2,391,168,000
国庫債券 回	利付（20年）第168	3,200,000,000	2,885,632,000

		国庫債券 利付（20年）第169回	4,430,000,000	3,911,291,300	
		国庫債券 利付（20年）第170回	4,300,000,000	3,779,528,000	
		国庫債券 利付（20年）第171回	5,000,000,000	4,375,050,000	
		国庫債券 利付（20年）第172回	3,340,000,000	2,959,139,800	
		国庫債券 利付（20年）第173回	4,750,000,000	4,189,832,500	
		国庫債券 利付（20年）第174回	6,970,000,000	6,120,705,500	
		国庫債券 利付（20年）第175回	5,500,000,000	4,896,265,000	
		国庫債券 利付（20年）第176回	6,020,000,000	5,336,188,200	
		国庫債券 利付（20年）第177回	6,570,000,000	5,695,335,900	
		国庫債券 利付（20年）第178回	4,250,000,000	3,736,855,000	
		国庫債券 利付（20年）第179回	6,000,000,000	5,255,940,000	
		国庫債券 利付（20年）第180回	2,000,000,000	1,845,140,000	
		国庫債券 利付（20年）第181回	2,500,000,000	2,340,175,000	
		国庫債券 利付（20年）第182回	2,000,000,000	1,933,060,000	
		国庫債券 利付（20年）第183回	2,500,000,000	2,536,575,000	
		国庫債券 利付（20年）第184回	2,500,000,000	2,401,525,000	
		ハンガリー円貨債券（2020）第8回	100,000,000	99,476,000	
	小計	銘柄数：270 組入時価比率：82.2%	774,080,000,000	763,643,363,600 82.7%	
	合計			763,643,363,600	
地方債証券	日本円	東京都 公募第745回	300,000,000	302,289,000	
		東京都 公募第747回	100,000,000	100,730,000	
		東京都 公募第760回	100,000,000	99,577,000	
		東京都 公募第761回	100,000,000	99,668,000	
		東京都 公募第769回	500,000,000	499,435,000	
		東京都 公募第778回	100,000,000	99,352,000	
		東京都 公募第784回	200,000,000	198,852,000	
		東京都 公募第794回	100,000,000	97,910,000	

東京都	公募第813回	200,000,000	194,532,000	
東京都	公募第822回	130,000,000	124,491,900	
東京都	公募第830回	400,000,000	385,944,000	
東京都	公募(30年)第7回	100,000,000	118,093,000	
東京都	公募第10回	200,000,000	230,448,000	
東京都	公募第7回	100,000,000	104,152,000	
東京都	公募(20年)第13回	100,000,000	107,899,000	
東京都	公募(20年)第16回	200,000,000	216,842,000	
東京都	公募(20年)第17回	200,000,000	217,670,000	
東京都	公募(20年)第20回	280,000,000	307,353,200	
東京都	公募第23回	100,000,000	111,037,000	
東京都	公募(20年)第26回	100,000,000	108,872,000	
東京都	公募(20年)第28回	100,000,000	107,565,000	
東京都	公募(20年)第29回	200,000,000	214,708,000	
東京都	公募(20年)第30回	100,000,000	106,554,000	
東京都	公募(5年)第32回	300,000,000	299,517,000	
北海道	公募平成26年度第13回	100,000,000	100,509,000	
北海道	公募平成26年度第15回	100,000,000	100,522,000	
北海道	公募平成27年度第7回	100,000,000	100,793,000	
北海道	公募平成29年度第5回	200,000,000	199,432,000	
北海道	公募平成29年度第7回	100,000,000	99,760,000	
北海道	公募平成29年度第9回	100,000,000	99,690,000	
北海道	公募平成30年度第15回	238,560,000	229,876,416	
北海道	公募平成30年度第18回	200,000,000	197,158,000	
北海道	公募令和2年度第4回	300,000,000	293,004,000	
北海道	公募令和4年度第5回	100,000,000	96,417,000	
北海道	公募令和5年度第2回	100,000,000	99,534,000	
宮城県	公募第31回1号	300,000,000	302,433,000	
宮城県	公募第32回2号	100,000,000	99,756,000	
神奈川県	公募第210回	200,000,000	201,006,000	
神奈川県	公募第212回	100,000,000	100,527,000	
神奈川県	公募第231回	200,000,000	199,448,000	
神奈川県	公募第243回	200,000,000	195,236,000	
神奈川県	公募第247回	339,150,000	330,477,934	
神奈川県	公募第258回	100,000,000	96,610,000	

神奈川県 公募（30年）第3回	100,000,000	119,149,000	
神奈川県 公募第7回	300,000,000	321,081,000	
神奈川県 公募（20年）第14回	100,000,000	109,746,000	
神奈川県 公募（20年）第17回	200,000,000	220,598,000	
神奈川県 公募（20年）第20回	100,000,000	108,545,000	
神奈川県 公募（20年）第21回	200,000,000	217,714,000	
神奈川県 公募（20年）第26回	100,000,000	106,248,000	
大阪府 公募第389回	100,000,000	100,545,000	
大阪府 公募第396回	200,000,000	201,526,000	
大阪府 公募第417回	102,000,000	102,080,580	
大阪府 公募第423回	100,000,000	99,662,000	
大阪府 公募第429回	179,000,000	178,067,410	
大阪府 公募第452回	100,000,000	97,344,000	
大阪府 公募第467回	140,000,000	135,343,600	
大阪府 公募第469回	150,000,000	144,292,500	
大阪府 公募第479回	200,000,000	193,182,000	
大阪府 公募第481回	100,000,000	97,196,000	
大阪府 公募第489回	176,000,000	174,452,960	
大阪府 公募（20年）第1回	100,000,000	110,297,000	
大阪府 公募（20年）第2回	100,000,000	110,726,000	
大阪府 公募第5回	100,000,000	110,822,000	
大阪府 公募第8回	100,000,000	109,284,000	
大阪府 公募（5年）第173回	200,000,000	199,538,000	
大阪府 公募（5年）第174回	200,000,000	199,506,000	
大阪府 公募（5年）第178回	400,000,000	398,540,000	
大阪府 公募（5年）第184回	400,000,000	397,940,000	
大阪府 公募（5年）第187回	144,000,000	143,148,960	
大阪府 公募（5年）第190回	200,000,000	198,628,000	
京都府 公募平成26年度第5回	100,000,000	105,996,000	
京都府 公募（20年）平成27年度第5回	200,000,000	205,988,000	
京都府 公募（15年）平成27年度第8回	100,000,000	101,670,000	
京都府 公募（15年）平成28年度第2回	200,000,000	194,172,000	
京都府 公募（20年）平成28年度第5回	100,000,000	91,561,000	

京都府	公募平成29年度第4回	100,000,000	99,793,000	
兵庫県	公募平成26年度第17回	100,000,000	100,552,000	
兵庫県	公募平成29年度第22回	100,000,000	99,503,000	
兵庫県	公募(30年)第2回	200,000,000	231,018,000	
兵庫県	公募(15年)第1回	300,000,000	312,687,000	
兵庫県	公募(15年)第3回	200,000,000	208,362,000	
兵庫県	公募(12年)第3回	300,000,000	302,238,000	
兵庫県	公募(15年)第8回	100,000,000	103,670,000	
兵庫県	公募(15年)第11回	100,000,000	101,328,000	
兵庫県	公募第2回	100,000,000	108,346,000	
兵庫県	公募第9回	100,000,000	110,860,000	
兵庫県	公募(20年)第11回	200,000,000	217,676,000	
兵庫県	公募(20年)第14回	100,000,000	108,553,000	
兵庫県	公募(20年)第21回	100,000,000	106,803,000	
兵庫県	公募(20年)第22回	100,000,000	105,271,000	
静岡県	公募平成26年度第9回	200,000,000	201,150,000	
静岡県	公募平成27年度第11回	115,400,000	115,253,442	
静岡県	公募平成28年度第2回	300,000,000	299,394,000	
静岡県	公募平成29年度第3回	100,000,000	99,842,000	
静岡県	公募(31年)第1回	174,000,000	171,080,280	
静岡県	公募(5年)令和3年度第2回	100,000,000	99,621,000	
静岡県	公募(5年)令和3年度第5回	300,000,000	298,587,000	
静岡県	公募(15年)第2回	200,000,000	208,740,000	
静岡県	公募(15年)第5回	200,000,000	207,164,000	
静岡県	公募(15年)第9回	100,000,000	101,411,000	
静岡県	公募(20年)第11回	100,000,000	108,982,000	
静岡県	公募(20年)第14回	200,000,000	217,588,000	
静岡県	公募(20年)第18回	100,000,000	106,184,000	
静岡県	公募(20年)第30回	200,000,000	174,186,000	
愛知県	公募平成20年度第8回	100,000,000	108,576,000	
愛知県	公募(20年)平成22年度第8回	200,000,000	218,550,000	
愛知県	公募(15年)平成23年度第13回	100,000,000	104,224,000	
愛知県	公募(20年)平成24年度第4回	100,000,000	108,416,000	



愛知県 公募（15年）平成24年度第14回	400,000,000	417,356,000	
愛知県 公募平成24年度第17回	100,000,000	109,787,000	
愛知県 公募（30年）平成25年度第8回	120,000,000	131,505,600	
愛知県 公募（20年）平成25年度第17回	200,000,000	215,462,000	
愛知県 公募平成26年度第8回	100,000,000	105,634,000	
愛知県 公募平成26年度第13回	200,000,000	209,840,000	
愛知県 公募平成26年度第17回	300,000,000	301,713,000	
愛知県 公募（15年）平成27年度第2回	300,000,000	304,662,000	
愛知県 公募平成27年度第15回	100,000,000	100,725,000	
愛知県 公募平成29年度第8回	100,000,000	99,760,000	
愛知県 公募平成29年度第9回	100,000,000	99,558,000	
愛知県 公募平成30年度第7回	200,000,000	198,410,000	
愛知県 公募令和3年度第10回	200,000,000	198,862,000	
広島県 公募平成26年度第5回	109,650,000	110,053,512	
広島県 公募平成26年度第7回	200,000,000	201,174,000	
広島県 公募平成29年度第3回	100,000,000	99,534,000	
広島県 公募平成29年度第4回	211,300,000	210,811,897	
広島県 公募令和2年度第2回	100,000,000	97,643,000	
広島県 公募令和2年度第7回	300,000,000	291,660,000	
埼玉県 公募平成26年度第7回	400,000,000	402,164,000	
埼玉県 公募平成26年度第9回	100,000,000	100,520,000	
埼玉県 公募平成27年度第9回	100,000,000	100,196,000	
埼玉県 公募平成28年度第5回	100,000,000	99,640,000	
埼玉県 公募平成30年度第4回	200,000,000	198,724,000	
埼玉県 公募令和元年度第4回	100,000,000	97,938,000	
埼玉県 公募令和2年度第4回	300,000,000	292,827,000	
埼玉県 公募（15年）第1回	200,000,000	205,846,000	
埼玉県 公募（15年）第2回	200,000,000	204,768,000	
埼玉県 公募（15年）第3回	100,000,000	98,092,000	
埼玉県 公募（25年）第2回	200,000,000	179,362,000	
埼玉県 公募（30年）第9回	200,000,000	169,518,000	
埼玉県 公募（20年）第6回	100,000,000	109,380,000	
埼玉県 公募（20年）第16回	100,000,000	102,842,000	

	埼玉県 公募（20年）第19回	100,000,000	93,644,000	
	埼玉県 公募（20年）第20回	100,000,000	94,191,000	
	福岡県 公募平成27年度第1回	300,000,000	302,526,000	
	福岡県 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,830,000	
	福岡県 公募平成23年度第1回	100,000,000	104,136,000	
	福岡県 公募（15年）平成27年度第1回	200,000,000	203,246,000	
	福岡県 公募（15年）令和元年度第1回	100,000,000	93,798,000	
	福岡県 公募（30年）平成19年度第1回	100,000,000	119,404,000	
	福岡県 公募（30年）平成26年度第1回	100,000,000	105,841,000	
	福岡県 公募（30年・定時償還）平成29年度第2回	100,000,000	86,883,000	
	福岡県 公募（30年・定時償還）令和元年度第3回	100,000,000	74,728,000	
	福岡県 公募（20年）平成20年度第1回	300,000,000	327,948,000	
	福岡県 公募（20年）平成20年度第2回	100,000,000	108,628,000	
	福岡県 公募（20年）平成22年度第1回	300,000,000	325,245,000	
	福岡県 公募（20年）平成22年度第2回	300,000,000	333,339,000	
	福岡県 公募（20年）平成24年度第2回	100,000,000	108,004,000	
	千葉県 公募平成26年度第6回	120,000,000	120,447,600	
	千葉県 公募平成27年度第6回	200,000,000	201,462,000	
	千葉県 公募平成28年度第4回	200,000,000	199,392,000	
	千葉県 公募平成29年度第4回	100,000,000	99,535,000	
	千葉県 公募平成29年度第8回	100,000,000	99,484,000	
	千葉県 公募令和元年度第6回	300,000,000	293,679,000	
	千葉県 公募令和4年度第4回	100,000,000	97,062,000	
	千葉県 公募（20年）第1回	400,000,000	417,444,000	
	千葉県 公募（20年）第8回	100,000,000	110,911,000	
	千葉県 公募（20年）第13回	200,000,000	217,138,000	
	千葉県 公募（20年）第16回	200,000,000	214,234,000	
	千葉県 公募（20年）第17回	100,000,000	105,343,000	
	新潟県 公募平成30年度第2回	200,000,000	198,758,000	
	新潟県 公募令和2年度第2回	120,000,000	116,415,600	

長野県 公募令和3年度第1回	300,000,000	290,841,000	
茨城県 公募令和3年度第3回	200,000,000	198,966,000	
茨城県 公募令和5年度第1回	100,000,000	99,099,000	
群馬県 公募第12回	100,000,000	100,787,000	
群馬県 公募(5年)第13回	300,000,000	298,458,000	
群馬県 公募(20年)第3回	100,000,000	108,405,000	
岐阜県 公募平成26年度第1回	186,670,000	187,691,084	
共同発行市場地方債 公募第139回	155,000,000	155,875,750	
共同発行市場地方債 公募第143回	540,000,000	542,959,200	
共同発行市場地方債 公募第145回	1,000,000,000	1,005,150,000	
共同発行市場地方債 公募第148回	100,000,000	100,835,000	
共同発行市場地方債 公募第152回	400,000,000	403,116,000	
共同発行市場地方債 公募第154回	400,000,000	402,416,000	
共同発行市場地方債 公募第156回	200,000,000	199,694,000	
共同発行市場地方債 公募第157回	300,000,000	299,331,000	
共同発行市場地方債 公募第161回	300,000,000	298,935,000	
共同発行市場地方債 公募第172回	600,000,000	599,412,000	
共同発行市場地方債 公募第184回	100,000,000	99,183,000	
共同発行市場地方債 公募第186回	400,000,000	397,616,000	
共同発行市場地方債 公募第188回	300,000,000	298,218,000	
共同発行市場地方債 公募第190回	610,000,000	602,503,100	
共同発行市場地方債 公募第191回	100,000,000	98,602,000	
共同発行市場地方債 公募第194回	300,000,000	294,891,000	
共同発行市場地方債 公募第196回	400,000,000	391,508,000	
共同発行市場地方債 公募第197回	300,000,000	293,460,000	
共同発行市場地方債 公募第200回	100,000,000	97,645,000	
共同発行市場地方債 公募第206回	300,000,000	292,689,000	

回			
共同発行市場地方債 公募第213回	300,000,000	290,541,000	
共同発行市場地方債 公募第215回	400,000,000	387,164,000	
共同発行市場地方債 公募第228回	300,000,000	288,231,000	
共同発行市場地方債 公募第229回	250,000,000	242,042,500	
共同発行市場地方債 公募第234回	300,000,000	291,057,000	
堺市 公募平成22年度第1回	100,000,000	109,833,000	
堺市 公募平成26年度第1回	100,000,000	102,796,000	
堺市 公募第3回	100,000,000	95,644,000	
長崎県 公募令和元年度第3回	100,000,000	97,910,000	
長崎県 公募令和4年度第3回	100,000,000	97,222,000	
島根県 公募(30年)平成29年度第1回	100,000,000	87,009,000	
島根県 公募(5年)令和2年度第3回	150,000,000	149,587,500	
佐賀県 公募平成28年度第1回	100,000,000	99,630,000	
福島県 公募平成26年度第1回	200,000,000	201,080,000	
滋賀県 公募平成26年度第1回	142,000,000	142,766,800	
熊本県 公募平成28年度第2回	132,000,000	131,462,760	
熊本市 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,622,000	
新潟市 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,681,000	
浜松市 公募平成26年度第1回	100,000,000	100,372,000	
大阪市 公募平成27年度第6回	100,000,000	100,724,000	
大阪市 公募令和2年度第2回	300,000,000	292,695,000	
大阪市 公募令和3年度第2回	300,000,000	289,854,000	
大阪市 公募(15年)第1回	100,000,000	104,491,000	
大阪市 公募(20年)第1回	300,000,000	325,170,000	
大阪市 公募(20年)第5回	100,000,000	110,447,000	
大阪市 公募(20年)第6回	100,000,000	109,485,000	
大阪市 公募(20年)第17回	200,000,000	217,526,000	
大阪市 公募(20年)第26回	100,000,000	93,740,000	
名古屋市 公募第489回	100,000,000	100,516,000	
名古屋市 公募第501回	200,000,000	199,268,000	
名古屋市 公募第503回	100,000,000	99,507,000	

名古屋市	公募第504回	200,000,000	198,728,000	
名古屋市	公募第511回	200,000,000	194,674,000	
名古屋市	公募第512回	300,000,000	292,920,000	
名古屋市	公募(12年)第1回	200,000,000	203,308,000	
名古屋市	公募(15年)第2回	100,000,000	102,711,000	
名古屋市	公募(20年)第19回	100,000,000	91,904,000	
京都市	公募平成29年度第1回	100,000,000	99,820,000	
京都市	公募平成29年度第4回	101,280,000	101,015,659	
京都市	公募平成30年度第1回	101,090,000	100,565,342	
京都市	公募(20年)第2回	100,000,000	104,061,000	
京都市	公募(20年)第5回	200,000,000	214,086,000	
京都市	公募(20年)第6回	100,000,000	108,429,000	
京都市	公募(20年)第13回	100,000,000	104,837,000	
京都市	公募(20年)第15回	200,000,000	186,186,000	
神戸市	公募(20年)平成20年度第24回	100,000,000	108,812,000	
神戸市	公募平成26年度第17回	300,000,000	300,897,000	
神戸市	公募平成28年度第1回	200,000,000	199,582,000	
神戸市	公募平成30年度第2回	200,000,000	169,518,000	
横浜市	公募公債平成26年度5回	200,000,000	201,054,000	
横浜市	公募平成28年度第5回	300,000,000	300,204,000	
横浜市	公募平成29年度第3回	100,000,000	99,861,000	
横浜市	公募2019年度第3回	200,000,000	195,244,000	
横浜市	公募(30年)第2回	200,000,000	234,082,000	
横浜市	公募(20年)第11回	100,000,000	106,521,000	
横浜市	公募(20年)第18回	100,000,000	110,081,000	
横浜市	公募(20年)第26回	100,000,000	109,291,000	
横浜市	公募(20年)第30回	100,000,000	105,078,000	
札幌市	公募(15年)平成23年度第9回	200,000,000	208,716,000	
札幌市	公募(20年)平成24年度第1回	100,000,000	109,223,000	
札幌市	公募(20年)平成24年度第11回	100,000,000	109,432,000	
札幌市	公募平成26年度第9回	200,000,000	200,952,000	
札幌市	公募(5年)令和3年度第8回	100,000,000	95,996,000	
札幌市	公募(5年)令和4年度第	100,000,000	97,702,000	

	4回		
	札幌市 公募（20年）第6回	100,000,000	110,342,000
	川崎市 公募第95回	160,000,000	157,612,800
	川崎市 公募（20年）第14回	200,000,000	218,340,000
	川崎市 公募（20年）第17回	100,000,000	107,006,000
	川崎市 公募（20年）第19回	100,000,000	104,956,000
	川崎市 公募（30年）第11回	100,000,000	84,205,000
	川崎市 公募（5年）第67回	100,000,000	99,995,000
	北九州市 公募（10年）令和2年度第2回	200,000,000	193,560,000
	北九州市 公募（20年）第3回	200,000,000	216,416,000
	北九州市 公募（20年）第14回	100,000,000	108,763,000
	福岡市 公募（20年）平成21年度第3回	200,000,000	220,172,000
	福岡市 公募（20年）平成23年度第4回	100,000,000	109,705,000
	福岡市 公募平成26年度第2回	100,000,000	106,376,000
	福岡市 公募平成26年度第5回	100,000,000	100,564,000
	福岡市 公募平成26年度第8回	160,000,000	160,952,000
	福岡市 公募（5年）2020年度第9回	300,000,000	299,034,000
	広島市 公募平成26年度第2回	100,000,000	100,515,000
	広島市 公募平成27年度第2回	500,000,000	503,600,000
	広島市 公募（10年）平成30年度第6回	241,000,000	237,707,940
	広島市 公募（10年）令和3年度第6回	100,000,000	96,547,000
	千葉市 公募平成26年度第2回	200,000,000	201,102,000
	三重県 公募平成28年度第1回	155,000,000	154,821,750
	福井県 公募平成27年度第4回	200,000,000	199,578,000
	福井県 公募令和元年度第3回	200,000,000	195,216,000
	福井県 公募令和4年度第5回	100,000,000	97,058,000
	徳島県 公募平成29年度第2回	200,000,000	199,244,000
	徳島県 公募平成30年度第2回	300,000,000	298,137,000
	山梨県 公募令和元年度第1回	100,000,000	97,607,000
	岡山県 公募平成28年度第2回	168,900,000	168,808,794
	岡山県 公募令和2年度第3回	300,000,000	291,735,000
	岡山県 公募令和3年度第1回	100,000,000	96,138,000

		秋田県 公募令和3年度第1回	116,600,000	112,354,594	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第96回	100,000,000	109,337,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第102回	300,000,000	330,960,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第148回	100,000,000	90,842,000	
		福岡北九州高速道路債券 第117回	100,000,000	108,982,000	
		福岡北九州高速道路債券 第136回	100,000,000	101,401,000	
		福岡北九州高速道路債券 第145回	100,000,000	92,629,000	
		東京都住宅供給公社債券 第19回	200,000,000	208,860,000	
	小計	銘柄数：302 組入時価比率：5.8%	53,518,600,000	54,176,574,964	5.9%
	合計			54,176,574,964	
特殊債券	日本円	新関西国際空港債券 政府保証第5回	117,000,000	116,792,910	
		新関西国際空港社債 財投機関債第6回	300,000,000	314,124,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第9回	100,000,000	103,765,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第12回	100,000,000	102,961,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第47回	100,000,000	103,149,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第66回	400,000,000	398,856,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第78回	200,000,000	199,642,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第82回	100,000,000	99,884,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第86回	300,000,000	298,956,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第96回	200,000,000	198,002,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第101回	300,000,000	298,263,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第137回	400,000,000	398,336,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第138回	400,000,000	385,780,000	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第37回	400,000,000	398,892,000	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第42回	300,000,000	298,665,000	

日本政策投資銀行社債 政府保証第5 2回	410,000,000	409,749,900	
日本政策投資銀行社債 政府保証第5 5回	300,000,000	295,449,000	
日本政策投資銀行社債 政府保証第6 2回	200,000,000	193,936,000	
日本政策投資銀行社債 政府保証第7 5回	370,000,000	358,219,200	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1回	400,000,000	500,716,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第4回	100,000,000	117,449,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第8回	200,000,000	211,414,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第17回	100,000,000	106,369,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第23回	300,000,000	323,973,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第26回	100,000,000	119,069,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第33回	200,000,000	248,490,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第39回	300,000,000	329,025,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第47回	100,000,000	110,832,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第55回	100,000,000	110,567,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第89回	100,000,000	108,005,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第95回	200,000,000	217,118,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第103回	350,000,000	377,744,500	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第105回	100,000,000	109,419,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第145回	300,000,000	298,257,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第149回	100,000,000	100,782,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第151回	100,000,000	102,331,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第157回	100,000,000	101,942,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第160回	100,000,000	102,876,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第164回	100,000,000	101,319,000	



日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第173回	100,000,000	72,612,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第188回	100,000,000	93,185,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第204回	100,000,000	80,909,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第260回	200,000,000	155,240,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第278回	300,000,000	299,247,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第90回	100,000,000	109,992,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第92回	200,000,000	220,012,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第97回	200,000,000	220,312,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第99回	200,000,000	221,778,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第106回	200,000,000	220,826,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第111回	100,000,000	109,909,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第114回	200,000,000	218,588,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第123回	100,000,000	112,038,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第146回	100,000,000	109,063,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第164回	100,000,000	108,289,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第165回	100,000,000	107,163,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第167回	100,000,000	108,276,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第169回	200,000,000	215,912,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第171回	300,000,000	322,077,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第172回	300,000,000	325,995,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第176回	200,000,000	216,150,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第181回	100,000,000	108,248,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第183回	100,000,000	108,811,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第185回	200,000,000	218,208,000	

日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第196回	400,000,000	437,500,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第216回	100,000,000	106,385,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第217回	100,000,000	104,714,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第219回	100,000,000	106,281,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第224回	100,000,000	104,600,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第228回	100,000,000	105,309,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第229回	630,000,000	633,685,500	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第233回	100,000,000	104,394,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第234回	100,000,000	100,557,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第239回	500,000,000	513,265,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第241回	200,000,000	201,218,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第243回	444,000,000	446,339,880	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第245回	400,000,000	406,672,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第246回	200,000,000	205,448,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第258回	400,000,000	402,392,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第261回	401,000,000	403,377,930	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第271回	151,000,000	150,574,180	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第296回	200,000,000	187,212,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第297回	100,000,000	99,703,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第306回	403,000,000	402,282,660	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第315回	100,000,000	99,659,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第321回	600,000,000	598,086,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第324回	100,000,000	99,392,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第335回	100,000,000	85,650,000	

日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第339回	500,000,000	498,005,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第342回	131,000,000	130,114,440	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第351回	100,000,000	99,170,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第354回	200,000,000	198,118,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第357回	100,000,000	99,382,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第398回	100,000,000	74,598,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第449回	500,000,000	498,990,000	
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第9回	100,000,000	117,655,000	
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第28回	400,000,000	475,364,000	
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第33回	100,000,000	119,936,000	
公営企業債券 30年第4回財投機関債	300,000,000	361,485,000	
地方公営企業等金融機構債券(20年) 第1回	100,000,000	108,535,000	
地方公共団体金融機構債券(20年) 第1回	300,000,000	330,645,000	
地方公共団体金融機構債券 20年第4回	100,000,000	109,908,000	
地方公共団体金融機構債券 F16回	100,000,000	105,912,000	
地方公共団体金融機構債券 20年第6回	300,000,000	332,757,000	
地方公共団体金融機構債券 20年第7回	400,000,000	442,920,000	
地方公共団体金融機構債券(20年) 第10回	300,000,000	323,877,000	
地方公共団体金融機構債券(20年) 第19回	200,000,000	218,148,000	
地方公共団体金融機構債券(20年) 第20回	100,000,000	108,764,000	
地方公共団体金融機構債券 F96回	300,000,000	313,149,000	
地方公共団体金融機構債券 F104回	100,000,000	101,809,000	
地方公共団体金融機構債券 F122回	100,000,000	104,254,000	
地方公共団体金融機構債券 F124回	100,000,000	104,253,000	

地方公共団体金融機構債券 F 1 3 2回	500,000,000	508,905,000	
地方公共団体金融機構債券 (20 年) 第24回	100,000,000	108,122,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 4 2回	100,000,000	101,141,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 4 3回	300,000,000	312,474,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 4 5回	200,000,000	202,900,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 4 7回	100,000,000	103,662,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 6 0回	100,000,000	103,114,000	
地方公共団体金融機構債券 (20 年) 第29回	100,000,000	108,264,000	
地方公共団体金融機構債券 (15 年) 第2回	200,000,000	207,700,000	
地方公共団体金融機構債券 (20 年) 第37回	100,000,000	106,203,000	
地方公共団体金融機構債券 (20 年) 第38回	100,000,000	105,665,000	
地方公共団体金融機構債券 F 2 4 0回	300,000,000	310,323,000	
地方公共団体金融機構債券 F 2 4 8回	100,000,000	105,418,000	
地方公共団体金融機構債券 (20 年) 第39回	200,000,000	209,930,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第65回	400,000,000	402,280,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第69回	420,000,000	422,213,400	
地方公共団体金融機構債券 (20 年) 第43回	100,000,000	101,886,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第72回	189,000,000	190,383,480	
政保 地方公共団体金融機構債券 第73回	209,000,000	210,471,360	
地方公共団体金融機構債券 (20 年) 第44回	100,000,000	103,192,000	
地方公共団体金融機構債券 第74 回	300,000,000	302,097,000	
地方公共団体金融機構債券 第77 回	100,000,000	100,702,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第78回	616,000,000	619,683,680	
地方公共団体金融機構債券 F 3 0 8回	200,000,000	202,274,000	

地方公共団体金融機構債券 第79回	400,000,000	402,836,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第80回	300,000,000	301,416,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第83回	116,000,000	115,652,000	
地方公共団体金融機構債券(20年) 第53回	200,000,000	178,734,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第91回	300,000,000	299,169,000	
地方公共団体金融機構債券(20年) 第58回	100,000,000	95,302,000	
地方公共団体金融機構債券 第95回	200,000,000	199,530,000	
地方公共団体金融機構債券 第101回	400,000,000	398,680,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第108回	157,000,000	155,798,950	
政保 地方公共団体金融機構債券 第110回	100,000,000	99,066,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第113回	110,000,000	109,248,700	
政保 地方公共団体金融機構債券 第119回	116,000,000	113,775,120	
政保 地方公共団体金融機構債券 第121回	100,000,000	97,389,000	
地方公共団体金融機構債券 12回	200,000,000	158,210,000	
地方公共団体金融機構債券 第166回	200,000,000	198,762,000	
公営企業債券(20年) 第19回 財投機関債	100,000,000	106,901,000	
公営企業債券(20年) 第20回 財投機関債	100,000,000	106,952,000	
公営企業債券(20年) 第23回 財投機関債	200,000,000	215,828,000	
公営企業債券(20年) 第24回 財投機関債	100,000,000	108,769,000	
公営企業債券(20年) 第25回 財投機関債	100,000,000	109,965,000	
首都高速道路 第28回	200,000,000	198,704,000	
阪神高速道路 第25回	100,000,000	99,496,000	
日本政策金融公庫債券 政府保証第63回	270,000,000	260,660,700	
都市再生債券 財投機関債第93回	100,000,000	103,618,000	
都市再生債券 財投機関債第97回	100,000,000	103,090,000	
都市再生債券 財投機関債第101回	100,000,000	102,587,000	

都市再生債券 財投機関債第109回	100,000,000	102,340,000	
都市再生債券 財投機関債第113回	300,000,000	305,064,000	
都市再生債券 財投機関債第121回	200,000,000	197,494,000	
都市再生債券 財投機関債第127回	200,000,000	199,036,000	
都市再生債券 財投機関債第155回	100,000,000	74,917,000	
本州四国連絡橋債券 財投機関債第7回	100,000,000	103,731,000	
民間都市開発推進機構 政府保証第17回	400,000,000	400,196,000	
関西国際空港債券 政府保証第54回	300,000,000	329,541,000	
福祉医療機構債券 第50回財投機関債	100,000,000	99,719,000	
預金保険機構債券 政府保証第231回	300,000,000	300,258,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債第3回	400,000,000	427,920,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債第6回	200,000,000	216,190,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債第42回	100,000,000	102,797,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債第49回	100,000,000	110,267,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債第59回	100,000,000	109,219,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債第75回	100,000,000	110,346,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債第77回	300,000,000	312,705,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債第78回	100,000,000	110,327,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債第81回	100,000,000	109,429,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債第85回	200,000,000	217,598,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債第90回	200,000,000	208,790,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債第94回	100,000,000	109,286,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債第111回	100,000,000	104,185,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債第112回	100,000,000	108,234,000	

住宅金融支援機構債券 財投機関債 第115回	100,000,000	108,919,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第120回	100,000,000	109,142,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第123回	300,000,000	326,388,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第128回	100,000,000	113,791,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第132回	200,000,000	206,472,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第134回	100,000,000	104,274,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第137回	100,000,000	104,322,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第143回	100,000,000	103,895,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第162回	100,000,000	103,088,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第177回	450,000,000	453,109,500	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第188回	300,000,000	299,070,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第198回	300,000,000	299,070,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第208回	200,000,000	199,486,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第222回	200,000,000	199,042,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第223回	100,000,000	96,557,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第227回	100,000,000	99,633,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第244回	130,000,000	129,142,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第277回	100,000,000	76,635,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第301回	300,000,000	299,010,000	
成田国際空港 第17回	400,000,000	402,028,000	
成田国際空港 第19回	100,000,000	100,097,000	
沖縄振興開発金融公庫債券 財投機 関債第6回	200,000,000	206,752,000	
商工債券 利付第833回い号	100,000,000	99,869,000	
商工債券 利付第845回い号	300,000,000	299,124,000	
商工債券 利付第852回い号	100,000,000	99,406,000	
商工債券 利付第854回い号	400,000,000	397,252,000	

商工債券 利付第856回い号	200,000,000	198,578,000	
商工債券 利付第862回い号	100,000,000	99,368,000	
商工債券 利付第868回い号	100,000,000	99,258,000	
商工債券 利付第871回い号	100,000,000	99,598,000	
商工債券 利付第872回い号	100,000,000	99,978,000	
しんきん中金債券 利付第374回	300,000,000	298,857,000	
しんきん中金債券 利付第377回	100,000,000	99,514,000	
しんきん中金債券 利付第379回	400,000,000	397,716,000	
しんきん中金債券 利付第380回	100,000,000	99,383,000	
しんきん中金債券 利付第400回	100,000,000	99,932,000	
しんきん中金債券 利付第402回	100,000,000	99,583,000	
しんきん中金債券 利付第403回	100,000,000	99,339,000	
商工債券 利付(10年)第15回	200,000,000	200,972,000	
商工債券 利付(10年)第41回	200,000,000	191,474,000	
国際協力機構債券 第6回財投機関債	200,000,000	220,630,000	
国際協力機構債券 第15回財投機関債	100,000,000	108,145,000	
国際協力機構債券 第25回財投機関債	100,000,000	105,732,000	
国際協力機構債券 第32回財投機関債	100,000,000	102,049,000	
国際協力機構債券 第35回財投機関債	100,000,000	99,640,000	
国際協力機構債券 第40回財投機関債	100,000,000	99,738,000	
国際協力機構債券 第68回財投機関債	100,000,000	96,870,000	
東日本高速道路 第57回	100,000,000	99,626,000	
東日本高速道路 第61回	200,000,000	195,650,000	
東日本高速道路 第64回	100,000,000	97,530,000	
東日本高速道路 第83回	200,000,000	198,920,000	
東日本高速道路 第86回	400,000,000	397,004,000	
東日本高速道路 第95回	500,000,000	498,410,000	
中日本高速道路 第63回	100,000,000	100,800,000	
中日本高速道路 第86回	500,000,000	498,105,000	
中日本高速道路 第89回	100,000,000	99,483,000	
中日本高速道路 第90回	300,000,000	298,320,000	
中日本高速道路 第91回	200,000,000	198,706,000	



西日本高速道路 第30回	300,000,000	299,433,000	
西日本高速道路 第64回	200,000,000	198,704,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第69回	100,000,000	105,062,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第71回	500,000,000	502,660,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第90回	300,000,000	289,218,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第135回	300,000,000	291,837,000	
貸付債権担保第40回住宅金融公庫債券	20,946,000	21,107,493	
貸付債権担保第7回住宅金融支援機構債券	10,292,000	10,380,202	
貸付債権担保第25回住宅金融支援機構債券	15,499,000	16,211,799	
貸付債権担保第28回住宅金融支援機構債券	53,199,000	55,663,709	
貸付債権担保第42回住宅金融支援機構債券	47,366,000	48,969,339	
貸付債権担保第45回住宅金融支援機構債券	55,602,000	57,829,972	
貸付債権担保第52回住宅金融支援機構債券	41,088,000	42,474,309	
貸付債権担保第24回住宅金融支援機構債券	27,436,000	28,481,585	
貸付債権担保第48回住宅金融支援機構債券	51,525,000	53,588,576	
貸付債権担保第40回住宅金融支援機構債券	59,559,000	61,299,313	
貸付債権担保第62回住宅金融支援機構債券	89,694,000	91,906,750	
貸付債権担保第60回住宅金融支援機構債券	79,176,000	81,569,490	
貸付債権担保第61回住宅金融支援機構債券	53,230,000	54,669,339	
貸付債権担保第51回住宅金融支援機構債券	19,089,000	19,779,640	
貸付債権担保第43回住宅金融支援機構債券	46,856,000	48,718,057	
貸付債権担保第79回住宅金融支援機構債券	31,099,000	31,668,111	
貸付債権担保第81回住宅金融支援機構債券	68,940,000	70,148,518	
貸付債権担保第72回住宅金融支援機構債券	29,722,000	30,294,445	
貸付債権担保第70回住宅金融支援機構債券	92,319,000	94,783,917	

貸付債権担保第3 3回住宅金融支援機構債券	19,703,000	20,595,742	
貸付債権担保第3 4回住宅金融支援機構債券	20,038,000	20,955,740	
貸付債権担保第3 5回住宅金融支援機構債券	18,908,000	19,771,528	
貸付債権担保第4 6回住宅金融支援機構債券	18,143,000	18,886,318	
貸付債権担保第5 5回住宅金融支援機構債券	51,210,000	52,894,809	
貸付債権担保第5 6回住宅金融支援機構債券	72,885,000	75,282,916	
貸付債権担保第5 7回住宅金融支援機構債券	24,487,000	25,311,722	
貸付債権担保第7 6回住宅金融支援機構債券	58,834,000	60,314,263	
貸付債権担保第2 3回住宅金融支援機構債券	55,728,000	57,953,219	
貸付債権担保第3 2回住宅金融支援機構債券	55,830,000	58,188,259	
貸付債権担保第3 9回住宅金融支援機構債券	98,760,000	102,130,678	
貸付債権担保第5 8回住宅金融支援機構債券	54,714,000	56,505,883	
貸付債権担保第6 4回住宅金融支援機構債券	97,386,000	99,533,361	
貸付債権担保第7 1回住宅金融支援機構債券	87,141,000	88,800,164	
貸付債権担保第7 3回住宅金融支援機構債券	70,162,000	72,156,705	
貸付債権担保第7 5回住宅金融支援機構債券	58,058,000	59,651,111	
貸付債権担保第8 3回住宅金融支援機構債券	148,224,000	150,448,842	
貸付債権担保第8 4回住宅金融支援機構債券	253,946,000	257,470,770	
貸付債権担保第8 8回住宅金融支援機構債券	39,283,000	39,608,656	
貸付債権担保第8 9回住宅金融支援機構債券	40,449,000	40,811,827	
貸付債権担保第9 0回住宅金融支援機構債券	41,394,000	41,595,588	
貸付債権担保第9 2回住宅金融支援機構債券	87,858,000	87,531,168	
貸付債権担保第9 3回住宅金融支援機構債券	93,516,000	92,289,070	
貸付債権担保第9 4回住宅金融支援機構債券	49,190,000	49,103,917	

貸付債権担保第96回住宅金融支援機構債券	52,855,000	52,535,755	
貸付債権担保第97回住宅金融支援機構債券	155,838,000	155,685,278	
貸付債権担保第98回住宅金融支援機構債券	161,937,000	162,254,396	
貸付債権担保第99回住宅金融支援機構債券	109,420,000	109,416,717	
貸付債権担保第100回住宅金融支援機構債券	53,230,000	53,202,852	
貸付債権担保第101回住宅金融支援機構債券	54,341,000	54,467,071	
貸付債権担保第115回住宅金融支援機構債券	207,606,000	201,159,833	
貸付債権担保第116回住宅金融支援機構債券	139,704,000	135,933,389	
貸付債権担保第117回住宅金融支援機構債券	140,014,000	135,928,391	
貸付債権担保第118回住宅金融支援機構債券	69,720,000	67,772,720	
貸付債権担保第119回住宅金融支援機構債券	139,772,000	135,729,793	
貸付債権担保第120回住宅金融支援機構債券	70,311,000	67,929,566	
貸付債権担保第121回住宅金融支援機構債券	70,955,000	68,644,705	
貸付債権担保第123回住宅金融支援機構債券	72,347,000	70,066,622	
貸付債権担保第125回住宅金融支援機構債券	288,228,000	278,295,663	
貸付債権担保第126回住宅金融支援機構債券	218,688,000	211,149,824	
貸付債権担保第128回住宅金融支援機構債券	145,716,000	140,615,940	
貸付債権担保第129回住宅金融支援機構債券	148,930,000	143,921,484	
貸付債権担保第134回住宅金融支援機構債券	151,472,000	145,531,268	
貸付債権担保第135回住宅金融支援機構債券	76,158,000	73,147,474	
貸付債権担保第136回住宅金融支援機構債券	76,648,000	73,864,144	
貸付債権担保第140回住宅金融支援機構債券	76,771,000	73,616,479	
貸付債権担保第142回住宅金融支援機構債券	238,164,000	227,096,518	
貸付債権担保第144回住宅金融支援機構債券	235,929,000	224,993,690	

		貸付債権担保第150回住宅金融支援機構債券	416,830,000	392,658,028	
		貸付債権担保第152回住宅金融支援機構債券	168,278,000	159,916,266	
		貸付債権担保第154回住宅金融支援機構債券	170,148,000	161,128,454	
		貸付債権担保第164回住宅金融支援機構債券	268,641,000	254,139,758	
		貸付債権担保第165回住宅金融支援機構債券	177,962,000	168,830,769	
		貸付債権担保第166回住宅金融支援機構債券	268,449,000	255,681,565	
		貸付債権担保第167回住宅金融支援機構債券	179,040,000	170,410,272	
		貸付債権担保第168回住宅金融支援機構債券	178,968,000	170,194,988	
		貸付債権担保第169回住宅金融支援機構債券	271,647,000	257,934,259	
		貸付債権担保第170回住宅金融支援機構債券	454,100,000	430,659,358	
		貸付債権担保第174回住宅金融支援機構債券	277,482,000	263,352,616	
		貸付債権担保第175回住宅金融支援機構債券	280,188,000	265,338,036	
		貸付債権担保第176回住宅金融支援機構債券	280,383,000	264,336,680	
		貸付債権担保第177回住宅金融支援機構債券	187,118,000	177,608,663	
		貸付債権担保第178回住宅金融支援機構債券	280,320,000	268,072,819	
		貸付債権担保第179回住宅金融支援機構債券	281,562,000	268,508,785	
		貸付債権担保第180回住宅金融支援機構債券	188,408,000	180,494,864	
		貸付債権担保第183回住宅金融支援機構債券	575,106,000	551,129,830	
		貸付債権担保第185回住宅金融支援機構債券	290,112,000	279,142,865	
		貸付債権担保第186回住宅金融支援機構債券	193,712,000	189,235,315	
		貸付債権担保第195回住宅金融支援機構債券	200,000,000	199,976,000	
	小計	銘柄数：337 組入時価比率：6.7%	60,941,692,000	61,875,579,572	6.7%
	合計			61,875,579,572	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（BF C M）第24回円貨社債	100,000,000	99,901,000	

フランス相互信用連合銀行（BFCM） 第29回円貨社債	200,000,000	199,510,000	
フランス相互信用連合銀行（BFCM） 第31回円貨社債	100,000,000	95,766,000	
ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第14回円貨社債	100,000,000	98,947,000	
ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第25回非上位円貨社債	200,000,000	196,234,000	
クレディ・アグリコル・エス・エー 第6回円貨社債（2014）	100,000,000	100,271,000	
クレディ・アグリコル・エス・エー 第16回円貨社債（2018）	100,000,000	96,694,000	
スタンダード・チャータード 第3回円貨社債（2015）	100,000,000	99,877,000	
エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第3回円	100,000,000	99,211,000	
ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第7回円貨社債	100,000,000	97,687,000	
サンタンデール銀行 第1回円貨社債	100,000,000	99,648,000	
フランス電力 第4回円貨社債（2017）	100,000,000	99,646,000	
INPEX 第1回社債間限定同順位特約付	500,000,000	496,600,000	
長谷工コーポレーション 第14回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,472,000	
五洋建設 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,299,000	
大和ハウス工業 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,727,000	
大和ハウス工業 第25回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	286,572,000	
大和ハウス工業 第29回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,986,000	
明治ホールディングス 第10回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,686,000	
アサヒグループホールディングス 第16回特定社債間限定同順位	300,000,000	298,227,000	
麒麟ホールディングス 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,628,000	
コカ・コーラボトラーズジャパン 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,424,000	
コカ・コーラボトラーズジャパン 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,145,000	
日本たばこ産業 第13回	100,000,000	99,025,000	
三越伊勢丹ホールディングス 第6回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,047,000	
森ヒルズリート投資法人 第17回	200,000,000	199,020,000	

特定投資法人債間限定同順位特			
森ビル 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,285,000	
東急不動産ホールディングス 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,490,000	
東急不動産ホールディングス 第29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,559,000	
セブン&アイ・ホールディングス 第14回社債間限定同順位特約	600,000,000	598,278,000	
セブン&アイ・ホールディングス 第15回社債間限定同順位特約	200,000,000	198,316,000	
東レ 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,488,000	
東レ 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,541,000	
日本土地建物 第4回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,774,000	
王子ホールディングス 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,505,000	
王子ホールディングス 第42回社債間限定同順位特約付	600,000,000	596,262,000	
日本製紙 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,687,000	
レゾナックホールディングス 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,627,000	
住友化学 第52回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,328,000	
住友化学 第56回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,941,000	
日本酸素ホールディングス 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,090,000	
三井化学 第48回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,586,000	
JSR 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,356,000	
三菱ケミカルホールディングス 第29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,239,000	
三菱ケミカルホールディングス 第33回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,008,000	
三菱ケミカルホールディングス 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,575,000	
ダイセル 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,819,000	
電通 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,949,000	
電通 第6回社債間限定同順位特約付	300,000,000	293,523,000	
武田薬品工業 第16回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,522,000	

アステラス製薬 第3回無担保社債 間限定	100,000,000	100,053,000	
アステラス製薬 第4回無担保社債 間限定	100,000,000	100,041,000	
オリエンタルランド 第16回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,755,000	
オリエンタルランド 第18回社債 間限定同順位特約付	200,000,000	192,848,000	
ヤフー 第6回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	99,848,000	
ヤフー 第12回社債間限定同順位 特約付	200,000,000	197,748,000	
楽天 第13回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	65,547,000	
楽天 第15回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	94,954,000	
富士フイルムホールディングス 第 16回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,608,000	
出光興産 第14回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	94,961,000	
JXホールディングス 第13回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	99,680,000	
コスモエネルギーホールディングス 第1回社債間限定同順位特約	100,000,000	99,771,000	
TOYO TIRE 第4回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	100,001,000	
ブリヂストン 第11回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	99,479,000	
住友理工 第7回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	99,772,000	
AGC 第2回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	98,136,000	
太平洋セメント 第27回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	98,061,000	
日本碍子 第7回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	96,876,000	
新日鐵住金 第9回社債間限定同順 位特約付	300,000,000	296,511,000	
ジェイ エフ イー ホールディン グス 第28回社債間限定同順	100,000,000	99,685,000	
ジェイ エフ イー ホールディン グス 第34回社債間限定同順	100,000,000	99,933,000	
三菱マテリアル 第36回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	98,452,000	
住友金属鉱山 第33回社債間限定 同順位特約付	200,000,000	198,490,000	
住友金属鉱山 第35回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	99,613,000	

住友電気工業 第26回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,826,000	
LIXILグループ 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,264,000	
住友重機械工業 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,613,000	
日立建機 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,103,000	
荏原製作所 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,523,000	
ダイキン工業 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,470,000	
ジェイテクト 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,964,000	
日立製作所 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	207,928,000	
日本電気 第63回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,780,000	
セイコーエプソン 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,664,000	
パナソニック 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,106,000	
パナソニック 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,575,000	
パナソニック 第22回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,862,000	
パナソニック 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,053,000	
TDK 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,806,000	
デンソー 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,007,000	
東海理化電機製作所 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,134,000	
三菱重工業 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,296,000	
三菱重工業 第38回社債間限定同順位特約付 (第2回グリーンボ)	300,000,000	297,429,000	
IHI 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,449,000	
JA三井リース 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,165,000	
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス 第9回社債間限定	100,000,000	99,831,000	
いすゞ自動車 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,983,000	
トヨタ自動車 第26回社債間限定同順位特約付	700,000,000	695,954,000	



トヨタ自動車 第27回社債間限定同順位特約付	300,000,000	289,167,000	
楽天カード 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,989,000	
ニコン 第22回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,486,000	
丸紅 第113回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,059,000	
豊田通商 第18回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,658,000	
豊田通商 第19回社債間限定同順位特約付	200,000,000	203,616,000	
三井物産 第64回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,291,000	
三井物産 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,258,000	
住友商事 第49回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,530,000	
住友商事 第53回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,558,000	
住友商事 第61回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,629,000	
三菱商事 第80回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	104,807,000	
クレディセゾン 第65回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,273,000	
クレディセゾン 第76回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,992,000	
イオン 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,874,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ 第7回劣後特約付	100,000,000	100,871,000	
りそなホールディングス 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,737,000	
三井住友トラスト・ホールディングス 第2回劣後特約付	200,000,000	200,252,000	
みずほコーポレート銀行 第8回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,571,000	
三菱東京UFJ銀行 第23回劣後特約付	100,000,000	110,519,000	
三菱東京UFJ銀行 第24回劣後特約付	100,000,000	106,609,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第3回劣後特約付	100,000,000	100,166,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第4回劣後特約付	100,000,000	100,150,000	
三井住友信託銀行 第18回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,950,000	

セブン銀行 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,416,000	
セブン銀行 第12回社債間限定同順位特約付	300,000,000	298,572,000	
みずほ銀行 第7回劣後特約付	100,000,000	105,978,000	
みずほリース 第3回社債間限定同順位特約付	300,000,000	299,688,000	
みずほリース 第7回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,948,000	
みずほリース 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,040,000	
NTTファイナンス 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,686,000	
NTTファイナンス 第16回日本電信電話保証付	200,000,000	199,426,000	
NTTファイナンス 第17回日本電信電話保証付	200,000,000	198,482,000	
NTTファイナンス 第18回日本電信電話保証付	300,000,000	292,026,000	
東京センチュリー 第28回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,191,000	
東京センチュリー 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,777,000	
東京センチュリー 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,269,000	
ホンダファイナンス 第63回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,758,000	
ホンダファイナンス 第69回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,556,000	
ホンダファイナンス 第83回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,042,000	
SBIホールディングス 第26回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,618,000	
トヨタファイナンス 第81回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,328,000	
トヨタファイナンス 第94回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,753,000	
トヨタファイナンス 第96回社債間限定同順位特約付	800,000,000	794,928,000	
リコーリース 第28回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,504,000	
イオンフィナンシャルサービス 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,324,000	
イオンフィナンシャルサービス 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,171,000	
アコム 第78回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,627,000	
オリエン特コーポレーション 第3	100,000,000	94,239,000	

	2 回社債間限定同順位特約付			
	日立キャピタル 第 6 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,829,000	
	日立キャピタル 第 8 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,337,000	
	オリックス 第 1 8 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,218,000	
	オリックス 第 2 0 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,882,000	
	三井住友ファイナンス&リース 第 2 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,487,000	
	三菱UFJリース 第 5 2 回社債間限定同順位特約付	400,000,000	398,628,000	
	三菱UFJリース 第 5 6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,720,000	
	三菱UFJリース 第 7 6 回社債間限定同順位特約付	300,000,000	292,713,000	
	大和証券グループ本社 第 2 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,741,000	
	大和証券グループ本社 第 3 6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,038,000	
	大和証券グループ本社 第 3 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,994,000	
	三井住友海上火災保険 第 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,271,000	
	三井不動産 第 6 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,752,000	
	三井不動産 第 7 1 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,044,000	
	三井不動産 第 8 3 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,320,000	
	三菱地所 第 9 3 回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	218,830,000	
	三菱地所 第 1 2 0 回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	99,253,000	
	三菱地所 第 1 2 9 回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	99,432,000	
	三菱地所 第 1 3 5 回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	95,249,000	
	東京建物 第 2 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,857,000	
	東京建物 第 3 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,029,000	
	ダイビル 第 1 9 回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,259,000	
	京阪神ビルディング 第 1 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,132,000	
	住友不動産 第 1 0 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,673,000	

イオンモール 第22回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,832,000	
イオンモール 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,388,000	
エヌ・ティ・ティ都市開発 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,556,000	
日本プライムリアルティ投資法人 第27回特定投資法人債間限定	100,000,000	93,910,000	
グローバル・ワン不動産投資法人 第9回	100,000,000	99,460,000	
野村不動産オフィスファンド投資法人 第7回特定投資法人債間限	100,000,000	109,528,000	
相鉄ホールディングス 第32回相模鉄道株式会社保証付	200,000,000	200,828,000	
東京急行電鉄 第82回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,838,000	
東京急行電鉄 第83回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,420,000	
小田急電鉄 第68回社債間限定同順位特約付	200,000,000	204,760,000	
小田急電鉄 第74回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,617,000	
京王電鉄 第38回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,499,000	
京成電鉄 第63回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,387,000	
東日本旅客鉄道 第57回社債間限定同順位特約付	200,000,000	218,856,000	
東日本旅客鉄道 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	108,096,000	
東日本旅客鉄道 第86回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,191,000	
東日本旅客鉄道 第106回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,449,000	
東日本旅客鉄道 第107回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,643,000	
東日本旅客鉄道 第119回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,447,000	
東日本旅客鉄道 第133回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,665,000	
東日本旅客鉄道 第145回社債間限定同順位特約付	200,000,000	135,196,000	
東日本旅客鉄道 第147回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,289,000	
東日本旅客鉄道 第153回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,826,000	
東日本旅客鉄道 第164回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,988,000	

東日本旅客鉄道 第165回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	85,512,000	
東日本旅客鉄道 第167回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	71,866,000	
東日本旅客鉄道 第184回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	99,913,000	
西日本旅客鉄道 第13回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	106,756,000	
西日本旅客鉄道 第15回社債間 限定同順位特約付	300,000,000	323,112,000	
西日本旅客鉄道 第60回社債間 限定同順位特約付	200,000,000	194,346,000	
西日本旅客鉄道 第65回社債間 限定同順位特約付	200,000,000	193,556,000	
西日本旅客鉄道 第66回社債間 限定同順位特約付	200,000,000	173,956,000	
西日本旅客鉄道 第77回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	71,382,000	
東海旅客鉄道 第51回社債間 限定同順位特約付	200,000,000	219,802,000	
東海旅客鉄道 第70回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	103,559,000	
東海旅客鉄道 第73回社債間 限定同順位特約付	300,000,000	296,346,000	
東海旅客鉄道 第74回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	99,368,000	
東京地下鉄 第22回	100,000,000	99,290,000	
東京地下鉄 第23回	100,000,000	92,047,000	
東京地下鉄 第24回	100,000,000	85,706,000	
西武ホールディングス 第1回社債 間限定同順位特約付	200,000,000	192,584,000	
西日本鉄道 第45回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	98,622,000	
阪急阪神ホールディングス 第47 回	400,000,000	412,816,000	
阪急阪神ホールディングス 第49 回	100,000,000	93,925,000	
名古屋鉄道 第50回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	101,565,000	
日本通運 第11回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	99,599,000	
日本通運 第12回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	92,758,000	
日立物流 第4回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	99,242,000	
日本郵船 第32回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	106,182,000	

横浜高速鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,672,000	
九州旅客鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	200,000,000	160,194,000	
九州旅客鉄道 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,213,000	
ANAホールディングス 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,329,000	
KDDI 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,663,000	
KDDI 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,837,000	
ソフトバンク 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,173,000	
ソフトバンク 第12回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,838,000	
ソフトバンク 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,617,000	
ソフトバンク 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,004,000	
東京電力 第548回	100,000,000	102,824,000	
東京電力 第560回	100,000,000	101,396,000	
中部電力 第524回	100,000,000	99,726,000	
中部電力 第530回	200,000,000	195,088,000	
中部電力 第559回	100,000,000	91,356,000	
中部電力 第560回	100,000,000	91,476,000	
関西電力 第509回	100,000,000	99,872,000	
関西電力 第511回	300,000,000	298,506,000	
関西電力 第522回	200,000,000	198,242,000	
関西電力 第535回	200,000,000	199,048,000	
関西電力 第556回	100,000,000	97,914,000	
関西電力 第557回	100,000,000	95,026,000	
中国電力 第400回	100,000,000	99,380,000	
中国電力 第402回	100,000,000	100,062,000	
中国電力 第406回	100,000,000	90,172,000	
中国電力 第416回	100,000,000	98,104,000	
中国電力 第422回	600,000,000	583,254,000	
中国電力 第425回	100,000,000	97,197,000	
北陸電力 第307回	100,000,000	101,870,000	
北陸電力 第312回	100,000,000	101,767,000	
北陸電力 第322回	100,000,000	99,645,000	

北陸電力 第326回	200,000,000	179,442,000	
北陸電力 第330回	100,000,000	98,022,000	
北陸電力 第339回	100,000,000	91,005,000	
東北電力 第481回	200,000,000	201,908,000	
東北電力 第484回	100,000,000	92,557,000	
東北電力 第491回	100,000,000	99,846,000	
東北電力 第508回	100,000,000	98,727,000	
東北電力 第521回	300,000,000	292,821,000	
東北電力 第529回	200,000,000	198,358,000	
東北電力 第560回	100,000,000	97,821,000	
四国電力 第293回	100,000,000	92,599,000	
四国電力 第321回	100,000,000	80,235,000	
九州電力 第449回	200,000,000	199,606,000	
九州電力 第451回	100,000,000	99,835,000	
九州電力 第476回	100,000,000	98,354,000	
九州電力 第478回	100,000,000	89,120,000	
九州電力 第481回	300,000,000	292,800,000	
九州電力 第484回	200,000,000	195,318,000	
九州電力 第493回	300,000,000	297,420,000	
北海道電力 第321回	100,000,000	100,864,000	
北海道電力 第323回	300,000,000	310,125,000	
北海道電力 第338回	100,000,000	92,680,000	
北海道電力 第385回	100,000,000	99,257,000	
沖縄電力 第32回	100,000,000	99,879,000	
電源開発 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,694,000	
電源開発 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,128,000	
電源開発 第59回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,967,000	
電源開発 第73回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,970,000	
電源開発 第86回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,574,000	
東京電力パワーグリッド 第6回	100,000,000	100,269,000	
東京電力パワーグリッド 第11回	300,000,000	299,613,000	
東京電力パワーグリッド 第15回	300,000,000	294,681,000	
東京電力パワーグリッド 第28回	100,000,000	100,055,000	

	東京電力パワーグリッド 第35回	100,000,000	100,500,000	
	東京電力パワーグリッド 第38回	400,000,000	400,396,000	
	東京電力パワーグリッド 第40回	400,000,000	390,556,000	
	東京電力パワーグリッド 第45回	300,000,000	290,229,000	
	東京電力パワーグリッド 第50回	100,000,000	96,838,000	
	東京電力パワーグリッド 第54回	100,000,000	98,781,000	
	J E R A 第3回無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,948,000	
	J E R A 第17回無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,704,000	
	東京瓦斯 第28回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,064,000	
	東京瓦斯 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,931,000	
	東京瓦斯 第38回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,323,000	
	東京瓦斯 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,220,000	
	大阪瓦斯 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	75,451,000	
	大阪瓦斯 第43回社債間限定同順位特約付	200,000,000	155,296,000	
	大阪瓦斯 第51回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,356,000	
	北海道瓦斯 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,501,000	
	広島ガス 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,687,000	
	ファーストリテイリング 第7回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,327,000	
	ファーストリテイリング 第8回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,271,000	
小計	銘柄数：303 組入時価比率：4.6%	43,800,000,000	42,942,526,000 4.7%	
合計			42,942,526,000	
合計			922,638,044,136	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)



(2023年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	610,845,780
コール・ローン	368,287,539
国債証券	83,021,545,543
派生商品評価勘定	242,841,685
未収入金	842,063,367
未収利息	531,813,965
前払費用	61,942,619
差入委託証拠金	648,560
流動資産合計	85,679,989,058
資産合計	85,679,989,058
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	613,871,291
未払金	1,207,589,502
未払解約金	39,591,111
未払利息	689
その他未払費用	757,800
流動負債合計	1,861,810,393
負債合計	1,861,810,393
純資産の部	
元本等	
元本	84,932,260,318
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,114,081,653
元本等合計	83,818,178,665
純資産合計	83,818,178,665
負債純資産合計	85,679,989,058

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取

引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)  
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年9月6日現在	
1. 元本の欠損	1,114,081,653円
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9869円
(10,000口当たり純資産額)	(9,869円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年9月7日 至 2023年9月6日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月6日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年9月6日現在	
期首	2022年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	75,825,824,813円
同期中における追加設定元本額	49,264,547,378円
同期中における一部解約元本額	40,158,111,873円
期末元本額	84,932,260,318円

期末元本額の内訳*		
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型		2,104,638,394円
野村インデックスファンド・外国債券・為替ヘッジ型		1,377,227,189円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型		46,608,523円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型		17,060,907円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型		7,688,377円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型		5,658,503円
野村外国債券インデックス Aコース (野村SMA・EW向け)		10,132,529,849円
インデックス・ブレンド (タイプI)		1,816,661円
インデックス・ブレンド (タイプII)		1,167,630円
インデックス・ブレンド (タイプIII)		7,191,107円
インデックス・ブレンド (タイプIV)		2,153,731円
インデックス・ブレンド (タイプV)		5,824,159円
野村外国債券インデックス Aコース (野村投資一任口座向け)		51,704,822,110円
野村外国債券 (含む新興国) インデックス Aコース (野村投資一任口座向け)		11,080,677,316円
ファンドラップ (ウェルス・スクエア) 債券・安定型		1,892,517,707円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)		160,930,847円
野村国内外マルチアセット (6資産) ファンド (適格機関投資家専用)		723,161円
野村国内外マルチアセット (6資産) オープン投信 (適格機関投資家専用)		2,891,176円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信 (適格機関投資家専用)		5,541,429,501円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)		838,703,470円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年9月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	610,000.00	626,274.55	
		US TREASURY BOND	1,800,000.00	1,912,992.12	
		US TREASURY BOND	20,000.00	20,760.15	
		US TREASURY BOND	1,510,000.00	1,173,788.98	
		US TREASURY BOND	250,000.00	222,148.42	
		US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,705,081.96	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	960,202.00	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,931,289.00	
		US TREASURY N/B	4,300,000.00	4,136,902.29	
		US TREASURY N/B	800,000.00	769,546.80	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	955,605.40	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,366,406.25	
		US TREASURY N/B	3,400,000.00	3,275,687.50	
		US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,007,714.66	

US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,770,781.20
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,900,703.00
US TREASURY N/B	4,500,000.00	4,330,195.20
US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,412,109.25
US TREASURY N/B	500,000.00	462,929.65
US TREASURY N/B	500,000.00	476,181.60
US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,560,816.36
US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,698,500.00
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,444,921.80
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,441,171.80
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,929,062.40
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,923,632.80
US TREASURY N/B	2,780,000.00	2,627,860.05
US TREASURY N/B	3,100,000.00	2,971,156.25
US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,647,500.00
US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,887,031.10
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,480,136.70
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,359,785.10
US TREASURY N/B	1,640,000.00	1,551,145.29
US TREASURY N/B	3,300,000.00	3,162,456.99
US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,447,363.25
US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,603,437.20
US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,041,015.46
US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,505,027.02
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,351,757.70
US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,706,913.80
US TREASURY N/B	700,000.00	645,941.38
US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,336,523.25
US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,625,781.00
US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,459,179.50
US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,467,441.17
US TREASURY N/B	500,000.00	454,873.00
US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,249,882.76
US TREASURY N/B	1,000,000.00	915,703.10
US TREASURY N/B	1,000,000.00	894,843.70

US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,399,312.50
US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,184,904.24
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,348,710.90
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,808,125.00
US TREASURY N/B	1,000,000.00	926,562.50
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,867,265.60
US TREASURY N/B	1,000,000.00	865,546.80
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,880,546.80
US TREASURY N/B	3,800,000.00	3,522,718.56
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,726,015.60
US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,674,609.00
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,434,199.20
US TREASURY N/B	1,000,000.00	853,574.20
US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,942,000.00
US TREASURY N/B	2,300,000.00	1,956,617.13
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,705,781.20
US TREASURY N/B	500,000.00	425,390.60
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,280,156.25
US TREASURY N/B	300,000.00	279,632.79
US TREASURY N/B	1,000,000.00	867,460.90
US TREASURY N/B	1,000,000.00	934,921.80
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,701,523.40
US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,957,429.53
US TREASURY N/B	1,000,000.00	854,238.20
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,715,898.40
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,292,226.45
US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,705,664.00
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,731,250.00
US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,888,777.22
US TREASURY N/B	1,000,000.00	873,574.20
US TREASURY N/B	3,400,000.00	3,109,671.62
US TREASURY N/B	4,700,000.00	4,233,120.80
US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,310,693.25
US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,248,437.50
US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,017,726.48

US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,824,335.90
US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,727,246.00
US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,320,839.81
US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,918,320.20
US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,895,898.00
US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,139,327.96
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,903,046.80
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,682,578.00
US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,175,156.16
US TREASURY N/B	500,000.00	554,277.30
US TREASURY N/B	4,700,000.00	3,695,925.37
US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,248,812.48
US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,739,941.10
US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,762,062.50
US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,162,601.44
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,795,703.00
US TREASURY N/B	3,300,000.00	2,924,753.70
US TREASURY N/B	6,000,000.00	5,923,125.00
US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,820,000.00
US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,346,312.32
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,207,890.60
US TREASURY N/B	3,700,000.00	2,215,302.48
US TREASURY N/B	500,000.00	487,382.80
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,245,429.60
US TREASURY N/B	4,000,000.00	2,709,843.60
US TREASURY N/B	1,200,000.00	863,367.12
US TREASURY N/B	3,500,000.00	2,293,251.80
US TREASURY N/B	500,000.00	412,187.50
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,024,277.25
US TREASURY N/B	400,000.00	328,281.24
US TREASURY N/B	1,000,000.00	725,898.40
US TREASURY N/B	400,000.00	320,468.72
US TREASURY N/B	500,000.00	416,845.70
US TREASURY N/B	1,000,000.00	767,539.00
US TREASURY N/B	250,000.00	211,845.70

	US TREASURY N/B	800,000.00	612,281.20
	US TREASURY N/B	500,000.00	463,613.25
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	811,191.40
	US TREASURY N/B	400,000.00	348,421.84
	US TREASURY N/B	900,000.00	722,355.39
	US TREASURY N/B	600,000.00	470,671.86
	US TREASURY N/B	300,000.00	214,605.45
	US TREASURY N/B	540,000.00	421,822.24
	US TREASURY N/B	1,100,000.00	838,706.99
	US TREASURY N/B	920,000.00	716,342.17
	US TREASURY N/B	2,530,000.00	1,790,567.77
	US TREASURY N/B	2,700,000.00	1,908,351.36
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	938,054.60
	US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,363,394.52
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	774,179.60
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	773,730.40
	US TREASURY N/B	1,520,000.00	1,120,762.42
	US TREASURY N/B	1,300,000.00	957,480.42
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,544,804.60
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,106,437.50
	US TREASURY N/B	900,000.00	694,757.79
	US TREASURY N/B	1,300,000.00	857,923.82
	US TREASURY N/B	300,000.00	203,496.09
	US TREASURY N/B	600,000.00	372,222.60
	US TREASURY N/B	1,100,000.00	555,113.24
	US TREASURY N/B	1,700,000.00	887,253.80
	US TREASURY N/B	2,900,000.00	1,621,507.74
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	596,679.60
	US TREASURY N/B	5,200,000.00	3,501,773.08
	US TREASURY N/B	2,500,000.00	1,535,253.75
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,187,890.60
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	979,804.65
	US TREASURY N/B	2,500,000.00	1,880,859.25
	US TREASURY N/B	800,000.00	618,187.44
	US TREASURY N/B	500,000.00	468,457.00

小計	US TREASURY N/B	1,000,000.00	874,062.50
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,312,031.25
	銘柄数：156	311,070,000.00	271,167,566.26 (40,094,836,347)
	組入時価比率：47.8%		48.3%
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	2,750,000.00	2,658,086.20
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	488,724.25
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	474,891.30
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	190,021.52
	CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	391,693.52
	CANADIAN GOVERNMENT	900,000.00	872,152.56
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	464,487.60
	CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	358,743.16
	CANADIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	979,417.50
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	484,447.15
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	220,170.62
	CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	213,073.12
	CANADIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	1,750,481.04
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	510,085.92
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	421,459.95
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	436,187.75
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	271,931.55
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	699,277.80
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	554,440.08
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	227,732.02
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	626,556.00
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	196,566.00
	CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	346,325.68
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	580,705.84
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	201,579.00
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	84,857.17
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	664,116.08
小計	銘柄数：27	16,800,000.00	15,368,210.38 (1,665,145,594)
	組入時価比率：2.0%		2.0%



メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	14,100,000.00	13,674,808.86		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	5,000,000.00	4,944,011.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,200,000.00	6,672,384.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,000,000.00	9,048,339.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,000,000.00	8,742,300.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	4,000,000.00	3,720,840.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,500,000.00	6,221,995.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	8,700,000.00	7,885,680.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,200,000.00	5,459,906.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	3,100,000.00	2,751,870.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	3,000,000.00	3,129,210.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,500,000.00	6,882,825.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	13,000,000.00	10,968,360.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	4,300,000.00	3,695,033.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	4,200,000.00	3,573,591.00		
	小計	銘柄数：15 組入時価比率：1.0%	106,800,000.00	97,371,152.86 (826,408,448) 1.0%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	300,000.00	290,880.00	
BELGIUM KINGDOM		1,600,000.00	1,515,044.16		
BELGIUM KINGDOM		150,000.00	138,537.75		
BELGIUM KINGDOM		1,400,000.00	1,243,200.00		
BELGIUM KINGDOM		800,000.00	714,587.20		
BELGIUM KINGDOM		400,000.00	343,397.00		
BELGIUM KINGDOM		300,000.00	234,106.80		
BELGIUM KINGDOM		550,000.00	586,577.20		
BELGIUM KINGDOM		700,000.00	551,180.00		
BELGIUM KINGDOM		500,000.00	486,988.50		
BELGIUM KINGDOM		500,000.00	392,750.00		
BELGIUM KINGDOM		200,000.00	182,214.78		
BELGIUM KINGDOM		300,000.00	183,000.00		
BELGIUM KINGDOM		500,000.00	546,842.95		
BELGIUM KINGDOM		300,000.00	308,008.20		
BELGIUM KINGDOM		500,000.00	336,676.25		
BELGIUM KINGDOM		600,000.00	359,206.80		

	BELGIUM KINGDOM	200,000.00	147,547.00
	BELGIUM KINGDOM	370,000.00	258,209.68
	BELGIUM KINGDOM GOVT	670,000.00	775,798.36
	BONOS Y OBLIG DE	300,000.00	237,749.82
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	200,000.00	88,902.92
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	297,259.92
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	285,912.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	776,792.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,700,000.00	1,603,254.87
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	306,871.26
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	277,500.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	20,000.00	19,316.86
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,000,000.00	1,971,370.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,200,000.00	1,283,626.80
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	900,000.00	805,680.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	728,840.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	465,630.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	608,125.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	644,637.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	543,475.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	724,560.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,800,000.00	2,422,980.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	851,000.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	730,920.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	346,160.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	461,750.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	771,280.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	626,150.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	900,000.00	739,509.84
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	271,672.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	494,479.65
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	443,824.40
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	459,258.94
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	761,875.10
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	274,143.90

BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	577,006.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	390,720.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	298,956.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	247,751.52	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	593,670.21	
BUNDESobligation	600,000.00	578,310.00	
BUNDESobligation	700,000.00	643,440.00	
BUNDESobligation	1,000,000.00	949,040.00	
BUNDESobligation	900,000.00	884,502.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	961,910.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,400,000.00	1,589,294.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	460,800.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	456,905.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	549,120.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,800,000.00	1,592,910.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,000,000.00	2,587,290.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,000,000.00	1,948,080.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	607,250.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000.00	1,314,665.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	810,010.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,300,000.00	1,212,497.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	683,802.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	900,000.00	899,379.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	900,000.00	1,077,429.60	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	570,239.80	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	800,000.00	631,248.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,188,215.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,500,000.00	1,896,246.60	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	650,000.00	694,316.54	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	800,000.00	767,889.60	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	191,658.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	147,426.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,800,000.00	885,528.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,100,000.00	972,615.00	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,800,000.00	1,746,450.00	

BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,300,000.00	1,282,060.00	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,600,000.00	1,583,040.00	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,700,000.00	1,690,497.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	509,400.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,700,000.00	1,691,952.20	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	195,420.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,330,000.00	1,285,179.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,100,000.00	2,095,380.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,200,000.00	1,114,647.60	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,021,100.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,900,000.00	1,733,370.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	301,302.21	
BUONI POLIENNALI DEL TES	550,000.00	521,840.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	384,000.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	557,340.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	549,600.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	190,060.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	443,720.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	671,510.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	466,100.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	428,950.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	985,900.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	240,000.00	250,848.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,100,000.00	919,105.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	3,500,000.00	3,311,350.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	956,100.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	754,320.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	600,300.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	488,700.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	170,500.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,100,000.00	1,082,620.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	163,820.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	399,094.50	
BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	793,590.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	436,850.00	

	BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	672,060.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	405,680.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,070,000.00	916,348.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,610,000.00	1,698,550.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,500,000.00	2,264,250.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	191,220.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	863,700.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	733,950.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	831,800.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	733,950.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	268,200.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	292,740.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,200,000.00	1,214,520.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	161,960.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	146,520.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	165,560.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	614,880.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	201,270.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	489,440.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	287,820.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	310,000.00	206,557.55	
	FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	386,371.60	
	FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	375,512.40	
	FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	396,442.00	
	FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	259,495.80	
	FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	243,337.20	
	FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	158,690.60	
	FINNISH GOVERNMENT	500,000.00	408,163.50	
	FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	202,404.00	
	FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	270,649.68	
	FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	69,057.00	
	FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	85,986.21	
	FRANCE (GOVT OF)	2,400,000.00	2,310,000.00	
	FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	954,997.00	
	FRANCE (GOVT OF)	600,000.00	560,672.28	

	FRANCE (GOVT OF)	750,000.00	687,502.50
	FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	819,090.00
	FRANCE (GOVT OF)	3,000,000.00	2,795,193.00
	FRANCE (GOVT OF)	3,000,000.00	2,728,560.00
	FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	904,998.00
	FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	989,552.00
	FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	1,748,677.40
	FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	250,686.06
	FRANCE (GOVT OF)	2,320,000.00	2,262,000.00
	FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,189,950.00
	FRANCE (GOVT OF)	3,000,000.00	2,310,300.00
	FRANCE (GOVT OF)	800,000.00	791,361.60
	FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	1,649,990.00
	FRANCE (GOVT OF)	2,100,000.00	1,653,120.00
	FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	188,510.01
	FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	256,683.00
	FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	149,850.60
	FRANCE (GOVT OF)	1,300,000.00	847,089.75
	FRANCE (GOVT OF)	600,000.00	302,586.00
	FRANCE (GOVT OF)	1,600,000.00	786,422.40
	FRANCE (GOVT OF)	400,000.00	354,603.20
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	3,100,000.00	3,039,751.50
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,100,000.00	1,162,700.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,300,000.00	1,313,065.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,200,000.00	1,190,400.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,200,000.00	1,356,120.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	640,000.00	576,241.92
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	300,000.00	363,051.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,200,000.00	1,371,114.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	700,000.00	756,490.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	2,520,000.00	2,860,200.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	800,000.00	767,562.88
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	700,000.00	764,750.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	800,000.00	864,284.24
	IRISH GOVERNMENT	150,000.00	154,858.41

	IRISH GOVERNMENT	400,000.00	317,120.08
	IRISH TSY 0.2%	200,000.00	180,873.12
	IRISH TSY 0.2% 2030	200,000.00	165,220.00
	IRISH TSY 0.4% 2035	300,000.00	219,910.50
	IRISH TSY 1.10% 2029	800,000.00	725,008.00
	IRISH TSY 1.5% 2050	400,000.00	263,809.20
	IRISH TSY 1.7% 2037	450,000.00	370,359.36
	IRISH TSY 1% 2026	500,000.00	475,109.00
	IRISH TSY 2% 2045	200,000.00	155,799.60
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	474,717.50
	NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	373,120.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	560,400.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	800,000.00	739,680.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	453,425.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	900,000.00	775,184.40
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	431,694.30
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,100,000.00	898,667.77
	NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	387,624.40
	NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	442,313.68
	NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	129,740.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	203,065.77
	NETHERLANDS GOVERNMENT	800,000.00	877,629.60
	NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	383,104.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,000,000.00	442,979.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	135,149.40
	REPUBLIC OF AUSTRIA	600,000.00	588,092.40
	REPUBLIC OF AUSTRIA	100,000.00	96,189.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	900,000.00	874,788.30
	REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	280,392.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	366,103.20
	REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	362,963.20
	REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	612,115.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	250,877.10
	REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	195,431.40
	REPUBLIC OF AUSTRIA	530,000.00	492,027.77

小計	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,000,000.00	677,244.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	230,000.00	249,335.87
	REPUBLIC OF AUSTRIA	450,000.00	333,870.75
	REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	215,888.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	330,000.00	358,091.58
	SPANISH GOVERNMENT	90,000.00	101,892.15
	SPANISH GOVERNMENT	1,400,000.00	1,638,420.00
	SPANISH GOVERNMENT	700,000.00	727,608.00
	銘柄数 : 235	187,180,000.00	171,808,497.98 (27,224,774,589)
	組入時価比率 : 32.5%		32.8%
英債券	UK TREASURY	1,700,000.00	1,591,295.20
	UK TREASURY	1,100,000.00	1,037,214.20
	UK TREASURY	800,000.00	699,377.60
	UK TREASURY	300,000.00	295,605.00
	UK TREASURY	200,000.00	164,930.00
	UK TREASURY	90,000.00	95,997.42
	UK TREASURY	2,800,000.00	2,257,640.00
	UK TREASURY	600,000.00	611,683.20
	UK TREASURY	900,000.00	650,979.00
	UK TREASURY	600,000.00	542,922.24
	UK TREASURY	950,000.00	676,759.29
	UK TREASURY	1,200,000.00	1,194,600.00
	UK TREASURY	400,000.00	256,092.00
	UK TREASURY	560,000.00	541,679.60
	UK TREASURY	870,000.00	610,278.90
	UK TREASURY	400,000.00	359,200.56
	UK TREASURY	500,000.00	502,270.80
	UK TREASURY	150,000.00	91,312.92
	UK TREASURY	400,000.00	377,836.00
	UK TREASURY	300,000.00	281,849.10
	UK TREASURY	350,000.00	337,624.00
	UK TREASURY	600,000.00	494,732.40
	UK TREASURY	1,180,000.00	1,086,933.40
UK TREASURY	500,000.00	267,921.50	



	UK TREASURY	150,000.00	83,835.00	
	UK TREASURY	1,340,000.00	1,231,304.56	
	UK TREASURY	1,400,000.00	649,515.44	
	UK TREASURY	610,000.00	513,607.80	
	UK TREASURY	300,000.00	146,113.50	
	UK TREASURY	100,000.00	50,036.42	
	UK TREASURY	500,000.00	255,332.00	
	UK TREASURY	200,000.00	123,280.00	
	UK TSY 0 1/2% 2061	350,000.00	98,714.00	
	UK TSY 0 5/8% 2050	1,100,000.00	415,496.40	
	UK TSY 1 5/8% 2071	400,000.00	178,480.00	
	UK TSY 3 1/4% 2044	300,000.00	239,676.12	
	UNITED KINGDOM GILT	1,050,000.00	1,013,932.50	
	UNITED KINGDOM GILT	1,100,000.00	1,072,995.00	
	UNITED KINGDOM GILT	300,000.00	140,100.00	
	UNITED KINGDOM(GOVERNMENT)	1,200,000.00	1,107,078.00	
小計	銘柄数：40	27,850,000.00	22,346,231.07	
			(4,148,577,798)	
	組入時価比率：4.9%		5.0%	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	4,000,000.00	3,940,400.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	1,200,000.00	1,123,796.52	
	SWEDISH GOVERNMENT	1,000,000.00	906,441.30	
	SWEDISH GOVERNMENT	1,800,000.00	1,591,000.20	
	SWEDISH GOVERNMENT	1,500,000.00	1,226,659.50	
	SWEDISH GOVERNMENT	2,200,000.00	2,106,782.48	
	SWEDISH GOVERNMENT	1,600,000.00	1,715,280.00	
小計	銘柄数：7	13,300,000.00	12,610,360.00	
			(167,969,995)	
	組入時価比率：0.2%		0.2%	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,252,798.30	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	500,000.00	469,361.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,750,000.00	1,619,450.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,374,525.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	883,640.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,100,287.50	

小計	NORWEGIAN GOVERNMENT	4,000,000.00	3,274,240.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	800,000.00	742,892.00	
	銘柄数：8	12,150,000.00	10,717,193.80	(147,575,758)
	組入時価比率：0.2%			0.2%
デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	2,300,000.00	2,212,707.41	
	KINGDOM OF DENMARK	1,400,000.00	1,360,100.00	
	KINGDOM OF DENMARK	1,300,000.00	1,185,516.80	
	KINGDOM OF DENMARK	2,100,000.00	1,830,990.00	
	KINGDOM OF DENMARK	1,100,000.00	880,267.52	
	KINGDOM OF DENMARK	3,700,000.00	4,438,200.32	
	KINGDOM OF DENMARK	1,600,000.00	781,944.48	
	銘柄数：7	13,500,000.00	12,689,726.53	(269,783,586)
組入時価比率：0.3%			0.3%	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	3,200,000.00	3,091,020.80	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	902,118.50	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	927,700.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,800,000.00	3,411,290.40	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,340,427.50	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	1,897,782.50	
	銘柄数：6	14,200,000.00	12,570,339.70	(443,497,926)
組入時価比率：0.5%			0.5%	
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	286,872.33	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	840,000.00	831,386.97	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	277,470.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	520,000.00	525,752.13	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000.00	723,760.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	515,859.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000.00	767,274.16	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	200,000.00	186,240.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000.00	758,447.20	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	483,631.25	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000.00	746,640.00	

	AUSTRALIAN GOVERNMENT	750,000.00	685,294.20	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	810,701.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	415,464.50	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	750,000.00	588,300.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000.00	655,871.44	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	618,067.14	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	634,435.90	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	650,000.00	627,884.92	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	606,408.39	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	346,760.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	650,000.00	515,144.82	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	350,000.00	271,915.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	279,800.00	
小計	銘柄数：24	14,710,000.00	13,159,380.35	
			(1,238,429,284)	
	組入時価比率：1.5%		1.5%	
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	300,000.00	287,190.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	150,000.00	132,562.51	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	244,975.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	160,867.10	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	226,161.90	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	78,058.98	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	150,000.00	118,560.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	150,000.00	133,215.67	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	187,521.66	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	400,000.00	308,380.52	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	60,700.16	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	150,000.00	96,585.00	
小計	銘柄数：12	2,400,000.00	2,034,778.50	
			(176,659,469)	
	組入時価比率：0.2%		0.2%	
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	392,082.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	676,970.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	657,020.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	900,000.00	880,650.00	

	SINGAPORE GOVERNMENT	350,000.00	344,855.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	810,000.00	795,825.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,700,000.00	1,517,420.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	800,000.00	766,384.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	900,000.00	817,200.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	272,521.50	
	SINGAPORE GOVERNMENT	250,000.00	237,775.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	236,370.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	156,137.00	
小計	銘柄数 : 13	8,310,000.00	7,751,209.50	
			(841,548,815)	
	組入時価比率 : 1.0%		1.0%	
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,031,704.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	9,998,264.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,003,592.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,014,191.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,012,570.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.00	9,014,210.10	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,997,658.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	31,000,000.00	31,023,842.10	
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,027,031.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,011,473.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,070,306.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	2,992,449.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	12,985,506.30	
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,024,870.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,002,660.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.00	9,063,900.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,022,206.90	
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	4,990,227.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,141,162.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,116,065.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	16,000,000.00	16,018,046.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	15,153,271.50	
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,063,437.00	

		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,000,795.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,122,459.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,076,199.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,026,894.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,008,814.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,060,419.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,094,655.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	12,000,000.00	12,094,614.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,401,559.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,204,184.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.00	9,571,176.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	12,000,000.00	12,330,370.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,098,356.00	
	小計	銘柄数：36	270,000,000.00	272,869,146.50	
				(5,522,325,786)	
		組入時価比率：6.6%		6.7%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,433,104.20	
		ISRAEL FIXED BOND	400,000.00	376,053.16	
		ISRAEL FIXED BOND	900,000.00	843,018.93	
		ISRAEL FIXED BOND	1,100,000.00	1,019,457.34	
		ISRAEL FIXED BOND	1,000,000.00	835,343.80	
		ISRAEL FIXED BOND	300,000.00	220,641.78	
		ISRAEL FIXED BOND	900,000.00	1,056,915.63	
		ISRAEL FIXED BOND	800,000.00	745,491.52	
	小計	銘柄数：8	6,900,000.00	6,530,026.36	
				(254,012,148)	
		組入時価比率：0.3%		0.3%	
	合計			83,021,545,543	
				(83,021,545,543)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年9月6日現在		
	契約額等(円)		時価(円)
	うち1年超		
			評価損益(円)

市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	84,123,022,209	—	84,494,051,815	△371,029,606
米ドル	40,133,280,000	—	40,678,810,680	△545,530,680
カナダドル	1,691,922,015	—	1,699,204,500	△7,282,485
メキシコペソ	876,580,416	—	852,738,960	23,841,456
ユーロ	27,978,741,950	—	27,779,587,970	199,153,980
英ポンド	4,260,840,905	—	4,259,847,450	993,455
スウェーデンクローナ	172,628,185	—	170,541,345	2,086,840
ノルウェークローネ	159,507,772	—	159,059,200	448,572
デンマーククローネ	277,492,800	—	275,499,900	1,992,900
ズロチ	455,986,105	—	450,189,470	5,796,635
豪ドル	1,264,849,182	—	1,256,669,420	8,179,762
ニュージーランドドル	186,159,040	—	185,810,955	348,085
シンガポールドル	851,826,190	—	854,648,070	△2,821,880
人民元	5,553,266,499	—	5,609,888,820	△56,622,321
新シェケル	259,941,150	—	261,555,075	△1,613,925
合計	84,123,022,209	—	84,494,051,815	△371,029,606

(注) 時価の算定方法

#### 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

#### 新興国債券マザーファンド

#### 貸借対照表

(単位：円)

(2023年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	362,842,362
コール・ローン	59,830,401
国債証券	34,830,766,177
派生商品評価勘定	603,600
未収入金	204,644,154
未収利息	451,472,271

前払費用	43,600,781
流動資産合計	35,953,759,746
資産合計	35,953,759,746
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	419,951
未払金	484,259,539
未払解約金	53,874,648
未払利息	112
その他未払費用	137,100
流動負債合計	538,691,350
負債合計	538,691,350
純資産の部	
元本等	
元本	16,553,226,021
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,861,842,375
元本等合計	35,415,068,396
純資産合計	35,415,068,396
負債純資産合計	35,953,759,746

## 注記表

### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

### （重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

### （貸借対照表に関する注記）

2023年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.1395円
(10,000口当たり純資産額)	(21,395円)

### （金融商品に関する注記）

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年9月7日 至 2023年9月6日
----------------------------

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月6日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年9月6日現在	
期首	2022年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	14,457,842,586円
同期中における追加設定元本額	9,053,530,735円
同期中における一部解約元本額	6,958,147,300円
期末元本額	16,553,226,021円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型	458,454,314円
ネクストコア	9,145,513円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	977,300,852円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	1,269,365円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	1,088,017円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	6,732,588円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	2,507,881円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	4,124,158円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	1,807,834,130円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	3,683,270,208円
NEXT FUNDS 新興国債券・J.P.モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	1,291,340,479円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	704,571,579円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	2,752,010円
ノムラ新興国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	2,158,850円
新興国債券・インデックスF(適格機関投資家専用)	134,853,532円



オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信（適格機関投資家専用）	313,831,552円
野村新興国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	6,596,817,282円
野村DC運用戦略ファンド	364,841,897円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	34,357,336円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	155,974,478円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年9月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ABU DHABI GOVT INT'L	2,500,000.00	2,411,025.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,200,000.00	1,148,157.60	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,600,000.00	1,392,800.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,800,000.00	1,597,482.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,900,000.00	2,647,436.10	
		ABU DHABI GOVT INT'L	700,000.00	570,668.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	400,000.00	326,452.80	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,300,000.00	1,594,247.30	
		ABU DHABI GOVT INT'L	3,100,000.00	2,467,271.40	
		ABU DHABI GOVT INT'L	800,000.00	463,388.00	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	2,100,000.00	1,352,337.00	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,200,000.00	657,470.40	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	2,200,000.00	1,266,100.00	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,400,000.00	745,521.00	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	3,200,000.00	1,716,576.00	
		CHINA GOVT INTL BOND	1,400,000.00	1,349,292.00	
		CHINA GOVT INTL BOND	3,400,000.00	3,086,655.66	
		CHINA GOVT INTL BOND	1,600,000.00	1,433,408.80	
		CHINA GOVT INTL BOND	1,400,000.00	1,232,833.00	
		CHINA GOVT INTL BOND	1,900,000.00	1,548,831.55	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,800,000.00	1,681,632.72	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,300,000.00	2,001,164.68	
DOMINICAN REPUBLIC	2,000,000.00	1,691,152.60			
DOMINICAN REPUBLIC	2,200,000.00	2,019,407.06			

	DOMINICAN REPUBLIC	1,500,000.00	1,167,751.50
	DOMINICAN REPUBLIC	2,300,000.00	1,910,211.41
	DOMINICAN REPUBLIC	2,400,000.00	1,803,521.28
	EGYPT TASKEEK COMPANY	1,000,000.00	956,325.00
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,500,000.00	1,429,254.90
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,000,000.00	1,882,995.40
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,400,000.00	2,996,089.52
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,400,000.00	1,196,260.94
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,500,000.00	2,404,118.75
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,800,000.00	2,737,786.00
	HAZINE MUSTESARLIGI VARL	1,000,000.00	990,490.00
	HUNGARY	1,500,000.00	1,519,191.00
	HUNGARY	1,700,000.00	1,659,936.10
	HUNGARY	1,400,000.00	1,072,286.60
	HUNGARY	2,500,000.00	2,514,250.00
	HUNGARY	1,800,000.00	1,070,496.00
	KSA SUKUK LTD	700,000.00	710,342.50
	KSA SUKUK LTD	1,200,000.00	1,165,795.20
	KSA SUKUK LTD	800,000.00	776,504.00
	MEXICO GLOBAL	1,700,000.00	1,055,141.55
	OMAN GOV INTERNTL BOND	3,700,000.00	3,706,752.50
	OMAN GOV INTERNTL BOND	2,600,000.00	2,617,334.20
	PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,300,000.00	1,269,220.94
	PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,800,000.00	1,735,530.48
	REPUBLIC OF ARGENTINA	3,975,113.00	1,281,377.67
	REPUBLIC OF ARGENTINA	5,665,309.00	1,904,802.08
	REPUBLIC OF ARGENTINA	10,237,686.00	3,015,925.03
	REPUBLIC OF ARGENTINA	6,286,159.00	2,196,985.54
	REPUBLIC OF ARGENTINA	3,800,000.00	1,167,160.12
	REPUBLIC OF ARGENTINA	2,000,000.00	594,326.40
	REPUBLIC OF CHILE	1,200,000.00	1,110,867.84
	REPUBLIC OF CHILE	1,100,000.00	913,063.47
	REPUBLIC OF CHILE	2,000,000.00	1,585,331.60
	REPUBLIC OF CHILE	1,300,000.00	1,109,565.73
	REPUBLIC OF CHILE	1,700,000.00	1,613,464.39

	REPUBLIC OF CHILE	2,300,000.00	1,641,744.14
	REPUBLIC OF CHILE	2,100,000.00	1,770,871.83
	REPUBLIC OF CHILE	1,600,000.00	1,128,729.12
	REPUBLIC OF CHILE	1,700,000.00	1,186,792.61
	REPUBLIC OF CHILE	1,500,000.00	919,084.50
	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,200,000.00	1,948,578.28
	REPUBLIC OF COLOMBIA	1,600,000.00	1,262,733.12
	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,100,000.00	1,603,982.94
	REPUBLIC OF COLOMBIA	1,600,000.00	1,186,897.60
	REPUBLIC OF COLOMBIA	1,700,000.00	1,739,186.70
	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,200,000.00	2,161,523.98
	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,600,000.00	1,794,696.54
	REPUBLIC OF COLOMBIA	1,500,000.00	886,175.85
	REPUBLIC OF ECUADOR	3,400,000.00	1,682,503.26
	REPUBLIC OF ECUADOR	6,800,000.00	2,514,021.88
	REPUBLIC OF ECUADOR	3,300,000.00	1,088,714.88
	REPUBLIC OF INDONESIA	1,500,000.00	1,383,524.10
	REPUBLIC OF INDONESIA	2,600,000.00	2,137,812.56
	REPUBLIC OF INDONESIA	800,000.00	563,581.36
	REPUBLIC OF NIGERIA	1,300,000.00	996,060.00
	REPUBLIC OF PANAMA	1,500,000.00	1,295,495.40
	REPUBLIC OF PANAMA	1,500,000.00	1,123,195.80
	REPUBLIC OF PANAMA	2,900,000.00	2,939,616.32
	REPUBLIC OF PANAMA	2,900,000.00	2,051,897.61
	REPUBLIC OF PANAMA	1,500,000.00	931,811.70
	REPUBLIC OF PANAMA	2,200,000.00	1,533,030.62
	REPUBLIC OF PERU	3,600,000.00	3,025,693.80
	REPUBLIC OF PERU	2,200,000.00	1,766,706.70
	REPUBLIC OF PERU	1,800,000.00	1,268,673.84
	REPUBLIC OF PERU	1,800,000.00	1,034,279.10
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,300,000.00	1,222,957.19
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,300,000.00	831,929.80
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	2,300,000.00	1,633,295.09
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,100,000.00	1,844,251.50
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,700,000.00	1,189,031.00

	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,500,000.00	2,089,730.00
	REPUBLIC OF SRI LANKA	600,000.00	276,846.18
	REPUBLIC OF TURKEY	1,600,000.00	1,598,192.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,500,000.00	1,478,970.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,500,000.00	1,436,845.50
	REPUBLIC OF TURKEY	2,800,000.00	2,741,342.80
	REPUBLIC OF TURKEY	1,600,000.00	1,503,020.80
	REPUBLIC OF TURKEY	1,400,000.00	1,429,400.00
	REPUBLIC OF TURKEY	3,000,000.00	3,175,335.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,200,000.00	1,245,030.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,900,000.00	1,849,568.30
	REPUBLIC OF TURKEY	1,000,000.00	848,000.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,700,000.00	1,731,263.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,100,000.00	953,524.00
	REPUBLIC OF TURKEY	600,000.00	514,256.40
	REPUBLIC OF TURKEY	1,400,000.00	1,458,905.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,000,000.00	879,195.00
	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	2,000,000.00	1,958,782.40
	ROMANIA	1,700,000.00	1,778,587.60
	ROMANIA	1,800,000.00	1,221,987.60
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,500,000.00	1,428,645.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,100,000.00	2,076,139.80
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	4,100,000.00	3,978,025.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,300,000.00	2,062,934.40
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,400,000.00	2,467,068.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,200,000.00	948,848.40
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,000,000.00	1,961,948.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,100,000.00	1,924,654.20
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,100,000.00	1,845,952.50
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	900,000.00	637,650.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,800,000.00	1,479,240.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	900,000.00	591,975.00
	STATE OF QATAR	1,700,000.00	1,652,689.00
	STATE OF QATAR	3,200,000.00	3,085,743.04
	STATE OF QATAR	2,300,000.00	2,177,640.00

		STATE OF QATAR	5,600,000.00	5,177,496.80	
		STATE OF QATAR	4,000,000.00	3,473,200.00	
		UAE INT'L GOVT BOND	1,400,000.00	1,333,469.20	
		UAE INT'L GOVT BOND	1,600,000.00	1,082,592.00	
		UKRAINE GOVERNMENT	2,000,000.00	581,120.00	
		UKRAINE GOVERNMENT	1,200,000.00	316,800.00	
		UKRAINE GOVERNMENT	2,100,000.00	561,424.50	
		UNITED MEXICAN STATES	1,700,000.00	1,627,269.58	
		UNITED MEXICAN STATES	1,400,000.00	1,225,926.38	
		UNITED MEXICAN STATES	1,900,000.00	1,553,759.20	
		UNITED MEXICAN STATES	1,700,000.00	1,589,737.83	
		UNITED MEXICAN STATES	1,600,000.00	1,494,194.24	
		UNITED MEXICAN STATES	1,300,000.00	1,061,957.00	
		UNITED MEXICAN STATES	2,200,000.00	2,246,952.84	
		UNITED MEXICAN STATES	900,000.00	710,029.53	
		UNITED MEXICAN STATES	400,000.00	309,936.68	
		UNITED MEXICAN STATES	2,500,000.00	2,063,368.00	
		UNITED MEXICAN STATES	2,200,000.00	1,649,600.70	
		UNITED MEXICAN STATES	1,700,000.00	1,660,192.29	
		UNITED MEXICAN STATES	1,300,000.00	828,039.55	
	小計	銘柄数：149	306,364,267.00	235,565,847.27	
				(34,830,766,177)	
		組入時価比率：98.4%		100.0%	
	合計			34,830,766,177	
				(34,830,766,177)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年9月6日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	36,355,475	—	36,959,075	603,600
米ドル	36,355,475	—	36,959,075	603,600
売建	48,362,016	—	48,781,967	△419,951

米ドル	48,362,016	-	48,781,967	△419,951
合計	-	-	-	183,649

(注) 時価の算定方法

#### 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## J-REITインデックス マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2023年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	933,131,210
投資証券	50,372,774,700
派生商品評価勘定	11,170,980
未収入金	24,960
未収配当金	661,970,006
差入委託証拠金	77,703,200
流動資産合計	52,056,775,056
資産合計	52,056,775,056
負債の部	
流動負債	
未払金	70,411,387
未払解約金	47,687,729
未払利息	1,747
流動負債合計	118,100,863
負債合計	118,100,863
純資産の部	
元本等	
元本	18,962,211,403
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	32,976,462,790
元本等合計	51,938,674,193
純資産合計	51,938,674,193

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。</p>
2. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

2023年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.7391円
(10,000口当たり純資産額)	(27,391円)

## (金融商品に関する注記)

## (1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年9月7日 至 2023年9月6日
1. 金融商品に対する取組方針
<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p>
<p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p>
<p>これらは、REITの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p>
<p>当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制
<p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p>
○市場リスクの管理
<p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p>
○信用リスクの管理
<p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p>
○流動性リスクの管理
<p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月6日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年9月6日現在

	2022年9月7日
期首	17,031,377,840円
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	5,904,370,891円
同期中における追加設定元本額	3,973,537,328円
同期中における一部解約元本額	18,962,211,403円
期末元本額	
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,727,330,869円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,335,151,490円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	1,310,239,715円
野村資産設計ファンド2015	13,049,602円
野村資産設計ファンド2020	14,870,860円
野村資産設計ファンド2025	19,000,259円
野村資産設計ファンド2030	22,519,333円
野村資産設計ファンド2035	20,998,411円
野村資産設計ファンド2040	43,696,395円
野村資産設計ファンド2045	7,573,149円
野村インデックスファンド・J-REIT	3,072,985,127円
ネクストコア	12,992,448円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,156,839,071円
野村J-REITインデックス(野村SMA・EW向け)	1,484,478,348円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	877,182,203円
野村資産設計ファンド2050	5,642,707円
インデックス・ブレンド(タイプI)	333,162円
インデックス・ブレンド(タイプII)	214,618円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	2,634,877円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	789,491円
インデックス・ブレンド(タイプV)	2,153,236円
野村6資産均等バランス	3,739,720,500円
野村世界REITインデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	104,288,798円
野村資産設計ファンド2060	4,019,010円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT	294,373,020円
ノムラFOFs用インデックスファンド・J-REIT(適格機関投資家専用)	127,238,329円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	40,917,207円
J-REITインデックスファンド(適格機関投資家専用)	1,674,562,526円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	158,180,043円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	449,955円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)	11,379,921円
野村DC運用戦略ファンド	518,733,412円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	47,882,833円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	14,193,000円



野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	6,933,217円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	17,753,878円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	11,966,422円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	13,362,012円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	5,077,755円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	3,623,947円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	36,880,247円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年9月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年9月6日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	945	110,848,500	
		サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	1,489	141,157,200	
		SOSiLA物流リート投資法人 投資証券	2,318	300,412,800	
		東海道リート投資法人 投資証券	691	85,891,300	
		日本アコモデーションファンド投資 法人 投資証券	1,604	1,044,204,000	
		森ヒルズリート投資法人 投資証券	5,464	811,404,000	
		産業ファンド投資法人 投資証券	7,090	1,042,939,000	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	4,414	1,525,037,000	
		ケネディクス・レジデンシャル・ネ クスト投資法人 投資証券	3,411	782,824,500	
		アクティビア・プロパティーズ投資 法人 投資証券	2,438	1,012,989,000	
		GLP投資法人 投資証券	15,696	2,178,604,800	
		コンフォリア・レジデンシャル投資 法人 投資証券	2,285	770,045,000	
		日本プロロジスリート投資法人 投 資証券	8,095	2,392,882,000	
		星野リゾート・リート投資法人 投 資証券	857	556,193,000	
		Oneリート投資法人 投資証券	811	212,238,700	
		イオンリート投資法人 投資証券	5,700	847,020,000	
ヒューリックリート投資法人 投資 証券	4,348	710,463,200			

日本リート投資法人 投資証券	1,509	539,467,500	
積水ハウス・リート投資法人 投資証券	13,963	1,171,495,700	
トーセイ・リート投資法人 投資証券	978	137,409,000	
ケネディクス商業リート投資法人 投資証券	2,020	590,042,000	
ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	1,146	171,670,800	
サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	1,266	146,729,400	
野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	15,027	2,593,660,200	
いちごホテルリート投資法人 投資証券	770	90,706,000	
ラサールロジポート投資法人 投資証券	5,940	885,060,000	
スターアジア不動産投資法人 投資証券	7,161	412,473,600	
マリモ地方創生リート投資法人 投資証券	716	90,860,400	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	1,933	970,366,000	
大江戸温泉リート投資法人 投資証券	711	46,215,000	
投資法人みらい 投資証券	5,942	281,650,800	
三菱地所物流リート投資法人 投資証券	1,605	631,567,500	
CRE ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	2,000	343,600,000	
ザイマックス・リート投資法人 投資証券	754	88,444,200	
タカラレーベン不動産投資法人 投資証券	2,203	215,012,800	
アドバンス・ロジスティクス投資法人	2,036	268,141,200	
日本ビルファンド投資法人 投資証券	5,421	3,398,967,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	4,773	2,930,622,000	
日本都市ファンド投資法人 投資証券	22,273	2,227,300,000	
オリックス不動産投資法人 投資証券	9,259	1,718,470,400	
日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	3,178	1,188,572,000	
N T T 都市開発リート投資法人	4,467	624,486,600	

	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	3,115	589,981,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	3,431	406,916,600	
	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	10,395	1,663,200,000	
	森トラストリート投資法人 投資証券	8,957	670,879,300	
	インヴィンシブル投資法人 投資証券	22,498	1,433,122,600	
	フロンティア不動産投資法人 投資証券	1,724	819,762,000	
	平和不動産リート投資法人 投資証券	3,472	511,772,800	
	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	2,977	910,962,000	
	福岡リート投資法人 投資証券	2,403	396,495,000	
	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	2,704	942,344,000	
	いちごオフィスリート投資法人 投資証券	3,808	342,339,200	
	大和証券オフィス投資法人 投資証券	963	667,359,000	
	阪急阪神リート投資法人 投資証券	2,216	320,876,800	
	スターツプロシード投資法人 投資証券	805	177,502,500	
	大和ハウスリート投資法人 投資証券	7,004	1,855,359,600	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	14,985	1,108,890,000	
	大和証券リビング投資法人 投資証券	6,447	723,353,400	
	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	4,038	543,514,800	
	小計	286,649	50,372,774,700	
	銘柄数：60			
	組入時価比率：97.0%		100.0%	
	合計		50,372,774,700	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年9月6日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引				
REIT 指数先物取引				

買建	1,550,538,600	—	1,561,800,000	11,170,980
合計	1,550,538,600	—	1,561,800,000	11,170,980

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	75,160,732
コール・ローン	130,978,310
投資証券	7,140,951,297
派生商品評価勘定	1,273,038
未収入金	861,683
未収配当金	14,128,825
差入委託証拠金	51,304,194
流動資産合計	7,414,658,079
資産合計	7,414,658,079
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	115,298,334
未払金	15,364,131
未払解約金	4,678,336
未払利息	245
その他未払費用	243,500
流動負債合計	135,584,546
負債合計	135,584,546
純資産の部	
元本等	
元本	5,105,813,388
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,173,260,145
元本等合計	7,279,073,533
純資産合計	7,279,073,533
負債純資産合計	7,414,658,079

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券
--------------------	------

	<p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)  
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4256円
(10,000口当たり純資産額)	(14,256円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年9月7日 至 2023年9月6日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、REIT指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とするREIT指数等に係る価格変動リスクを有しております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p>

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月6日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年9月6日現在	
期首	2022年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	4,542,154,769円
同期中における追加設定元本額	2,135,325,352円
同期中における一部解約元本額	1,571,666,733円
期末元本額	5,105,813,388円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	2,159,281,035円
野村インデックスファンド・外国REIT・為替ヘッジ型	427,945,229円
野村世界REITインデックス Aコース (野村投資一任口座向け)	2,441,095,609円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) REIT	68,689,258円
野村国内外マルチアセット (6資産) ファンド (適格機関投資家専用)	519,265円
野村国内外マルチアセット (6資産) オープン投信 (適格機関投資家専用)	1,954,159円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信 (適格機関投資家専用)	6,328,833円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年9月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	3,900	57,564.00	
		AGREE REALTY CORP	3,660	220,258.80	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	2,800	48,888.00	
		ALEXANDERS INC	90	17,246.70	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	6,040	702,874.80	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	500	8,400.00	

AMERICAN ASSETS TRUST INC	2,200	45,738.00	
AMERICAN HOMES 4 RENT-A	12,030	425,862.00	
AMERICOLD REALTY TRUST INC	10,330	339,443.80	
APARTMENT INCOME REIT CO	5,670	188,867.70	
APARTMENT INVT&MGMT CO-A	6,200	47,182.00	
APPLE HOSPITALITY REIT INC	8,300	130,808.00	
ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	2,800	31,360.00	
ASHFORD HOSPITALITY TRUST	1,700	4,777.00	
AVALONBAY COMMUNITIES INC	5,460	981,598.80	
BLUEROCK HOMES TRUST INC	125	1,747.50	
BOSTON PROPERTIES	5,460	365,274.00	
BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	2,100	5,754.00	
BRANDYWINE REALTY TRUST	6,700	33,299.00	
BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	11,500	249,205.00	
BROADSTONE NET LEASE INC-A	7,400	118,474.00	
BRT APARTMENTS CORP	500	9,095.00	
CAMDEN PROPERTY TRUST	4,090	430,554.30	
CARETRUST REIT INC	3,900	77,805.00	
CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	900	19,251.00	
CENTERSPACE	580	36,835.80	
CHATHAM LODGING TRUST	1,900	18,449.00	
CITY OFFICE REIT INC	1,500	7,365.00	
CLIPPER REALTY INC	500	3,055.00	
COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	930	30,104.10	
CORPORATE OFFICE PROPERTIES	4,400	114,092.00	
COUSINS PROPERTIES INC	5,900	137,765.00	
CTO REALTY GROWTH INC	800	13,728.00	
CUBESMART	8,590	348,582.20	
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	8,100	64,719.00	
DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	13,000	7,540.00	
DIGITAL REALTY TRUST INC	11,260	1,471,682.00	
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	9,000	23,220.00	
DOUGLAS EMMETT INC	6,600	91,080.00	
EAGLE HOSPITALITY TRUST	22,000	0.00	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES	3,800	49,856.00	

INC			
EASTGROUP PROPERTIES	1,700	296,922.00	
ELME COMMUNITIES	3,600	54,216.00	
EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	5,200	45,292.00	
EPR PROPERTIES	2,930	128,949.30	
EQUINIX INC	3,612	2,776,038.72	
EQUITY COMMONWEALTH	4,400	83,512.00	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	6,700	440,726.00	
EQUITY RESIDENTIAL	13,190	841,522.00	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	5,900	139,535.00	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,460	580,043.40	
EXTRA SPACE STORAGE INC	8,170	1,043,309.00	
FARMLAND PARTNERS INC	1,800	19,764.00	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	2,800	270,312.00	
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	5,040	256,888.80	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	3,360	82,320.00	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	4,000	7,560.00	
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	10,060	482,678.80	
GETTY REALTY CORP	1,810	54,408.60	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	1,500	19,665.00	
GLADSTONE LAND CORP	1,300	20,332.00	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	2,400	22,680.00	
GLOBAL NET LEASE INC	3,900	42,003.00	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	14,500	247,805.00	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	21,000	428,400.00	
HERSHA HOSPITALITY TRUST	1,300	12,779.00	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	4,100	98,318.00	
HOST HOTELS & RESORTS INC	27,300	434,070.00	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	5,000	35,550.00	
INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	8,800	144,056.00	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	2,400	9,360.00	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	1,080	92,642.40	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	2,700	65,178.00	
INVITATION HOMES INC	22,500	762,075.00	
IRON MOUNTAIN INC	11,190	708,103.20	



JBG SMITH PROPERTIES	3,700	59,163.00	
KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	31,000	6,510.00	
KILROY REALTY CORP	3,990	148,587.60	
KIMCO REALTY CORP	23,800	441,014.00	
KITE REALTY GROUP TRUST	8,600	189,974.00	
LTC PROPERTIES INC	1,590	50,943.60	
LXP INDUSTRIAL TRUST	11,100	106,227.00	
MACERICH CO /THE	8,300	96,612.00	
MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	79,000	4,503.00	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	22,700	161,851.00	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	4,480	635,801.60	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	3,100	104,501.00	
NATL HEALTH INVESTORS INC	1,740	88,061.40	
NETSTREIT CORP	2,500	42,000.00	
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	1,300	12,233.00	
NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	940	34,451.00	
NNN REIT INC	6,950	267,644.50	
OFFICE PROPERTIES INCOME	2,000	12,960.00	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	8,940	285,275.40	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	620	11,966.00	
ORION OFFICE REIT INC	2,200	11,968.00	
PARAMOUNT GROUP INC	6,500	33,085.00	
PARK HOTELS & RESORTS INC	8,400	107,856.00	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	4,600	67,206.00	
PHILLIPS EDISON & CO INC	4,580	155,994.80	
PHYSICIANS REALTY TRUST	9,000	120,510.00	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	5,100	35,394.00	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	1,500	33,765.00	
POSTAL REALTY TRUST INC-A	700	10,003.00	
PRIME US REIT	26,000	3,484.00	
PROLOGIS INC	35,650	4,351,082.50	
PUBLIC STORAGE	6,114	1,658,055.66	
REALTY INCOME CORP	26,020	1,437,605.00	
REGENCY CENTERS CORP	6,290	392,999.20	

	RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	5,000	66,750.00	
	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	7,690	400,264.50	
	RLJ LODGING TRUST	6,400	64,128.00	
	RPT REALTY	3,700	41,070.00	
	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	2,250	196,200.00	
	SABRA HEALTH CARE REIT INC	9,000	113,490.00	
	SAFEHOLD INC	1,594	30,843.90	
	SAUL CENTERS INC	510	18,574.20	
	SERVICE PROPERTIES TRUST	6,300	51,156.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	12,640	1,452,841.60	
	SITE CENTERS CORP	7,300	96,214.00	
	SL GREEN REALTY CORP	2,470	94,181.10	
	SPIRIT REALTY CAPITAL INC	5,550	207,958.50	
	STAG INDUSTRIAL INC	6,840	247,813.20	
	STAR HOLDINGS	520	6,661.20	
	SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	4,100	24,190.00	
	SUN COMMUNITIES INC	4,770	576,311.40	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	8,300	74,534.00	
	TANGER FACTORY OUTLET CENTER	4,200	95,382.00	
	TERRENO REALTY CORP	2,810	167,869.40	
	THE NECESSITY RETAIL REIT WHERE AMERICA	5,300	36,835.00	
	UDR INC	11,850	467,127.00	
	UMH PROPERTIES INC	2,300	34,109.00	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	490	22,226.40	
	URBAN EDGE PROPERTIES	4,500	73,350.00	
	VENTAS INC	15,340	648,115.00	
	VERIS RESIDENTIAL INC	3,300	59,400.00	
	VICI PROPERTIES INC	38,830	1,196,740.60	
	VORNADO REALTY TRUST	6,100	147,620.00	
	WELLTOWER INC	19,210	1,553,320.60	
	WHITESTONE REIT	1,900	18,734.00	
	WP CAREY INC	8,200	522,750.00	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	4,200	49,518.00	
小計	銘柄数 : 142	1,023,385	37,761,981.58	

			(5, 583, 486, 596)
	組入時価比率 : 76.7%		78.2%
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	2, 600	54, 262. 00
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	2, 300	16, 077. 00
	AUTOMOTIVE PROPERTIES REAL ESTATE INVEST	700	7, 252. 00
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	840	58, 186. 80
	BSR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	700	11, 585. 00
	BTB REAL ESTATE INVESTMENT T	2, 000	6, 480. 00
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	3, 090	151, 997. 10
	CHOICE PROPERTIES REIT	6, 100	80, 703. 00
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	2, 000	26, 980. 00
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	2, 000	29, 360. 00
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	4, 700	65, 330. 00
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INVESTMENT TRUS	600	7, 806. 00
	EUROPEAN RESIDENTIAL REAL ES	1, 600	4, 016. 00
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	4, 100	57, 441. 00
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	1, 160	87, 464. 00
	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	4, 900	50, 911. 00
	INOVALIS REAL ESTATE INVESTM	700	2, 303. 00
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	2, 700	33, 939. 00
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	2, 300	42, 113. 00
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	900	11, 799. 00
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	800	12, 608. 00
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	1, 500	12, 120. 00
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	4, 800	32, 832. 00
	PRIMARIS REIT	1, 900	26, 087. 00
	PRO REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1, 000	4, 890. 00
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	5, 500	106, 425. 00
	SLATE GROCERY REIT	1, 100	13, 992. 00
	SLATE OFFICE REIT	1, 400	2, 184. 00
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	2, 700	65, 448. 00
	TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	2, 100	5, 229. 00
小計	銘柄数 : 30	68, 790	1, 087, 819. 90

			(117,865,286)	
	組入時価比率：1.6%		1.7%	
ユーロ	AEDIFICA	1,780	106,266.00	
	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	300	1,423.50	
	ALTAREA	200	17,860.00	
	CARE PROPERTY INVEST	1,400	16,940.00	
	CARMILA	2,300	33,396.00	
	COFINIMMO	1,180	81,951.00	
	COVIVIO	1,800	78,912.00	
	CROMWELL REIT EUR	14,000	20,160.00	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	1,600	35,680.00	
	GECINA SA	2,110	205,830.50	
	HAMBORNER REIT AG	2,800	18,088.00	
	ICADE	1,300	44,408.00	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	2,100	4,662.00	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	11,500	63,135.00	
	INTERVEST OFFICES & WAREHOUSES	1,100	15,950.00	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	17,000	16,507.00	
	KLEPIERRE	7,420	179,489.80	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	2,500	14,275.00	
	MERCIALYS	3,000	26,535.00	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	12,600	102,186.00	
	MONTEA	510	36,720.00	
	NSI NV	700	13,090.00	
	RETAIL ESTATES	460	25,898.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	4,080	199,838.40	
	VASTNED RETAIL NV	700	13,664.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	5,890	147,485.60	
	WERELDHAVE NV	1,600	25,280.00	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	980	25,970.00	
小計	銘柄数：28	102,910	1,571,600.80	
	組入時価比率：3.4%		(249,035,862)	
			3.5%	
英ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	16,000	7,528.00	
	AEW UK REIT PLC	7,000	6,846.00	

	ASSURA PLC	118,000	53,406.80
	BALANCED COMMERCIAL PROPERTY TRUST LTD	31,000	21,297.00
	BIG YELLOW GROUP PLC	6,700	70,551.00
	BRITISH LAND	35,400	110,377.20
	CLS HOLDINGS PLC	7,000	8,834.00
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	18,000	14,544.00
	DERWENT LONDON PLC	4,300	79,034.00
	EDISTON PROPERTY INVESTMENT	8,000	5,584.00
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	23,000	19,895.00
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	9,500	39,216.00
	HAMMERSON PLC	150,000	36,540.00
	HELICAL PLC	4,300	9,847.00
	HOME REIT PLC	30,000	11,415.00
	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	16,750	15,075.00
	INTU PROPERTIES PLC	39,000	0.00
	LAND SECURITIES GROUP PLC	28,700	165,025.00
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	38,000	65,816.00
	LXI REIT PLC	69,000	62,755.50
	NEWRIVER REIT PLC	12,000	9,684.00
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	23,000	15,479.00
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	54,000	50,112.00
	PRS REIT PLC/THE	22,000	15,576.00
	REGIONAL REIT LTD	17,000	7,497.00
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	8,200	70,110.00
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM TRUST	22,000	9,020.00
	SEGRO PLC	47,500	339,625.00
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	74,000	84,656.00
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	47,000	35,156.00
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	15,000	8,490.00
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	71,000	97,696.00
	UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	34,000	18,326.00
	UNITE GROUP PLC	16,500	150,810.00
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	19,000	21,698.00
	WAREHOUSE REIT PLC	17,000	14,093.00

小計	WORKSPACE GROUP PLC	5,200	25,230.40	
	銘柄数：37	1,164,050	1,776,844.90	(329,871,255)
	組入時価比率：4.5%			4.6%
豪ドル	ABACUS GROUP	17,000	19,465.00	
	ABACUS STORAGE KING	17,000	21,250.00	
	ARENA REIT	14,000	51,940.00	
	BWP TRUST	18,000	66,420.00	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	27,000	39,690.00	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	20,000	61,200.00	
	CENTURIA OFFICE REIT	18,000	22,500.00	
	CHARTER HALL GROUP	17,900	189,203.00	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	24,600	87,084.00	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	21,000	72,240.00	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	13,000	36,530.00	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	59,000	27,435.00	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	9,000	25,020.00	
	DEXUS/AU	40,900	316,157.00	
	GDI PROPERTY GROUP	19,000	12,160.00	
	GOODMAN GROUP	66,100	1,526,910.00	
	GPT GROUP	75,000	315,000.00	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	12,000	29,400.00	
	HEALTHCO REIT	17,000	26,350.00	
	HMC CAPITAL LTD	10,000	53,400.00	
	HOMEKO DAILY NEEDS REIT	62,000	76,570.00	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	8,000	24,000.00	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	13,900	57,963.00	
	MIRVAC GROUP	150,000	363,000.00	
	NATIONAL STORAGE REIT	48,000	109,920.00	
	RAM ESSENTIAL SERVICES PROPE	14,000	10,500.00	
	REGION RE LTD	44,000	94,160.00	
	RURAL FUNDS GROUP	15,000	31,650.00	
SCENTRE GROUP	201,000	550,740.00		
STOCKLAND TRUST GROUP	90,800	378,636.00		

小計	VICINITY CENTRES	147,000	274,890.00	
	WAYPOINT REIT	26,000	65,520.00	
	銘柄数：32	1,335,200	5,036,903.00	(474,022,941)
	組入時価比率：6.5%			6.6%
ニュージーランド ドル	ARGOSY PROPERTY LTD	33,000	38,775.00	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	38,000	83,220.00	
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	62,000	53,010.00	
	PRECINCT PROPERTIES GROUP	52,000	62,660.00	
	STRIDE PROPERTY GROUP	22,000	30,140.00	
	VITAL HEALTHCARE PROPERTY TRUST	19,000	41,610.00	
	銘柄数：6	226,000	309,415.00	(26,863,410)
	組入時価比率：0.4%			0.4%
香港ドル	CHAMPION REIT	75,000	192,750.00	
	FORTUNE REIT	59,000	289,690.00	
	LINK REIT	97,820	3,805,198.00	
	PROSPERITY REIT	50,000	74,500.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	38,000	99,180.00	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	91,050	138,396.00	
	銘柄数：6	410,870	4,599,714.00	(86,704,608)
	組入時価比率：1.2%			1.2%
シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	20,805	26,422.35	
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	128,000	357,120.00	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	88,000	85,360.00	
	CAPITALAND CHINA TRUST	47,000	43,005.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	195,609	373,613.19	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	34,000	35,020.00	
	DAIWA HOUSE LOGISTICS TRUST	22,000	12,760.00	
	EC WORLD REIT	12,000	3,360.00	
	ESR-LOGOS REIT	244,214	76,927.41	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	40,000	25,600.00	
	FIRST REAL ESTATE INVT TRUST	50,000	12,250.00	

	FRASERS CENTREPOINT TRUST	41,000	92,250.00	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	112,000	132,160.00	
	KEPPEL DC REIT	49,000	105,840.00	
	KEPPEL REIT	75,000	65,250.00	
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	71,440	39,649.20	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	78,000	179,400.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	129,181	217,024.08	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	89,000	135,280.00	
	OUE COMMERCIAL REAL ESTATE I	99,000	23,265.00	
	PARAGON REIT	41,000	36,695.00	
	PARKWAY LIFE REAL ESTATE	15,700	59,189.00	
	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	21,000	14,385.00	
	STARHILL GLOBAL REIT	53,000	25,970.00	
	SUNTEC REIT	83,000	101,260.00	
小計	銘柄数 : 25	1,838,949	2,279,055.23	
			(247,437,026)	
	組入時価比率 : 3.4%		3.5%	
ウオン	D&D PLATFORM REIT CO LTD	2,100	6,394,500.00	
	E KOCREF CR-REIT CO LTD	900	4,509,000.00	
	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	6,300	25,200,000.00	
	IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	2,100	9,114,000.00	
	JR REIT XXVII	5,900	23,836,000.00	
	KORAMCO ENERGY PLUS REIT	1,607	8,918,850.00	
	LOTTE REIT CO LTD	4,800	16,320,000.00	
	MIRAE ASIA PAC REAL EST-1	3,700	15,059,000.00	
	NH ALL-ONE REIT CO LTD	1,700	5,525,000.00	
	SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	2,800	17,612,000.00	
	SHINHAN SEOBU T&D REIT CO LTD	1,000	3,345,000.00	
	SK REITS CO LTD	3,000	13,650,000.00	
	SK REITS CO LTD-RIGHTS	1,123	325,670.00	
小計	銘柄数 : 13	37,030	149,809,020.00	
			(16,598,839)	
	組入時価比率 : 0.2%		0.2%	
新シェケル	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	27,000	40,527.00	



小計	REIT 1 LTD	8,000	124,880.00	
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	9,000	67,644.00	
	銘柄数：3	44,000	233,051.00	(9,065,474)
	組入時価比率：0.1%			0.1%
合計			7,140,951,297	(7,140,951,297)

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年9月6日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
REIT 指数先物取引				
買建	245,907,445	—	240,198,570	△5,708,875
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	7,218,982,288	—	7,327,298,709	△108,316,421
米ドル	5,640,025,204	—	5,740,362,994	△100,337,790
カナダドル	121,183,935	—	122,019,066	△835,131
ユーロ	252,759,724	—	254,106,634	△1,346,910
英ポンド	339,285,338	—	342,081,459	△2,796,121
豪ドル	483,287,812	—	482,317,225	970,587
ニュージーランドドル	28,089,997	—	28,087,702	2,295
香港ドル	89,261,052	—	90,840,528	△1,579,476
シンガポールドル	254,614,586	—	256,827,154	△2,212,568
新シェケル	10,474,640	—	10,655,947	△181,307
合計	—	—	—	△114,025,296

(注) 時価の算定方法

### 1 先物取引

#### 外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

### 2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物

相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型

2023年9月29日現在

I 資産総額	20,188,042,465円
II 負債総額	2,009,756,928円
III 純資産総額 (I - II)	18,178,285,537円
IV 発行済口数	11,868,830,836口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.5316円

(参考) 国内株式マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	677,611,244,365円
II 負債総額	91,441,436,226円
III 純資産総額 (I - II)	586,169,808,139円
IV 発行済口数	226,854,520,724口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.5839円

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	192,902,563,203円
II 負債総額	97,562,874,565円
III 純資産総額 (I - II)	95,339,688,638円
IV 発行済口数	36,430,074,479口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.6171円

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	951,838,837,489円
II 負債総額	28,691,498,245円
III 純資産総額 (I - II)	923,147,339,244円
IV 発行済口数	735,770,359,338口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2547円

(参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	166,898,767,174円
II 負債総額	85,382,724,107円
III 純資産総額 (I - II)	81,516,043,067円
IV 発行済口数	84,321,918,943口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.9667円

(参考) 新興国債券マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	34,476,963,657円
II 負債総額	82,917,540円
III 純資産総額 (I - II)	34,394,046,117円
IV 発行済口数	16,421,635,411口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.0944円

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	52,605,864,676円
II 負債総額	1,644,395,495円
III 純資産総額 (I - II)	50,961,469,181円
IV 発行済口数	19,095,711,446口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.6687円

(参考) 海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	14,147,596,608円
II 負債総額	7,356,771,301円
III 純資産総額 (I - II)	6,790,825,307円
IV 発行済口数	5,081,243,344口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.3364円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

##### (5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

2023年10月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2)会社の機構

###### (a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

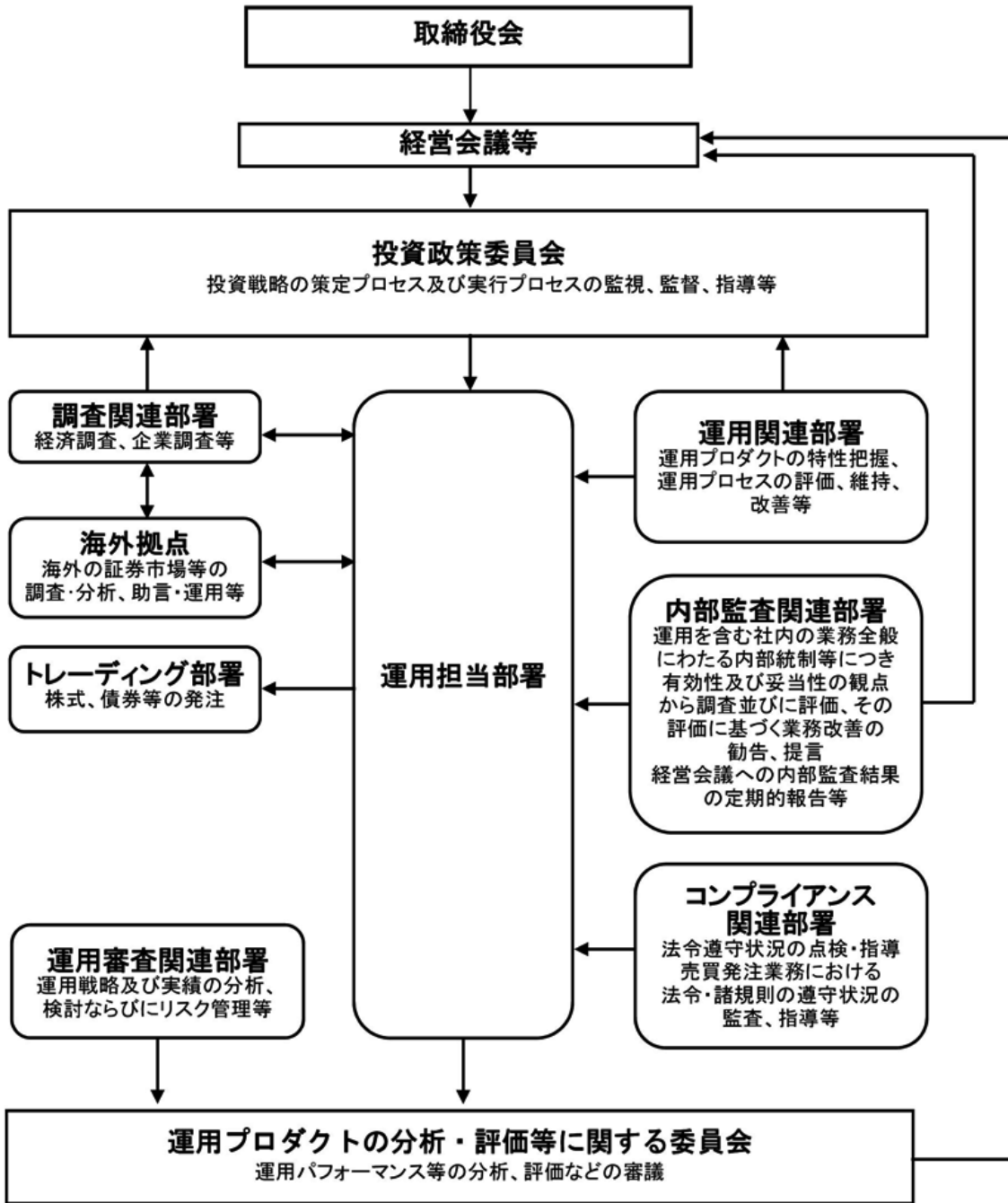
###### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

###### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2023年9月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1,011	45,214,425
単位型株式投資信託	182	672,336
追加型公社債投資信託	14	6,751,050
単位型公社債投資信託	472	989,018
合計	1,679	53,626,829

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。



# 独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財

務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,006		1,865
金銭の信託			35,894		42,108
有価証券			29,300		21,900
前払金			11		11
前払費用			454		775
未収入金			694		1,775
未収委託者報酬			27,176		26,116
未収運用受託報酬			4,002		3,780
短期貸付金			1,835		1,001
未収還付法人税等			-		2,083
その他			57		84
貸倒引当金			△15		△15
流動資産計			101,417		101,486
固定資産					
有形固定資産			1,744		1,335
建物	※2	1,219		906	
器具備品	※2	525		428	
無形固定資産			5,210		5,563
ソフトウェア		5,209		5,562	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,067		16,336
投資有価証券		2,201		1,793	
関係会社株式		9,214		10,025	
長期差入保証金		443		520	
長期前払費用		13		10	
前払年金費用		1,297		1,553	
繰延税金資産		2,784		2,340	
その他		112		92	
固定資産計			23,023		23,235
資産合計			124,440		124,722

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			120		124
未払金			17,615		17,879
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		17		57	
未払手数料		8,357		8,409	
関係会社未払金		8,149		8,911	
その他未払金		1,089		500	
未払費用	※1		9,512		9,682
未払法人税等			1,319		1,024
前受収益			22		22
賞与引当金			4,416		3,635
その他			121		46
流動負債計			33,127		32,414
固定負債					
退職給付引当金			3,194		2,940
時効後支払損引当金			588		595
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,905		4,659
負債合計			38,033		37,074
(純資産の部)					
株主資本			86,232		87,419
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,322		56,509
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,637		55,823	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,030		31,217	
評価・換算差額等			174		229
その他有価証券評価差額金			174		229
純資産合計			86,407		87,648
負債・純資産合計			124,440		124,722

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,733		113,491
運用受託報酬			17,671		18,198
その他営業収益			530		331
営業収益計			133,935		132,021
営業費用					
支払手数料			39,087		38,684
広告宣伝費			804		1,187
公告費			0		0
調査費			26,650		29,050
調査費		4,867		6,045	
委託調査費		21,783		23,004	
委託計算費			1,384		1,363
営業雑経費			3,094		3,302
通信費		72		89	
印刷費		918		903	
協会費		79		83	
諸経費		2,023		2,225	
営業費用計			71,021		73,587
一般管理費					
給料			12,033		11,316
役員報酬		229		226	
給料・手当		7,375		7,752	
賞与		4,427		3,337	
交際費			47		78
寄付金			73		115
旅費交通費			65		283
租税公課			1,049		963
不動産賃借料			1,432		1,232
退職給付費用			1,212		829
固定資産減価償却費			2,525		2,409
諸経費			11,116		12,439
一般管理費計			29,556		29,669
営業利益			33,357		28,763

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	3,530		7,645	
受取利息		10		45	
為替差益		-		49	
その他		1,268		637	
営業外収益計			4,809		8,377
営業外費用					
金銭の信託運用損		1,387		1,736	
時効後支払損引当金繰入額		12		10	
為替差損		23		-	
その他		266		8	
営業外費用計			1,689		1,755
經常利益			36,477		35,385
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		10	
株式報酬受入益		53		46	
固定資産売却益		9		-	
資産除去債務履行差額		141		-	
特別利益計			230		57
特別損失					
投資有価証券等売却損		0		16	
関係会社株式評価損		727		-	
固定資産除却損	※ 2	374		52	
資産除去債務履行差額		0		-	
事務所移転費用		54		-	
特別損失計			1,158		69
税引前当期純利益			35,549		35,374
法人税、住民税及び事業税			10,474		8,890
法人税等調整額			171		419
当期純利益			24,904		26,064

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							△26,268	△26,268	△26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,364	△1,364	△1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			△26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116	116	116
当期変動額合計	116	116	△1,247
当期末残高	174	174	86,407



当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p>						
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>						
<p>5. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。  <table data-bbox="671 936 1050 1032"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> </p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						

## 7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

### ① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

## [会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

## [会計方針の変更]

### (時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

## [未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589 百万円 器具備品 618 <hr/> 合計 1,207	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 <hr/> 合計 1,559

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 346 百万円 器具備品 28 ソフトウェア - <hr/> 合計 374	※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 <hr/> 合計 52

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

## ◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、当社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2) その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）1. 2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-



### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他） （※）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2022 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2022 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 315 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,886 百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	△121	△121

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	△1,521
退職給付の支払額	△904
その他	△14
退職給付債務の期末残高	21,967
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	△258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	△672
年金資産の期末残高	19,687
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	△19,687
	△879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	△489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	△1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	△454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	△45
確定給付制度に係る退職給付費用	959
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%



②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>20,314</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>19,378</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>2,927</u>
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,387</u>
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,387</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>653</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
<u>合計</u>	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮

しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.4%
-----------------	------

退職一時金制度の割引率	1.1%
-------------	------

長期期待運用収益率	2.35%
-----------	-------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2022年3月31日)		当事業年度末 (2023年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,381	賞与引当金	1,138
退職給付引当金	990	退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	285	未払事業税	227
投資有価証券評価減	110	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	272	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	182	時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	92	ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	114	未払社会保険料	85
その他	84	その他	44
繰延税金資産小計	5,376	繰延税金資産小計	4,878
評価性引当額	△1,795	評価性引当額	△1,696
繰延税金資産合計	3,581	繰延税金資産合計	3,181
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△233	資産除去債務に対応する除去費用	△171
関係会社株式評価益	△81	関係会社株式評価益	△84
その他有価証券評価差額金	△78	その他有価証券評価差額金	△102
前払年金費用	△402	前払年金費用	△481
繰延税金負債合計	△796	繰延税金負債合計	△840
繰延税金資産の純額	2,784	繰延税金資産の純額	2,340
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.5%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
その他	0.1%	その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 2021年4月1日	至 2022年3月31日	自 2022年4月1日	至 2023年3月31日
期首残高		1,371		1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		48	-	
資産除去債務の履行による減少		△296		-
期末残高		1,123		1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
委託者報酬	115,670 百万円
運用受託報酬	16,675 百万円
成功報酬（注）	1,058 百万円
その他営業収益	530 百万円
合計	133,935 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## ◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。



◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息	9	未収利息	4

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	29,119	未払手数料	6,013

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付 金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)	27,180	未払手 数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## ◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額 16,775円81銭 1株当たり当期純利益 4,835円10銭	1株当たり純資産額 17,016円74銭 1株当たり当期純利益 5,060円34銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 24,904百万円 普通株式に係る当期純利益 24,904百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 26,064百万円 普通株式に係る当期純利益 26,064百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の見取の条件と異なる条件であって見取の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約款

(野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型)

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンド受益証券、外国株式為替ヘッジ型マザーファンド受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券、外国債券為替ヘッジ型マザーファンド受益証券、新興国債券マザーファンド受益証券、J-REIT インデックス マザーファンド受益証券および海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 各マザーファンド受益証券への投資配分比率は以下を基本（「基本投資割合」といいます。）とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数（※）の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

国内株式マザーファンド受益証券：1/6

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド受益証券：1/6

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：1/9

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド受益証券：1/9

新興国債券マザーファンド受益証券：1/9

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：1/6

海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド受益証券：1/6

(※) 各マザーファンドの対象指数

国内株式マザーファンド：東証株価指数 (TOPIX)

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド：MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジあり)

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド：NOMURA-BPI 総合

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド：FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース)

新興国債券マザーファンド：JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (円ヘッジベース)

(注) 新興国債券マザーファンドは、新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (円換算ベース) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないますが、ファンドにおいて為替予約取引等を行なうことにより、

原則として基本投資割合の範囲において、実質的に JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資効果を目指して運用を行ない、また合成指数の算出においても JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジベース）を使用します。

J-REIT インデックス マザーファンド：東証 REIT 指数（配当込み）

海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド：S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）

② 前号に規定する合成指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

③ 実質組入外貨建資産については、各マザーファンドで為替ヘッジを行なっている部分を除き、原則として為替ヘッジを行ないます。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。



追加型証券投資信託  
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

**(信託の目的と金額)**

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**(信託金の限度額)**

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益権の取得申込みの勧誘の種類)**

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

**(当初の受益者)**

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**(受益権の分割および再分割)**

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)**

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 第1項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

#### **(受益権の譲渡に係る記載または記録)**

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### **(受益権の譲渡の対抗要件)**

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### **(投資の対象とする資産の種類)**

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 22 条、第 23 条、第 27 条及び第 31 条に定めるものに限りません。）に係る権利

- ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

## 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

### イ. 為替手形

### ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、外国株式為替ヘッジ型マザーファンド、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド、外国債券為替ヘッジ型マザーファンド、新興国債券マザーファンド、J-REIT インデックス マザーファンド、および海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうち、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有する

プリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの

15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利

益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

#### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第26条、第29条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第26条、第29条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### (運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

#### (投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図)

第 22 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第

28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### (スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものと



します。

#### (公社債の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第30条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (直物為替先渡取引の運用指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第35条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第36条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第 39 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第 40 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 7 日から翌年 9 月 6 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 26 年 9 月 8 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第 41 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用および監査費用)

第 42 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第 1 項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第 43 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 50 以内の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第 44 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 45 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 48 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 48 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等

を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第47条 受託者は、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第48条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、第

1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (信託契約の解約)

第 49 条 委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から 3 年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第 50 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 54 条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 51 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 54 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投

資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該



他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 55 条 この信託は、受益者が第 48 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 49 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 56 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 56 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### (公告)

第 57 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 58 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第 59 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### (付則)

第 1 条 第 45 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 第 27 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以

下「決済日」という。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」という。)までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」という。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第27条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第31条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 25 年 9 月 12 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 3 項および第 48 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合

(国内株式マザーファンド)

## 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
国内株式マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 2 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 33 条第 1 項、第 33 条第 2 項、第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項および第 39 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については、1,000 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### (運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (投資する株式の範囲)

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

#### (信用取引の指図範囲)

第 15 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)



第 16 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

#### **(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)**

第 17 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### **(有価証券の貸付の指図および範囲)**

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### **(有価証券の保管)**

第 19 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### **(混蔵寄託)**

第 20 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### **(信託財産の登記等および記載等の留保等)**

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第 23 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第 24 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第 25 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第 26 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第 27 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

第 28 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第 29 条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第 30 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 31 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第 32 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第 33 条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第 35 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第 36 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 40 条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 37 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 40 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 38 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 39 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 40 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第 40 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第 41 条 第 33 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 33 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 33 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第42条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第44条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第45条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国株式為替ヘッジ型マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エク

スポンジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。



親投資信託  
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第 2 条 委託者は、金 100 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 40 条第 2 項、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 100 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条及び第19条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債券についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債券を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定め

るものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を

超えることとなる投資の指図をしません。

#### (受託者の自己または利害関係人等との取引)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第25条において同じ。）、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引を行なうことができます。

#### (運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第14条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第14条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券

4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### **(先物取引等の運用指図)**

第 18 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### **(スワップ取引の運用指図)**

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### **(同一銘柄の転換社債等への投資制限)**

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

#### **(有価証券の貸付の指図および範囲)**

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (信託業務の委託等)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 第26条 (削除)

#### (混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年5月12日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。



- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### **(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)**

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### **(償還金の支払いの時期)**

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### **(信託契約に関する監督官庁の命令)**

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

#### **(委託者の登録取消等に伴う取扱い)**

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### **(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)**

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### **(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)**

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第 47 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第 48 条 第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 40 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 40 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

#### (運用報告書)

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

#### (公告)

第 51 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第 52 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 19 年 2 月 1 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

## (国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド)

### 運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合 (NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないません。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第 2 条 委託者は、金 50 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 33 条第 1 項、第 33 条第 2 項、第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項および第 39 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については、50 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限りません。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りません。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### **(運用の基本方針)**

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### **(先物取引等の運用指図・目的・範囲)**

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする

有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### **(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)**

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。



⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (保管業務の委任)

第 17 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### (有価証券の保管)

第 18 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混蔵寄託)

第 19 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (一括登録)

第 20 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### **(有価証券売却等の指図)**

第 22 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### **(再投資の指図)**

第 23 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### **(損益の帰属)**

第 24 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### **(受託者による資金立替え)**

第 25 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### **(信託の計算期間)**

第 26 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 7 月 25 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

#### **(信託財産に関する報告)**

第 27 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### **(信託事務の諸費用)**

第 28 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### **(信託報酬)**

第 29 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### **(利益の留保)**

第 30 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第33条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、

信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託

者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 33 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

**(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)**

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

**(運用報告書)**

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

**(公告)**

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 7 月 25 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

## (外国債券為替ヘッジ型マザーファンド)

### 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外的の利用を含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第38条第2項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については10億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第18条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条及び第16条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)



第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### （利害関係人等との取引等）

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三

者の代理人となつて行なうものを含みます。) および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第18条および第20条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第18条および第20条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### (運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### (スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ

取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第 2 項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

② 前項の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

④ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (公社債の借入れ)

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 19 条 外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当す

る為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 21 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (信託業務の委託等)

第 22 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第 23 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 24 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属す

る旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### **(有価証券売却等の指図)**

第 25 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### **(再投資の指図)**

第 26 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### **(損益の帰属)**

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### **(受託者による資金の立替え)**

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### **(信託の計算期間)**

第 29 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 7 日から翌年 9 月 6 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 26 年 9 月 8 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

#### **(信託財産に関する報告等)**

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとし

ます。

#### (信託事務の諸費用)

第 31 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第 32 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第 33 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 34 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第 36 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託の一部解約)

第 37 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

#### (信託契約の解約)

第 38 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属す

るときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### **(反対受益者の受益権買取請求の不適用)**

第 44 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行なつたときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### **(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)**

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

#### **(運用報告書)**

第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

#### **(公告)**

第 47 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### **(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。



上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 25 年 9 月 12 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

## (新興国債券マザーファンド)

### 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
新興国債券マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限りません。）に係る権利
  - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と

みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

#### (利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができ

ます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### **(運用の基本方針)**

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### **(先物取引等の運用指図)**

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### **(スワップ取引の運用指図)**

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (直物為替先渡取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係



る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第 25 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 26 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第 28 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第 30 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 21 年 5 月 11 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

#### **(信託財産に関する報告等)**

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### **(信託事務の諸費用)**

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### **(信託報酬)**

第 34 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### **(利益の留保)**

第 35 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### **(追加信託金および一部解約金の計理処理)**

第 36 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### **(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)**

第 37 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### **(償還金の支払いの時期)**

第 38 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### **(信託の一部解約)**

第 39 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が第 39 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

#### (運用報告書)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

#### (公告)

第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### (付則)

第1条 約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

## (J-REIT インデックス マザーファンド)

### 運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

##### (2) 投資態度

① J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合が 30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
J-REIT インデックス マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第 2 条 委託者は、金 3 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 800 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 31 条第 1 項、第 31 条第 2 項、第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項および第 37 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 3 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 15 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**



第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものと

します。また、第 4 号および第 5 号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

#### **(運用の基本方針)**

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### **(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)**

第 14 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合がその 100 分の 30 を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

#### **(先物取引の運用指図・目的・範囲)**

第 14 条の 2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を

加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

#### **(公社債の借入れ)**

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### **(保管業務の委任)**

第16条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### **(投資信託証券等の保管)**

第17条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### **(混蔵寄託)**

第18条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### **(信託財産の登記等および記載等の留保等)**

第19条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### **(有価証券売却等の指図)**

第 20 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### **(再投資の指図)**

第 21 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### **(損益の帰属)**

第 22 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### **(受託者による資金の立替え)**

第 23 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### **(信託の計算期間)**

第 24 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 18 年 6 月 12 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

#### **(信託財産に関する報告)**

第 25 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### **(信託事務の諸費用)**

第 26 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### **(信託報酬)**

第 27 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### **(利益の留保)**

第 28 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 29 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第 30 条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第 31 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 32 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第 33 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第 34 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 38 条の規定に

したがいいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 35 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 38 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 36 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 37 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 38 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第 38 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第 39 条 第 31 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 31 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 31 条第 3 項または前条第 2 項に規定する

公告または書面に付記します。

**(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)**

第40条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

**(運用報告書)**

第41条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

**(公告)**

第42条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第43条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成17年5月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

受託者 野村信託銀行株式会社

## (海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド)

### 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

##### (2) 投資態度

- ① 日本を除く世界各国のREITを主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。
- ③ 効率的な運用を行なうため、REIT指数先物取引、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。



親投資信託  
海外REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第39条第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については10億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

**(有価証券および金融商品の指図範囲等)**

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード・セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）であって、有価証券に係るオプションを表示する証券または証書
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード・セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第19条および第21条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができ

ます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第19条および第21条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### **(運用の基本方針)**

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### **(投資する株式等の範囲)**

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### **(先物取引等の運用指図)**

第16条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### (スワップ取引の運用指図)

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第20条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額に

つき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第22条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 25 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### **(有価証券売却等の指図)**

第 26 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### **(再投資の指図)**

第 27 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### **(損益の帰属)**

第 28 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### **(受託者による資金の立替え)**

第 29 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### **(信託の計算期間)**

第 30 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 7 日から翌年 9 月 6 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 26 年 9 月 8 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

#### **(信託財産に関する報告等)**

第 31 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委



託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第33条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第34条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第35条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託の一部解約)

第38条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

#### (信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に

届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### **(信託契約に関する監督官庁の命令)**

第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいます。

#### **(委託者の登録取消等に伴う取扱い)**

第 41 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### **(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)**

第 42 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### **(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)**

第 43 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### **(信託約款の変更等)**

第 44 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### **(反対受益者の受益権買取請求の不適用)**

第 45 条 この信託は、受益者が第 38 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### **(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)**

第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

#### **(運用報告書)**

第 47 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

#### **(公告)**

第 48 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 25 年 9 月 12 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社